第七次香川県保健医療計画 検討協議会委員各位

香川県健康福祉部医務国保課長

第2回第七次香川県保健医療計画検討協議会について(送付)

第2回第七次香川県保健医療計画検討協議会については、新型コロナウイルス 感染症が拡大している状況を受けて、書面による開催とさせていただきたいと存 じます。

つきましては、協議会資料を下記のとおり送付いたしますので、御意見等ございましたら、御提出いただきますようお願いいたします。

記

送付資料について

- (1) 第七次香川県保健医療計画(見直し)主な見直し内容・・資料1
- (2) 第七次香川県保健医療計画構成・・・・・・・ 資料 2
- (3) 第七次香川県保健医療計画素案の概要・・・・・・ 資料3
- (4) 第七次香川県保健医療計画素案・・・・・・・・ 資料4

御意見等の提出について

- 提出様式
 別添「第2回第七次香川県保健医療計画検討協議会に係る意見書」
- 2 提出期限令和3年6月4日(金)
- 3 提出先

下記連絡先まで、電子メール、FAX、郵送のいずれかでお願いします。なお、特に御意見がない場合は、提出は不要とさせていただきます。

【連絡先】

香川県健康福祉部医務国保課 二宮 〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

電話 087-832-3256

FAX 087-806-0248

E-mail hp7527@pref.kagawa.lg.jp

第2回第七次香川県保健医療計画検討協議会に係る意見書

| | 項目 |
|------|------|
| 御意見等 | 御意見等 |

※提出期限 令和3年6月4日(金)

※提 出 先 香川県健康福祉部医務国保課 二宮

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

電話 087-832-3256

FAX 087-806-0248

E-mail hp7527@pref.kagawa.lg.jp

第七次香川県保健医療計画(見直し)主な見直し内容

(1)計画構成の見直し

- 令和元年度に医療法が改正され、保健医療計画の記載事項として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」及び「医師の確保に関する事項」が加えられたことから、本県では、令和元年度に「香川県外来医療計画」、「香川県医師確保計画」を、別途、策定しました。
- 今回、「第七次香川県保健医療計画」を見直すこのタイミングで、「香川県医師確保計画」を香川県保健医療計画の第4章に、「香川県外来医療計画」を香川県保健医療計画の第6章に位置付けることとしました(記載方法は「香川県地域医療構想」の例を準用)。なお、見直し前後の構成は資料2のとおりです。

(2)記載内容の見直し

医師の偏在是正や働き方改革、医介連携・在宅医療の推進など環境の変化等に応じて、現行計画の記載内容や、計画策定時の資料の時点修正など、次のとおり、見直すこととしました。

- 国が実施する各種調査の最新データ等の反映
- 主に、認知症疾患、感染症対策、災害医療、救急医療、へき地 医療、在宅医療、歯科口腔保健等に係る対策については、現状や 課題を整理しなおし、対策の記載内容を修正しています。
- なお、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症への対応については、厚生労働省において、第八次医療計画に5疾病・5事業及び在宅医療に新興感染症への対応に係る事項を加えて、5疾病・6事業及び在宅医療とする方向で調整中とのことです。

のため、今回の見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症については、県で取り組む、積極的疫学調査結果の速やかな情報共有やコールセンター等の整備、入院病床・療養施設の確保、大学病院と連携した感染症医療従事者の確保・養成などについて、新たに記載しています。

(3)数値目標の見直し

現行計画に定める数値目標の現在の達成状況等を踏まえ、数値目標を見直しています。見直した指標は以下のとおりです。

○新規導入項目

・ 看護師分野の目標を達成したため、「特定行為に係る指定研 修施設数」については、新たに「特定行為研修終了者数」を目 標値とします。

【見直し前】

| 分野 | 項目 | 現状 | 目標 | 備考 |
|----------|------------------------|------|-----|-----------|
| 看 護 師 | 特定行為に係 る指定研修施 設数 | 3 施設 | 3施設 | 目標達成により廃止 |

【新規】

| 分野 | 項目 | 現状 | 目標 | 備考 |
|------|----------------|------|------|---|
| 看 護師 | 特定行為研修 終了者数 | 23 人 | 44 人 | 「特定行為に係る指 定研修施設数」が目 標を達成したため、 受講者数を目標とす るもの |

・ 新たに、国から保健医療計画の目標値として例示された「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」と「へき地医療拠点病院の中で巡回診療、代診医派遣の年間実績が合計で12回以上の医療機関の割合」を目標値とします。

| 分野 | 項目 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-----------|--|-------|-------|---------------------------------|
| 精神疾患 | 精神病1年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 307 日 | 316 日 | 第6期障害福祉計画(令和3年度~令和5年度)における新たな指標 |
| へき地 医療 | や 点 が 度 の が が に が に が が に が が に が が い が い が い が り い り い り り り り り り り り | 61.1% | 70.0% | 国が示している新 規の重点目標 |

○目標値見直し項目

数値目標の達成状況や、かがわ障害者プランなど他計画の 目標値と整合性をとるために、下記の目標値について見直すこ ととしています。

| | | 7F | 目標 | 目標 |
|------------|--|---------|--------------------------|----------|
| 分野 | 項目 | 現状 | (見直し前) | (見直し後) |
| 糖尿病 | 糖尿病性腎症に よる新規透析導 入患者数 (人口 10万人当たり) | 14. 6 | 12. 6 | 12.8 |
| | 精神病床における急性期(3か月 未満)入院需要 (患者数) | 427 人 | R2 467 人 R6 457 人 | 462 人 |
| | 精神病床における回復期(3か月以上1年未満)入院需要(患者数) | 647 人 | R2 390 人 R6 392 人 | 392 人 |
| 精神疾患 | 精神病床における慢性期(1年以上)入院需要(患者数) | 1,880人 | R2 1,616 人 R6 1,098 人 | 1,351人 |
| 沃 思 | 精神病床における慢性期入院需要(65歳以上患者数) | 1,134 人 | R2 978 人 R6 688 人 | 831 人 |
| | 精神病床における慢性期入院需要(65歳未満患者数) | 746 人 | R2 638 人 R6 410 人 | 520 人 |
| | 精神病床におけ る入院需要(患者 数) | 2,954 人 | R2 2,473 人 R6 1,947 人 | 2, 205 人 |

| | 項目 | 現状 | 目標 (見直し前) | 目標(見直し後) |
|------|----------------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| | 精神病床におけ る入院後3か月 時点の退院率 | 62% | 69% | 69% |
| | 精神病床における入院後6か月時点の退院率 | 79% | 84% | 86% |
| | 精神病床における入院後1年時 点の退院率 | 84% | 90% | 92% |
| 精神疾患 | 地域移行に伴う 基盤整備量(利用 者数) | _ | R2 386 人 R6 846 人 | 616 人 |
| (※1) | 地域移行に伴う 基盤整備量 (65 歳以上利用者数) | | R2 218 人 R6 479 人 | 347 人 |
| 精を含む | 地域移行に伴う 基盤整備量 (65 歳未満利用者数) | _ | R2 168 人 R6 367 人 | 269 人 |
| の障害 | 指定一般相談支援事業利用人員(※1) | 10 人/月 | 33 人/月 | 43 人/月 |
| | 指定特定相談支援事業利用人員(※1) | 6,422 人 | 6,737 人/ 月 | 7,066 人/ |
| | 生活介護利用量 (※1) | 41,045 人 /月 | 45,057 人/ 月 | 43,800 人 /月 |
| | 自立訓練(生活訓練)利用量(※1) | 605 人日 | 974 人日 | 842 人日 |
| | 認知症サポート 医数 (累計) | 69 人 | 82 人 | 90 人 |

| | 項目 | 現状 | 目標 | 目標 |
|----------|-------------------------------|--------|--------|-----------|
| | 切り | 5亿 1八 | (見直し前) | (見直し後) |
| 在宅 医療 | 訪問看護ステーション数 | 105 | 100 | 124 |
| | 12 歳児で虫歯の ない者の割合 | 64.2% | 65% | 70% |
| 歯科 | 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合 | 52.0% | 50% | 60% |
| | 進行した歯周炎 を有する者の割 合(50歳代) | 57.1% | 30% | 32% |
| 結核 | 人口 10 万人当た りの結核新規患 者発生数 | 10.0人 | 10.0人 | 目標達成により廃止 |
| 災害 医療 | DMATチーム 数 | 47 チーム | 40 チーム | 52 チーム |

第1章 計画の基本的な考え方 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の基本理念・取組みの方向性 第3節 計画の位置付け 第4節 計画の期間 第2章 香川県の保健医療提供体制の現状・課題と対策 第1節 地勢・交通及び人口等の状況 1 地勢と交通 2 人口 3 平均寿命 4 人口動態等 第2節 医療提供施設等の状況 1 病院及び診療所等の概況 2 住民の受療動向 3 香川県及び各保健医療圏における医療提 供施設及び医療従事者の状況 第3節 医療従事者の確保・養成 1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師 4 保健師 5 助産師 6 看護師・准看護師 7 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 8 歯科衛生士・歯科技工士 9 管理栄養士・栄養士 10 臨床検査技師等 11 社会福祉士等 第4節 保健医療圏と基準病床数 1 保健医療圏 2 二次保健医療圏の考え方

| 第1章 | 計画の基本的な考え方 | | |
|------------|---------------------------------------|--|--|
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | | |
| 第2節 | 計画の基本理念・取組みの方向性 | | |
| 第3節 | 計画の位置付け | | |
| 第4節 | 計画の期間 | | |
| 第2章 | 香川県の保健医療提供体制の現状・課題と対策 | | |
| 第1節 | 地勢・交通及び人口等の状況 | | |
| | 1 地勢と交通 | | |
| | 2 人口 | | |
| | 3 平均寿命 | | |
| | 4 人口動態等 | | |
| 第2節 | 医療提供施設等の状況 | | |
| | 1 病院及び診療所等の概況 | | |
| | 2 住民の受療動向 | | |
| | 3 香川県及び各保健医療圏における医療提供施 設及び医療従事者の状況 | | |
| | (第4章、第5章へ) | | |
| | (第4章 医師確保計画を新設) | | |
| | (第5章 医療従事者の確保・養成へ) | | |
| | II. | | |
| | " | | |
| | н | | |
| | н | | |
| | н | | |
| | И | | |
| | И | | |
| | И | | |
| | " | | |
| <u>第3節</u> | 保健医療圏と基準病床数 | | |
| | 1 保健医療圏 | | |
| | 2 二次保健医療圏の考え方 | | |
| | | | |

| 題と | |
|---------|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| 分担 | |
| 付策 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 9 アスベスト | |
| | |
| | |
| | |

| | 3 基準病床数 |
|-------------|-------------------------|
| 第3章 | 地域医療構想 |
| 第4章 | 医師確保計画 |
| | <u>医療従事者の確保・養成</u> |
| <u>第1節</u> | 歯科医師 |
| <u>第2節</u> | <u>薬剤師</u> |
| <u>第3節</u> | 保健師 |
| <u>第4節</u> | 助産師 |
| <u>第5節</u> | 看護師・准看護師 |
| <u>第6節</u> | 理学療法士•作業療法士•言語聴覚士 |
| <u>第7節</u> | 歯科衛生士・歯科技工士 |
| <u>第8節</u> | <u>管理栄養士•栄養土</u> |
| <u>第9節</u> | <u>臨床検査技師等</u> |
| <u>第10節</u> | 社会福祉士等 |
| <u>第6章</u> | 外来医療計画 |
| <u>第7章</u> | 疾病・事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策 |
| 第1節 | 県民本位の医療連携体制の構築 |
| | 1 基本的考え方 |
| | 2 県民・患者の視点 |
| | 3 医療機関等の機能分化と連携 |
| | 4 地域医療における病院相互間の機能分担等 |
| 第2節 | 疾病ごとの医療連携体制の現状・課題と対策 |
| | 1 がん |
| | 2 脳卒中 |
| | 3 心筋梗塞等の心血管疾患 |
| | 4 糖尿病 |
| | 5 精神疾患 |
| | 6 結核・感染症 |
| | 7 新型コロナウイルス感染症 |
| | 8 臓器等移殖 |
| | 9 難病 |
| | <u>10</u> アスベスト |
| | 11 アレルギー疾患 |
| | <u>12</u> ロコモティブシンドローム |
| | |

第3節 事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策 1 救急医療 2 災害医療 3 へき地医療 4 周産期医療 5 小児救急を含む小児医療 第4節 在宅医療連携体制の現状・課題と対策 第5節 歯科医療連携体制の現状・課題と対策 1 歯科口腔保健の推進 2 歯科保健医療体制の整備 3 連携体制の構築 第6節 医薬等に係る現状・課題と対策 1 医薬関係 2 血液確保対策 第7節 医療安全対策・情報化に係る現状・課題と対策 1 医療安全対策 2 医療における情報化 保健医療計画による事業の推進と数値目標の 第5章 達成状況の評価 第1節 保健医療計画の周知と情報公開 1 第六次香川県保健医療計画の数値目標と 達成状況 2 計画の周知 第2節 数値目標の設定 1 数値目標 2 数値目標の意味 第3節 保健医療計画の推進体制と役割 1 県 2 市町 3 医療提供施設の開設者等 4 県民・患者 第4節 数値目標の進行管理 第6章 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組み 第1節 保健・医療・介護(福祉)の連携 1 患者・利用者の立場に立った保健・医療・介

護(福祉)の切れ目のない連携体制の構築

| | 5七次/休姓区掠引回(兄旦U)の佛成(采) |
|------------|---|
| 第3節 | 事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策 |
| | 1 救急医療 |
| | 2 災害医療 |
| | 3 へき地医療 |
| | 4 周産期医療 |
| | 5 小児救急を含む小児医療 |
| 第4節 | 在宅医療連携体制の現状・課題と対策 |
| 第5節 | 歯科医療連携体制の現状・課題と対策 |
| | 1 歯科口腔保健の推進 |
| | 2 歯科保健医療体制の整備 |
| | 3 連携体制の構築 |
| 第6節 | 医薬等に係る現状・課題と対策 |
| | 1 医薬関係 |
| | 2 血液確保対策 |
| 第7節 | 医療安全対策・情報化に係る現状・課題と対策 |
| | 1 医療安全対策 |
| | 2 医療における情報化 |
| <u>第8章</u> | 保健医療計画による事業の推進と数値目標の達成 状況の評価 |
| 第1節 | 保健医療計画の周知と情報公開 |
| | 1 第六次香川県保健医療計画の数値目標と達成 状況 |
| | 2 計画の周知 |
| 第2節 | 数値目標の設定 |
| | 1 数値目標 |
| | 2 数値目標の意味 |
| 第3節 | 保健医療計画の推進体制と役割 |
| | 1 県 |
| | 2 市町 |
| | 3 医療提供施設の開設者等 |
| | 4 県民•患者 |
| 第4節 | 数値目標の進行管理 |
| <u>第9章</u> | 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組み |
| 第1節 | 保健・医療・介護(福祉)の連携 |
| | 1 患者・利用者の立場に立った保健・医療・介護 (福祉)の切れ目のない連携体制の構築 |

| 1 | |
|-----|--------------------|
| | 2 他の計画との整合性の確保 |
| 第2節 | 健康づくり運動の推進 |
| 第3節 | 食育の推進 |
| 第4節 | 医療費適正化 |
| 第5節 | 高齢者保健福祉対策(介護保険を含む) |
| | 1 高齢者の医療の確保等 |
| | 2 高齢者の保健福祉対策 |
| 第6節 | 障害者保健福祉対策 |
| | 1 障害者の保健福祉対策 |
| | 2 障害者の医療の確保等 |
| 第7節 | 母子保健福祉対策 |
| 第8節 | 保健福祉施設の機能強化 |
| 第7章 | 健康危機管理体制の構築 |
| 第1節 | 健康危機管理体制 |
| 第2節 | 医薬品等の安全対策 |
| | 1 医薬品等の安全対策 |
| | 2 緊急医薬品の備蓄 |
| 第3節 | 食品の安全確保対策 |
| 第4節 | 生活衛生対策 |

| | 2 他の計画との整合性の確保 |
|-------------|--------------------|
| 第2節 | 健康づくり運動の推進 |
| 第3節 | 食育の推進 |
| 第4節 | 医療費適正化 |
| 第5節 | 高齢者保健福祉対策(介護保険を含む) |
| | 1 高齢者の医療の確保等 |
| | 2 高齢者の保健福祉対策 |
| 第6節 | 障害者保健福祉対策 |
| | 1 障害者の保健福祉対策 |
| | 2 障害者の医療の確保等 |
| 第7節 | 母子保健福祉対策 |
| 第8節 | 保健福祉施設の機能強化 |
| <u>第10章</u> | 健康危機管理体制の構築 |
| 第1節 | 健康危機管理体制 |
| 第2節 | 医薬品等の安全対策 |
| | 1 医薬品等の安全対策 |
| | 2 緊急医薬品の備蓄 |
| 第3節 | 食品の安全確保対策 |
| 第4節 | 生活衛生対策 |

第七次香川県保健医療計画(素案)の概要

1 計画の基本的な考え方

(1)計画策定の趣旨

平成30年3月に策定した「第七次香川県保健医療計画」に基づき、がんや脳卒中、糖尿病などに関する医療連携体制の整備や、救急や周産期、災害医療など、地域医療の確保に重要な医療提供体制の整備などを実施してきたが、高齢化の進展に伴う保健医療に対するニーズの多様化などを踏まえ、令和6年(2024年)3月末までを計画期間とする「第七次香川県保健医療計画」の中間見直しを行う。

(2) 基本理念

県民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、医療機能の分化・連携を推進することを通じ、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を持続可能な形で効率的に提供する体制を確保する。

(3)計画の位置付け

- ①医療法第30条の4第1項に基づく「医療計画」
- ②高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく「医療費適正化計画」
- ③「新・せとうち田園都市香川創造計画」に基づく保健医療行政運営上の基本となる行動計画

(4)計画の期間

平成30年度から令和5年度までの6年間とする。

2 香川県の保健医療提供体制の現状・課題と対策

(1)保健医療圏と基準病床数

①二次保健医療圏の圏域設定の考え方

5保健医療圏のうちの一部で、医療圏設定の見直し要件に該当することや、平成28年10月に策定した香川県地域医療構想において構想区域を3構想区域としたことから、本計画では、東部保健医療圏、小豆保健医療圏、西部保健医療圏の3保健医療圏とする。

なお、5疾病・5事業及び在宅医療の圏域については、二次保健医療圏に拘らず、患者の 移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定できることとされており、本計画 期間中においては、がんや脳卒中、救急医療、災害医療などについては、大川、小豆、高松、 中讃、三豊の5圏域で設定する。

②基準病床数

医療法等の規定に基づき、次のとおり基準病床数を算定する。

| 病床の種別 | 圏域名 | 基準病床数(床) | 既存病床数(床) |
|---------------|---------|----------|----------|
| | 東部保健医療圏 | 5, 416 | 5, 913 |
| 療養病床 及び | 小豆保健医療圏 | 189 | 3 1 2 |
| | 西部保健医療圏 | 4, 196 | 5, 127 |
| /300 //13 /// | 計 | 9, 801 | 11, 352 |
| 精神病床 | 県 全 域 | 2, 603 | 3, 279 |
| 結核病床 | 県 全 域 | 3 2 | 3 2 |
| 感染症病床 | 県 全 域 | 2 4 | 2 4 |

既存病床数は、令和2年12月末現在の数です。

3 医療従事者の確保・養成

(1) 医師

令和2年3月に策定した香川県医師確保計画を位置付けるものとする。

(2) 歯科医師

各圏域間のバランスを考慮するとともに、多様化・高度化する医療ニーズに応えることができる歯科医師の養成・確保を図る。

(3) 看護師・准看護師

看護師・准看護師の養成、離職防止、再就業支援により、県内で就業する看護師等の確保を 図るとともに、資質の向上に取り組む。

4 香川県地域医療構想

平成28年10月に策定した香川県地域医療構想(第六次香川県保健医療計画別冊)を引き続き、本計画における香川県地域医療構想に位置付けるものとする。

5 外来医療提供体制確保

令和2年3月に策定した香川県外来医療計画を位置付けるものとする。

|6 疾病・事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策

(1) 県民本位の医療連携体制の構築

- ①個別医療機関の専門医の配置状況や治療実績等に関する県民への分かりやすい医療情報の 提供、かかりつけ医・かかりつけ歯科医等に関する普及啓発等を行う。
- ②医療機関連携の拠点となる地域医療支援病院の充実や地域連携クリティカルパスの整備・普及を図るほか、より効率的な医療機関の機能分化・連携を推進する。

(2)疾病ごとの医療連携体制の現状・課題と対策

①がん

- ア 喫煙対策やがん検診の受診率向上に向けた取組みを実施するなど、がんの予防や早期発 見を推進する。
- イ がん診療連携拠点病院を中心としたチーム医療、世代に応じたがん対策・がん登録等を 推進する。
- ウ がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会を目指し、診断時からの緩和ケアの実施、 がんに関する相談支援や情報提供体制の充実、診断早期の離職防止のための治療と就労の 両立支援等を推進する。

②脳卒中

- ア 生活習慣の改善による発症予防を推進するほか、発症直後の救急医療体制の充実・強化 を図る。
- イ 回復期リハビリテーション病棟の整備を含め、リハビリテーション体制の充実や、地域 連携クリティカルパスの普及拡大等による医療連携体制の強化を図る。

③心筋梗塞等の心血管疾患

ア 生活習慣の改善による発症予防を推進するほか、県民に対する心肺蘇生処置の普及啓発 や救急医療体制の充実・強化を図る。 イ 地域連携クリティカルパスの普及拡大による医療連携体制の構築を図る。

4)糖尿病

ア 子どもの頃からの生活習慣病予防など、各年代に応じた生活習慣改善の取組みを推進するほか、保健・医療・教育・地域の関係者による意見交換等を通じ、効果的な予防対策を 推進する。

イ 関係機関との糖尿病医療に関する連携体制の構築に努める。

5精神疾患

- ア 香川大学医学部と協力し公立病院の診療支援等を行うとともに、精神科救急情報センターや精神医療相談窓口の設置等により精神科救急医療体制の維持、拡充を図るほか、身体合併症患者の受入体制確保に係る連携体制の構築を図る。
- イ 精神障害者の地域での生活を支援し、安心して暮らせる地域づくりを推進する。
- ウ 認知症サポーターの養成などを通じ、認知症の人や家族が安心して生活できる地域 づくりを推進する。

⑥新型コロナウイルス感染症

- ア 感染症の発生の状況等について、速やかな情報提供を行うとともに、相談体制の確保に 努める。
- イ 必要な検査体制の整備に努めるとともに、発生した患者に対する入院病床・療養施設の 確保を行う。
- ウ大学病院と連携した感染症医療従事者の確保・養成等に努める。
- エ ワクチンについては、優先順位の高いものから速やかに接種を進める。

(3) 事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策

①救急医療

- ア 病院前救護体制の強化を図るとともに、救急電話相談事業の実施などを含め、救急医療に関する普及啓発に取り組む。
- イ 救急医療機関の機能強化のための施設・設備整備や医師確保に取り組むとともに、新たな救命救急センターの設置の是非を含めた県全体の救急医療体制のあり方について、計画期間中に結論が得られるよう、関係機関の意見を聴きながら検討を行う。

②災害医療

- ア 災害拠点病院の耐震化やライフラインの維持・確保、SCU (航空搬送拠点臨時医療施設) の設置・運営に必要な医療資機材の維持等に取組むとともに、DMATや災害医療コーディネーター等を養成し、災害時の関係機関との連携強化を図る。
- イ 災害時の医薬品等の供給体制を整備するほか、災害後における被災者や救護活動従事者 の健康管理対策を進める。

③へき地医療

- ア へき地医療支援機構の充実やへき地医療拠点病院等への支援を図るとともに、遠隔医療 体制の整備などを通じ、へき地の医療提供体制を確保する。
- イ 自治医科大学卒業医師等へき地医療を担う医師の確保を図るとともに、これらの医師の キャリア支援に努める。

4周産期医療

- ア 高度専門的な周産期医療を提供する総合・地域周産期母子医療センターと地域医療機関 が連携した円滑で効率的な医療提供体制の整備を図る。
- イ 周産期医療従事者に対する専門的な研修や、災害発生時における医療支援体制の整備、 妊産婦のメンタルヘルス対策などを推進する。

⑤小児医療

ア 共同利用型病院や病院群輪番制の実施により、二次救急医療体制の確保・充実を図ると

ともに、重篤な小児救急患者に対応するため、小児救命救急センターの運営を支援し、三 次救急医療体制を確保する。

イ 小児科医の確保対策に取り組むとともに、小児救急電話相談事業の実施や小児在宅医療 体制の整備を行う。

(4) 在宅医療連携体制の現状・課題と対策

- ①在宅療養者の24時間対応や急変時の対応などを目的として、複数の在宅療養支援診療所間 や地域医療支援病院などとの連携体制の構築を図るほか、医療機関と訪問看護ステーション、 薬局、介護事業所等との連携強化に取り組み、在宅医療の基盤を整備する。
- ②在宅医療・介護連携を推進するため、医師対象の研修会やコーディネーターの養成など、在 宅医療・介護を担う人材の育成に努める。
- ③医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する。

7 数値目標

| 項目 | 項目 | | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|------------|---------------------------|----------------|-------|-------|---------------|
| | がんの年齢調整死亡率(75歳未 | 男 性 | 83.6 | 88.2 | 令和5年度(2023年度) |
| | 満)(人口10万人当たり) | 女 性 | 51.4 | 47.4 | 令和5年度(2023年度) |
| | 成人の喫煙率 | | 16.0% | 8.0% | 令和5年度(2023年度) |
| | | 胃がん | 45.6% | | |
| | | 大腸がん | 46.6% | | |
| が | がん検診の受診率 | 肺がん | 55.4% | 55%以上 | 令和5年度(2023年度) |
| かん | | 乳がん | 51.2% | | |
| ,, | | 子宮頸がん | 48.4% | | |
| | 精密検査の受診率 | | 81.7% | 90%以上 | 令和5年度(2023年度) |
| | がん登録の精度向上 | DCN | 3.6% | 10%以下 | 令和5年度(2023年度) |
| | が心豆球の相及同工 | DCO | 2.4% | 5%以下 | 令和5年度(2023年度) |
| | 緩和ケアチームを有するがん診療を行 | すう医療機関数 | 12病院 | 15病院 | 令和5年度(2023年度) |
| | 緩和ケア病棟(病床)を有する病院数 | 女 | 4病院 | 5病院 | 令和5年度(2023年度) |
| | 脳血管疾患の年齢調整死亡率 | 男 性 | 37.6 | 26.4 | 令和5年度(2023年度) |
| 脳卒 | (人口10万人当たり) | 女 性 | 18.1 | 16.6 | 令和5年度(2023年度) |
| 中 | 脳卒中 地域連携クリティカルパス | の運用 | 運用中 | 運用継続 | 令和5年度(2023年度) |
| | 在宅等生活の場に復帰した患者の | 割合 | 55.8 | 65.0 | 令和5年度(2023年度) |
| 心 | 虚血性心疾患塞の年齢調整死亡 | 男 性 | 21.0 | 14.8 | 令和5年度(2023年度) |
| 筋 | 率(人口10万人当たり) | 女 性 | 8.9 | 5.5 | 令和5年度(2023年度) |
| 梗 | 急性心筋梗塞 地域連携クリティカ | ルパスの運用 | 運用中 | 運用継続 | 令和5年度(2023年度) |
| 塞 | 在宅等生活の場に復帰した患者の | 割合 | 96.2 | 95.0 | 令和5年度(2023年度) |
| 糖 尿 | 糖尿病性腎症による新規透析導入 万人当たり) | 患者数(人口10 | 14.6 | 12.8 | 令和5年度(2023年度) |
| 病 | 糖尿病の年齢調整死亡率 | 男 性 | 7.1 | 5.5 | 令和5年度(2023年度) |
| | (人口10万人当たり) | 女 性 | 3.4 | 2.5 | 令和5年度(2023年度) |

| 項 | 耳 目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|----|-------------------------------------|-----------|-----------|---------------|
| | 精神病床における急性期(3か月未満)入院需要(患者数) | 427人 | 462人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 精神病床における回復期(3か月以上1年未満)入 院需要(患者数) | 647人 | 392人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 精神病床における慢性期(1年以上)入院需要(患 者数) | 1,880人 | 1,351人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 精神病床における慢性期入院需要(65歳以上患者数) | 1,134人 | 831人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 精神病床における慢性期入院需要(65歳未満患者数) | 746人 | 520人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 精神病床における入院需要(患者数) | 2,954人 | 2,205人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 精神病床における入院後3か月時点の退院率 | 62% | 69% | 令和5年度(2023年度) |
| | 精神病床における入院後6か月時点の退院率 | 79% | 86% | 令和5年度(2023年度) |
| 精 | 精神病床における入院後1年時点の退院率 | 84% | 92% | 令和5年度(2023年度) |
| 神 | 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | 307日 | 316日 | 令和5年度(2023年度) |
| 疾患 | 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数) | 1 | 616人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 地域移行に伴う基盤整備量(65歳以上利用者数) | - | 347人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 地域移行に伴う基盤整備量(65歳未満利用者数) | 1 | 269人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 指定一般相談支援事業利用人員(※1) | 10人/月 | 43人/月 | |
| | 指定特定相談支援事業利用人員(※1) | 6,422人/月 | 7,066人/月 | 令和5年度(2023年度) |
| | 生活介護利用量(※1) | 41,045人/月 | 43,800人/月 | 月1日十天(2020年度) |
| | 自立訓練(生活訓練)利用量(※1) | 605人日 | 842人日 | |
| | 自殺死亡率(人口10万人当たり) | 14.9 | 14.3以下 | 令和4年(2022年) |
| | 認知症サポート医数(累計) | 69人 | 90人 | 令和5年度(2023年度) |
| | もの忘れ相談医研修受講者数(累計) | 443人 | 500人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 認知症サポーター養成数(累計) | 105,662人 | 120,000人 | 令和5年度(2023年度) |

(※1) 精神障害を含む全ての障害

| 項目 | | 項目 | | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|--------|---------------------|-------------------------------|----------------|--------|----------|----------------------|
| 在 | 訪問診療を | ・実施している診療所・病 | 院数 | 252 | 327 | 令和2年度(2020年度) |
| 宅 | | | | | 346 | 令和5年度(2023年度) |
| | 訪問看護ス | くテ ー ション数 | | 105 | 124 | 令和5年度(2023年度) |
| | | むし歯のない幼児の割合 | | 81.4% | 90% | |
| | 乳幼児期 | | 5歳児 | 68.0% | 70% | |
| | | 定期的にフッ化物歯面類 幼児の割合 | 塗布をしている | 38.0% | 50%以上 | |
| | | 12歳児でむし歯のない | 者の割合 | 64.2% | 70% | |
| | 学齢期 | 歯肉に炎症があり、専門医診断が必要とされた高校生 | | 5.6% | 5% | |
| 歯 科 | | 何でもかんで食べることができる者の割合 | 60歳代 | 71.2% | 80% | 令和4年度(2022年度) |
| | D 1 45 | 60歳で24歯以上の自分者の割合 | かの歯を有する | 78.3% | 85% | |
| | 成人期 高齢期 | 80歳で20歯以上の自分 者(8020達成者)の割合 | | 52.0% | 60% | |
| | |)#/= | 40歳代 | 36.5% | 25% | |
| | | 進行した歯周炎を有する者の割合 | 50歳代 | 57.1% | 32% | |
| | | 017111 | 60歳代 | 58.4% | 45% | |
| | 看護師の特 | 持定行為研修修了者数 | | 23人 | 44人 | 令和5年度(2023年度) |
| | 地域医療支 | で 援病院数の維持 | | 6病院 | 6病院 | 令和5年度(2023年度) |
| | 耐震化が完了し | した災害拠点病院及び第二次救急 | 急医療機関の割合 | 94.7% | 100% | 令和5年度(2023年度) |
| | DMAT F - | -ム数 | | 47 | 52 | 令和5年度(2023年度) |
| | へき地医療拠 | 処点病院からへき地へ医師を | 派遣した回数 | 697回 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| そ | へき地医療扱 | 処点病院からへき地への代診 | 诊医派派遣回数 | 1,363回 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| 他の | | 接拠点病院の中で巡回診 責が合計で12回以上の医 | | 61.1% | 70.0% | 令和5年度(2023年度) |
| 事 | 周産期死亡 | 率(出産千人対) | | 3.1 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| 業等 | 乳児死亡率 | ≤(出生千人対) | | 1.8 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| ., | 病院におけ | る医療安全についての村 | 目談窓口の設置 | 77箇所 | 全ての病院 | 令和5年度(2023年度) |
| | 一般診療所 | | 相談員の配置 | 316箇所 | 全ての診療所 | 令和5年度(2023年度) |
| | 歯科診療所に | こおける医療安全についての |)相談員の配置 | 117箇所 | 全ての歯科診療所 | 令和5年度(2023年度) |
| | K-MIX参 | 加医療機関数 | | 163 | 200 | 令和5年度(2023年度) |
| | K-MIX+ | カルテ参照件数 | | 14,452 | 20,000 | 令和5年度(2023年度) |

[※] 目標年次の設定に当たっては、他の計画との調整を図っている。

第七次香川県保健医療計画 (素案)

香川県

第七次香川県保健医療計画 目次

| 第1章 | 計画の | 基本的 | なま | え | 方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------|------------------------|------------------|-------------|------------|-----|-----|---|---|---|------------|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>第1節</u> | 計画策定 | の趣旨 • | | | | • | • | • | • | • | • | - | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| <u>第2節</u> | 計画の基準 | 本理念・ | 取組 | みの | 方向 | 1性 | | | | | | - | | | | | | - | | • | | | | • | 3 |
| <u>第3節</u> | 計画の位 | 置付け・ | | | | | | | | | | - | | | | | | - | | • | | | | | 5 |
| 筆 4 節 | 計画の期 | 問。。。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 |
| <u> </u> | <u> </u> | <u>181</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | Ü |
| 第2章 | 香川県 | の保健 | 医猪 | ₹提 | 供 | 本制 | 削(| の | 瑪 | 閉 | ; • | . 1 | 果题 | 夏。 | اع | 対 | 策 | Ę | | | | | | | |
| | 1.1 ±+ - |) | _ ~- | - 15 | . — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ |
| 第1節 | 地勢・交 | 通及ひ人 | 口等 | <u>の状</u> | <u>况</u> • | • | • | • | • | • | • | - | • | • | • | • | - | - | • | | - | - | • | • | 7 |
| | 勢と交通・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | 均寿命▫▫ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | 8 |
| 4 人 | 口動態等・ | | | | | | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | - | - | • | • | 9 |
| <u>第2節</u> | 医療提供 | 施設等の | <u>状況</u> | | | | • | • | • | • | - | • | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 4 |
| 1 病[| 院及び診療 | 所等の概 | 況 • | | | - | | | | | | - | | | | | | | | • | | | | 1 | 4 |
| 2 住 | 民の受療動 | 向••• | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 3 香 | 川県及び各位 | 保健医療 | 圏に | おけ | る国 | ቜ療 | 提 | 供 | 施 | 設 | 及(| ゾ目 | 医猪 | 従 | 事 | 者 | の | 状 | 況 | • | • | • | • | 2 | 5 |
| | | œ. i ₩:# | <u>بار</u> بار . | <u> ч</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ | |
| <u>第3節</u> | 保健医療 | 圏と基準 | 柄床 | 数寺 | | | • | • | • | | • | • | • • | | • | • | • | • | • | - | - | - | • | 2 | 9 |
| 1 | 保健医療圏 | | | | • | | • | | | - | - | • | - | | - | | | - | | | • | | | 2 | 2 9 |
| 2 | 二次保健医 | 療圏の圏 | 域設 | 定の |)考 | え方 | ī • | • | • | • | • | • | | | • | | | • | | • | | | • | 2 | 2 9 |
| 3 | 基準病床数 | | | | • | | • | - | - | - | • | • | • | | - | - | - | - | - | • | - | - | - | 3 | 3 1 |
| 然 0 苯 | 4 | 1:L1=#:1 Z= | اداد طور | ± += | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 弟3草 | 香川県 | 叩 | : 孫 倬 | 桏 | - | • • | | - | • | - | - | - | | • 1 | • | - | - | - | - | = | - | - | • | 3 | 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4章 | 香川県 | 医師確 | 保計 | 画 | | | | - | | - | - | - | - | | | | - | - | - | - | | | | 3 | 4 |

第5章 医療従事者の確保・養成

| <u>第</u> | 1節 | 雄 | 科 | 三師 | · | - | • | • | • | • | • | • | • | - | • | • | • | • | - | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | - | • | | - | 3 | 3 5 |
|------------|-----|----------|-------------|------------|------------|------------|-----|----------|------------|----------|----------|------------|---|----------|---|-----|------------|-----|----------|----|---|---|---|----|---|---|---|-----|----|-----|---|---|---|---|-----|
| <u>第 :</u> | 2節 | 菜 | 豬 | <u>市</u> - | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | - | - | - | • | • | • | | • | - | • | - | • | • | • | • | 3 | 3 7 |
| <u>第</u> : | 3 節 | 保 | 健健 | <u>雨</u> • | - | • | - | • | • | • | | | • | - | • | • | • | • | • | - | | - | - | • | | | - | • | - | - | • | • | • | 3 | 3 9 |
| <u>第</u> | 4節 | 助 | 産的 | <u>市</u> • | • | • | • | • | • | | | | • | • | • | • | • | • | - | - | - | | | • | • | | - | • | • | • | • | • | • | 4 | l 1 |
| <u>第</u> : | 5節 | 看 | 護的 | 市 - | <u>准</u> | 看 | 護 | <u>師</u> | • | • | - | - | • | • | - | • | • | - | - | - | • | | | • | • | - | - | • | - | • | • | • | • | 4 | 13 |
| <u>第</u> | 6節 | 理 | 学 | <u>東法</u> | <u>±</u> | | 作: | 業: | 療 | 法: | ± | | 言 | 語 | 聴 | 覚 | <u>:</u> ± | • | | | • | | | • | • | | | • | • | • | • | | • | 4 | ŀ 7 |
| <u>第</u> | 7 節 | 蓙 | 科征 | 钉生 | <u>±</u> | • | 歯 | 科: | <u>技</u> . | <u>T</u> | <u>±</u> | • | • | - | • | • | • | • | - | - | - | • | • | • | - | • | • | • | • | - | • | • | • | 4 | ١9 |
| <u>第</u> | 8節 | 씥 | 理) | <u> </u> | <u>±</u> | - | 栄: | 養: | <u>±</u> | • | - | - | • | • | - | • | • | - | • | - | | - | - | • | | - | • | • | • | • | • | • | • | 5 | 5 1 |
| <u>第</u> 9 | 9節 | そ | <u>-</u> のf | 也の | 医 | 療 | 従 | 事: | <u>者</u> | • | • | - | • | | • | • 1 | • 1 | • • | • | | | | | - | - | - | - | • | - | | | | | 5 | ; 3 |
| 1 2 | | 床検 ん摩 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 4 | 公公 | 会福 認心 | 理的 | L、 市 | 个月 | ተ ሞ | 木 |)建1 | T田′ • | TIL. | | • | | | | • | • | | | | | | | | • | • | • | | • | | | | | 5 | |
| 第6 | 章 | Ī | 季川 | 県 | · ケ | ₹ | K E | 医 | 療 | ī | ŀŒ | ET | | | Ī | | | | • | | | | | • | • | | | = | = | . ■ | | • | | 5 | 5 |
| 第7 | 章 | ¥. | 灰 疖 | j • | 事 | 詳 | ま | <u>_</u> | ے | σ. |)[| 医 | 療 | 通 | 討 | 隽 | 体 | 伟 | IJØ | D] | 現 | 状 | - | Ē. | 果 | 題 | ع | · 文 | 村分 | 策 | | | | | |
| <u>第</u> | 1節 | i 県 | 民 | 本位 | <u>_</u> の | 医 | 療 | 連 | <u>携</u> | <u>体</u> | 制 | <u>න</u> | 構 | 築 | | - | - | - | • | | | • | • | - | - | • | • | - | - | • | • | - | • | 5 | 6 |
| | 1 | 基本 県民 | 的表 | きえ | 方 | • | | • | • | • | • | • | | • | | | | | • | - | | | | | | • | - | • | • | • | | | • | 5 | 6 |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ; | | 医療 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 4 | 地域 | 医疗 | 奈に | お | け | る | 病 | 浣 | 相. | 互 | 間 | の | 機 | 能 | 分 | 担 | 等 | | - | • | • | • | • | | • | • | | | • | • | • | • | 6 | 1 |
| <u>第 :</u> | 2節 | 疾 | 病 | <u> ごと</u> | の | 医 | 療. | 連 | 携 | <u>体</u> | 制 | <u>の</u> : | 現 | <u>状</u> | - | 課 | 題 | ځ | <u>対</u> | 策 | • | | | • | • | • | - | • | • | • | • | • | • | 6 | 5 |
| - | 1 | がん | , • | | | | | | • | | | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | | 6 | 5 |

| 2 | 脳卒中・・・・・ | | | | | | | | | | | - | | • | | 7 3 |
|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|---|---|-----|-----|---|---|---|------------|----------------|
| 3 | 心筋梗塞等の心血管 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 糖尿病・・・・・ | | | | | | | | | | | - | | - | - { | 3 7 |
| 5 | 精神疾患・・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 結核 感染症 • | | | | | | | | | | | - | | - | 1 (| O 6 |
| 7 | 新型コロナウイルス | ス感染症・ | | | | | | | | | | - | | - | 1 | 1 2 |
| 8 | 臓器等移植 • • • | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 難病・・・・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | アスベスト・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | アレルギー疾患・ | | | | | | | | | | | - | | - | 1 : | 2 2 |
| 12 | 今後高齢化に伴い地 | 曽加する疫 | 悪等 | 対策 | | | | | | | | - | • | • | 1 : | 2 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>第3質</u> | 節 事業ごとの医療選 | 重携体制の |)現状 | :課 | 題と | 対策 | | • | • | • • | • • | - | • | - | 1 2 | 2 4 |
| 1 | 救急医療・・・・ | | | | | | | | | | | _ | | _ | 1 1 | 2.4 |
| 2 | 災害医療•••• | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | へき地医療・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 周産期医療・・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 5 | 小児救急を含む小児 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 470秋本を音り47 | | | | | | | | _ | | | _ | _ | _ | ' 1 | + 0 |
| 第4節 | 布 在宅医療連携体制 | 別の現状・ | 課題 | と対 | 策 • | | | | | | | - | | | 1 4 | 4 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>第5節</u> | 布 歯科医療連携体制 | 別の現状・ | 課題 | と対 | 策 • | | • • | | • | • • | | - | • | • | 1 ! | 5 1 |
| -4 | | <i>u</i> . | | | | | | | | | | | | | . . | |
| 1 | 歯科口腔保健の推進 | 匪 • • • • | | • • | | | | | • | • • | • • | - | • | - | 1 : | 5 1 |
| 2 | 歯科保健医療体制の | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 連携体制の構築・ | | | • • | | • • | | | • | • • | • • | • | • | | 1 5 | 5 5 |
| 第6節 | 5 医薬等に係る現場 | ⊁■ 理題↓ | - 分集 | | | | | | | | | | | | 1 / | 5.7 |
| <u> </u> | 11 区末寺に所の死れ | | <u>- ^1 // </u> | 1 | | | | | | | | | | | ' ` | <i>5</i> / |
| 1 | 医薬関係 • • • • | | | | | | | | | | | - | | • | 1 ! | 5 7 |
| 2 | 血液確保対策・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>第7節</u> | 作 医療安全対策 ¶ | 青報化に係 | る現 | 状 • | 課題 | と対 | 策• | | • | • • | | - | • | • | 1 6 | 3 5 |
| | 医病内心丛体 | | | | | | | | | | | | | | 4 | ^ F |
| 1 | 医療安全対策 • • • | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 医療における情報化 | r | • • | | | • • | | • | | | | • | • | • | 7 (| o 9 |

| 第8章 | 保健医療計画による事業の推進と数値目標の達成状況の評価 |
|------------|---|
| <u> </u> | |
| <u>第1節</u> | 保健医療計画の周知と情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 「六次香川県保健医療計画の数値目標と達成状況 - T. O. D. ta |
| 2 計 | -画の周知 |
| <u>第2節</u> | 数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カー |
| 1 数 | r值目標 |
| 2 数 | 値目標の意味 |
| <u>第3節</u> | 保健医療計画の推進体制と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 1 県 | <u> </u> |
| • | TETT |
| | 療提供施設の開設者等 |
| 4 県 | 民•患者 |
| <u>第4節</u> | 数値目標の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | |
| 第9章 | 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組み |
| 第1節 | 保健・医療・介護(福祉)の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 1 患 | ・ ・利用者の立場に立った保健・医療・介護(福祉)の切れ目のない |
| 連携 | 体制の構築 |
| 2 他 | の計画との整合性の確保 |
| <u>第2節</u> | 健康づくり運動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・183 |
| <u>第3節</u> | 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| <u>第4節</u> | 医療費適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187 |
| <u>第5節</u> | 高齢者保健福祉対策 ・・・・・・・・・・・・・・・ 191 |
| 1 高 | 齢者の保健福祉対策 |

| 第6節 障害者保健福祉対策 | <u> </u> | | | | • 193 |
|--|---|----|------|------|-----------|
| 1 障害者の保健福祉対策 2 障害者の医療の確保等 | - | | | | |
| 第7節 母子保健福祉対策 | | | | | • 197 |
| 第8節 保健福祉施設の機能 | <u> </u> | | | | - 200 |
| 第 10 章 健康危機管理 | 体制の | 構築 | | | |
| 第1節 健康危機管理体制 | | | | | 204 |
| 第2節 医薬品等の安全対策 | <u> </u> | | | | - 208 |
| 1 医薬品等の安全確保2 緊急医薬品の備蓄 | | | | | |
| 第3節 食品の安全性確保対 | <u>対策</u> • • • | | | | • 211 |
| 第4節 生活衛生対策 • • | | | | | - 213 |

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本県では、県民だれもが、いつでも、どこでも適切な医療が享受できる体制づくりを進めるとともに、生涯を通じた健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療、リハビリテーションに至る一貫したきめ細かな保健医療サービスを的確に提供できる保健医療システムの構築を図るため、平成元年2月に医療法に基づく「香川県保健医療計画」を策定し、その後おおむね5年ごとに見直しを行い、平成30年3月には、令和6年(2024年)3月末までを計画期間とする第七次計画を策定し、本県における保健医療体制の整備や各種施策の推進に努めてきました。

しかしながら、近年の医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や社会構造の多様化・ 複雑化が進む中で、疾病の構造が変化し、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患及び糖 尿病等の生活習慣病に加え、認知症を含む精神疾患が増加するなど、これらに対応した医 療提供体制の構築が求められています。

さらには、地域医療の確保において重要な課題である救急、災害、へき地、周産期、小児医療の5事業については、引き続き、その体制確保が必要であることに加え、今後、一層進む高齢化等の状況を踏まえ、需要の増加が見込まれている回復期機能の充実や在宅医療の確保などが求められており、保健医療に対するニーズは、ますます多様化しています。

こうした中で、県民の健康水準の向上を図るためには、良質かつ適切な医療が持続可能な形で効率的に提供される体制を構築することが重要な課題となっており、そのためにはまず本県の保健医療体制のあるべき姿と、これを実現するための施策の方向性を示すことが必要です。

また、医療の質の向上に対する県民の期待は高まっており、日常生活圏において通常の 医療需要に対応できるよう医療提供体制の整備を図ることや、患者の立場に立った医療に 関する情報提供を促進することが一層求められています。

さらには、平成28年10月に策定した香川県地域医療構想のもと、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、将来の医療需要を踏まえた病床の機能分化・連携

を進める必要があります。

一方、令和2年3月14日に本県での初めての患者が発生した新型コロナウイルス感染症については、その感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑えることが重要です。そのためには、県民が正しい知識を身につけ、感染を予防する行動をとれるための普及啓発や検査体制の整備・拡充、さらには、患者発生時における入院病床や搬送体制の確保等、非常時にも対応可能な医療体制の整備を図ることが求められています。

今回、医療法の改正や本県の現状等も踏まえ、「第七次香川県保健医療計画」について、 中間見直しを行うものです。

第七次香川県保健医療計画策定等の経緯

平成 29 年 第七次香川県保健医療計画 策定

令和 3 年 第七次香川県保健医療計画 一部改正(中間見直し)

国が改正した指針等を踏まえた指標及び記載事項の見直し

第2節 計画の基本理念・取組みの方向性

医療は、社会の重要かつ不可欠な資産であり、医療提供体制は、県民の健康を確保する ための重要な基盤となっています。

まず、医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものです。患者や 県民に対して医療サービスの選択に必要な情報が提供されるとともに、診療の際には、イ ンフォームド・コンセント(医師等が医療を提供するに当たり適切な説明を行い、患者が 理解し同意すること)の理念に基づき、医療サービスを提供していくことが重要です。

また、安全で質が高く、効率的な医療の実現に向けて、患者や県民が、利用者あるいは 費用負担者として医療に関心を持ち、医療提供者のみに任せるのではなく、自らも積極的 かつ主体的に役割を果たしていくことが望ましく、そうした仕組みづくりが求められてい ます。

さらに、医療は、周産期医療、小児医療からはじまり、終末期における医療まで、人生のすべての過程に関わるものであり、傷病の治療だけではなく、健康づくり等を通じた予防や、慢性的な症状を持ちながらの継続した介護サービスの利用等、様々な領域との関わりがあります。

また、医療の提供に際しては、医療分野や福祉分野の専門職種、ボランティア、家族その他様々な人が関わりを持つことから、医療提供者は、医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制(以下「医療連携体制」という。)の構築にも積極的に協力していくことが求められています。

今後、これまで経験したことのない超高齢社会を迎える中で、県民だれもが、地域で自立した生活を営むことができるよう、それぞれの身体状況や家庭状況に応じて、医療、介護等が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築も必要です。

以上を踏まえ、本計画では、県民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を持続可能な形で効率的に提供する体制の確保を図るこ

とを基本理念とします。

【取組みの方向性】

以上のような計画の基本理念を実現するため、次のような取組みの方向性を定めます。

- (1) 安心で質の高い医療が受けられる環境を整備します。
- (2) 保健医療従事者の養成・確保を推進します。
- (3) 患者や県民に医療に関する情報を積極的に提供します。
- (4) 医療機能の分化・連携を推進します。
- (5) 地域の実状に応じた医療提供体制の整備・充実を推進します。

なお、県や市町、医療提供者や関係団体、さらに患者や県民には、少子・高齢化の進展や医療技術の進歩、県民の意識の変化や医療従事者の厳しい労働環境等も踏まえながら、それぞれの立場において、基本理念を実現していくため、この方向性に則して、積極的に取り組んでいくことが求められています。

第3節 計画の位置付け

- 1 医療法第30条の4第1項の規定に基づく、本県における医療提供体制の確保を図るための計画です。
- (1) 県は、本計画に基づき、市町や医療提供者等と連携を図りながら、第2節に掲げた取組みを推進します。
- (2) 市町に対しては、保健医療行政の計画的な運営のための指針となるもので、市町は県と連携し、計画の達成を推進するため、必要な措置を講ずるように努めることとされています。
- (3) 医療提供施設の開設者等は、計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力や居宅等における医療の提供に関し必要な支援、研究又は研修のための施設・設備等の利用開放などに努めることとされています。
- (4) 県民や関係機関、団体等に対しては、相互に協力し、この計画の達成に向けた自主的な行動を求めるものです。
- 2 医療法第30条の27第1項や第31条第1項の規定に基づく、本県において必要とされる医療の確保に関する施策について定めたものです。
- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、この施策の実施に協力するよう努めることとされています。
- (2) 公的医療機関は、この施策の実施に協力しなければならないとされています。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づく、本県における医療費適正化 を推進するための計画を包含するものです。
- 4 本県では、令和3年10月に5年間の県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都 市創造計画」を策定する予定ですが、本計画は、この基本指針に基づく行動計画です。 また、本計画は、医療に関する事項のほか、公衆衛生、薬事及び社会福祉に関する事 項並びに社会経済条件等に関する事項を記載した県の保健医療行政の基本となる計画 です。
- 5 計画の策定に際しては、他の法律等の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図ることが求められます。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年(2018 年) 4月1日から令和6年(2024 年) 3月 31 日までとします。

ただし、保健医療をめぐる環境の変化などに応じて、必要があると認めるときは、これを変更します。また、本計画で掲げた数値目標の達成状況については、定期的に公表します。

第2章 香川県の保健医療提供体制の現状・課題と対策

第1節 地勢・交通及び人口等の状況

1 地勢と交通

本県は、四国の東北部に位置し、地形は半月形で南は東西におよそ標高 1,000mの讃岐山脈が連なり、これより北に向かってゆるやかに傾斜し讃岐平野が広がっています。北は、小豆島をはじめ大小 110 余の島々が浮かぶ瀬戸内海に面しています。

面積は1,876.73km²と全国最小の県ですが、平地と山地の面積がおよそ相半し、土地の利用度は極めて高く可住地面積は53.6%(全国第10位)に及びます。

道路密度は、1,025m/km²(全国第4位)と道路交通網はよく発達し、県都高松市を中心として県内全域が一日生活圏を形成しています。

2 人口

(1)総人口

本県の人口は、平成11年の1,030,388人をピークに減少しており、令和元年香川県 人口移動調査報告によると、令和元年10月1日現在で956,069人となっています。

また、本県の令和22年(2040年)の総人口は、都道府県別の将来推計人口(平成30年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、815千人と推計されています。

県では、こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、令和2年10月に「かがわ人口ビジョン」を策定し、令和42年(2060年)に人口約77万人を維持するという目標を掲げたところであり、地域の医療提供体制確保の観点からもこの目標の実現に向けた取組みが求められています。

(2)年齡区分別人口

令和元年 10 月 1 日現在の県人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口(0~14歳)は 115,614 人、生産年齢人口(15~64歳)は 523,310 人、老年人口(65歳以上)は 297,346人で、県人口に占める割合はそれぞれ 12.3%、55.9%、31.8%となっています。

都道府県別の将来推計人口の年齢3区分別割合(平成30年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、令和22年(2040年)には本県の年少人口の割合は10.9%、生産年齢人口は52.1%、老年人口は37.0%となり、より一層、少子高齢化が進むと予測されています。令和22年(2040年)の全国の年少人口割合は10.8%、生産年齢人口は53.9%、老年人口は35.3%となると予測されており、全国平均と比べ本県は高齢化が進むと予測されています。

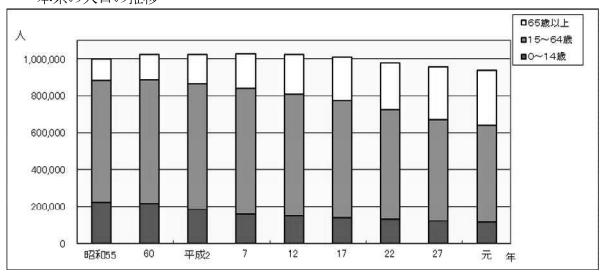
年齢区分別人口の割合

(単位:%)

| | | 年少人口 (0~14 歳) | 生産年齢人口 (15~64 歳) | 老年人口 (65 歳以上) |
|---------------------|-----|------------------|---------------------|------------------|
| 令和元年 | 香川県 | 12. 3 | 55. 9 | 31.8 |
| | 全国 | 12. 1 | 59. 5 | 28. 4 |
| 令和 22 年 (2040 年) | 香川県 | 10. 9 | 52. 1 | 37. 0 |
| | 全国 | 10.8 | 53. 9 | 35. 3 |

出典:「香川県人口移動調査報告」、「人口推計」、「日本の将来推計人口」(平成30年3月推計) 国立社会保障・人口問題研究所

本県の人口の推移



出典:「香川県人口移動調査報告」

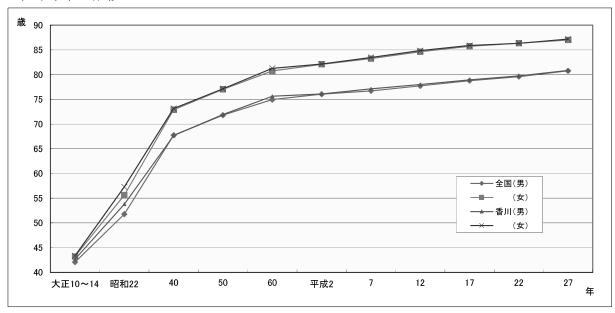
3 平均寿命

厚生労働省の都道府県別生命表によると、平成 27 年の本県県民の平均寿命は、男性 80.85 歳、女性 87.21 歳で、全国の平均寿命(男性 80.77 歳、女性 87.01 歳)に比べると、男性が 0.08 年長く、女性が 0.2 年長くなっており、本県の男女の平均寿命の差は、女性が男性を 6.36 年上回っています。

また、平成27年の香川県簡易生命表によると、香川県の平均寿命は、男性80.56歳、女性87.02歳で前年より男性は0.42年、女性は0.14年長くなっています。

なお、本県の令和 17 年 (2035 年) ~22 年 (2040 年) の平均寿命 (平成 30 年 3 月推計、国立社会保障・人口問題研究所) は、男性 83.21 歳 (全国 83.10 歳)、女性 89.53歳 (全国 89.46 歳) と予測されています。

平均寿命の推移



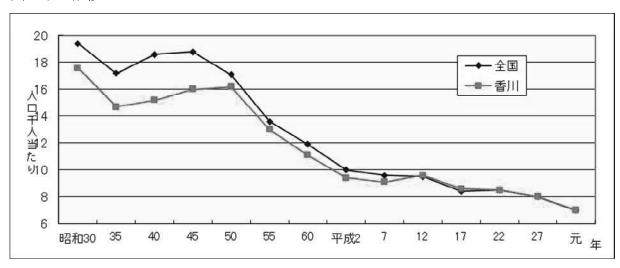
出典:厚生労働省「都道府県別生命表」

4 人口動態等

(1) 出生

令和元年の出生数は 6,631 人 (うち男 3,391 人、女 3,240 人) であり、出生率 (人口千人当たり) は 7.0 で全国平均の 7.0 と同率となっています。

出生率の推移

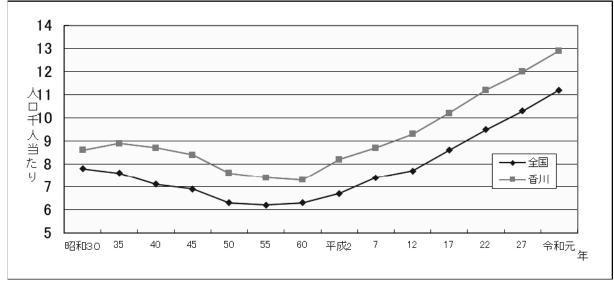


出典:厚生労働省「人口動態調査」

(2) 死亡

令和元年の死亡数は、12,148 人(うち男性 5,925 人、女性 6,223 人)であり、死亡率(人口千人当たり)は 12.9 で全国平均の 11.2 に対して 1.7 ポイント高くなっています。

死亡率の推移

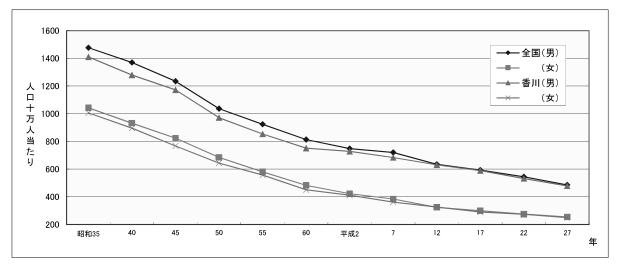


出典:厚生労働省「人口動態調査」

また、平成 27 年の年齢調整死亡率(注)でみると、男性の死亡率(人口 10 万人当たり) は 478.8 で全国の 486.0 より 7.2 ポイント低く、低い方から全国第 18 位となっています。また、女性の死亡率(人口 10 万人当たり) は 249.8 で全国の 255.0 より 5.2 ポイント低く、低い方から全国第 19 位となっています。

(注) 年齢調整死亡率 → 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率 (人口 10万人当たり)。この年齢調整死亡率を用いることによって、年齢構成の異なる集団について、年齢構成の相違を気にすることなく、より正確に地域比較や年次比較をすることができます。

年齢調整死亡率の推移



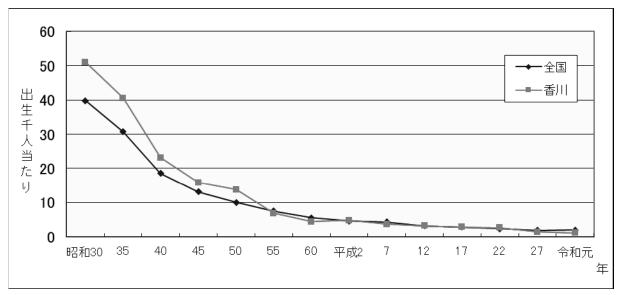
出典:厚生労働省「都道府県別年齢調整死亡率」

(3) 乳児死亡

令和元年の乳児死亡数は、8人であり、乳児死亡率(出生千人当たり)は 1.2 で全国平均の 1.9 より 0.7 ポイント低くなっており、全国一低い数値となっています。

(注) 乳児死亡 ⇒ 生後1年未満の死亡

乳児死亡率の推移

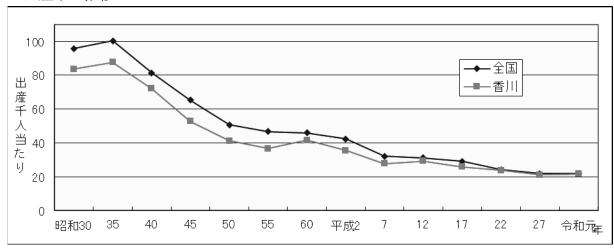


出典:厚生労働省「人口動態調査」

(4) 死産

令和元年の死産数は、148 胎であり、死亡率 (出産千人当たり) は 21.8 で全国の 22.0 に対して 0.2 ポイント低く、低い方から全国第 25 位となっています。

死産率の推移



出典:厚生労働省「人口動態調査」

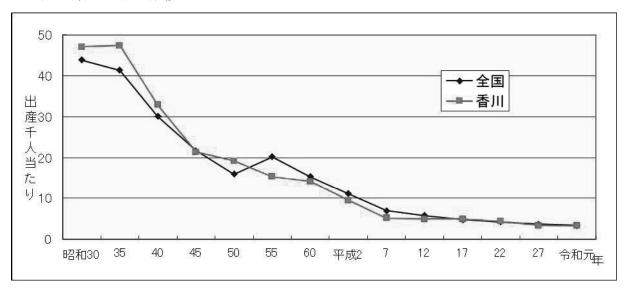
(5) 周産期死亡

令和元年の周産期死亡数は22件で、そのうち妊娠満22週以後の死産は20胎、早期新生児死亡は2人です。

周産期死亡率(出産千人当たり)は3.3で全国平均の3.4より0.1ポイント低く、低い方から全国第17位となっています。

(注) 周産期死亡 ⇒ 妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの。

周産期死亡率の推移



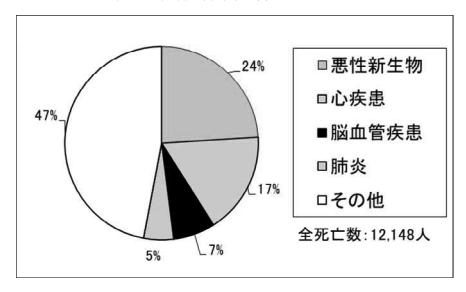
出典:厚生労働省「人口動態調査」

(6) 死因別死亡

令和元年の死因別死亡数では、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患のいわゆる3大生活習慣病が全死亡数の48%を占めています。

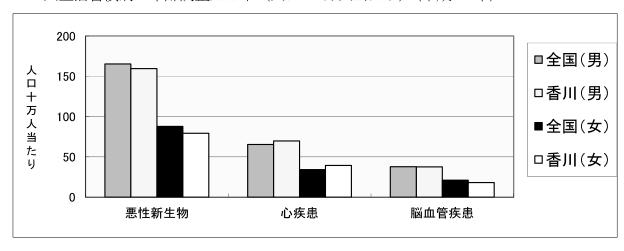
また、平成27年の疾患別の年齢調整死亡率(人口10万人当たり)を見ると、悪性新生物によるものが、男性159.6 (全国平均165.3)、女性79.2 (全国平均87.7)、心疾患によるものが、男性69.8 (全国平均65.4)、女性39.3 (全国平均34.2)、脳血管疾患によるものが、男性37.6 (全国平均37.8)、女性18.1 (全国平均21.0)であり、悪性新生物と脳血管疾患は、男女とも全国平均を下回っていますが、心疾患によるものは、男女とも全国平均を上回っています。

死因別死亡の全死亡に占める割合(令和元年)



出典:厚生労働省「人口動態調査」

3大生活習慣病の年齢調整死亡率(人口10万人当たり)(平成27年)



出典:厚生労働省「人口動態調査特殊報告」

第2節 医療提供施設等の状況

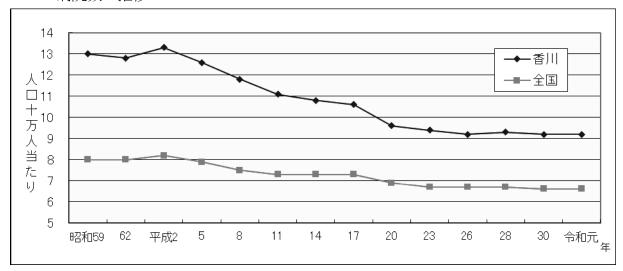
1 病院及び診療所等の概況

(1)病院数•病床数

「令和元年医療施設調査(厚生労働省)」によると、令和元年 10 月 1 日現在の病院 数は88 病院、病床数は14,456 床となっています。

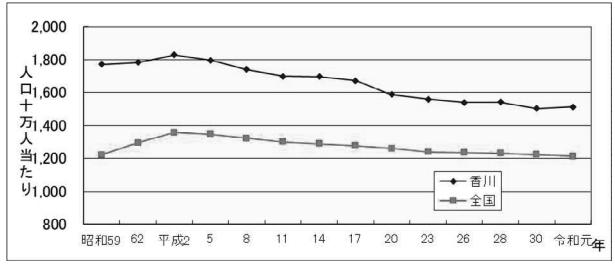
人口 10 万人当たりでは、病院数は 9.2 (全国 13 位)、病床数は 1,512.1 (全国 18 位)であり、全国平均(6.6、1,212.1)をそれぞれ大きく上回っています。

病院数の推移

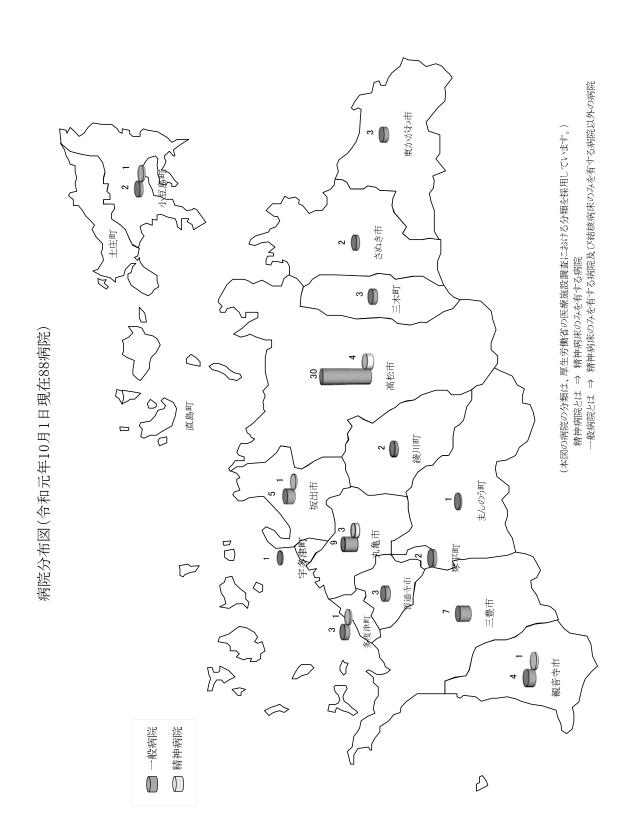


出典:厚生労働省「医療施設調査」

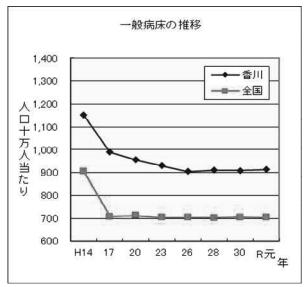
病院における病床数の推移

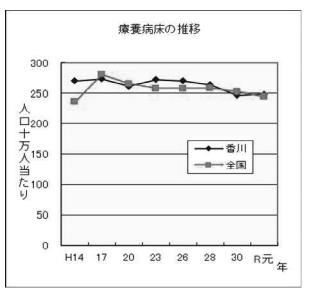


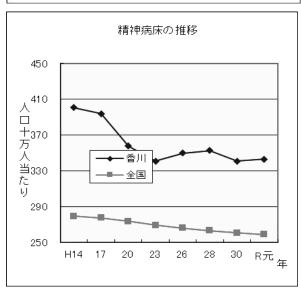
出典:厚生労働省「医療施設調査」

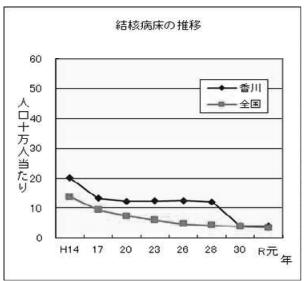


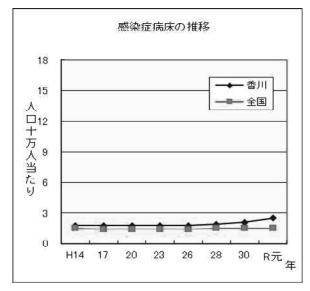
病床種別ごとの推移











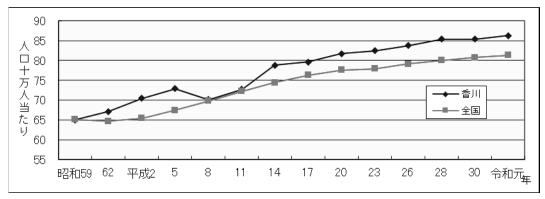
出典:厚生労働省「医療施設調査」

(2) 一般診療所数。病床数

「令和元年医療施設調査(厚生労働省)」によると、令和元年 10 月 1 日現在の一般 診療所数は 825 施設、病床数は 1,409 床となっています。

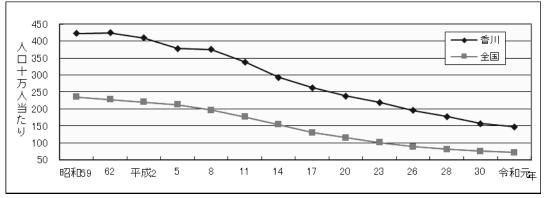
人口 10 万人当たりでは、一般診療所数は 86.3 (全国 16 位)、病床数は 147.4 (全国 11 位) となっており、施設数については、全国平均 (81.3) を少し上回り、病床数については全国平均 (72.0) を大きく上回っています。

一般診療所数の推移



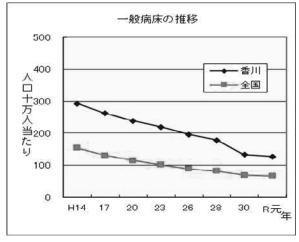
出典:厚生労働省「医療施設調査」

一般診療所病床数の推移

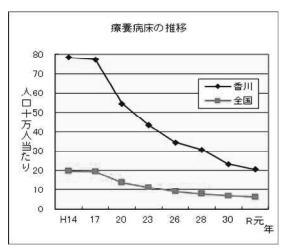


出典:厚生労働省「医療施設調査」

病床種別ごとの推移



出典:厚生労働省「医療施設調査」

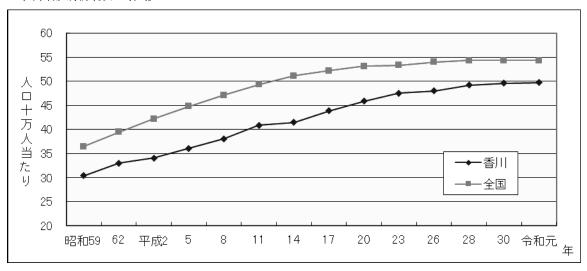


出典:厚生労働省「医療施設調査」

(3) 歯科診療所数

「令和元年医療施設調査(厚生労働省)」によると、令和元年 10 月 1 日現在の歯科診療所数は 475 施設で、すべて無床診療所となっています。人口 10 万人当たりでは、49.7(全国 22 位)で全国平均(54.3)を下回っています。

歯科診療所数の推移

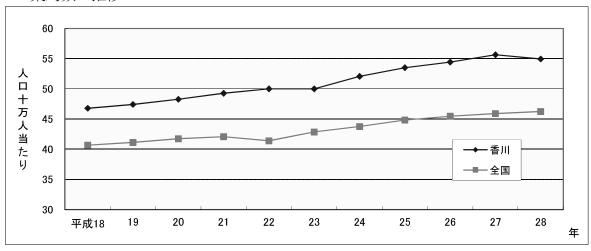


出典:厚生労働省「医療施設調査」

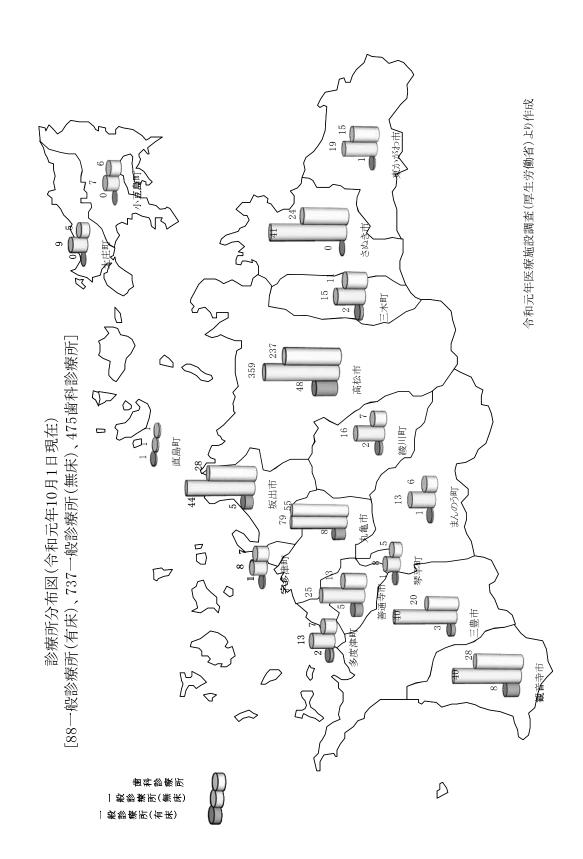
(4)薬局数

「平成30年度衛生行政報告例(厚生労働省)」によると、平成30年度末現在の薬局数は539施設です。人口10万人当たりでは、56.0(全国5位)で全国平均(47.1)を上回っています。

薬局数の推移



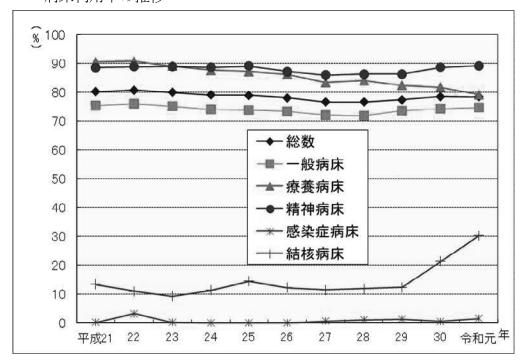
出典:厚生労働省「衛生行政報告例」の薬局数を総務省「人口推計」で除した値



(5) 病床利用率

「令和元年病院報告(厚生労働省)」によると、令和元年(年間)の香川県内の病院の全病床の病床利用率は、78.4%(全国37位)で全国平均80.5%を下回っています。また、一般や療養、精神などの病床種別でみると、精神病床は全国平均上回っていますが、その他の病床は、全国平均を下回っています。

病床利用率の推移



出典:厚生労働省「病院報告」

全国との比較(令和元年)

(単位:%)

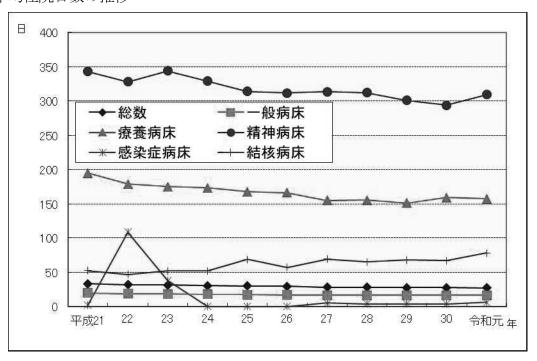
| | 一般病床 | 療養病床 | 精神病床 | 感染症病床 | 結核病床 | 総数 |
|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 香川① | 74. 6 | 79. 1 | 89. 1 | 1.6 | 30. 2 | 78. 4 |
| 全国② | 76. 5 | 87. 3 | 85. 9 | 3.8 | 33. 2 | 80. 5 |
| 1)/2) | 97. 5 | 90.6 | 103. 7 | 42. 1 | 91. 0 | 97. 4 |

出典:厚生労働省「病院報告」

(6) 平均在院日数

「令和元年病院報告(厚生労働省)」によると、令和元年(年間)の香川県内の病院の全病床の平均在院日数は、27.2 日(全国 31 位)で全国平均27.3 日を下回っています。しかし、病床種別でみると、感染症病床を除き、それぞれの病床の平均在院日数は、全国平均を上回っています。

平均在院日数の推移



出典:厚生労働省「病院報告」

全国との比較(令和元年)

| | 一般病床 | 療養病床 | 精神病床 | 感染症病床 | 結核病床 | 総数 |
|---------------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 香川① (単位:日) | 16. 4 | 157. 5 | 309. 4 | 6. 2 | 78. 3 | 27. 2 |
| 全国② (単位:日) | 16. 0 | 135. 9 | 265.8 | 8. 5 | 64. 6 | 27. 3 |
| ①/② (単位:%) | 102.5 | 115.9 | 116. 4 | 72. 9 | 121. 2 | 99.6 |

出典:厚生労働省「病院報告」

(単位:日・%)

2 住民の受療動向

(1)受療率

「平成 29 年患者調査 (平成 29 年 10 月厚生労働省)」による本県の受療率 (人口 10 万人当たりの患者数) は 8,223 人 (全国第 5 位) で、全国平均 (6,711 人) を大きく上回っています。

これを入院・外来別にみると、入院受療率は1,271人、外来受療率は6,952人で、 ともに全国平均(入院1,036人、外来5,675人)を上回っています。

一方、歯科診療所については、受療率が 1,055 人 (全国第 15 位) で全国平均 (1,064 人) を下回っています。

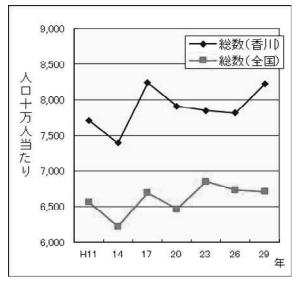
受療した施設を種類別にみると、病院での受療が 36.5% (全国 34.1%)、一般診療所での受療が 50.7% (全国 50.0%)、歯科診療所での受療が 12.8% (全国 15.9%) となっており、全国と比較して病院での受療割合が高くなっています。

受療率(人口10万人当たり)

| 区分 | 年次 | 年次 総 数 | | | 病 院 | | 一般診療所 | | | 歯科 | |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| . , , , | | 入院 | 外来 | 計 | 入院 | 外来 | 計 | 入院 | 外来 | 計 | 診療所 |
| | H17 | 1, 528 | 6, 712 | 8, 240 | 1, 379 | 2, 058 | 3, 437 | 149 | 3, 697 | 3, 846 | 957 |
| | H20 | 1, 366 | 6, 548 | 7, 914 | 1, 245 | 1, 904 | 3, 149 | 122 | 3, 707 | 3, 829 | 937 |
| 香川県 | H23 | 1, 356 | 6, 492 | 7, 848 | 1, 245 | 1, 790 | 3, 035 | 111 | 3, 787 | 3, 898 | 914 |
| | H26 | 1, 310 | 6, 509 | 7, 819 | 1, 217 | 1, 782 | 2, 999 | 93 | 3, 752 | 3, 845 | 975 |
| | H29 | 1, 271 | 6, 952 | 8, 223 | 1, 208 | 1, 794 | 3, 002 | 63 | 4, 104 | 4, 167 | 1, 055 |
| | H17 | 1, 145 | 5, 551 | 6, 696 | 1, 089 | 1, 461 | 2, 550 | 56 | 3, 091 | 3, 147 | 1,000 |
| | H20 | 1,090 | 5, 376 | 6, 466 | 1, 044 | 1, 353 | 2, 397 | 47 | 2, 998 | 3, 045 | 1, 025 |
| 全国 | H23 | 1,068 | 5, 784 | 6, 852 | 1, 028 | 1, 322 | 2, 350 | 41 | 3, 377 | 3, 418 | 1, 085 |
| | H26 | 1, 038 | 5, 696 | 6, 734 | 1,002 | 1, 292 | 2, 294 | 36 | 3, 331 | 3, 367 | 1,073 |
| | H29 | 1, 036 | 5, 675 | 6, 711 | 1,004 | 1, 286 | 2, 290 | 32 | 3, 325 | 3, 357 | 1,064 |

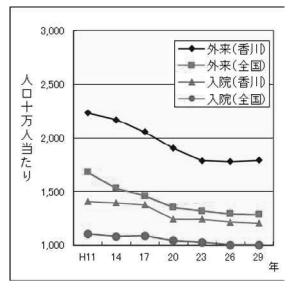
出典:厚生労働省「患者調査」

受療率 (総数)



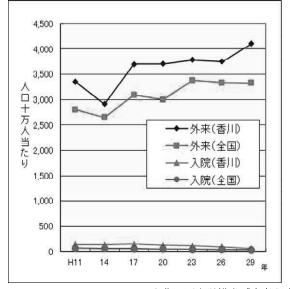
出典:厚生労働省「患者調査」

受療率 (病院)



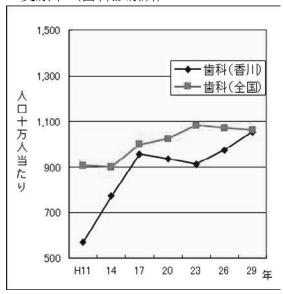
出典:厚生労働省「患者調査」

受療率 (一般診療所)



出典:厚生労働省「患者調査」

受療率 (歯科診療所)



出典:厚生労働省「患者調査」

病院の受療率については、入院・外来とも平成11年以降、減少しています。

一般診療所の受療率については、入院は減少傾向にあり、外来は平成14年以降、上昇傾向にあります。

歯科診療所の受療率は、平成11年以降、一旦上向いたものの、平成17年以降はほぼ横ばいとなっていましたが、平成23年以降、上昇傾向にあります。

(2) 患者の受療動向

① 外来患者の受療動向

県内の全病院を対象とした平成27年6月の香川県患者調査の結果から、外来患者が通院する場合、患者が居住する二次保健医療圏での受診率が最も低いのが小豆保健医療圏で78.0%、一方、最も高いのが東部保健医療圏で95.7%であり、居住地の近くで受診する傾向があります。

病院の外来患者受療動向

| | 74/20 - 7 - 7 / 7 / 20 - 1 - 2 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / | | | | | | | | | |
|----|--|--------|-------|------|-------|--------|---------|-----------|------|---------|
| | | | | | 患 | 者 住 | 所均 | 也 | | |
| 区分 | | 東部保險 | 建医療圏 | 小豆保饭 | 建医療圏 | 西部保險 | | 県内計 | 県外 | 合計 |
| | | 患者数 | 割合 | 患者数 | 割合 | 患者数 | 割合 | 於 [] 自 [| (流入) | |
| 患 | 東部保健医療圏 | 8, 368 | 95. 7 | 163 | 20.8 | 510 | 5. 7 | 9,041 | 112 | 9, 153 |
| 者受 | 小豆保健医療圈 | 1 | 0.0 | 611 | 78. 0 | 0 | 0.0 | 612 | 8 | 620 |
| 療 | 西部保健医療圏 | 373 | 4.3 | 9 | 1. 1 | 8, 467 | 94.3 | 8, 849 | 322 | 9, 171 |
| 地 | 合計 | 8, 742 | 100 | 783 | 100 | 8,977 | 100 | 18, 502 | 442 | 18, 944 |

資料:香川県患者調査(平成27年6月1日現在)

② 入院患者の受療動向

患者が入院する場合、患者が居住する二次保健医療圏での受診率が最も低いのが小豆保健医療圏で70.1%、一方、最も高いのが東部保健医療圏で92.4%であり、居住地の近くで受診する傾向は、外来患者の受療動向と同様です。

病院の入院患者の受療動向

| | | | | | 患 | 者 住 | 所均 | 也 | | |
|----|---------|--------|------|------|-------|--------|------|-----------|------|---------|
| | 区分 | 東部保險 | 建医療圏 | 小豆保饭 | 建医療圏 | 西部保例 | 建医療圏 | 県内計 | 県外 | 合計 |
| | | 患者数 | 割合 | 患者数 | 割合 | 患者数 | 割合 | 於 [1] [1] | (流入) | . [] [] |
| 患 | 東部保健医療圏 | 4, 525 | 92.4 | 123 | 25. 4 | 408 | 8. 2 | 5, 056 | 91 | 5, 147 |
| 者受 | 小豆保健医療圈 | 2 | 0.0 | 340 | 70. 1 | 1 | 0.0 | 343 | 2 | 345 |
| 療 | 西部保健医療圏 | 369 | 7. 5 | 22 | 4. 5 | 4, 583 | 91.8 | 4, 974 | 274 | 5, 248 |
| 地 | 合計 | 4, 896 | 100 | 485 | 100 | 4, 992 | 100 | 10, 373 | 367 | 10, 740 |

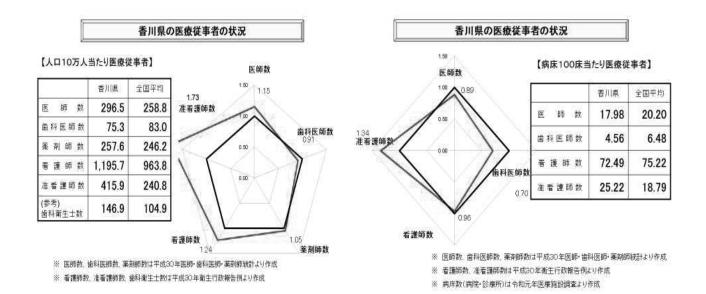
資料:香川県患者調査(平成27年6月1日現在)

3 香川県及び各保健医療圏における医療提供施設及び医療従事者の状況

以下の図は、香川県及び各保健医療圏ごとの医療提供施設及び医療従事者の状況について、それぞれの項目ごとに全国平均との比較をレーダーチャート及び表にしたものです。

レーダーチャートについては、全国平均を1とした場合の香川県の状況を記しています。

香川県の医療提供施設の状況 香川県の医療提供施設の利用状況 【人口10万人当たり病院数等】 病院数 病床利用率 1.50 40 香川県 全国平均 全国平均 香川県 150 (病院一般病床) 一般病床 0.98 74.6% 76.5% 9.2 6.6 病院数 病床利用率 一般病床 診療所数 86.3 81.3 療養病床数 16.0日 平均在院日数 16.4日 平均在院日数 診療所数 (病院+診療所 (病院療養病床) 曲科診療所数 49.7 54.3 療養病床 1.16 79.1% 87.3% 病床利用率 0.00 一般病床数 1,040.9 769.4 疫養病床 157.5日 135.9日 866.0 881.5 平均在院日数 **疫養病床数** 平均在院日数 (病院一般病床) ※ 病床利用率・平均在院日数は、病院病床の ※ 療養病床のみ、65歳以上人口10万人当たり 0.91 一般病床数 1.35 省科診療所数 (病院+診療所) 病床利用率 (病院療養病床) ※ 病院数、診療所数、病床数及び人口は令和元年10月1日現在 ※ 令和元年医療施設調査より作成 ※ 令和元年病院報告より作成

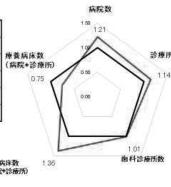


東部保健医療圏の医療提供施設の状況

東部保健医療圏の医療提供施設の利用状況









一般病床数 (病院+診療所)

※ 病院数、診療所数、病床数及び人口は令和元年10月1日現在※ 令和元年医療施設調査より作成

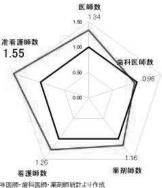
(病院療養病床) ※ 令和元年病院報告のデータにより県において作成

病床利用率

東部保健医療圏の医療従事者の状況

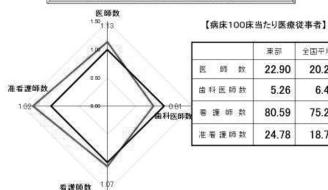
【人口10万人当たり医療従事者】





- ※ 医師教、歯科医師教、薬剤師数は平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計より作成
- ※ 看護師数、准看護師数は平成30年衛生行政報告例より作成

東部保健医療圏の医療従事者の状況



※ 医師数 歯科医師数 薬剤師数は平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計より作成

全国平均

20.20

6.48

75.22

18.79

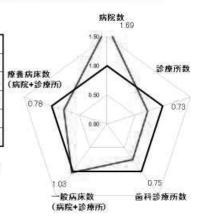
- ※ 看護節数 准看護節数は平成30年衛生行政報告例より作成
- ※ 病床数(病院・診療所)は令和元年医療施設調査より作成

小豆保健医療圏の医療提供施設の状況

【人口10万人当たり病院数等】

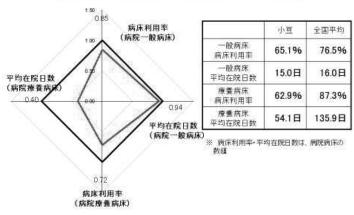
| | 小豆 | 全国平均 |
|--------|-------|-------|
| 病院数 | 11.1 | 6.6 |
| 診療所数 | 59.3 | 81.3 |
| 曲科診療所数 | 40.7 | 54.3 |
| 一般病床数 | 790.9 | 769.4 |
| 療養病床数 | 685.2 | 881.5 |

※ 療養病床のみ、65歳以上人口10万人当たり



※ 病院数、診療所数、病床数及び人口は令和元年10月1日現在※ 令和元年医療施設調査より作成。

小豆保健医療圏の医療提供施設の利用状況

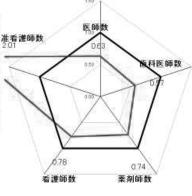


※ 令和元年病院報告のテータにより県において作成

小豆保健医療圏の医療従事者の状況

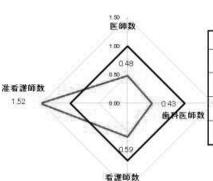
【人口10万人当たり医療従事者】

| | 小豆 | 全国平均 |
|-------|-------|-------|
| 医師数 | 164.1 | 258.8 |
| 曲科医師数 | 47.4 | 83.0 |
| 薬剤師数 | 182.3 | 246.2 |
| 看護師数 | 747.4 | 963.8 |
| 准看護師数 | 484.9 | 240.8 |



- ※ 医師数、歯科医師数、薬剤師数は平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計より作成
- ※ 看護師数、准看護師数は平成30年衛生行政報告例より作成

小豆保健医療圏の医療従事者の状況



| | 小豆 | 全国平均 |
|---------|-------|-------|
| 医 師 数 | 9.68 | 20.20 |
| 歯科医師数 | 2.80 | 6.48 |
| 者 護 師 数 | 44.09 | 75.22 |
| 准看遵師数 | 28.60 | 18.79 |

【病床100床当たり医療従事者】

- ※ 医師数、歯科医師数、薬剤師数は平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計より作成
- ※ 看護師数、准看護師数は平成30年衛生行政報告例より作成
- ※ 病床数(病院・診療所)は令和元年医療施設調査より作成

西部保健医療圏の医療提供施設の状況

【人口10万人当たり病院数等】 病院数 全国平均 10.6 6.6 病 院 数 療養病床数 診療所数 79.7 81.3 (病院+診療剤 診療所数 曲科診療所數 43.6 54.3 120 0.98 1,109.9 769.4 一般病床数 療養病床数 1,054.0 881.5 ※ 療養病床のみ、66歳以上人口10万人当たり 一般病床数 (病院+診療所) 位80 歯科診療所数



100 病床利用率 (病院一般病床) 全国平均 西部 一般病床 76.3% 76.5% 病床利用率 一般病床 平均在院日数 18.0日 16.0日 平均在院日数 療養病床 85 2% 87.3% (病院療養病床 病床利用率 療養病床 平均在院日数 164.0日 135.9日 平均在院日数 ※ 病床利用率・平均在院日数は、病院病床の 数値

西部保健医療圏の医療提供施設の利用状況

病床利用率 (病院療養病床)

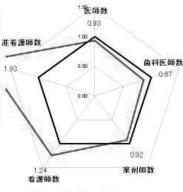
※ 令和元年病院報告のデータにより県において作成

0.98

1.44 ※ 病院数、診療所数、病床数及び人口は令和元年10月1日現在 ※ 令和元年医療施設調査より作成

西部保健医療圏の医療従事者の状況

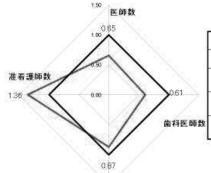
【人口10万人当たり医療従事者】 西部 全国平均 241.5 258.8 師数 歯科医師數 71.8 83.0 226.8 246.2 薬剤師数 看護師数 1,198.9 963.8 准看護師教 465.6 240.8





※ 看護師数 准看護師数は平成30年衛生行政報告例より作成

西部保健医療圏の医療従事者の状況



看護師数

| | 西部 | 全国平均 |
|-------|-------|-------|
| 医師数 | 13.21 | 20.20 |
| 歯科医師数 | 3.93 | 6.48 |
| 看護師数 | 65.59 | 75.22 |
| 准看護師数 | 25.47 | 18.79 |

【病床100床当たり医療従事者】

- ※ 医師数、歯科医師数、薬剤師数は平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計より作成
- ※ 看護師数、准看護師数は平成30年保健衛生行政業務報告より作成
- ※ 病床数(病院・診療所)は令和元年医療施設調査より作成

第3節 保健医療圏と基準病床数

1 保健医療圏

すべての県民が、その生活している地域において健康で生き生きと暮らしていくためには、だれもが必要なときに適切な保健医療サービスを受けられることが大切です。そのためには、限られた医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、医療機関相互が機能を分担し、また連携をしていくことが必要です。

保健医療計画においては、これらのことを踏まえ、県民の暮らしを支えていくための 地域単位として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定し、包括的な保健医療サービ スを供給するための体制整備を推進することとしています。

(1) 一次保健医療圏

一次保健医療圏は、地域住民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や 頻度の高い一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービスを提供してい く最も基礎的な圏域であり、市町の行政区域とします。

(2) 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、原則として一般の医療需要(特殊な医療を除く)に対応した入院医療を圏域内で基本的に確保する区域であり、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、県民に包括的な保健医療サービスを提供していく圏域です。

また、医療法第30条の4第2項第12号の規定により、主として病院、診療所の一般病床及び療養病床の整備を図るべき地域的単位として設定する区域です。

(3)三次保健医療圏

三次保健医療圏は、一次及び二次の保健医療体制との連携の下に、特殊な医療提供を確保するとともに、県全域での対応が必要な保健医療サービスを提供する区域であり、香川県の全域とします。

2 二次保健医療圏の圏域設定の考え方

本県では、平成元年に策定した「香川県保健医療計画」において、地理的条件、交通事情、日常生活圏、保健医療関係の既存の地域ブロック、保健医療資源の分布等圏域設定に必要な要素を総合的に勘案の上、複数の市町を単位とする5つの圏域を設定しました。なお、平成18年に高松市と国分寺町が、2つの二次保健医療圏に跨る合併を行ったことに伴い、旧国分寺町の地域を高松保健医療圏に編入するため、圏域の一部変更を行っています。

平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」(以下「医療計画通知」という。)において、「保健医療圏の人口規模が20万人未満で、療養病床及び一般病床の当該保健医療圏への流入患者割合が20%未満であり、当該保健医療圏からの流出患者割合が20%以上の場合は、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないとみなし、医療圏の設定の見直しについて検討することが必要である。(中略)また、構想区域と二次医療圏が異なっている場合は、一致させることが適当であることから、構想区域に二次医療圏を合わせるよう必要な見直しを行

うこと。」とされています。

第六次香川県保健医療計画まで設定してきた県内の5つの二次保健医療圏のうち、大川保健医療圏、小豆保健医療圏、三豊保健医療圏が上記の医療圏設定の見直しの要件に該当することや、平成28年10月に策定した香川県地域医療構想(第3章「香川県地域医療構想」)では、大川保健医療圏と高松保健医療圏を合わせて東部構想区域、小豆保健医療圏を小豆構想区域、中讃保健医療圏と三豊保健医療圏を合わせて西部構想区域としたことから、医療圏の設定の見直しについて検討し、第七次香川県保健医療制画では、大川保健医療圏と高松保健医療圏を合わせて東部保健医療圏、小豆保健医療圏をそのまま小豆保健医療圏、中讃保健医療圏と三豊保健医療圏を合わせて西部保健医療圏とします。

二次保健医療圏

| 圏域名 | 旧圏域名 | 市町名 | 面積 (k m²) | 人口 (人) | 人口密度 (人/k m²) |
|-------------|---------|---|--------------|-----------|------------------|
| | 大川保健医療圏 | さぬき市 東かがわ市 | 311. 46 | 76, 351 | 245. 14 |
| 東部保健医療圏 | 高松保健医療圏 | 高松市 三木町 直島町 | 465. 41 | 449, 067 | 964. 88 |
| | 小 計 | _ | 776.87 | 525, 418 | 676. 33 |
| 小豆 保健医療圏 | 小豆保健医療圏 | 土庄町 小豆島町 | 169. 96 | 26, 966 | 158. 66 |
| 西部保健医療圏 | 中讚保健医療圏 | 丸亀市 坂出 寺市 宇多津町 綾川町 琴 度 まんのう町 | 589. 36 | 283, 689 | 481. 35 |
| | 三豊保健医療圏 | 観音寺市 三豊市 | 340. 55 | 119, 996 | 352, 36 |
| | 小 計 | | 929. 91 | 403, 685 | 434.11 |
| | 計 | (8市9町) | 1, 876. 74 | 956, 069 | 509. 43 |

※人口、人口密度は香川県統計調査課資料(令和元年10月1日現在)

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和元年10月1日現在)

| 流入患者割合、 | 流出串考到今 | (網掛け第正け | 見直し要件に該当) |
|---------|--------|-----------------|---------------|
| | | (州与)お(ノ)直(ガ)(み、 | 九匹 レ女 「に吸コノ |

| 三次 医療圏 | 二次 医療圏 | 人口 (千人) | 病院の療養病床 <i>]</i> 計入院患者 | 及び一般病床の推 |
|-----------|-----------|------------|---------------------------|---------------|
| | | | 流入患者 割合 (%) | 流出患者 割合(%) |
| | 大 川 | 83. 3 | 16. 4 | 40.0 |
| | 小 豆 | 30. 2 | 1. 9 | 41. 1 |
| 香 川 | 高 松 | 461. 2 | 20. 7 | 11. 6 |
| | 中 讃 | 297. 2 | 17. 3 | 14. 7 |
| | 三豊 | 130. 2 | 13. 9 | 21. 4 |

(出典) 人口:平成28年1月1日住民基本台帳人口

流入・流出患者割合:平成26年患者調査「医政局地域医療計画課に

よる特別集計」

なお、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)の5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、

「二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する」(医療計画通知)とされています。

そこで、本計画期間中における5疾病・5事業及び在宅医療の圏域設定については、 医療提供体制の継続性や激変緩和の観点から、精神疾患やへき地医療は全県単位で、が んや脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療、小児救急医療を 含む小児医療については、大川、小豆、高松、中讃、三豊の5圏域で、周産期医療については、東部、小豆、西部の3圏域で、在宅医療は各市町単位で設定します。

3 基準病床数

基準病床数は、病院の病床及び診療所の病床について、医療圏内における望ましい病 床数の水準を示すとともに、圏内において必要な入院医療を受けられるよう病床の適正 配置を促進するために設定するものです。

本計画で定められた基準病床数を上回る許可病床を有する圏域(いわゆる病床過剰地域)における新たな病院の開設、増床又は診療所の病床の設置、増床については、医療法第30条の11の規定による知事の勧告の対象となります。

「一般病床」と「療養病床」は、両病床を合わせた基準病床とし、二次保健医療圏を単位として算定します。

「精神病床」、「結核病床」及び「感染症病床」については、三次保健医療圏(県全域)を単位として算定します。

基準病床数は、医療法施行規則第30条の30に規定する式により算出し、次表のとおりとします。

基準病床数

| 病床の種別 | 圏域名 | | | 基準病床数 (床) | 既存病床数(床) |
|---------|---------|-----|----|-----------|----------|
| 虚 美 庁 亡 | 東部保健医療圏 | | | 5, 416 | 5, 913 |
| 療養病床及び | 小豆 | 保健医 | 療圏 | 189 | 312 |
| | 西部 | 保健医 | 療圏 | 4, 196 | 5, 127 |
| 加文 7円 八 | | 計 | | 9, 801 | 11, 352 |
| 精神病床 | 県 | 全 | 域 | 2, 603 | 3, 279 |
| 結核病床 | 県 | 全 | 域 | 32 | 32 |
| 感染症病床 | 県 | 全 | 域 | 24 | 24 |

既存病床数は、令和2年12月末現在の数です。

本県における療養病床及び一般病床については、すべての圏域において、既存病床数が基準病床数を上回る病床過剰圏域となっています。

第3章 香川県地域医療構想

平成 28 年 10 月に策定した香川県地域医療構想(第六次香川県保健医療計画別冊)を引き続き、第七次香川県保健医療計画における香川県地域医療構想に位置付けるものとします。

第4章 香川県医師確保計画

令和2年3月に策定した香川県医師確保計画を引き続き、第七次香川県保健医療計画に おける香川県医師確保計画に位置付けるものとします。

第5章 医療従事者の確保・養成

第1節 歯科医師

県内の歯科医師数は、増加傾向にあるものの、地域的バランスを考慮した歯科医師の 養成・確保が重要です。

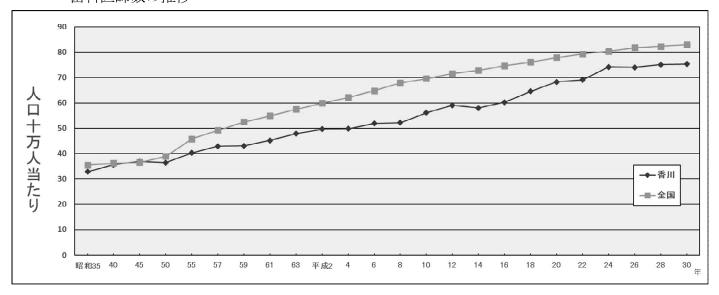
【現状】

- (1) 県内で就業している歯科医師数 (平成30年12月末現在) は724名で、人口10万人 当たりでは75.3人で、全国平均の83.0人を下回っています。
- (2) 就業先別にみると、診療所の開設者・勤務者が 640 人 (88.4%) と最も多く、次いで病院の勤務者が 40 人 (5.5%) となっています。

【課題】

- (1) 圏域別の歯科医師従事者数をみると、全体の 57.8%を東部圏域が占めており、人口 10 万人当たりの歯科医師数も 79.8 人と、他の圏域に比べ多く、東部圏域への集中傾 向にあり、今後とも地域の実情に即した歯科医師の適正な確保が求められます。
- (2) 口腔と全身の関係について広く指摘されており、医科歯科連携をさらに推進するために病院における歯科医師の役割が重要になっています。

歯科医師数の推移



出典:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)

歯科医師従事者数

| | 全国 | 香川県 | 圏域別内訳 | | |
|-------------|----------|---------|-------|-------|-------|
| | 王国 | 省川県 | 東部 | 小豆 | 西部 |
| 従事者数 | 104, 908 | 724 | 419 | 13 | 292 |
| 人口 10 万人当たり | 83. 3 | 75. 7 | 79.8 | 48. 1 | 72. 3 |

出典:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)

【対策】

- (1) 各圏域間のバランスを考慮した養成・確保 県歯科医師会などの協力を得て、各圏域において等しく地域医療が行われるよう歯 科医師の養成・確保に努めます。
- (2) 県民の多様化、高度化する医療ニーズに応えられる歯科医師の養成・確保
 - ① 卒後臨床研修制度による臨床研修指定医療機関の整備・充実を促進し、歯科医師の養成・確保と県内定着を図ります。
 - ② 県歯科医師会との連携のもと、最新の医学知識や技術についての研修会の開催等を促進し、生涯教育の充実を図ります。
- ③ 病院における歯科医療が進展するよう歯科医師の確保を図ります。

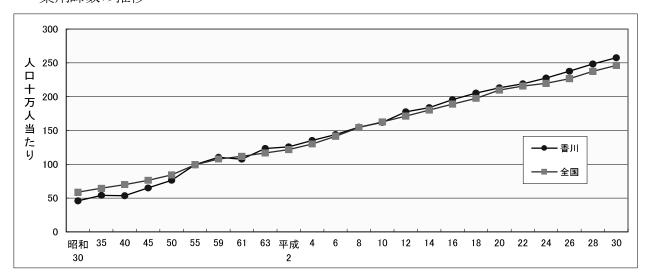
第2節 薬剤師

薬剤師は、医薬品の専門家として、医薬品の開発から使用に至る幅広い分野の業務に従事していますが、特に、近年、医療の高度化や医薬分業の進展に伴い、最適な薬物療法の提供や服薬指導など、医療の担い手としての役割が求められています。平成 18 年度からは薬学教育 6 年制もスタートし、その安定的確保と一層の資質向上が重要です。

【現状】

- (1) 平成 30 年 12 月末現在で、県内に従業地等を有する薬剤師の届出総数は 2,478 人、 人口 10 万人当たりでは 257.6 人で、全国平均の 246.2 人を上回っています。
- (2) 就業先別にみると、薬局の開設者・勤務者が 1,435 人 (57.9%) と最も多く、次いで病院・診療所勤務者が 548 人 (22.1%)、以下、医薬品製造販売業・製造業 155 人 (6.3%)、医薬品販売業 117 人 (4.7%)、衛生行政・保健衛生業務の従事者 75 人 (3.0%)、大学の従事者 34 人 (1.4%)、その他 35 人 (1.4%)、無職 79 人 (3.2%) となっています。
- (3) 平成 26 年と平成 30 年を比較すると、薬剤師の届出総数は、146 人 (6.3%) 増加しており、就業先別では、薬局の開設者・勤務者が 123 人 (9.4%) の増となっています。

薬剤師数の推移



出典:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)

薬剤師従事者数

| | | | 禾 山旧 | 圏域別内訳 | | | |
|---------------|--------|---------|-------------|-------|-------|-------|--|
| | | 全国 | 香川県 | 東部 | 小豆 | 西部 | |
| 従 | 事 者 数 | 311,289 | 2,478 | 1,506 | 50 | 922 | |
| 人口 1 | 0万人当たり | 246.2 | 257.6 | 285.3 | 182.3 | 289.7 | |
| 従 | 薬 局 | 180,415 | 1,435 | 820 | 25 | 590 | |
| 従事者の | 医療機関 | 59,956 | 548 | 321 | 14 | 213 | |
| ゚ `` あ | その他 | 70,918 | 495 | 365 | 11 | 119 | |

出典:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)

【課題】

- (1) 近年の急速な医薬分業の進展により、地域的、短期的には薬剤師の確保が困難な場合も考えられます。
- (2) 薬局は、地域において、調剤を中心とする医薬品等の提供拠点として、地域医療に 貢献することが求められており、開局薬剤師の安定的確保と資質の向上が必要です。 また、病院においては、薬剤師が病棟に滞在し、医師、看護師の負担軽減を図りなが ら有効な薬物療法を提供することが求められており、質の高い病院薬剤師の育成と確 保が必要です。

【対策】

(1)薬剤師の安定的確保

県内外の大学薬学部との連携を密にし、6 年制薬学生の実務実習教育に協力して薬剤師の安定的確保と資質の向上に努めます。また、薬剤師会と連携して、薬剤師の需給動向に注意し、安定的な確保が図られるよう努めます。

- (2)薬剤師の資質の向上
 - ① 薬学教育 6 年制の円滑な実施に向け、関係機関が取り組んでいる実務実習受入施設の確保や指導薬剤師の養成など受入体制の整備を支援するとともに、病院薬剤師に対するがん専門薬剤師研修等への参画について周知を図ります。
 - ② 既卒薬剤師も含めた生涯研修体制の確立を図ることが求められていることから、薬剤師会等関係機関と連携して、自主研修等の実施を促進し、薬剤師の資質の向上に努めます。

第3節 保健師

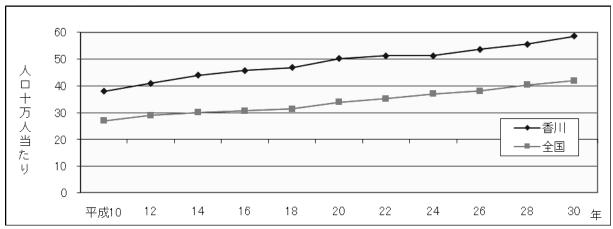
近年、少子・高齢化の進展、疾病構造の変化、核家族化の進行とともに、社会不安 を背景にしたこころの健康問題、高齢者や児童の虐待対策、新型感染症の発生や災害 時の健康危機管理対策など、健康課題は複雑で多様化しています。

このような状況の中、住民の健康を守る保健師の活動は、様々な年齢層や健康レベルに応じた幅広い活動が求められています。加えて、地域における保健・医療・福祉サービスのコーディネーター役として期待されており、その専門性の向上を図る必要があります。

【現状・課題】

- (1) 県内には、保健師・看護師の養成施設として大学看護学科2校が設置されています。令和元年3月卒業者(132人)のうち、保健師としての就業は19人、うち県内就業者は11人となっています。
- (2) 県内に就業する保健師の届出総数は563人(平成30年末現在)であり、就業場所別にみると、市町が274人(48.7%)と最も多く、次いで保健所が県4保健所・高松市保健所で118人(21.0%)、病院・診療所が62人(11.0%)、事業所が51人(9.1%)、県が31人(5.5%)、訪問看護ステーションや介護保険施設等が10人(1.8%)、看護師等学校・養成所又は研究機関が14人(2.5%)、その他3人(0.5%)となっています。人口10万人当たりの保健師数は58.5人で全国の41.9人を上回っています。
- (3) 平成24年7月に改正された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(厚生 労働省)において、ソーシャルキャピタルを活用し地域の特性を生かした健康なま ちづくりの推進が提唱され、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、住 民等との連携及び協働がますます重要となっています。様々な分野で働く保健師が これまで以上に連携体制を強化し、効果的な保健活動を展開することが必要です。
- (4)健康問題が多種・多様化し、保健師の分散配置が進む中、平成28年3月に「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ」に自治体保健師に求められる能力を段階的に整理した標準的なキャリアラダーが示されました。そのような保健師の専門的能力を獲得するにはジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた体系的な人材育成体制の構築が必要です。
- (5) 新型感染症対策において、保健師は、感染の拡大を最小限にとどめるため、専門性の高い能力を一層求められています。感染症や災害の発生時などの様々な健康危機管理に対応できる人材育成が必要です。

保健師数の推移



出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

保健師従事者数

| | | 香川県 | 圏域別内訳 | | | |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 全国 | 1 | 東部 | 小豆 | 西部 | |
| 従事者数 | 52. 955 | 563 | 302 | 26 | 241 | |
| 人口 10 万人当たり | 41.9 | 58. 5 | 57. 2 | 98. 4 | 57. 6 | |

出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

【対策】

- (1) 保健師の養成・確保
 - ① 香川大学及び県立保健医療大学において質の高い保健師を養成するとともに、卒業生の県内就業の促進を図ります。
- (2) 保健師の資質の向上
 - ① 保健師の基礎教育の大学院化、継続教育を推進し、資質の向上に努めます。
 - ② 市町と連携し、保健師の基本的能力の修得状況を踏まえた人材育成を行うよう香川県地域保健関係職員研修指針や新任期及び中堅期の保健師人材育成の手引き等に基づいた研修体制の充実に努めます。
 - ③ 香川大学や県立保健医療大学、県看護協会等関係機関との連携のもと、保健師が地域活動を重視した取り組みを継続できるよう人材育成を推進します。

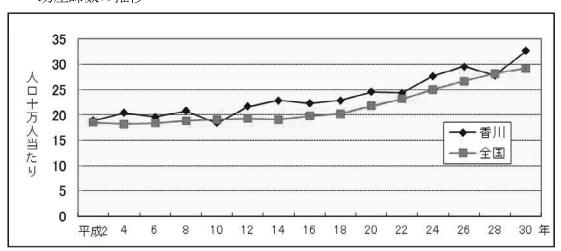
第4節 助産師

助産師は、少子・高齢化が進む中、助産業務にとどまらず、地域社会の中で思春期から更年期に至る女性のライフサイクルに合わせた保健指導や援助までを行っており、その安定的確保と資質の向上を図ることが必要です。

【現状・課題】

- (1) 県内には、助産師養成施設として、香川大学大学院医学系研究科看護学専攻(修士課程) 助産学コース(定員6名)、県立保健医療大学助産学専攻科(定員10人)が設置されています。令和元年3月卒業者9人のうち、県内就業者数は、7人となっています。
- (2) 県内で就業している助産師数は 315 人 (平成 30 年末現在) で、就業場所別にみると、病院・診療所が 260 人 (82.5%) で最も多く、次いで助産所が 19 人 (6.0%)、その他 15 人 (3.5%)、看護師等学校養成所又は研究機関が 9 人 (2.9%)、市町が 8 人 (2.5%)、保健所 3 人 (0.9%)、事業所 1 人 (0.3%) となっています。また、人口 10 万人当たりの助産師数は 32.7 人で、全国平均と比較すると、ほぼ同程度となっています。
- (3) 産婦人科医の減少が続く中、県民が安心してお産のできる環境を維持していくために、助産師の養成確保や助産ケアの質の向上を図ることが必要です。

助産師数の推移



出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

助産師従事者数

| | 全国 | ₹Ⅲ個 | | 圏域別内訳 | |
|-------------|---------|-------|------|-------|-------|
| | 土耳 | 香川県 | 東部 | 小豆 | 西部 |
| 従事者数 | 36, 911 | 315 | 214 | 8 | 93 |
| 人口 10 万人当たり | 29. 2 | 32. 7 | 40.5 | 29. 2 | 22. 9 |

出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

【対策】

- (1) 助産師の養成・確保
 - ① 香川大学及び県立保健医療大学において、広い視野と高い教養を身につけた質の高い助産師を養成するとともに、卒業生の県内就業の促進を図ります。
- (2) 助産師の資質の向上
 - ① 資質の向上を図るため、新人助産師合同研修の実施、助産師出向支援事業、助産師外来・院内助産所の普及など、院内及び院外における研修体制の充実に努めます。
 - ② 香川大学や県立保健医療大学、県看護協会などの関係機関との連携のもと、生涯学習を推進します。

第5節 看護師・准看護師

看護師・准看護師(以下「看護師等」という。)は、患者の生活の質の向上を目指し、より良い医療・看護サービスを提供するために、他の医療関係職種と連携して、療養生活支援の専門家として適切な看護を提供していくことを目指しています。また、在宅医療等において質の高い安全で安心な医療を提供するためにも、看護師等の安定的な確保と資質の向上を図る必要があります。

【現状・課題】

(1) 県内には、看護師等の養成施設として、大学看護学科2校、看護師3年課程5校、看護師2年課程4校、5年一貫課程3校、准看護師課程9校が設置されています。(看護師通信教育課程250人と助産師課程10人を除いた1学年の定員は1,015人)

令和元年3月卒業者で看護業務に就業した625人のうち455人(72.8%)が 県内の医療機関に就業しており、引き続き、県内就業率の向上が必要です。

(2) 県内で就業している看護師等の人数は、15,502人(平成30年末現在)で、 看護師が11,501人(74.2%)、准看護師が4,001人(25.8%)となっています。 人口10万人当たりの県内の看護師数は1195.7人で、全国平均の963.8人を 上回っています。准看護師数は415.9人で、全国240.8人を上回っていますが、 平成18年以降減少傾向にあります。

人口 10 万人当たりの就業者数を圏域別にみると、高松・中讃圏域は高く、大川・小豆圏域は低くなっています。

就業場所別にみると、病院が 9,657 人 (62.3%) と最も多く、次いで診療所 2,549 人 (16.4%) 介護保険施設、社会福祉施設等 2,511 人 (16.2%)、訪問看 護ステーション 365 人 (2.4%)、看護師等学校養成所又は研究機関が 235 人 (1.5%)、その他 185 人 (1.2%) となっています。

- (3) 医療の高度化・専門化や高齢化に伴う訪問看護の増加など、多様化する看護業務や看護体制の充実に対応するためには、看護師等の確保と資質の向上を図ることが、引き続き重要な課題となっており、新卒者の定着促進、専門職として働きがいのある職場づくり、子育てや介護などでキャリアを中断せず継続して働き続けることのできるワーク・ライフ・バランスの実現などが求められています。
- (4) 2025 年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図るために、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成する「特定行為に係る看護師の研修制度」が平成27年10月に開始されました。平成29年3月現在、県内では、指定研修機関が1施設、特定行為研修を修了した看護師は3名となっています。急性期医療や慢性期医療、在宅医療等のそれぞれの場で、患者の状態を見極めて、適時に看護を提供する等の活躍が期待される修了者の養成のため、働きながら身近な場所で研修を受けられる研修体

制の整備等が必要です。

卒業者就業状況(香川県)

(令和元年3月現在、単位:人)

| | 区分 | | 卒業 | | 護業務就 | | 県内就業率 | 進学者 | 看護業務 | その他 | |
|----|------------|----------|-----|-----|------|-----|--------|--------|--------|---------|---|
| | | 75 | 者数 | 県内 | 県外 | 総数 | (%) | √⊑ 1 □ | 以外就業 | C *> E | |
| | :健師 :護師 | 大学 | 127 | 56 | 53 | 109 | 51.4% | 12 | 5 | 1 | |
| 助 | 産師 | 大学 | 9 | 7 | 2 | 9 | 77.8% | 0 | 0 | 0 | |
| | 3年課程 | 養成所 | 255 | 150 | 79 | 229 | 65. 5% | 10 | 11 | 5 | |
| | | 全日制 | 64 | 50 | 12 | 62 | 80.6% | 0 | 0 | 2 | |
| 看 | 2 年 | 定時制 | 31 | 28 | 3 | 31 | 90.3% | 0 | 0 | 0 | |
| 護 | 課 程 | 通信制*1 | 316 | 20 | 165 | 185 | 10.8% | 0 | 1 | 130 | |
| 師 | | | | 小計 | 95 | 78 | 15 | 93 | 83. 9% | 0 | 0 |
| | 5年 | 一貫教育 | 79 | 61 | 12 | 73 | 83.6% | 3 | 3 | 0 | |
| | | 計 | 429 | 289 | 106 | 395 | 73. 2% | 13 | 14 | 7 | |
| 准 | 衛生 | 三看護科 | 51 | 3 | 1 | 4 | 75.0% | 47 | 0 | 0 | |
| 看護 | 產 | | 143 | 100 | 8 | 108 | 92.6% | 18 | 5 | 12 | |
| 師 | | 計 | 194 | 103 | 9 | 112 | 92.0% | 65 | 5 | 12 | |
| | 合 | 計 | 759 | 455 | 170 | 625 | 72.8% | 90 | 24 | 20 | |

^{*1} 看護師2年課程通信制は合計から除く

(香川県医務国保課調)

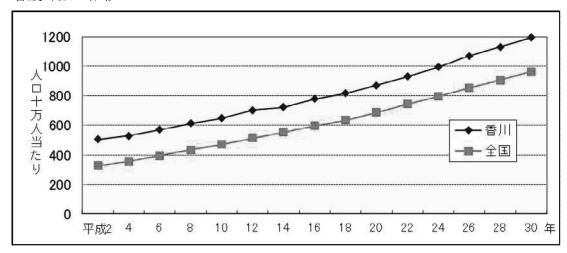
就業状況 (香川県)

(平成30年12月末現在、単位:人)

| 年 次 | 保健師 | 助産師 | 看護師 | 准看護師 | 計 |
|---------|-----|-----|---------|--------|---------|
| 平成 16 年 | 466 | 227 | 7, 918 | 4, 295 | 12, 906 |
| 平成 20 年 | 504 | 247 | 8, 749 | 4, 309 | 13, 809 |
| 平成 24 年 | 508 | 274 | 9, 841 | 4, 194 | 14, 817 |
| 平成 28 年 | 539 | 270 | 11,000 | 4, 139 | 15, 948 |
| 平成 30 年 | 563 | 315 | 11, 501 | 4,001 | 16, 380 |

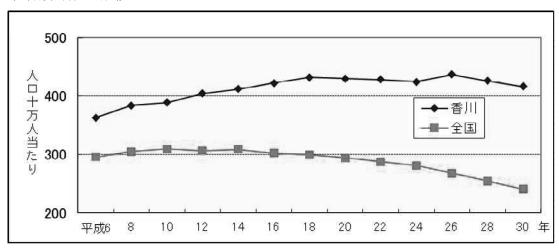
出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

看護師数の推移



出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

准看護師数の推移



出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

看護師·准看護師従事者数

| | | 全国香川県 | | 圏域別内訳 | | | |
|------|-------------|-------------|---------|-------------|--------|-----------|--|
| | | 土坦 | 省川宗 | 東部 | 小豆 | 西部 | |
| 看護師 | 従事者数 | 1, 218, 606 | 11, 501 | 6, 422 | 205 | 4, 8741 | |
| 師「 | 人口 10 万人当たり | 963.8 | 1195. 7 | 1, 216. 5 1 | 747. 4 | 1, 198. 9 | |
| 准看護師 | 従事者数 | 304, 479 | 4,001 | 1, 975 | 133 | 1, 893 | |
| 護師 | 人口 10 万人当たり | 240.8 | 415. 9 | 1, 216. 5 | 484. 9 | 1, 198. 9 | |

出典:厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

【対策】

(1) 看護師等の養成・確保

看護師等養成所、各医療機関、県看護協会等と連携し、「看護師等の養成」「離職の防止」「再就業の支援」の大きく3つの観点から、県内で就業する看護師等の養成・確保に取り組みます。

① 看護師等の養成

看護師等養成所の充実や教員の資質の向上に努め、質の高い看護師等を養成 します。また、看護学生に対する修学資金の貸付けや合同就職説明会の開催 等により、看護学生の県内就業に努めます。さらに、県立保健医療大学大学 院においては、保健医療の分野において指導的立場で専門性を発揮できる高 度専門職業人を養成します。

② 離職の防止

新人看護職員研修への支援を実施し、新人看護職員の離職防止を図ります。また、医務国保課に設置した香川県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関に対して専門家を派遣するなどの支援を行うほか、病院内保育所への支援などにより、働きやすい職場環境づくりを進めることで、離職防止を図ります。

③ 再就業の支援

県看護協会内に設置した香川県ナースセンターにおいて、平成27年10月に 開始された離職した看護職員の届出制度を活用するなどして把握した再就業 希望の看護師等に対し、就業相談、無料職業紹介及び再就業研修会の開催等 を実施し、再就業の支援を図ります。

(2) 看護師等の資質の向上

- ① 看護師等の資質の向上を図るため、県看護協会などと連携して、訪問看護師養成講習会をはじめとする各種研修会・教育事業の実施やキャリアアップのための生涯学習を推進します。
- ② 特定行為研修受講希望者数の調査や研修機関への指定申請の意向、修了者の活動状況等の把握に努め、制度の普及・啓発等の取組みを進めます。

【数値目標】

| 項目 | 現 状 (令和2年) | 目標 | 目標年次 |
|------------|---------------|------|-------------------|
| 特定行為研修修了者数 | 23 人 | 44 人 | 令和5年度 (2023年度) |

第6節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

急速な高齢化の進行や疾病構造の変化に伴いリハビリテーションの必要性は今後ますます高まるものと予想され、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)の養成・確保が求められています。

【現状・課題】

- (1) 県内には理学療法士及び作業療法士の養成施設がそれぞれ 2 か所(入学定員 P T 96 人、O T 70 人) 設置されていますが、言語聴覚士の養成施設はありません。
- (2) 高齢化の進展や社会環境の変化に伴い、脳血管障害や交通事故等による後遺症、精神障害などに対するリハビリテーションは不可欠なものとなっています。基本的な動作能力の回復を目的としたリハビリテーション分野の専門職である理学療法士・作業療法士は、医療や介護の施設だけにとどまらず、在宅分野においても、その確保・充実が望まれています。
- (3) 言語聴覚士は、音声・言語・聴覚機能を原因として言葉によるコミュニケーションが十分でない方に対し、医療職や保健・福祉職との連携を図りながら、専門的知識をもってコミュニケーション能力の回復を図るとともに、摂食や嚥下の問題にも対応します。また、患者等の生活の質の向上、社会参加の支援のために、言語聴覚士の確保・充実が望まれています。
- (4) 平成 29 年 10 月 1 日現在の県内病院への就業状況は、理学療法士 750 人、作業療法 士 498 人、言語聴覚士 150 人となっています。また、人口 10 万人当たりの人数は、理学療法士 77.6 人(全国 61.9 人)作業療法士 51.6 人(全国 35.6 人)、言語聴覚士 15.6 人(全国 12.5 人)と、いずれも全国平均を上回っています。

【対策】

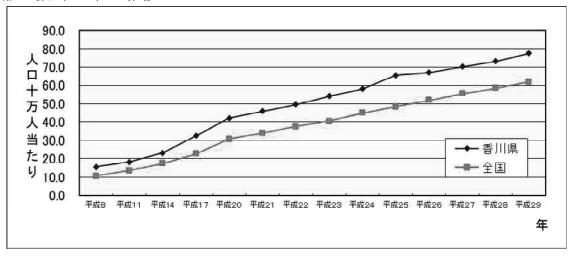
(1) 理学療法士及び作業療法士の確保と資質の向上

関係養成機関との連携を密にし、その理解と協力のもと、養成確保に努めるとともに、技術の高度化・専門化に対応するため、研修への参加を促進するなどその資質の向上に努めます。

(2) 言語聴覚士の確保と資質の向上

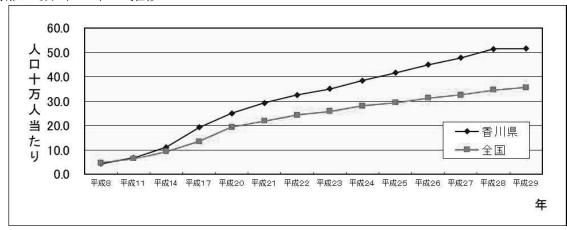
言葉や摂食、嚥下などが十分でない方が、より豊かな生活を送れるよう、医療機関、保健・福祉機関など幅広い領域において、言語聴覚士の確保・養成と資質の向上に努めます。

理学療法士数 (PT) の推移



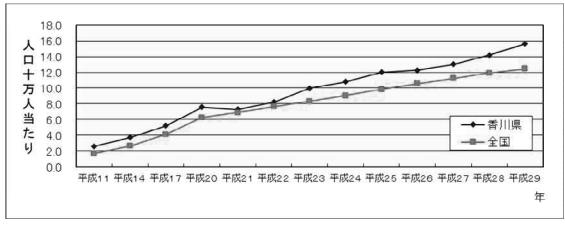
出典:厚生労働省「病院報告」、平成29年度からは「医療施設調査」(静態調査)

作業療法士数(OT)の推移



出典:厚生労働省「病院報告」、平成29年度からは「医療施設調査」(静態調査)

言語聴覚士数 (ST) の推移



出典:厚生労働省「病院報告」、平成29年度からは「医療施設調査」(静態調査)

第7節 歯科衛生士・歯科技工士

歯科医療技術の高度化に対応するため、歯科衛生士及び歯科技工士の確保と資質の向上が求められています。

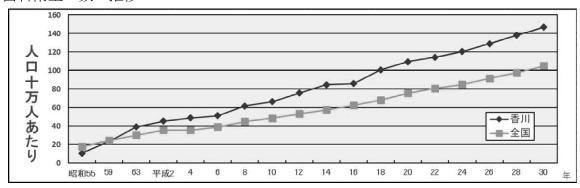
【現状】

- (1) 県内には、歯科衛生士の養成施設が2校(入学定員90人)、歯科技工士の養成施設が1校(入学定員20人)設置されています。
- (2) 県内で就業している歯科衛生士数(平成30年12月末現在)は1,413人で、人口10万人当たりの就業者数は149.6人と、全国平均の104.9人を大きく上回っています。 また、県内で就業している歯科技工士数(平成30年12月現在)は561人で、人口10万人当たりの就業者数は58.3人と、全国平均の27.3人を大きく上回っています。

【課題】

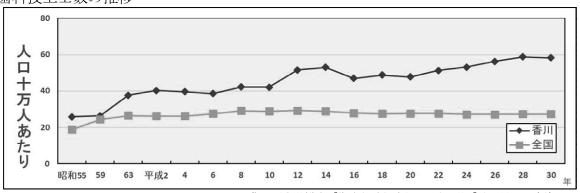
- (1) 歯科医療技術の高度化や、高齢者及び障害者(児)等の歯科保健医療ニーズに的確に応えるため、新卒者の定着促進や再就業を希望する資格所有者の活用などを通じた人材の確保と資質の向上が求められています。
- (2) 急速な歯科医療技術や歯科材料学の進歩に伴い、歯科技工の面においても新しい技術の導入とその習得が求められています。

歯科衛生士数の推移



出典:厚生労働省「衛生行政報告例」、香川県「香川県の医療施設」

歯科技工士数の推移



出典:厚生労働省「衛生行政報告例」、香川県「香川県の医療施設」

【対策】

- (1) 高度化・多様化する歯科医療技術や歯科保健ニーズに対応できる幅広い知識・技能を有する人材の養成確保に努めるとともに、歯科技工士を目指す新卒者の確保に努めます。
- (2) 歯科医療施設における歯科医療業務や市町における歯科保健、医療福祉事業が円滑かつ適切に実施できるよう、関係団体等と連携を図りながら、未就業の歯科衛生士の復職支援に努めるとともに地域的バランスを考慮し、歯科衛生士等の確保に努めます。

第8節 管理栄養士・栄養士

管理栄養士・栄養士(以下「管理栄養士等」)は、県民への栄養指導や入院患者の栄養管理等により、疾病の発症予防や治療、重症化予防や合併症の発症抑制に重要な役割を担っており、予防を重視した保健医療を進めるためには、管理栄養士等の十分な確保と適切な配置の促進、資質の向上が重要です。

【現状・課題】

- (1)管理栄養士等は、生活習慣病の発症を予防し、重症化や合併症の発症を抑えるため、 栄養指導や食育、ヘルスプロモーションの推進を通じて県民の健康づくりを支援し、 バランスのとれた食生活や運動習慣の定着を図るなど、地域、学校、職域等において 重要な役割を担っています。
- (2) 医療機関においては、患者への質の高い栄養指導のほか、効果的な治療や低栄養予防などのために、入院患者ごとの栄養状態を評価し、病態や摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理が求められており、平成28年度診療報酬改定により、がん、摂食・嚥下機能低下、低栄養の患者に対する治療食を、個別栄養食事指導(外来・入院・在宅患者訪問)の対象に含めることのほか、より充実した指導を適切に評価する観点から、外来・入院栄養指導料について、指導時間の要件及び点数の見直しが行われました。
- (3)管理栄養士等は、保健所、保健センター、病院、診療所のほか、多様な施設に就業しています。このうち、市町行政の管理栄養士等は31人(令和元年6月現在)で、未配置は1市町となっていますが、正規職員の割合は約7割で、保健衛生以外の医療、介護、福祉等の部門では未配置も見られます。また、病院の管理栄養士は244人(平成29年10月現在)で、管理栄養士1人に対する病床数は59床ですが、従来にも増して栄養指導や栄養管理への取組みが求められており、需要に対応した配置が必要です。
- (4) 県内の栄養士養成施設は、短期大学 1 校 (入学定員 50 人) で、管理栄養士養成施設 は設置されていません。
- (5) 医療の高度化・専門化への対応や高齢化に伴う在宅訪問栄養指導の充実、生活習慣 病発症及び重症化予防などに向け、一層の資質の向上が求められています。

病院の管理栄養士等従事者数

(単位:人)

| 础 | 沙子中一大米 | 100 床当たり | | |
|-------|--------|----------|------|--|
| 職種 | 従事者数 | 香川県 | 全国 | |
| 管理栄養士 | 244 | 1.6 | 1. 5 | |
| 栄養士 | 32 | 0.2 | 0.3 | |

出典:厚生労働省「医療施設調査(静態調査)」(平成29年)

【対策】

(1)管理栄養士・栄養士の確保 関係機関・団体等との連携の下で計画的に、管理栄養士等の十分な確保を図り、市 町や医療機関等への適切な配置を促進します。

(2) 管理栄養士・栄養士の資質の向上

県栄養士会等との連携により生涯学習を推進するなど、体系的な研修体制を確立し、 高度化・専門化するニーズに対応できるよう、管理栄養士等の資質の向上に努めます。

第9節 その他の医療従事者

1 臨床検査技師、診療放射線技師

医療の高度化・複雑化に的確に対応するため、臨床検査技師及び診療放射線技師の養成・確保と資質の向上が求められています。

【現状・課題】

- (1) 県内には、臨床検査技師の養成施設として大学臨床検査学科(入学定員 20 人)、診療放射線技師の養成施設として大学診療放射線学科(入学定員 60 人)が設置されています。
- (2) 平成29年4月、県立保健医療大学大学院に、より高度な専門的能力かつ広範な知識を有する教育者・研究者を育成するため、臨床検査学専攻博士後期課程(入学定員2人)を開設(修士課程は博士前期課程(入学定員3人)に変更)しました。
- (3) 医学の急速な進歩や高齢化社会の進展に伴い、臨床検査技師及び診療放射線技師の担当分野が専門化しており、各職種の質的充実が求められています。

【対策】

- (1) 臨床検査技師及び診療放射線技師の養成・確保 関係養成機関との連携を密にし、その理解と協力のもと、臨床検査技師及び診療放射線技師の養成確保に努めるとともに、卒業生の県内就業を促進します。
- (2) 臨床検査技師及び診療放射線技師の資質の向上 県臨床検査技師会等関係機関との連携により研修への参加を促進するなど、臨床検 査技師等の資質の向上に努めます。

2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

健康づくりへの関心の高まりなどによりそれぞれの専門的な技能を有する職種への保 健サービス面での需要が増大しています。

【現状・課題】

- (1) 県内には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成所1ヶ所(入学定員90人)、柔道整復師養成所1ヶ所(入学定員60人)が設置されています。
- (2) 医学の急速な進歩や高齢化社会の進展に伴い、各職種の質的充実が求められています。

【対策】

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の確保と資質の向上 高齢化社会の進展に伴い、需要の増加が見込まれることから、専門技術者の養成確 保とともに関係機関の協力のもとに研修体制の充実に努めます。

3 ソーシャルワーカー (社会福祉士、精神保健福祉士)

日常的な健康管理や積極的な健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーションに至る 包括的、継続的医療の必要性が指摘されるとともに、高度化、専門化する医療の中で患 者や家族の不安感の除去など心理的問題の解決を援助するサービスの充実が求められ ており、そうした業務に当たる専門職種の需要が高まっています。

【現状・課題】

- (1) 県内には社会福祉士及び精神保健福祉士の養成施設として、大学社会福祉学科 1 校、専門学校 1 校が設置されています。
- (2) 医療現場などにおいて、社会福祉、精神保健福祉の立場から患者の抱える経済的、 心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る社会福祉士、精神 保健福祉士の果たす役割に対する期待が増大しています。

【対策】

(1) 社会福祉士及び精神保健福祉士の確保と資質の向上

関係養成機関との連携を密にし、その理解と協力のもとに社会福祉士及び精神保健 福祉士の確保に努めるとともに、研修への参加を進めるなど、その資質の向上に努め ます。

4 公認心理師

【現状 • 課題】

- (1)公認心理師は、平成29年9月15日に施行された公認心理師法(平成27年法律第68号)により、保健医療、福祉、教育その他分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者に対し、心理状態の観察、その結果の分析、相談、助言、指導その他の援助等を行う者とされており、平成30年中(2018年中)に第1回公認心理師試験が実施される予定となっています。
- (2) 香川大学医学部では、平成30年(2018年)4月に、医学部としては、全国初の臨床 心理学科が開設されており、今後、公認心理師や臨床心理士など、幅広い分野で活躍 できる心理援助職の育成が期待されています。

【対策】

(1) 公認心理師の養成と資質の向上

香川大学医学部等とも連携し、保健医療分野での活躍が期待される公認心理師の養成及び資質の向上に努め、県内定着を図ります。

第6章 香川県外来医療計画

令和2年3月に策定した香川県外来医療計画を引き続き、第七次香川県保健医療計画に おける香川県外来医療計画に位置付けるものとします。

第7章 疾病・事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策

第1節 県民本位の医療連携体制の構築

1 基本的考え方

急速な高齢化や人口減少などに伴う疾病構造の変化、医療技術の高度化や専門化、さらには医療費の増加など、保健医療を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、県民の医療に対する関心は高く、安全で良質な医療サービスの提供が強く求められている中、比較的規模の大きな病院へ患者の集中や、軽症患者の時間外診療などに伴い、大規模病院の勤務医を中心として医師の負担感が増加している現状など、必ずしもそれぞれの医療機関が、その機能を効果的に果たせていない面も見られます。

こうした中、県民だれもが、いつでも、どこでも身近な地域で症状に合った適切な医療を、より効率的に受けることができるようにするためには、県民に対して、医療機関の治療内容等の機能情報を積極的に提供するとともに、限られた医療資源である、病院や診療所、歯科診療所、薬局、さらには介護サービス事業者等が、それぞれ機能分化を進め、相互に連携していくことが重要です。

2 県民・患者の視点

近年、疾病構造や県民の価値観の変化、インターネットの普及などによって、県民の生活様式が多様化しており、医療機関への診療等についても、自ら医療機関や治療方法を選択したいという意識が高まっています。このため、県民・患者が、病院・診療所・薬局等の選択を適切に行うことができるよう、医療機関に関する客観的な情報の提供が求められています。

一方、医療従事者には、インフォームド・コンセント(医師等が医療を提供するに当たり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること)の推進やセカンドオピニオンへの対応が求められています。

【現状・課題】

(1) 医療サービスを利用する県民が、自ら治療を行う医療機関を選択するには、医療機関等のきめ細かな情報を提供する必要があります。

県では、平成21年から医療法に基づく「医療機能情報提供制度」を通じて、ホームページ上で、医療機関の各種機能に関する情報を提供し、患者の適切な医療機関の選択に資するものとなるよう対応しています。

- (2) 医療は、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、共に疾病を克服していくことが重要です。インフォームド・コンセントの普及などにより、医療従事者と患者の意思の疎通が図られる機会が増えてきています。
- (3) 近年、患者が自分の病状に対する認識を深めたり、治療方法等を選択するために、 診療録の開示を求めることや、主治医以外の専門医師などの意見を聞き、自分の治療 等について判断したいと考える人が増えています。現在、県内の医療機関では、ほぼ

半数の機関で情報開示に関する窓口を設置し、約4割の機関でセカンドオピニオンの ための診療情報を提供するなどの対応がなされていますが、今後、患者のこのような ニーズはますます高まると考えられ、医療機関側の一層の取組みが求められます。

病院・一般診療所における情報開示窓口等の設置状況

| 項目 | 東部 | 小豆 | 西部 | 県 計 |
|--------------------------|-----|----|-----|-----|
| 情報開示窓口の設置 | 270 | 10 | 191 | 471 |
| セカンドオピニオンのための 診療情報の提供 | 236 | 7 | 169 | 412 |

出典: 香川県医療機能・薬局機能情報提供システム

【対策】

(1) 医療機能情報の提供

医療法に基づき、病院、診療所、助産所及び薬局は、医療を受ける者が適切な医療機関を選択できるように、予め定められた情報を知事へ報告することが義務付けられおり、県では、こうした個別医療機関の情報について、効果的に県民が活用できるよう、インターネットなどを通じて、県民に分かりやすい形で、引き続き提供します。また、インターネットなどでの情報提供のほか、医療安全支援センターも活用し、電話での照会などに際し、適切に対応します。

(2)疾病・事業ごとの医療連携体制に関する情報提供

第2節以降において、疾病・事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策について 記載していますが、それぞれの医療連携体制に係る各段階の医療を担う具体的な医療 機関名を、インターネットを通じて県民に分かりやすい形で提供します。

- (3) 患者への診療情報の提供促進
 - ① 医療技術の高度化、多様化が進む中で、患者に対して診療情報が積極的に提供され、 患者の選択や同意が適切に行われるように、インフォームド・コンセントやセカン ドオピニオンの充実を促進します。
 - ② 診療録の開示等については、「個人情報の保護に関する法律」、日本医師会や厚生労働省等が策定した診療情報の提供に関する指針などに基づき、県医師会等の関係団体と連携しながら、各医療機関における取組みを促進します。

3 医療機関等の機能分化と連携

(1) かかりつけ医・かかりつけ歯科医等

【現状・課題】

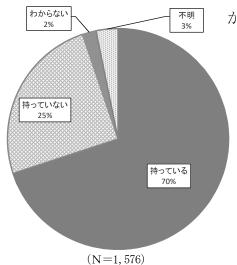
県民が生涯を通じて心身ともに健康で生活していくためには、重症な病気や負傷の治療はもとより、健康維持・増進や病気の予防・早期発見、治療後リハビリテーションや再発防止など、継続的・包括的な保健医療サービスが必要であり、日常的な診療

や健康相談など、いわゆるプライマリ・ケアを担う「かかりつけ医」「かかりつけ歯科 医」等の普及・定着を図ることが重要です。

平成27年度県政世論調査では、70.0%の県民がかかりつけ医を持っていると回答していますが、年齢層などによってその割合には差が見られます。

かかりつけ医等によるプライマリ・ケアが十分機能しないと、適切な治療が受けられなくなるばかりでなく、救急医療機関などの地域の拠点病院に過度な負担を強いる恐れもあり、地域の医療提供体制を確保していく上で、「かかりつけ医」「かかりつけ 歯科医」等の維持が重要です。

また、県民・患者がメリットを実感できる医薬分業を進めるためには、国が「患者のための薬局ビジョン」においてそのあり方を示す「かかりつけ薬剤師・薬局」の定着を図っていくことが、安全な薬物治療等に寄与します。



かかりつけ医の有無

(単位:%)

| 年齢別 | 持っている | 持っていない | わからない •無回答 |
|------|-------|--------|---------------|
| 20代 | 44.3 | 46.8 | 8.9 |
| 30代 | 43.2 | 53.2 | 3.6 |
| 40代 | 56.3 | 38.7 | 5.0 |
| 50代 | 63.5 | 32.3 | 4.2 |
| 60代 | 76.0 | 19.5 | 4.5 |
| 70以上 | 87.3 | 7.1 | 5.6 |

出典:香川県「県政世論調査」(平成27年)

【対策】

- (1) かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局等を持つことの意義や重要性について、医師会や歯科医師会、薬剤師会など、地域の関係団体等と連携し、サービスの受け手である県民への普及啓発に努めるとともに、医療機能情報提供制度などの運用を通じて、県民のかかりつけ医等の選択を支援します。
- (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、 かかりつけ薬剤師・薬局等を対象とした研修機会の拡大、医師、歯科医師、薬剤師を はじめとする医療人材の生涯学習を含めた研修内容の充実に努めます。

(2) 地域医療支援病院

【現状・課題】

地域における医療は、できる限り県民・患者に身近な地域で提供されることが望ま しいという観点から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を地域における第一線の医 療機関として位置付けるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要があります。

こうした観点から、二次保健医療圏内の医療連携の中心として役割を担い、かかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図るためにふさわしい構造設備等を有する病院として、医療法に基づき、知事が承認しているのが地域医療支援病院です。

地域医療支援病院は、かかりつけ医等からの紹介患者に対する医療の提供や、医療機器の共同利用、地域の医療従事者の資質向上のための研修などを通じて、かかりつけ医等を支援する役割を担っています。

今後、地域医療支援病院を中心に地域の医療機関相互の役割分担と連携を推進していくことが重要です。

県内の地域医療支援病院の承認状況

| 保健医療圏 | 病 院 名 | 承認年月日 | |
|-------|------------|------------------------|--|
| | 高松赤十字病院 | 平成 19 年 11 月 22 日 | |
| | 県立中央病院 | (平成 22 年 7月 29 日) ※1 | |
| 東部 | | 平成 26 年 2 月 14 日 | |
| | 高松市立みんなの病院 | (平成 26 年 12 月 15 日) ※2 | |
| | | 平成 30 年 7 月 1 日 | |
| | 総合病院回生病院 | 平成 18 年 7 月 25 日 | |
| 西部 | 香川労災病院 | 平成 19 年 7 月 24 日 | |
| | 三豊総合病院 | 平成 23 年 6 月 22 日 | |

※1 括弧書きは、旧県立病院(高松市番町)での承認日

※2 括弧書きは、旧市民病院(高松市宮脇町)での承認日

【対策】

(1) 既に地域医療支援病院に承認された医療機関について、その機能が十分に果たされるよう努めるとともに、毎年の実績について、県のホームページなどを通じ県民等へ公表します。

【数値目標】

| 項目 | 現 状 | 目標 | 目標年次 |
|--------------|------|------|----------------------|
| 地域医療支援病院数の維持 | 6 病院 | 6 病院 | 令和 5 年度 (2023 年度) |

(3)地域医療連携に対する窓口設置及び開放病床等

【現状・課題】

医療提供者は、地域において、県民・患者の視点に立った医療提供施設相互間あるい

は保健、介護関係事業者などとの間で、機能の分担や業務の連携を確保するための体制の構築について、協力していくことが求められていますが、県内の医療機関における連携窓口の設置は、十分ではありません。

また、高度な医療・検診機器を所有している地域の中核的な病院においては、地域の診療所など他の医療機関等に対し病床の一部を開放したり、地域医療連携窓口の設置や医療機器の共同利用を進めるなどの対応を行い、効率的な医療の提供体制を構築していくことが求められています。

医療機関における連携窓口等の設置状況

| 項目 | 現状 |
|------------------|----|
| 病院における地域連携窓口の設置 | 62 |
| 診療所における地域連携窓口の設置 | 52 |
| 開放病床の設置病院 | 14 |

出典:香川県広域災害・救急・周産期医療情報システム 四国厚生支局「診療報酬届出」(令和2年)

【対策】

- (1) 病院等における医療連携窓口の設置を促進し、医療機関における地域の関係機関との連携体制の構築に向けて取り組みます。
- (2) 開放病床の整備や中核的医療機関が保有する高度・専門的な医療機器の整備を支援し、地域の診療所などとの共同利用に向けた取組みを促進します。

(4)地域連携クリティカルパス

【現状・課題】

地域連携クリティカルパスとは、複数の医療機関等の間で、共通の治療計画書に従って治療を行うシステムであり、急性期病院から回復期病院等へ転院する場合などに、パスを引き継ぎ、必要な情報を共有化するものです。これにより、医療機関等ではそれぞれの役割分担に応じた診療やリハビリを担い、県民や患者にとっても、安心して医療を受けることが可能となります。

県内の地域連携クリティカルパスについては、これまでのがん、大腿骨近位部骨折、脳卒中に加え、平成 28 年度に新たに急性心筋梗塞も導入され、運用する対象疾患が拡大しています。今後は、地域連携クリティカルパスの地域における運用拡大が望まれます。

地域連携クリティカルパスの導入状況

| 疾病別 | 導入状況 | | |
|------|--------|--|--|
| 五大がん | 策定・運用中 | | |

| 大腿骨近位部骨折 | 策定・運用中 |
|----------|--------|
| 脳卒中 | 策定・運用中 |
| 急性心筋梗塞 | 策定・運用中 |

【対策】

(1) 地域連携クリティカルパスの地域における運用拡大を目的とした取組みを促進します。

4 地域医療における病院相互間の機能分担等

病院は、設置主体別に大きく区分すると、大学に附属する大学病院、独立行政法人国立病院機構や労働者健康安全機構が設置する病院、県や市町が設置する公立病院、日本赤十字社や社会福祉法人恩賜財団済生会などが設置する公的病院、医療法人などが設置する民間病院に分けられます。これらの病院が相互に機能分担や連携を進め、県民・患者に対する良質な医療を提供していくことが求められています。

【現状】

(1)全体的事項

令和7年(2025年)には、団塊の世代が75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になることが見込まれ、高齢化の進展に伴い、医療に対するニーズが変化していくことが予想されています。

こうした中、平成26年6月に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、各都道府県において、医療需要の将来推計等を活用して、医療機能の分化と連携を適切に推進するために、保健医療計画の一部として、地域医療構想を策定することとなりました。

本県においても、平成28年10月、香川県地域医療構想を策定し、令和7年(2025年)に向け、病床の機能分化・連携を進めるため、4 つの医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとに、令和7年(2025年)の医療需要と病床の必要量、その実現のための施策を定めました。

本県では、人口当たりの救急告示病院数が全国上位にランクされるなど、急性期を担う医療機関が多い反面、急性期からの受け皿となる回復期の医療機関が少なく、入院医療に関する機能分化が十分行われていない状況です。

また、多数の標榜科目を備え、幅広い分野で診療を行う病院が多く見受けられることから、診療科による機能分化も十分でないことが指摘されているところです。

今後の超高齢化などの環境変化や、限られた医療資源の状況などを踏まえ、より一層の機能分担と連携により、効率的な医療提供体制の構築を図っていく必要があります。

(2) 大学病院・大学医学部

本県には、香川大学医学部附属病院があり、医療法上の特定機能病院として指定を受け、高度専門・特殊医療などに主導的な役割を担っています。また、香川大学医学

部は、本県唯一の医師育成機関として、地域医療を支える人材輩出に重要な役割を有しています。

(3) 独立行政法人国立病院機構·労働者健康安全機構·独立行政法人地域医療機能推進機構、国立療養所

本県には、独立行政法人国立病院機構が設置した病院として、四国こどもとおとなの医療センター、高松医療センターの2病院、独立行政法人労働者健康安全機構が設置した病院として香川労災病院、独立行政法人地域医療機能推進機構が設置された病院としてりつりん病院があり、それぞれ国の政策として担うべき政策的な医療等を提供しています。また、国立療養所大島青松園では、入所者に対する療養が実施されています。

(4) 県立病院

本県には、県立中央病院、白鳥病院、丸亀病院があり、また、社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団が指定管理者として運営するかがわ総合リハビリテーション病院があります。

県立中央病院は、高度医療や急性期医療、救命救急や災害医療などの政策的医療の面において県の基幹病院としての機能を有しているほか、白鳥病院は大川圏域の拠点病院として、二次救急などの地域医療を、丸亀病院は県の精神科医療の基幹病院としての役割を、それぞれ担っています。

また、かがわ総合リハビリテーション病院は、身体障害者(児)等のリハビリテーションを医療面から支えているほか、急性期医療機関からの受け皿となる回復期リハビリテーション病棟を運用するなど、幅広いリハビリテーション機能を有しています。

(5) 市町立病院・公的病院

本県では、市町が設立した公立病院が9病院、日本赤十字社や社会福祉法人恩賜財団済生会、香川県厚生農業協同組合連合会が設立した公的病院が4病院あります。

いずれも、がんや脳卒中、糖尿病などの主要な疾病の診療のほか、救急や周産期、災害医療やへき地医療などの政策的な医療面を含め、多様な分野においてそれぞれの機能に応じた中核的な役割を果たしています。

また、地域の公立病院を中心として、医療のみならず保健や介護、福祉といった分野との連携において、拠点的な役割を担いながら、地域の医療・福祉を支えています。

(6) 民間病院·社会医療法人

県内には、66の民間病院があり、病院全体の4分の3を占めています。地域の医療の実情などに応じ、それぞれの設立目的に従って公立・公的病院等との連携により、幅広い分野で地域医療の根幹を支えており、精神分野やリハビリテーションその他、個別の分野や専門科目において、専門的な高い医療機能を有する病院も増加しており、地域医療の充実に貢献しています。

また、本県では、へき地や災害医療などの政策的な分野において、積極的な貢献を 行う社会医療法人として、総合病院回生病院(救急・災害医療分野)の設置主体であ る社会医療法人財団大樹会が認定を受けています。

【対策】

(1)全体的事項

国における病床の機能分化などの政策動向を注意深く見守りつつ、急性期や回復期といった入院医療における機能分化や、診療科目による分担・連携などについて、各病院の管理者等で具体的な検討を行う場を設定し、関係団体とも協力しながら、より効率的な機能分化・連携を推進していきます。

(2) 大学病院の機能充実

香川大学医学部附属病院は、医療法に規定された特定機能病院としての機能を発揮し、高度専門・特殊医療などにあたるとともに、県がん診療連携拠点病院や救命救急センター、総合周産期母子医療センターなどの政策医療の分野においても、県内医療機関を主導する役割を担います。

また、香川大学医学部は、本県唯一の医師育成機関として、引き続き、地域医療を 支える人材の養成・確保・定着に重要な役割を果たしていきます。

(3)独立行政法人国立病院機構・労働者健康安全機構の機能充実

がんや循環器などに関する高度な医療、神経難病や結核、重度心身障害児(者)に 関する個別医療、災害時医療や小児救命救急センターをはじめとする広域的な観点が 必要な医療など、国の政策として担うべき医療等を、引き続き提供します。

特に、四国こどもとおとなの医療センターは、小児救命救急センターや総合周産期母子医療センター、災害拠点病院に指定されており、小児救急や周産期医療、災害医療などに関する拠点的役割を担うほか、空床確保による重度心身障害児(者)の在宅介護を支援し、香川労災病院は、中讃地域の救急医療の拠点としての役割を発揮するとともに、災害拠点病院として災害医療の拠点的役割を担うなど、それぞれの役割に応じた政策的医療を担います。

(4) 県立病院の機能充実

県立中央病院については、がんや脳卒中、心臓病などのセンター機能を十分に発揮 し、県の基幹病院にふさわしい医療機能を発揮するとともに、救命救急センターや基 幹災害拠点病院などの役割を担います。

また、白鳥病院にあっては引き続き、二次救急医療をはじめ地域の拠点病院としての役割を担うとともに、丸亀病院については精神科救急医療など、精神科における県の基幹病院としての機能の発揮に努めます。

かがわ総合リハビリテーション病院については、身体障害者(児)に対するサービスはもとより、回復期リハビリテーション機能を充実するなどして、一般患者等も含めたリハビリテーション機能を強化し、総合的なリハビリテーション機能の充実を図ります。

(5) 市町立病院・公的病院の機能充実

それぞれの圏域において、二次救急医療機能を中心とした中核病院としての機能を 発揮するとともに、他の公的病院や民間病院と連携し、地域医療における機能充実と 確保に努めます。

また、今後の超高齢社会のなかで、これまでの入院・外来医療と、在宅医療や介護、保健分野などとの連携・融合による「地域包括ケア」体制の整備が重要な意義をもっ

てきており、地域の公立病院は、その連携の中核的拠点としての役割を発揮すること が望まれます。

特に、高松赤十字病院は、災害拠点病院や地域周産期母子医療センターとして、災害医療や周産期医療の拠点としての役割を担います。

(6) 民間病院・社会医療法人の機能充実

公立・公的病院と民間病院が担う機能の特性を生かしつつ、病院間の連携や病診連 携などによる機能分担を進め、それぞれの病院が担う機能の充実を図ります。

また、社会医療法人が開設した病院については、救急医療等確保事業などへの積極的な関与を求め、良質な医療の提供を図ります。

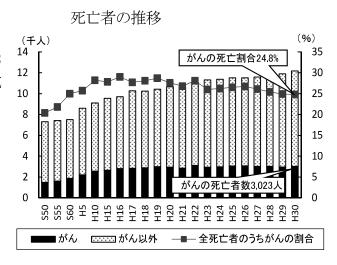
第2節 疾病ごとの医療連携体制の現状・課題と対策

1 がん

【現状】

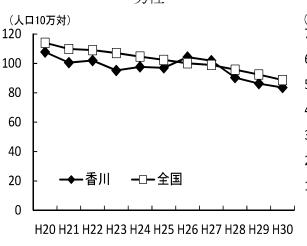
(1) がんの現状

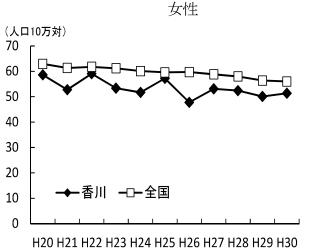
がんは、昭和52年から死亡原因の第1位となっています。平成28年には8,938人の方ががんに罹患するとともに、平成30年には3,023人の方ががんで亡くなっており、がんは県民の生命と健康にとって重大な問題となっています。



出典:厚生労働省「人口動態統計」

年齢調整死亡率(75 歳未満)の推移 男性





出典:国立がん研究センターがん対策情報センター

(2) がん予防・がん検診

(1) 喫煙対策

喫煙は、がんや循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常等の原因となることが科学的知見として確立しており、その健康への影響は明らかになっています。 また、受動喫煙は、肺がんのリスクを高めるとされています。

禁煙することによる健康改善効果についても明らかにされており、肺がんをはじめ、 喫煙関連疾患のリスクが禁煙後の年数とともに確実に低下します。

成人の喫煙率

(単位:%)

| | H11 | H16 | Н23 | H28 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 喫煙している人の割合 | 24. 7 | 24. 6 | 18.0 | 16. 0 |
| 禁煙したい人の割合 | _ | 34.8 | 39. 6 | 27.6 |

出典: 香川県「香川県民健康・栄養調査」(平成28年)

② がん検診

がん検診には、市町が実施しているがん検診以外にも職域等のがん検診や個人で受けるがん検診があります。がんを早期に発見し、適切な医療を行うためには、県民自らが定期的にがん検診を受けて、自分の健康状態を知るという意識が重要です。がん検診の受診率は、徐々に向上していますが、肺がん検診と乳がん検診を除き、50%以下にとどまっています。

がん検診の受診率

(単位:%)

| | 胃がん | 大腸がん | 肺がん | 乳がん | 子宮頸がん |
|-----|------|------|-------|-------|-------|
| 受診率 | 45.6 | 46.6 | 55. 4 | 51. 2 | 48.4 |

※40歳~69歳(子宮頸がんは20歳~69歳)の受診率

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

精密検査の受診率

(単位:%)

| | 胃がん | 大腸がん | 肺がん | 乳がん | 子宮頸がん |
|-----|------|-------|------|------|-------|
| 受診率 | 92.6 | 74. 1 | 91.8 | 95.6 | 87.0 |

出典:厚生労働省「地域保健·健康増進事業報告」(平成30年)

(3) がん医療

全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん診療連携拠点病院(以下「がん拠点病院」という。)を整備することとされており、本県では、都道府県がん診療連携拠点病院には香川大学医学部附属病院が、地域がん診療連携拠点病院には県立中央病院、高松赤十字病院、香川労災病院及び三豊総合病院が、厚生労働大臣の指定を受けています。

また、小児がんについては、香川大学医学部附属病院、四国こどもとおとなの医療 センターが、小児がん拠点病院として指定を受けている広島大学等をはじめとした中 国・四国ブロック内の小児がん診療のネットワークに参加しています。

① がんの各治療法等の充実とチーム医療の推進

がん拠点病院では、手術療法、放射線療法や薬物療法(化学療法)などを効果的に 組み合わせた集学的治療や緩和ケアの提供とともに、がん患者の病態に応じた適切 な治療の普及に努め、がん拠点病院を中心に院内のクリティカルパス(検査と治療 等を含めた診療計画表)を策定し、キャンサーボード(各種がん治療に対して専門 的な知識を有する複数の医師等が患者の治療方針等について総合的に検討するカン ファレンス)などを整備しています。

② それぞれのがんの特性や世代に応じた対策

小児がんについて、小児がん拠点病院との連携体制を構築しているほか、小児慢性特定疾病対策として、医療費助成や相談支援を実施しています。

また、様々な希少がんについても、県民が適切な医療を受けられるようにする必要があります。

③ がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成

文部科学省の「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に香川大学を含めた中国・四国の大学と連携した「中国・四国高度がんプロ養成基盤プログラム」が採択され、医師をはじめとした薬剤師や看護師などがん医療に専門的に携わる医療従事者を育成しています。

④ がん登録の推進

質の高いがん医療の実施や県民へのがんに対する理解を深めるため、がん拠点病院 等からのがんに関する診断情報の届出によりがん登録を実施しており、登録の精度 は年々向上しています。

- (4) 尊厳を持って安心して暮らせる社会
 - ① がんと診断された時からの緩和ケアの推進

これまで、治療の初期段階からの緩和ケアを実施するため、がん拠点病院を中心に、 緩和ケアチームや緩和ケア外来を整備するとともに、がん診療に携わる医師等に対 して緩和ケアの基本的な知識と技術の習得に向けた緩和ケア研修会を開催するなど、 地域の医療機関との連携に取り組んでいます。

- ② がんに関する相談支援や情報提供体制の充実がん拠点病院では相談支援センターを設置し、がん患者とその家族のがんに対する不安や疑問に対応したり、がん患者同士の語らいの場であるがんサロンや情報交換の場の提供を行っています。
- ③ 社会連携に基づくがん対策・がん患者の支援 がん拠点病院は、地域の医療連携のツールとして、地域連携クリティカルパス等を 作成し、普及・運用に取り組む等、切れ目のないがん医療を提供するための体制整 備を進めています。
- ④ がん患者等を取り巻く社会的な問題への対応 がんになっても自分らしく活き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築に向けて、 相談支援センターでは、ハローワークや社会保険労務士等と連携して、就労と治療 が両立できる環境の整備に取り組んでいます。

【課題】

- (1) がん予防・がん検診
 - (1) 喫煙対策

喫煙率の低下と受動喫煙の防止のための具体的な施策をより一層充実させる必要があります。

② がん検診

がんの早期発見、早期治療のため、普及啓発や受診勧奨等によるがん検診や精密検査の受診率の向上、精度管理の充実が必要です。

- (2) がん医療
 - ① がんの各治療法等の充実とチーム医療の推進 安心かつ安全で質の高いがん医療を提供し、個々の患者の状況に応じたチーム医療 を行うとともに、新たな治療法にも対応する必要があります。
 - ② それぞれのがんの特性や世代に応じた対策

小児がんについて、小児がん拠点病院や地域の病院と連携して適切な治療を行うことが引き続き求められています。また、小児・AYA世代(思春期世代と若年成人世代)のがんの特徴を踏まえた対策が求められています。

希少がんに関し、国は、専門施設と地域のがん拠点病院との連携を十分に行う等、 状況に応じた適切な集約化と連携のあり方について検討を行うこととしています

③ がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成

がん拠点病院を中心とした医療機関は、がん医療に関わる様々な研修や教育プログラムへ医療従事者が参加しやすい環境を整備するよう努め、引き続き、がん診療に携わる医療従事者の育成に取り組む必要があります。

④ がん登録の推進

がん登録の精度の維持・向上のため、医療関係者をはじめ、県民のがん登録に対する理解を促進する必要があります。また、がん登録によって得られる情報を県民へ効果的に情報提供することが求められています。

- (3) 尊厳を持って安心して暮らせる社会
 - ① がんと診断された時からの緩和ケアの推進

患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する緩和ケアの質を高めるために、施設全体で連携を行うことが求められています。がん拠点病院以外の医療機関においても、 診断時から確実に緩和ケアを受けられるような診療体制が必要とされています。

がん患者の精神心理的・社会的苦痛にも対応できるようにするため、医師だけでなく、がん診療に携わる医療従事者に対しても緩和ケアについての基本的な知識と技術を習得することが求められています。

② がんに関する相談支援や情報提供体制の充実

がん患者やその家族のニーズが多様化しているなか、がん拠点病院では、相談支援センターの人員確保、院内・院外への周知活動、相談支援センター間の情報共有や協力体制の構築などに取り組む必要があります。

③ 社会連携に基づくがん対策・がん患者の支援

がん拠点病院を中心とした医療機関は、在宅緩和ケアを提供できる診療所などと連携し、患者とその家族の意向に応じた切れ目のない在宅医療の提供体制を整備する必要があります。

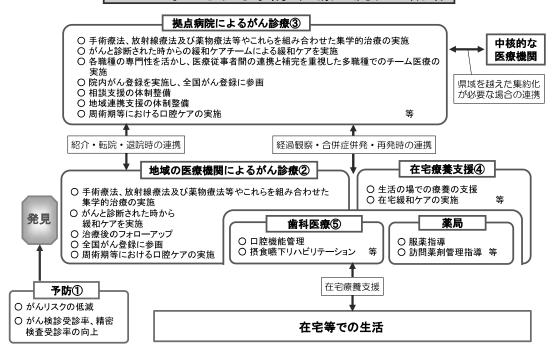
④ がん患者等を取り巻く社会的な問題への対応

患者ニーズ調査によると、がん患者の勤務先における就労の継続に関する意識は高まってきていますが、療養生活における医療費への不安や負担は依然として大きなものとなっています。がん患者の離職防止や再就職のための就労支援が重要となっています。また、小児・AYA世代において、学業を継続できる環境の充実が求められています。

(4) がん医療の提供体制

がんに求められる医療提供体制は次のとおりです。

がんに求められる予防・医療の流れの概略



① がんの予防・早期発見

喫煙(受動喫煙を含む)、食生活、運動等の生活習慣の改善、ウイルスや細菌への 感染予防などにより、がんのリスクを低減させることが求められます。

科学的根拠に基づくがん検診を実施し、精度管理・事業評価を行いながら、がん検診の受診率を向上させることが求められます。

② 地域の医療機関によるがん治療

地域連携クリティカルパス等を活用した共同診療のほか、病理診断や画像診断に関する依頼、手術、放射線療法や薬物療法に関する相談などの、がん拠点病院との連

携体制の整備や、早い段階からの緩和ケアの実施などが求められます。

③ がん拠点病院によるがん治療

地域の医療機関からの患者の受け入れを行い、集学的治療(手術・抗がん剤治療・ 放射線治療等)およびガイドラインに準じる標準的治療等を実施するほか、チーム による専門的な緩和医療の提供体制、セカンドオピニオンを提示する機能、相談支 援機能を有する部門を整備します。

また、地域の医療機関への診療支援や病病連携・病診連携の協力体制として、地域連携クリティカルパスを活用した共同診療等が求められます。

④ 在字療養支援

がん患者やその家族の意向を踏まえ、在宅等の生活の場での療養を選択できるようにするとともに、適切な在宅緩和ケアを実施します。そのため、薬局や訪問看護ステーション等との連携により、切れ目なく質の高い緩和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを提供することが求められます。

⑤ 歯科医療による口腔管理及び口腔機能リハビリテーション、緩和ケア 患者の身体状態を維持または回復し、生活の質を保つには、口からの感染予防や口 腔機能(食べる、飲み込み、会話などの日常生活における口の機能)を維持するこ とが重要です。そのため、がん診療医療機関および在宅療養支援機関と歯科医療機 関が連携して、周術期口腔機能管理計画(口腔ケアを含む)に基づく感染予防、手 術時の歯の破折等の防止及び咀嚼機能の改善を目的とした歯科処置や、摂食嚥下機

末期に至るまで提供することが求められます。 また、口腔機能を完全に回復できない場合や口腔内症状の改善が見込めないような 場合においては、口腔領域に対する緩和ケアを行うことが重要です。

能の低下を防ぐための口腔機能リハビリテーション(食べて飲み込む訓練)等を終

【対策】

- (1) がん予防・がん検診
 - ① 喫煙対策

喫煙がもたらす健康への悪影響について、県民に対して正しい知識の普及を図るとともに、禁煙希望者に対して医療機関への受診促進などの支援を行います。

受動喫煙の防止については、事業者等における取組みを促進するとともに、国における規制強化の動向を踏まえて、本県においても適切に対応します。

② がん検診

がん検診受診率向上プロジェクト推進企業グループや「ピンクリボンかがわ県協議会」との協働等により、定期的ながん検診受診の必要性についての効果的な普及啓発を行うとともに、働く世代等が受診しやすい環境の整備、がん検診や精密検査の未受診者への効率的な受診勧奨・再勧奨等を行います。国の指針に基づくがん検診の精度管理を行い、精度管理の充実に努めます。

(2) がん医療

① がんの各治療法等の充実とチーム医療の推進

安心かつ安全で質の高いがん医療を提供できるよう、引き続き、がん医療の均てん 化に取り組みます。チーム医療について、キャンサーボードへの多職種の参加に努 める等、病院内の医療従事者の連携を十分に行います。

ゲノム医療等の新たな治療法について、国の検討や関係団体の指針等を踏まえて、 適切な治療を行う体制の整備に努めます。

② それぞれのがんの特性や世代に応じた対策

小児がん・AYA世代のがん患者が、適切な医療を受けられるように、医療機関における連携に努めます。

国における検討を踏まえて、がん拠点病院等は、必要な場合には、中核的な役割を担う機関と連携して、希少がんや難治性がん患者が適切な医療を受けられるようにします。

③ がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成

がん拠点病院を中心とした医療機関は、がん医療に関わる様々な研修や教育プログラムへ医療従事者が参加しやすい環境を整備するよう努め、引き続き、がん診療に携わる医療従事者の育成に努めます。

④ がん登録の推進

がん登録の意義と内容について周知を図るとともに、医療機関にさらなる協力を求めることで、がん登録の精度の維持・向上に努めます。

がん登録によって得られる情報を活用した県民への分かりやすい情報提供に努めます。

- (3) 尊厳を持って安心して暮らせる社会
 - ① がんと診断された時からの緩和ケアの推進

がん拠点病院や医療機関は、院内の様々な部門の連携を図り、患者とその家族などがいつでも適切に緩和ケアに関する相談や支援を受けられる体制を整備します。

がん診療に携わる医療従事者に対する人材育成を進め、基本的な緩和ケア研修を実施する体制を整備します。

② がんに関する相談支援や情報提供体制の充実

がん拠点病院では、相談支援センターの人員確保、院内・院外への周知活動、相談 支援センター間の情報共有や協力体制の構築などの取組みを実施するよう努めます。

③ 社会連携に基づくがん対策・がん患者の支援

がん拠点病院は、在宅緩和ケアを提供できる医療機関等とも連携して、医療従事者の在宅医療に対する理解を一層深めるための研修等を実施するとともに、「地域連携クリティカルパス」等の普及・運用に取り組む等により、患者とその家族が希望する療養生活を送ることができる体制の整備に取り組みます。

④ がん患者等を取り巻く社会的な問題への対応

医療機関は、がん患者に対し、治療と就労の両立に関する正しい情報を周知できるよう努めます。事業者においては、就労の継続を希望するがん患者等がそれぞれの

状態に応じて勤務できる労働環境の構築に努めます。また、小児・AYA世代のが ん患者が治療を受けながら学業を継続できるように、患者やその家族に対する相談 支援を行うとともに、医療従事者と教育機関との連携強化に努めます。

(4) がん医療の提供体制 行政やがん拠点病院、地域の医療機関、診療所等が連携して、がん予防・医療の体制を構築します。

【数値目標】

| 項目 | | | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-----------------------------|---------------|-----------|--------------|-------------------|----------------------|
| がんの年齢調整死亡率 男性 | | 83.6(30年) | 88. 2 | 令和5年度 (2023年度) | |
| (75 歳未満)(人口 10 | 万人対) | 女性 | 51.4(30年) | 47. 4 | 令和5年度 (2023年度) |
| 成人の喫煙率 | | | 16.0%(28年) | 8.0% | 令和 5 年度 (2023 年度) |
| | 胃がん | | 45.6% (R1 年) | | |
| | 大腸がん | | 46.6% (R1 年) | 55%以上 | 令和 5 年度 (2023 年度) |
| がん検診の受診率** | 肺がん | | 55.4%(R1年) | | |
| | 乳がん | | 51.2%(R1年) | | |
| | 子宮頸がん | | 48.4%(R1年) | | |
| 精密検査の受診率 | | | 81.7%(29年度) | 90%以上 | 令和 5 年度 (2023 年度) |
| がた窓段の特度向上 | | DCN | 3.6%(29年) | 10%以下 | 令和5年度 |
| がんな歌の相及門上 | がん登録の精度向上 DCO | | 2.4%(29年) | 5%以下 | (2023 年度) |
| 緩和ケアチームを有するがん診療を行う医療 機関数 | | | 12 病院(29 年) | 15 病院 | 令和 5 年度 (2023 年度) |
| 緩和ケア病棟(病床)を有する病院数 | | | 4病院(30年度) | 5 病院 | 令和5年度 (2023年度) |

^{※40}歳~69歳(子宮頸がんは20歳~69歳)の受診率

2 脳卒中

【現状】

(1) 脳卒中の現状

全国の脳血管疾患を原因とした死亡者は年間約10.8万人となっており、死亡数全体の7.9%を占め、死因の第4位となっています。

本県では、脳血管疾患を原因とした死亡者は年間約 900 人であり、死亡数全体の 7.5%を占め、死因の第 4 位となっています。[厚生労働省「人口動態調査」(平成 30年)]

脳卒中は、死亡を免れても後遺症として片麻痺、嚥下障害、言語障害などの後遺症が残ることが少なくありません。介護が必要になった者のうち、16.6%は脳血管疾患を原因としており、その原因の第2位となっています。脳卒中の発症後に、後遺症が残るなどした患者やその家族にとっては、日常生活に極めて大きな影響を与えることになっています。

(2) 香川県の状況

本県における脳卒中を死因とする年齢調整死亡率は、平成22年の前回調査から男女ともに低下しています。

神経内科を主たる診療科とする医師数は、人口10万人当たり全国平均より少ない一方、脳神経外科を主たる診療科とする医師数は、全国平均より多くなっています。

脳血管疾患により救急搬送された患者数は、人口 10 万人当たりの全国平均より少なく、また、救急要請時から医療機関に収容されるまでの救急搬送時間も全国平均より短くなっています。

脳梗塞患者の発症直後の治療法である t-PA (組織プラスミノゲン・アクチベータ) の静脈内投与による血栓溶解療法については、実施可能な医療機関数、治療実績ともに、人口 10 万人当たりの全国平均を大きく上回っています。また、くも膜下出血患者に対するコイル塞栓術の実績は、人口 10 万人当たりでは全国平均を上回っていますが、脳動脈瘤クリッピング術は全国平均を下回っています。いずれも小豆圏域では実績がありません。

脳血管疾患に係るリハビリテーションに対応できる医療機関数は、人口 10 万人当たりで全国平均を上回っています。一方、在宅復帰を目指し、集中的にリハビリテーションに取組む、回復期リハビリテーション病棟については、圏域によって地域的偏在が見られるほか、人口 10 万人当たりの病床数も全国を下回っているとともに、四国の他県と比べると大幅に少なくなっています。

急性期における地域連携クリティカルパスの作成件数をみると、全国平均を上回る 実績があがっていますが、小豆圏域では実績がありません。

① 予防関係

健康診断の受診率(人口10万人当たり)

| 項目 | 健康診断等 受診率 | 各県受診率の最高/最低 | 全国 順位 | 備考 |
|------|--------------|-------------|----------|--------|
| 香川 | 74. 5 | 80. 5/64. 1 | 10 | 全国順位は受 |
| 全国平均 | 71.0 | _ | | 診率の高い順 |

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成28年)

年齢調整外来受療率(高血圧性疾患)(人口10万人当たり)

| 項目 | 年齢調整 外来受療率 | 各県受療率の最高/最低 | 全国 順位 | 備考 |
|------|---------------|-------------|----------|--------|
| 香川 | 283. 3 | 344.8/181.8 | 9 | 全国順位は受 |
| 全国平均 | 240. 3 | _ | <u> </u> | 療率の高い順 |

出典:厚生労働省「患者調査」(平成29年)に基づく厚生労働省集計値

② 受療関係

脳血管疾患受療率 (人口10万人当たり)

| 項目 | 受療率 | 各県受療率の最高/最低 | 全国 順位 | 備考 |
|---------|-----|-----------------------|----------|--------|
| 香川(男) | 208 | 420/120 | 21 | |
| 全国平均(男) | 177 | _ | _ | 全国順位は受 |
| 香 川(女) | 186 | 502/129 | 30 | 療率の高い順 |
| 全国平均(女) | 188 | _ | _ | |

出典:厚生労働省「患者調査」(平成29年)

③ 治療・連携等の状況

| <u> </u> | | | | |
|---|-----|----|----|----|
| | 全県 | 小豆 | 東部 | 西部 |
| 神経内科医師数 (30年「医師・看護師・薬剤師調査」) | 28 | 0 | 25 | 3 |
| 脳神経外科医師数 (30 年「医師・看護師・薬剤師調査」) | 83 | 1 | 49 | 33 |
| 脳血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関数(31年3月「脳血管疾患等リハビリテーション料(1)」 届出数) | 29 | 1 | 14 | 14 |
| t-PA(組織プラスミノゲン・アクチベータ)の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能な病院数(31年3月「超急性期脳卒中加算」届出数) | 11 | 0 | 6 | 5 |
| t-PA(組織プラスミノゲン・アクチベータ)の静脈内投与による血栓溶解療法実施件数(30年度「t-PA製剤投与」レセプト件数) | 156 | 0 | 77 | 79 |

| | 全県 | 小豆 | 東部 | 西部 |
|--|---------|-----|--------|--------|
| 脳動脈瘤クリッピング術の実施件数 (30 年度「脳動脈瘤クリッピング手術」レセプト件数) | 44 | 0 | 18 | 26 |
| 脳動脈瘤コイル塞栓術の実施件数 (30 年度「脳動脈瘤コイル塞栓手術」レセプト件数) | 67 | 0 | 44 | 23 |
| 地域連携クリティカルパスによる診療計画作成の実施 件数 (30 年度「脳卒中に係る地域連携診療計画管理料」レ セプト件数) | 153 | 0 | 116 | 37 |
| リハビリテーションの実施件数 (30 年度「脳血管疾患等リハビリテーション料 (1~3) レセプト件数) | 13, 405 | 383 | 6, 767 | 6, 255 |
| 回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関数 (2年9月「回復期リハビリテーション病棟」施設基準 届出数) | 29 | 1 | 14 | 14 |
| 回復期リハビリテーション病棟の病床数 (2年9月「回復期リハビリテーション病棟」施設基準 届出数) | 681 | 0 | 297 | 384 |
| 脳卒中患者における嚥下機能訓練の実施件数 (30 年度「脳卒中に係る摂食機能療法」レセプト件数) | 2, 596 | 69 | 1, 202 | 1, 325 |

| 項目 | 全県 | 大川 | 小豆 | 高松 | 中讃 | 二豊 |
|---------------------------------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 在宅等生活の場に復帰した患者の割合 (29 年患者調査) | 55.8 | 44. 2 | 50. 0 | 61.3 | 51. 7 | 52. 7 |

④ 平均在院日数·死亡率

脳血管疾患病院の退院患者平均在院日数

| 項目 | 日数 | 各県日数の最高/最低 | 全国順位 | 備考 |
|------|-------|--------------|------|--------|
| 香川 | 79. 0 | 131. 3/48. 3 | 27 | 全国順位は |
| 全国平均 | 81. 4 | _ | | 日数の短い順 |

出典:厚生労働省「患者調査」(平成29年)

| 項目 | H22 | 各県の率の | 全国 | H27 | 各県の率の | 全国 |
|---------|-------|-------------|----|-------|-------------|----|
| 快口 | 1122 | 最高/最低 | 順位 | | 最高/最低 | 順位 |
| 香川(男) | 38.6 | 70. 1/38. 6 | 1 | 37. 6 | 52.8/26.4 | 23 |
| 全国平均(男) | 49.5 | _ | _ | 37.8 | _ | _ |
| 香川(女) | 20.6 | 37. 1/20. 6 | 1 | 18. 1 | 29. 3/16. 6 | 7 |
| 全国平均(女) | 26. 9 | _ | | 21.0 | _ | |

[※]全国順位は死亡率の低い順 出典:厚生労働省「人口動態特殊報告」(平成27年)

【課題】

(1) 発症予防

脳卒中の最大の危険因子は高血圧であり、その他、糖尿病や高脂血症、喫煙や不整脈、歯周病なども危険因子であり、生活習慣の改善や基礎疾患の適切な治療が重要です。

(2) 応急手当・病院前救護

脳卒中を疑うような症状が出現した場合は、速やかに専門の医療機関を受診できるようにすることが重要です。具体的には、発症後2時間以内に専門的な治療が受けられる医療機関に到着できることが必要とされています。

このため、本人や家族等周囲にいる者は、発症後速やかに救急搬送の要請を行うことが必要であり、救急救命士等においては、適切な観察・判断・処置の上、急性期医療を担う医療機関に2時間以内に速やかに搬送することが求められます。

(3) 救急医療【急性期】

脳卒中の急性期には、呼吸管理、循環管理等の全身管理とともに、脳梗塞、脳出血、 くも膜下出血などの個々の病態に応じた治療が行われることとなりますが、いずれに せよ、脳卒中の急性期治療を担う医療機関においては、患者の来院後1時間以内(発 症後3時間以内)に専門的な治療を開始することが肝要です。また、廃用症候群や合 併症の予防のため、早期にリハビリテーションを実施することも求められます。

(4) 身体機能を回復させるリハビリテーション【回復期】

回復期においては、身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションが求められます。また、併せて再発予防を目的とした生活や食事、服薬指導等の患者教育の実施や基礎疾患・危険因子の管理が求められるなど、回復期リハビリテーションにおける役割は重要です。

一方、本県における人口 10 万人当たりの回復期リハビリテーション病棟の整備状況は、全国平均を下回っているとともに、四国の他の 3 県に比較しても最下位に位置しています。超高齢化の状況を踏まえると、急性期からの受け皿となる回復期リハビリテーション病棟の整備促進が必要です。

- (5) 日常生活への復帰及び生活維持のためのリハビリテーション【維持期】 維持期においては、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施する ことにより、在宅への復帰及び日常生活の継続を支援することが求められます。
- (6) 生活の場における療養【維持期】

患者が在宅等の生活の場で療養できるよう、薬局や訪問看護ステーション等と連携して在宅医療を実施するとともに、介護・福祉サービス等との連携により在宅医療を支援することが求められています。

併せて、最期まで在宅等での療養を望む患者に対する看取りを行うことも求められます。

(7) 歯科医療による口腔機能リハビリテーション及び口腔管理

脳卒中はその発生原因の一つに口腔内細菌の血管への侵入によるアテロームプラーク(アテローム硬化)が示唆されており、口腔ケアによる予防が望まれます。

また、発症後は、後遺症が残ることが多く、口腔機能についても障害が発生する場合があることから、経口摂取への移行に向けた口腔機能リハビリテーション(食べて飲み込む訓練)を、適切な評価に基づき、できるだけ早期から実施する必要があります。また、脳卒中の後遺症として嚥下障害がある場合、軟口蓋挙上装置(パラタルリフト)や舌触補助床など、歯科医療機関が作成する装置が有効な場合もあるので、歯科専門職と連携をとったリハビリテーションの実施が望まれます。

さらに、口腔ケアは、脳卒中の合併症としての誤嚥性肺炎を予防する効果があり、 急性期、回復期、維持期を通して、口腔機能管理を継続することも重要です。

(8) 医療連携

発症直後の急性期において、高度・専門的な脳分野の手術が可能な医療機関は限定されており、その後の回復期や維持期など医療機関の役割分担が細分化していることから、日頃から連携する医療機関等の間での情報共有・交換や、地域連携クリティカルパスを活用した連携体制の構築が重要となっています。

【対策】

(1) 予防関係

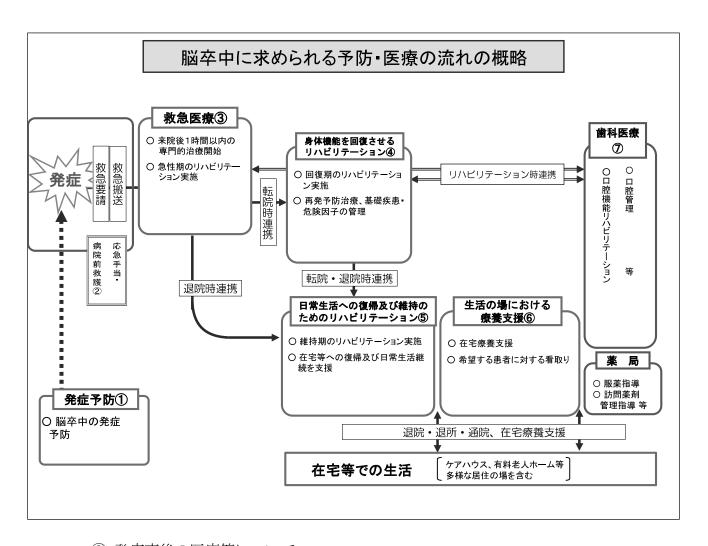
「健やか香川21〜ルスプラン(第2次)」に基づき、関係機関と連携して、各年代に応じた生活習慣改善の取組みを推進し、生活習慣病全般の発症予防に努めるとともに、基礎疾患の受診・治療を進めます。

(2) 医療関係

① 連携体制の構築について

行政機関や歯科医療機関を含む関係医療機関、介護サービス事業所などにおいて 積極的に話し合いを進め、脳卒中医療に関する連携体制を構築するよう努めます。 なお、連携体制を構築するに当たって、求められる予防・医療の流れを大まかに示 すと、次頁の図のとおりです。 また、急性期から回復期・維持期・在宅や介護事業所までの関係機関の情報共有化 を図るため、地域連携クリティカルパス等の活用を促進し、適用機関の拡大を進めます。

② 医療機能を担う医療機関等の名称の公表について 脳卒中に係る各段階の医療を担う具体的な医療機関等の名称を、別途調査の上、インターネット等を通じて公表します。



③ 発症直後の医療等について

一般県民の救護処置等に関する普及啓発を進めるとともに、救急医療体制の整備・ 充実を図り、発症直後の医療体制の強化を進めます。

④ リハビリテーション等の充実

脳卒中による日常生活動作の低下を防ぐため、集中的にリハビリテーションを実施 して在宅復帰を目指す回復期リハビリテーション病棟の整備を促進するとともに、 急性期から維持期に至るリハビリテーション体制の充実を図ります。

また、脳卒中患者の口腔機能管理ができる歯科医師等を養成し、医療・介護関係職

種との連携により、適切な口腔ケア・口腔機能リハビリを推進します。

【数値目標】

(1) 脳血管疾患年齢調整死亡率

| (= / / | | | | | | | |
|--|-------------------------------|-------|-------|----------------------|--|--|--|
| 項目 | 年齢調整死亡率(H27) (人口 10 万人当たり) | | 目標 | 目標年次 | | | |
| | 香川県 | 全国平均 | , | | | | |
| 男性 | 37. 6 | 37. 8 | 26. 4 | 令和5年度 (2023年度) | | | |
| 女 性 | 18. 1 | 21. 0 | 16. 6 | 令和 5 年度 (2023 年度) | | | |

(2) 脳卒中地域連携クリティカルパスの運用

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-----------------|-----|------|----------------------|
| 地域連携クリティカルパスの運用 | 運用中 | 運用継続 | 令和 5 年度 (2023 年度) |

(3) 在宅等生活の場に復帰した患者の割合

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-----------------------|------|-------|----------------------|
| 在宅等生活の場に復帰した患者の 割合 | 55.8 | 65. 0 | 令和 5 年度 (2023 年度) |

3 心筋梗塞等の心血管疾患

【現状】

(1) 心筋梗塞等の心血管疾患の現状

全国における心疾患を原因とした死亡者は年間約20.8万人となっており、死亡数全体の15.3%を占め、死亡順位の第2位となっています。このうち、急性心筋梗塞による死亡数は、心疾患死亡数の16.1%で約3.4万人、心不全による死亡数は、心疾患死亡数の40.0%で約8.3万人と急性心筋梗塞の2倍以上となっており、増加傾向にあります。

本県においても、心疾患を原因とした死亡者は年間約 2,000 人で、死亡数全体の 16.8%を占め、がんに次いで死亡順位の第 2 位です。このうち、急性心筋梗塞による 死亡数は年間 231 人と心疾患死亡数の 11.3%、心不全は 697 人で心疾患死亡数の 34.2%を占めています。「厚生労働省「人口動熊調査」(平成 30 年)]

急性心筋梗塞や大動脈解離などの急性期心血管疾患は、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって、治療法や予後が大きく左右されるという特色があります。突然死の危険性もあり、その生命予後に直結するため、病院前救護や救急搬送を含めた迅速な対応と適切な治療が早急に開始されることが求められます。また、同時に再発予防や在宅復帰を目指して、心臓リハビリテーションの実施も求められ、急性期から回復期、在宅までの医療機関が相互に連携しながら継続して治療が実施されることが重要です。

一方、慢性心不全患者は、心不全増悪による再入院を繰り返しながら、身体機能が 徐々に悪化していく悪循環に陥ることが多く、再発予防・再入院予防に向けては、急 性期心血管疾患と同様に心臓リハビリテーションの実施と基礎疾患、危険因子の継続 的な管理が重要です。

(2) 香川県の状況

虚血性心疾患の受療率は、全国平均よりも高くなっています。

循環器内科を主たる診療科とする医師数は、人口 10 万人当たり全国平均より多い一方、心臓血管外科を主たる診療科とする医師数は、全国平均より少なくなっています。 虚血性心疾患を死因とする死亡率は、男女ともに全国平均より低くなっています。 心臓外科領域の手術や、心大血管リハビリテーションの実施に関し、地域的な偏在がみられます。

救急要請時から医療機関に収容されるまでの救急搬送時間は、全国平均より短く、 来院後90分以内の冠動脈再開通達成率は、人口10万人当たり全国7位となっていま す。一方、心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による除細動が実施された件数は、 全国平均より少なくなっています。

① 予防関係

健康診断の受診率(人口10万人当たり)

| 項目 | 受診率 | 各県受診率の最高/最低 | 全国 順位 | 備考 |
|------|-------|-------------|-------|--------|
| 香川 | 74. 5 | 80. 5/68. 9 | 10 | 全国順位は受 |
| 全国平均 | 71.0 | _ | _ | 診率の高い順 |

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成28年)

年齢調整外来受療率(高血圧性疾患)(人口10万人当たり)

| 項目 | 年齢調整 外来受療率 | 各県受療率の最高/最低 | 全国 順位 | 備考 |
|------|---------------|---------------|-------|-------------|
| 香川 | 283. 3 | 344. 8/181. 8 | 9 | 全国順位は受 |
| 全国平均 | 240. 3 | _ | | 療率の高い順 |

出典:厚生労働省「患者調査」(平成29年)に基づく厚生労働省集計値

② 受療関係

虚血性心疾患 受療率 (人口10万人当たり)

| 項目 | 受療率 | 各県受療率の最高/最低 | 全国 順位 | 備考 |
|---------|-----|-------------|-------|--------|
| 香川(男) | 73 | 171/38 | 20 | |
| 全国平均(男) | 70 | _ | _ | 全国順位は受 |
| 香川(女) | 64 | 128/22 | 7 | 療率の高い順 |
| 全国平均(女) | 43 | _ | _ | |

出典:厚生労働省「患者調査」(平成29年)

③ 治療・連携等の状況

| 項目 | 全県 | 小豆 | 東部 | 西部 |
|--|--------|----|-----|-----|
| 循環器内科医師数 (30 年「医師・看護師・薬剤師調査」) | 122 | 1 | 87 | 34 |
| 心臓血管外科医師数 (30 年「医師・看護師・薬剤師調査」) | 21 | 0 | 15 | 6 |
| 心筋梗塞専用集中治療室(CCU)病床数 (29 年「医療施設調査」) | 7 | 0 | 4 | 3 |
| 急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈形成手術件数 (30年度「経皮的冠動脈形成手術・ステント留置術」 レセプト件数) | 1, 917 | 0 | 926 | 991 |
| 虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術件数 (30 年度「心臓血管外科手術」レセプト件数) | 101 | 0 | 84 | 17 |

| 来院後 90 分以内の冠動脈再開通達成率 (30 年度「急性心筋梗塞に係る経皮的冠動脈形成術・ ステント留置術」レセプト件数) | 286 | 0 | 142 | 144 |
|---|-----|---|-----|-----|
| 心大血管リハビリテーション実施可能な医療機関数 (31年3月「心大血管リハビリ料1」届出数) | 18 | 0 | 11 | 7 |

| 項目 | 全県 | 大川 | 小豆 | 高松 | 中讃 | 三豊 |
|--|-------|-------|----|-------|-------|-------|
| 虚血性心疾患から在宅へ復帰した比率 (平成29年「患者調査」に基づく厚生労働省集計 値) | 96. 2 | 88. 9 | | 97. 0 | 94. 7 | 97. 9 |

④ 平均在院日数、死亡関係

虚血性心疾患 退院患者平均在院日数

| 項目 | 日数 | 各県日数の最高/最低 | 全国順位 | 備考 |
|------|------|------------|------|--------|
| 香 川 | 5. 0 | 28.9/4.5 | | 全国順位は |
| 全国平均 | 9. 2 | - | 4 | 日数の短い順 |

出典:厚生労働省「患者調査」(平成29年)

⑤ 虚血性心疾患 年齢調整死亡率 (人口 10 万人当たり)

| 項目 | H22 | 各県の率の | 全国 | 1197 | 各県の率の | 全国 |
|---------|-------|-------------|-----------|------|-------------|----|
| リーグ は 日 | ПΔД | 最高/最低 | 是低 順位 H27 | | 最高/最低 | 順位 |
| 香川(男) | 33. 7 | 53. 5/18. 8 | 29 | 21.0 | 50. 9/14. 8 | 9 |
| 全国平均(男) | 36. 9 | <u> </u> | _ | 31.3 | | |
| 香 川(女) | 12.9 | 24. 1/8. 1 | 20 | 8.9 | 20.8/5.5 | 16 |
| 全国平均(女) | 15. 3 | _ | | 11.8 | | |

※全国順位は死亡率の低い順 出典:厚生労働省「人口動態特殊報告」(平成27年)

⑥ その他

心肺機能停止傷病者の搬送患者のうち、一般市民による除細動実施

| 項目 | 件数 | 各県の最高/最低 | 全国順位 | 備考 |
|------|-------|----------|------|--------|
| 香川 | 3 | 321/3 | 4.7 | 全国順位は |
| 全国平均 | 42. 9 | _ | 47 | 件数の多い順 |

出典:総務省消防庁「救急・救助の現況」(平成30年)

救急搬送時間(救急要請から医療機関収容までの平均時間)

| 項目 | 平均時間 | 各県の最高/最低 | 全国順位 | 備考 |
|------|-------|-----------|------|--------|
| 香 川 | 35. 4 | 50.0/31.2 | 1.0 | 全国順位は |
| 全国平均 | 39. 5 | _ | 10 | 時間の短い順 |

出典:総務省消防庁「救急・救助の現況」(平成30年)

【課題】

(1) 発症予防について

急性心筋梗塞の危険因子は、高血圧、高脂血症、喫煙、糖尿病、メタボリックシンドローム、歯周病、ストレス等であり、発症予防のためには、生活習慣の改善や基礎疾患の適切な治療が重要です。

また、歯周病原細菌が血管中に入り血栓を作る可能性や、産生された炎症性サイトカインが間接的に冠動脈に作用することも言われており、歯周病原細菌による免疫・炎症性反応が血管疾患に関わる可能性が考えられています。

(2) 応急手当・病院前救護

急性心筋梗塞や大動脈解離などの急性期心血管疾患を疑うような症状が出現した場合は、速やかに専門の医療機関を受診できるよう、本人や家族等周囲にいる者が、救急搬送の要請を行うことが必要です。また、救急救命士を含む救急隊員は、急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送することが求められます。

さらに、急性心筋梗塞の発症後は、病院外で心肺停止状態になった場合、周囲にいる者などによる心肺蘇生が有効であるとともに、できるだけ早く急性期の治療を受ける必要があることから、迅速かつ適切な医療を受療できる救急医療体制の充実が必要です。

(3) 救急医療

救急医療を担う急性期医療機関においては、患者の疾患や重症度に応じた適切な治療を開始するほか、合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションを実施することが求められます。また、再発予防のための定期的専門的検査の実施も求められます。

(4) 身体機能を回復させる心臓リハビリテーションの実施

心臓リハビリテーションは、合併症や再発の予防、早期の在宅復帰及び社会復帰を目的に、発症した日から患者の状態に応じ、運動療法、食事療法等を実施することが求められます。

(5) 再発予防

急性期心血管疾患の急性期を脱した後は、不整脈、ポンプ失調等の治療やそれらの合併症予防、再発予防、心臓リハビリテーション、基礎疾患や危険因子(高血圧、高脂血症、喫煙、糖尿病、歯周病等)の継続的な管理が必要です。また、在宅医療を継続できるよう在宅でのリハビリ、再発予防のための管理を薬局や訪問看護ステーション等と連携して実施することが求められます。

加えて、患者の周囲にいる者に対する病気への理解、再発時における適切な対応についての教育等も重要となります。

また、慢性心不全患者は、心不全増悪による再入院を繰り返しながら、身体機能が 徐々に悪化していく悪循環に陥ることが多く、再発予防・再入院予防に向けては、急 性期心血管疾患と同様に心臓リハビリテーションの実施や基礎疾患、危険因子の継続 的な管理が重要です。

なお、心筋梗塞発症から間隔を置かずに歯科治療を行うことにより、再発作を起こす危険性があることから、歯科治療が必要な場合には、治療のリスクを十分説明することが必要です。

(6) 医療連携

心臓の外科的手術ができる医療機関は限定されており、医療機関の役割がある程度 細分化している分野であることから、日頃から連携する医療機関間での情報共有や、 地域連携クリティカルパスを活用した連携体制の構築が重要となっています。

【対策】

(1) 予防関係

「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」に基づき、関係機関と連携して、各年代に応じた生活習慣改善の取組みを推進し、生活習慣病全般の発症予防に努めるとともに、基礎疾患の適切な受診・治療を進めます。

(2) 医療関係

① 連携体制の構築について

行政機関や歯科医療機関を含む関係医療機関、介護事業所などにおいて積極的に話し合いを進め、心筋梗塞等の心血管疾患医療に関する連携体制を構築するよう努めます。連携体制を構築するに当たり、求められる予防・医療の流れは、次頁の図のとおりです。

また、急性期から回復期・維持期・在宅や介護事業所までの関係機関の情報共有化を図るため、地域連携クリティカルパス等の活用を促進し、その運用拡大を進めます。

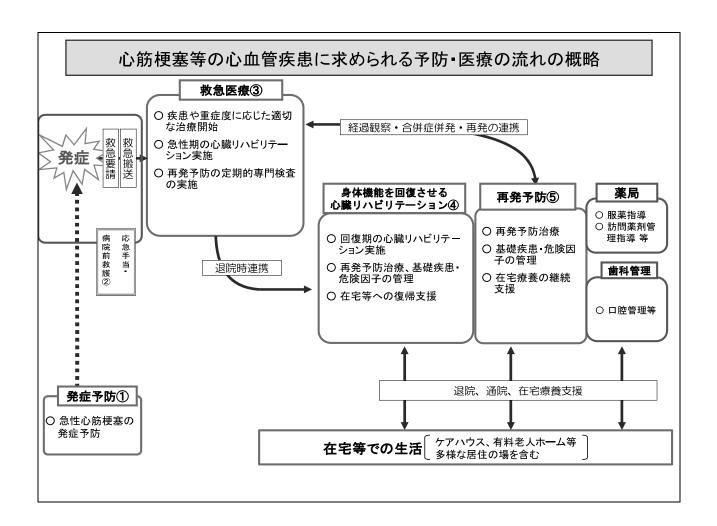
② 各医療機関等の名称の公表について 急性心筋梗塞に係る各段階の医療を担う具体的な医療機関等の名称を、別途調査の 上、インターネット等を通じて公表します。

③ 発症直後の医療等について

発症直後に周囲の県民等が心肺蘇生を迅速に実施できるよう、心肺蘇生法の手順や自動体外式除細動器(AED)の使用方法を内容とする講習会の実施など、救護処置に関する普及啓発に努めるとともに、救急医療体制の整備・充実を図ります。

④ リハビリテーションの充実について

治療の初期段階からリハビリテーションを積極的に実施し、早期の社会復帰ができるよう、リハビリテーション体制の充実に努めます。



【数値目標】

(1) 虚血性心疾患年齢調整死亡率

| | | 年齢調整死亡率(H27) | | 目標 | | | | |
|---|-----|--------------|---------------|----------|----------|--|--|--|
| 項目 | | (人口 10 7 | (人口 10 万人当たり) | | 目標年次 | | | |
| | | 香川県 | 全国平均 | | | | | |
| 男性 | _ | 21. 0 | 31.3 | 14.8 | 令和5年度 | | | |
| | - | 21.0 | 31. 3 | 14.0 | (2023年度) | | | |
| | _ | 0 0 | 11 0 | E E | 令和5年度 | | | |
| 女性 | 8.9 | | 5. 5 | (2023年度) | | | | |

(2) 急性心筋梗塞地域連携クリティカルパスの運用

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-----------------|-----|------|----------------------|
| 地域連携クリティカルパスの運用 | 運用中 | 運用継続 | 令和 5 年度 (2023 年度) |

(3) 在宅等生活の場に復帰した患者の割合

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-------------------|-------|-------|----------------------|
| 在宅等生活の場に復帰した患者の割合 | 96. 2 | 95. 0 | 令和 5 年度 (2023 年度) |

4 糖尿病

【現状】

(1)糖尿病の現状(全国)

令和元年の全国における糖尿病を原因として死亡した者は、13,846 人(人口 10 万対)で、死亡数全体の 1.0%を占め、死因順位の第 16 位です。[厚生労働省「人口動態統計(確定数)」(令和元年)]本県において、令和元年に糖尿病を原因として死亡した者は 162 人(人口 10 万対)と死亡数全体の 1.3%となっています。[厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)]

平成28年国民健康・栄養調査によると、「糖尿病が強く疑われる者」は約1,000万人と推計され、前回調査した平成24年より50万人増加しています。また、「糖尿病の可能性を否定できない者」も約1,000万人と推計され、前回調査時より100万人減少しています。

糖尿病は、脳卒中、急性心筋梗塞等他疾患の危険因子となる慢性疾患であり、患者は多種多様な合併症により日常生活に支障を来たすことが多いといわれています。中でも三大合併症である糖尿病性腎症は重症化すると人工透析の導入、糖尿病性網膜症は重症化すると失明、糖尿病性神経障害は足の切断等の恐れがあります。

人工透析患者は全国で約34万人で、糖尿病性腎症が原疾患である患者は増加傾向にあり、全体で39.0%(約12万8千人)で、令和元年に人工透析を新規で導入した患者に限ると42.3%です。[日本透析医学会「図説わが国の慢性透析療法の現況2018年12月31日現在1]

また、歯周病は、糖尿病における腎症、網膜症、神経障害、虚血性心疾患、脳血管障害に次ぐ第6の慢性合併症ともいわれ、糖尿病があると、歯周病が発症・悪化しやすいことがわかっています。さらに、近年、糖尿病患者に対し歯周病の治療・管理を行うことにより、血糖コントロールが改善することが示され、糖尿病(高血糖)と歯周病の間には双方向の関連性が示唆されており、糖尿病患者は歯周病の治療・管理が必要です。

糖尿病には根治的な治療方法がないものの、血糖コントロールを適切に行うことにより、合併症の発症を予防することが可能です。合併症の発症は、患者の生活の質(QOL)を低下させ、生命予後を左右することから、その予防が重要です。

予防・治療には、患者自身による生活習慣の自己管理に加えて、各診療科が、日本 糖尿病療養指導士や糖尿病の知識を有する管理栄養士、保健師、看護師、薬剤師、歯 科衛生士等の専門職種と連携して実施する医療サービスが必要です。

(2) 香川県の状況

① 糖尿病に関する主な指標

| 項目 | 香川 | 全国平均 | 備考 |
|---------------|-------|-------|------------------|
| 健康診断・健康診査の受診率 | 70.4% | 69.6% | 令和元年 国民生活基礎調査 |

| | E1 00/ | E0 10/ | 平成 29 年度 | |
|---------------------------------------|--------|--------|------------|--------------|
| 特定健診実施率 | 51.3% | 53.1% | 厚生労働省保険局提供 | |
| 糖尿病受療率(人口1 | 242 | 192 | 平成 29 年 | |
| / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | 242 | 192 | 患者調査 | |
| 糖尿病性腎症による業 | 14.6 | 12.8 | 平成 30 年 | |
| (人口 10 万対) | 14. 6 | 12.0 | 日本透析医学会 | |
| 糖尿病による | (男性) | 7. 1 | 5. 5 | 平成 27 年 |
| 年齢調整死亡率 | (女性) | 3. 4 | 2. 5 | 都道府県別年齢調整死亡率 |

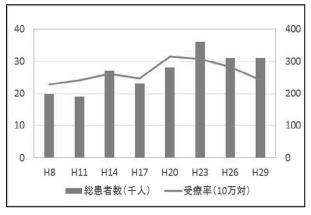
② 糖尿病患者の状況

平成29年の患者調査では、糖尿病受療率は人口10万人当たり242人で、全国で8番目に高くなっており(全国平均192人)、糖尿病による死亡率は、令和元年の人口動態調査では人口10万人当たり17.1人で全国3位(全国平均11.2人)となっています。

患者調査の結果推移から、受療率、患者数ともに増加傾向にあります。

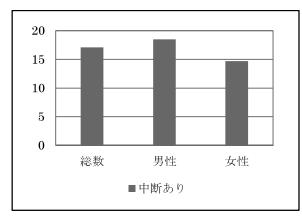
平成 28 年度糖尿病実態調査の結果では、治療中の 60 歳以下の 2 型糖尿病患者の 17.1%が治療を中断したことがあると答えており、治療を中断した場合は合併症の 出現率が高くなっています。また、40 歳以下の患者では他の年代と比べ、治療を中断した割合や肥満者の割合、HbA1c 値が高くなっています。

糖尿病推計患者数の推移



出典:厚生労働省「患者調査」

糖尿病の治療中断ありの割合



出典:香川県糖尿病実熊調査(平成28年度)

平均在院日数

| 項目 | 大川 | 小豆 | 高松 | 中讃 | 三豊 | 香川県 | 全国 |
|-------------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 糖尿病 | | | | | | | |
| 病院退院患者平均在院日 | 327.4 | 15.0 | 15.9 | 18.8 | 30.4 | 30.7 | 34. 3 |
| 数 | | | | | | | |

出典:厚生労働省「患者調査」(平成29年)

③ 医療機関の状況

| | 病院+診療所 | | | | | |
|---|--------|----|----|-----|-----|----|
| | 全県 | 大川 | 小豆 | 高松 | 中讃 | 三豊 |
| 糖尿病内科 (代謝内科) の医師数 ※医師届出票において従事する診療科名を「糖尿病内科 (代謝内科)」 と届出た医師数 | 66 | 2 | 0 | 44 | 18 | 2 |
| 糖尿病専門医が在籍する医療機関の数 | 59 | 2 | 1 | 31 | 17 | 8 |
| 内分泌・代謝・栄養領域の一次診療に対応できる医療機関 の数 | 437 | 36 | 8 | 214 | 131 | 48 |
| 「内分泌機能検査」に対応できる医療機関の数 | 200 | 11 | 6 | 98 | 64 | 21 |
| 「インスリン療法」に対応できる医療機関の数 | 382 | 26 | 8 | 179 | 124 | 45 |
| 「糖尿病患者教育」に対応できる医療機関の数 | 315 | 17 | 6 | 152 | 102 | 38 |
| 糖尿病による合併症に対する継続的な管理・指導に対応できる医療機関の数 | 239 | 11 | 4 | 120 | 79 | 25 |
| 「小児糖尿病」に対応できる医療機関の数 | 38 | 3 | 1 | 18 | 12 | 4 |
| 「小児内分泌疾患」に対応できる医療機関の数 | 42 | 5 | 1 | 21 | 12 | 3 |
| 「小児(先天性)代謝疾患」に対応できる医療機関の数 | 23 | 3 | 1 | 10 | 6 | 3 |
| 糖尿病専門外来のある医療機関の数 | 72 | 4 | 0 | 34 | 22 | 12 |
| 「在宅患者訪問栄養食事指導」ができる医療機関の数 | 25 | 3 | 1 | 8 | 11 | 2 |
| 「在宅自己注射指導管理」ができる医療機関の数 | 410 | 28 | 8 | 197 | 133 | 44 |
| 「在宅自己腹膜還流指導管理」ができる医療機関 の数 | 36 | 1 | 1 | 19 | 13 | 2 |

(香川県医療機能・薬局機能情報提供システム)

初期・安定期の治療については、概ね各圏域とも確保されています。

専門治療や合併症治療等に対応できる医療機関(専門医、専門外来等)は、増加傾向にありますが、小豆圏域においては糖尿病内科の医師数、糖尿病専門外来のある医療機関数が0となっています。

糖尿病内科 (代謝内科) の医師数は人口 10 万人当たり 8.7 人となり、全国平均の 7.5 人を上回っています。[医師・歯科医師・薬剤師統計(平成 30 年)]

【課題】

(1) 発症予防

糖尿病死亡率・受療率が全国平均と比べ、高い状況にあることから、低年齢層を含めた生活習慣の改善による糖尿病の発症予防や、健診の受診勧奨等により糖尿病予備群の早期発見や適切な対応が必要です。

(2) 医療体制

平成28年度糖尿病実態調査では、平成20年度に実施した同調査と比較すると、看護師等のコメディカルスタッフによる療養指導の実施や、日本糖尿病療養指導士を配

置している医療機関は増加していました。また、かかりつけ医と糖尿病専門医間での連携は75.2%、腎疾患専門医との連携は58.5%、眼科医との連携は61.5%の機関でできていましたが、歯科医との連携は24.5%、市町・事業所等の保健師・栄養士等とは17.3%にとどまっていました。

糖尿病の患者には生涯を通じての治療継続が必要となるため、かかりつけ医や高度 医療を担う医療機関等の情報提供を充実させるほか、医療機関等が連携を深め、患者 が継続して治療を受けられるような体制の構築が必要です。さらに、医療機関や地域 保健、職域保健が連携し、患者が治療を継続できるような支援が必要です。

歯周病の進行は糖尿病をさらに悪化させるといった、歯周病と糖尿病の相互関係の エビデンスが確立されています。歯周病の治療を行うことで、糖尿病のコントロール が改善されることも明らかになってきていることから、糖尿病治療機関と歯科医療機 関との連携体制を整備する必要があります。

糖尿病と歯周病に関する正確な知識を深めた日本糖尿病協会歯科医師登録医は 37 名(平成 29 年 5 月現在)となっており、医科歯科連携の強化を進めるうえで、登録医の貢献が期待されます。

また、歯周病を早期に発見し適切な対応ができるよう、歯周病検診の実施率を向上させることが求められます。

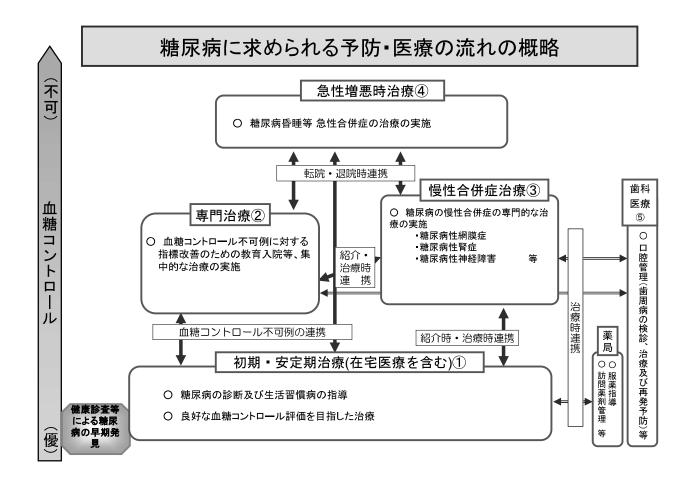
【対策】

(1) 発症予防

- ① 「健やか香川21〜ルスプラン(第2次)」に基づき、関係機関と連携して、各年代に応じた生活習慣改善の取組みを推進し、糖尿病の発症予防に努めます。
- ② 子どもの健康状態の把握や子どもと保護者等への普及啓発を行うなど、子どもの頃から生活習慣病の予防に関する意識向上を図ります。
- ③ 糖尿病予備群を早期に発見し適切な対応ができるよう、特定健診・特定保健指導の 実施率向上及び従事者の資質向上に努めます。
- ④ 保健・医療・教育・地域等の関係者による情報交換や意見交換の機会を設け、効果的な予防対策について検討を進めます。

(2) 医療体制

- ① 歯科医療機関等を含む関係医療機関、地域保健、職域保健等の連携体制の構築に努め、治療中断や重症化予防を図ります。
- ② 患者が適切な治療を受け、療養生活ができるよう、患者に対する保健指導に従事する者の資質向上に努めます。



【数値目標】

(1)糖尿病性腎症による新規透析導入患者数(人口10万人当たり)

| 項目 | 導入患者 | ó数(H30) | 目標 | 目標年次 | |
|----|-------|---------|-------|-------------------|--|
| | 香川県 | 全国平均 | 口 (示 | 日保午代 | |
| 香川 | 14. 6 | 12.8 | 12. 6 | 令和5年度 (2023年度) | |

(2) 糖尿病 年齢調整死亡率(人口10万人当たり)

| 項目 | 年齢調整死 | 它亡率(H27) | | 目標年次 | |
|---------|-------|----------|------|-------------------|--|
| 項 目 | 香川県 | 全国平均 | 目標 | | |
| 男性 | 7. 1 | 5. 5 | 5. 5 | 令和5年度 (2023年度) | |
| 女 性 | 3. 4 | 2. 5 | 2. 5 | 令和5年度 (2023年度) | |

5 精神疾患

5-1認知症を除く精神疾患

精神疾患は、近年その患者数が急増しており、平成26年には390万人を超える水準となっています。国の調査結果では、国民の4人に1人が、生涯でうつ病等の気分障害、不安障害及び物質関連障害のいずれかを経験していることが明らかとなっています。

また、平成10年以降3万人を超える水準で推移していた自殺者数は、平成22年以降は減少以降にあるものの、人口10万人当たりの自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はいまだ続いています。自殺の要因のうち、健康問題の中では、うつ病が多くなっています。

精神疾患は、症状が多様であるにもかかわらず自覚しにくいという特徴があるため、 症状が比較的軽いうちには精神科医を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要になっ て初めて精神科医を受診するという場合が少なくありません。

また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要となってしまう場合もあります。

しかしながら、精神医学の進歩によって、発症してからできるだけ早期に必要な精神 科医療が提供されれば、回復又は寛解し、再び地域生活や社会生活を営むことができる ようになってきています。

精神疾患に罹患しても、より多くの方がそれを克服し、地域や社会で生活できるようにするため、患者やその家族等に対して、精神科医療機関や関係機関が連携しながら、必要な精神科医療が提供される体制を構築する必要があります。

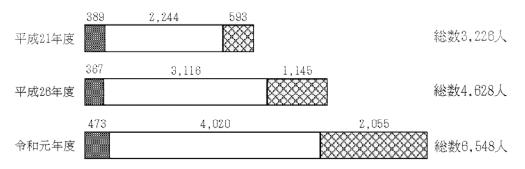
【現状】

(1)精神障害者の現状

香川県における令和元年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付者数は 6,548 人 (30 年度末現在 6,163 人) です。

また、入院患者数は 2,857 人 (30 年度末 2,911 人) と減少傾向ですが、通院患者数 (通院医療費公費負担患者数) は 12,208 人 (30 年度末 11,690 人) と増加傾向です。 疾患別入院患者数は、「統合失調症」が 1,635 人 (56.0%) と最も多く、次いで「症状性を含む器質性精神障害」が 703 人 (24.1%)、「気分 (感情) 障害」が 210 人 (7.2%) となっています。

精神障害者数 (精神障害者保健福祉手帳交付者数) の推移 (各年度末現在 単位:人)



■1級 □2級 国3級

入院形態別入院患者数

(令和2年3月31日現在)

| 種別 | 措置入院 | 医療精護人院 | 任意入院 | その他 | 合 計 |
|--------|-----------|--------------|-----------------|----------|--------------|
| 人数(割合) | 11人(0.4%) | 653 人(22.9%) | 2, 192 人(76.6%) | 1人(0.1%) | 2,857人(100%) |

疾病名別入院患者数

(令和元年6月30日現在 単位:人)

| 7大州石加八州心心有数 | 上0月30日先往 毕证: |
|-------------------------------------|--------------|
| 種別 | 合計 |
| 症状性を含む器質性精神障害 | 70 |
| アルツハイマー病型認知症 | 40 |
| 血管性認知症 | 9 |
| 上記以外の症状性を含む器質性精神障害 | 20 |
| 精神作用物質による精神及び行動の障害 | 12 |
| アルコール使用による精神及び行動の障害 | 11 |
| 覚せい剤による精神及び行動の障害 | |
| アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害 | |
| 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 | 1, 63 |
| 気分 (感情) 障害 | 21 |
| 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 | 4 |
| 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 | |
| 成人のパーソナリティ及び行動の障害 | 1 |
| 精神遅滞[知的障害] | 8 |
| 心理的発達の障害 | 1 |
| 小児期及び青年期に通常発生する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害 | |
| てんかん | 3 |
| その他 | 4 |
| 合計 | 2, 921 |

出典:厚生労働省「令和年元年度精神保健福祉資料」

自立支援医療(精神通院医療)公費負担者数(保険別)

(各年度3月31日現在)

| 年度 | 被用者保険 | 国民健康保険 | 後期高齢 | 生活保護 | 合 計 |
|----|----------|--------|-------|--------|-----------|
| 29 | 4, 191 人 | 4,658人 | 484 人 | 1,655人 | 10,988 人 |
| 30 | 4,578人 | 4,855人 | 533 人 | 1,724人 | 11,690 人 |
| 元 | 4,858人 | 5,011人 | 588 人 | 1,751人 | 12, 208 人 |

香川県障害福祉課調

(2) 精神科医療体制の現状

① 精神科病院

令和元年6月末現在の精神科病院は18病院、病床数は3,279床で、病床利用率は89.1%です。

精神科病院・病床数・人口1万人当たり病床数

(各年度6月30日現在)

| 年度 | 項目 | 病院数 | 精神病床数 | 人口1万人 当たり病床数 | 入院患者数 | 病床利用率 |
|-----|------|----------|-------------|-----------------|-------------|------------|
| H27 | 香川県 | 施設 19 | 床 3, 427 | 床 35.1 | 人 2, 934 | % 85. 6 |
| ΠΔΙ | (全国) | (1, 583) | (326, 564) | (25. 7) | (284, 806) | (87. 2) |
| 28 | 香川県 | 19 | 3, 427 | 35. 3 | 2, 954 | 86. 2 |
| 28 | (全国) | (1, 604) | (330, 501) | (26. 0) | (286, 406) | (86. 7) |
| 29 | 香川県 | 19 | 3, 427 | 35. 4 | 2, 950 | 86. 2 |
| 29 | (全国) | (1, 625) | (328, 182) | (25. 9) | (276, 084) | (84. 1) |
| 30 | 香川県 | 19 | 3, 349 | 34. 8 | 2, 951 | 88. 1 |
| 30 | (全国) | (1, 612) | (318, 311) | (25. 2) | (280, 815) | (88. 2) |
| R1 | 香川県 | 18 | 3, 279 | 34. 3 | 2, 921 | 89. 1 |
| K1 | (全国) | (1, 577) | (315, 068) | (25. 0) | (272, 096) | (86. 4) |

出典:厚生労働省「精神保健福祉資料」、香川県障害福祉課「精神科病院月報」

② 精神科医師

精神科医師数は、人口 10 万人当たり 16.8 人と全国(13.3 人)と比べて 3.5 人多くなっています。

しかし、近年、病院勤務医の確保が難しくなってきており、特に、公立病院における精神科医師不足は深刻な状況です。

また、50歳代以上の医師の割合が半分以上を占めるようになり、それよりも若い世代の医師の割合が減少しています。このことは、近い将来、本県において精神科病院の医師が大幅に減少することを意味しています。

精神科医師数 (人口 10 万人当たり医師数)

(単位:人)

| | | H14 | H16 | H18 | H20 | H22 | H24 | H26 | H28 | Н30 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 精神科 | 11. 9 | 11.8 | 12. 1 | 12. 0 | 12. 4 | 12.8 | 13. 3 | 14. 6 | 16. 1 |
| 术 川順 | 心療内科 | 0.8 | 1. 0 | 1. 1 | 1. 4 | 1. 2 | 1. 3 | 1. 1 | 1. 1 | 0.7 |
| 香川県 | 神経科 | 0. 3 | 0.2 | 0. 1 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 計 | 13. 0 | 13. 0 | 13. 3 | 13. 4 | 13. 6 | 14. 1 | 14. 4 | 15. 7 | 16.8 |
| | 精神科 | 9. 3 | 9. 5 | 9.8 | 10.6 | 11. 1 | 11. 6 | 12. 0 | 12. 3 | 12. 5 |
| | 心療内科 | 0. 5 | 0.6 | 0. 7 | 0.7 | 0. 7 | 0. 7 | 0. 7 | 0.7 | 0.7 |
| 全 国 | 神経科 | 0. 3 | 0.4 | 0. 3 | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| | 計 | 10. 1 | 10. 5 | 10.8 | 11. 3 | 11.8 | 12. 3 | 12. 7 | 13. 1 | 13. 3 |

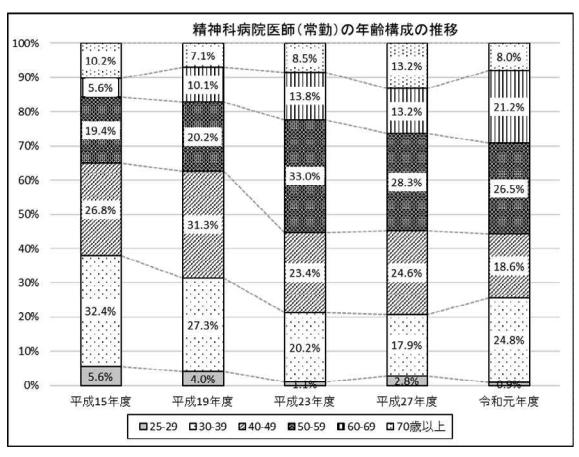
出典:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

精神科医師数 (香川県)

(単位:人)

| | | H14 | H16 | H18 | H20 | H22 | H24 | H26 | H28 | H30 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 精神科 | 病院 | 109 | 111 | 107 | 103 | 102 | 106 | 106 | 118 | 128 |
| 本月 个中个子 | 診療所 | 13 | 9 | 15 | 17 | 21 | 21 | 24 | 24 | 27 |
| 心療内科 | 病院 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 0 | 1 |
| 117月77年 | 診療所 | 4 | 7 | 7 | 10 | 8 | 9 | 9 | 11 | 6 |
| 神経科 | 病院 | 2 | 2 | 1 | | _ | _ | _ | 1 | 1 |
| 个中不主个十 | 診療所 | 1 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - | - |
| 計 | 病院 | 115 | 116 | 112 | 107 | 106 | 110 | 108 | 118 | 129 |
| īΙ | 診療所 | 18 | 16 | 22 | 27 | 29 | 30 | 33 | 35 | 33 |
| | 総計 | 133 | 132 | 134 | 134 | 135 | 140 | 141 | 153 | 162 |

出典:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」



香川県障害福祉課調 (精神科病院実地指導資料より)

③ 精神科救急医療体制

ア 輪番病院(救急指定病院)

夜間・休日に緊急な医療を必要とする精神障害者のため、平成16年7月から、県内を2圏域に分け、精神科病院の輪番制による受入体制を整備しています。

| 大川・高松圏域 | 馬場病院、三光病院、大西病院、いわき病院 (こころの医療センター 五色台、赤沢病院) |
|---------|---|
| 中讃・三豊圏域 | 三船病院、こころの医療センター 五色台、赤沢病院、西紋 病院、丸亀病院、しおかぜ病院、回生病院、清水病院 |

※こころの医療センター 五色台、赤沢病院は大川・高松圏域も担当しています。

※地域拠点病院として小豆島病院を指定しています。

イ 精神科救急情報センター

身体疾患を合併している者を含め、緊急な医療を必要とする精神障害者等の搬送先となる医療機関と円滑な連絡調整を行うため、16年度から丸亀病院を精神科救急情報センターとして指定しています。

(3) 精神保健福祉体制の現状

① 相談体制の整備、普及啓発活動

精神保健福祉センター、保健所、市町等において、こころの健康に関する問題の相談体制を整備したり、精神障害者をはじめ家族等が、地域で安定した日常生活が送ることができるよう、当事者グループや家族会等の活動の支援に努めるとともに、関係機関と連携し、普及啓発活動を行っています。

② 精神障害者地域移行·地域定着支援

精神障害者の精神科病院からの退院を促進し、安定した地域生活を支援するため、 関係機関の連携のもと、精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進に努めていま す。

③ 自殺対策

自殺者数の減少を目指し、関係機関への普及啓発活動、情報交換を積極的に実施しています。

精神障害者の相談状況

(各年度3月31日現在 単位:人)

| 項目 | 相談窓口 | 来所相 | 談件数 | 訪問指 | 導件数 | デイ・ケア利用数 | | |
|----|------------|-------|--------|-------|------------|----------|------------|--|
| 年度 | 作成心口 | 実人員 | 延べ人員 | 実人員 | 延べ人員 | 実人員 | 延べ人員 | |
| 30 | 精神保健福祉センター | 311 | 1, 232 | 23 | 83 | 休』 | :中 | |
| 30 | 保健所 | 529 | 1, 411 | 632 | 3, 249 | 16 | 442 | |
| | | (228) | (686) | (216) | (929) | (16) | (442) | |
| 11 | 精神保健福祉センター | 336 | 1, 556 | 22 | 83 | 休山 | 二 中 | |
| 元 | 保健所 | 429 | 1, 474 | 666 | 3, 122 | 19 | 395 | |
| | | (226) | (676) | (263) | (863) | (19) | (395) | |

※ () 内は高松市保健所分の内数

香川県障害福祉課調

精神障害者における地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の状況

(各年度3月31日現在 単位:人)

| 年 度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 地域移行支援 | 0 | 0 | 1 | 6 | 5 | 12 |
| 地域定着支援 | 1 | 2 | 3 | 3 | 4 | 13 |

香川県障害福祉課調

自殺者数の推移

(単位:人)

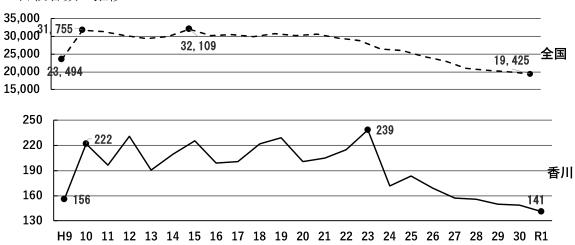
| 年 | Н9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全 | 23, 494 | 31, 755 | 31, 413 | 30, 251 | 29, 375 | 29, 949 | 32, 109 | 30, 247 | 30, 553 | 29, 921 | 30, 827 |
| 国 | (18.8) | (25. 4) | (25. 0) | (24. 1) | (23. 3) | (23. 8) | (25. 5) | (24. 0) | (24. 2) | (23. 7) | (24. 4) |
| 香 | 156 | 222 | 197 | 231 | 191 | 210 | 226 | 199 | 201 | 222 | 229 |
| ЛП | (15. 2) | (21.7) | (19. 2) | (22.7) | (18.8) | (20.7) | (22. 3) | (19.7) | (20.0) | (22. 1) | (22.8) |

| 年 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | Н27 | H28 | H29 | Н30 | R1 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全 | 30, 229 | 30, 707 | 29, 554 | 28, 896 | 26, 433 | 26, 063 | 24, 417 | 23, 152 | 20, 984 | 20, 465 | 20, 031 | 19, 425 |
| 国 | (24. 0) | (24. 4) | (23. 4) | (22.9) | (21. 0) | (20.7) | (19. 5) | (18. 5) | (16. 8) | (16. 4) | (16. 1) | (15. 7) |
| 香 | 201 | 205 | 215 | 239 | 172 | 184 | 169 | 157 | 156 | 150 | 149 | 141 |
| ЛП | (20. 2) | (20.7) | (21.7) | (24. 3) | (17. 5) | (18.8) | (17. 4) | (16. 2) | (16. 2) | (15. 6) | (15. 7) | (14. 9) |

※()内は自殺死亡率(人口10万人当たり)

出典:厚生労働省「人口動態統計」

自殺者数の推移



【課題】

- (1) 精神科救急医療体制の維持、拡充【優先課題】
 - 精神科救急情報センターの維持・機能強化や精神医療相談窓口の設置等により、「精神科救急医療システム」の維持・拡充を図る必要があります。
- (2) 地域における身体合併症患者の受入体制の確保【優先課題】

大川・高松圏域における中核病院、精神科病院、精神科診療所等の関係機関の連携の推進や、香川大学医学部との協力体制の構築等により、身体合併症患者の受入体制の確保を図ることが求められます。

(3) 災害時精神医療の確保

南海トラフ地震の発生確率が高まるとともに、全国各地で大規模な地震や風水害が頻発する中、災害発生時においても、必要な精神医療の確保を図る必要があります。

(4) 精神科医師の確保【優先課題】

本県の精神科医療においては、公立病院や地域の中核病院だけでなく、民間病院においても勤務医の確保が難しくなっていることなどから、さらに精神科医師の確保対策を推進する必要があります。

(5) 精神障害者の地域での生活の支援

地域での生活を望む精神障害者を支援するため、相談体制の充実や住まいの場の確保等の支援を行っていくことが求められます。

(6) 精神障害者が安心して暮せる地域づくり

精神障害者が地域で安心して暮せるよう、保健・医療サービスの充実が求められます。

【圏域の分析、設定】

- (1) 圏域の分析
 - ① 精神科病院(精神病床を有する病院)は、中讚圏域に偏在しています。
 - ② 小豆圏域では精神科病院は1病院しかなく、大川圏域には精神病床を有する病院がありません。
 - ③ 県内全域を対象とした身体合併症拠点病院として、中讃圏域にある総合病院回生病院を指定していますが、県内全域での身体合併症患者の受入体制の十分な確保が必要です。

(2) 圏域の設定

精神疾患の医療体制については県全域を1圏域とし、精神科救急医療体制については、輪番病院の運用状況から東西2圏域とします。

【対策】

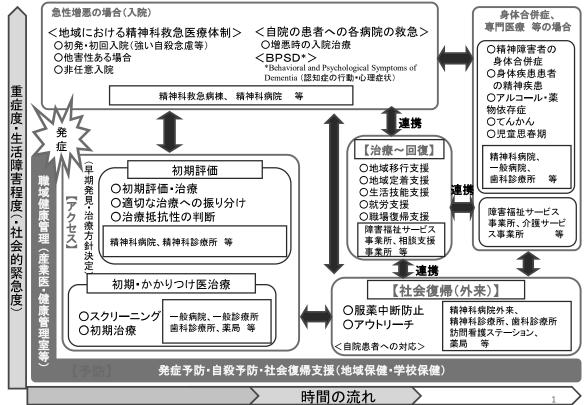
地域において精神障害者の医療が適切かつ効率的に提供されるよう、医療機関相互及 び保健・福祉サービス等との連携を推進します。

特に、本県においては、関係機関の連携・協力により、精神科教急医療体制の維持・ 拡充や、地域の身体合併症患者の受入体制の確保、災害精神医療の整備を図るとともに、 精神科医師の確保対策を推進します。

また、精神障害者の地域での生活を支援し、安心して暮せる地域づくりを推進します。

精神疾患の医療体制(イメージ)

精神疾患の医療体制(イメージ) <自院の患者への各病院の救急>



国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 伊藤弘人部長資料 一部改変

(1) 精神科救急医療体制の維持・充実

① 精神科救急情報センターの維持、機能の強化

精神科救急情報センターは、精神科救急医療体制の中核的な機能・役割を持つ施設 として位置付けられており、輪番病院等の負担を軽減し、今後の本県における精神 科救急医療体制の強化を図る上からも、その機能を維持・充実します。

② 精神医療相談窓口の設置

軽症の救急患者が重篤者用の救急外来を受診することのないよう、また、輪番病院 等の電話対応による負担を軽減するため設置している精神障害者専用の医療相談窓 口について、その機能を維持・充実します。

(2) 身体合併症患者の受入体制の確保

地域における身体合併症患者の受入体制の確保を図るため、地域の中核病院、精神 科病院、精神科診療所等による「地域精神科医療連携体制推進協議会」を設置するな ど、精神科医療の連携体制の構築を推進しています。

また、地域の中核病院において身体合併症患者の受入体制の確保を推進します。

(3) 災害精神医療の確保

災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備を行うとともに、丸亀病院及びこ ころの医療センター五色台を災害拠点精神科病院に位置付け、災害発生時における精 神医療体制の構築を図ります。

(4) 香川大学医学部との連携・協力体制の構築

公立病院等に対する常勤医師派遣等の診療支援、身体合併症患者等の受入れ及び精神科医療行政施策の支援等を行う寄附講座を設置するなど、香川大学医学部との連携・協力体制の構築を推進します。

(5) 精神科医師確保の推進

本県の精神科医療においては、公立病院や地域の中核病院だけでなく、民間病院においても勤務医の確保が難しくなっていることから、さらに精神科医師の確保対策を推進します。

- ① 平成 24 年度から運用を開始した「精神科専門医師育成プログラム」を継続実施するとともに、香川大学医学部と連携し、県内の精神保健指定医の確保に努めます。
- ② 本県の医師確保対策について、医師が不足している特定の診療科として、救急、産婦人科、小児科などとともに精神科を含め、総合的・体系的な対策を実施します。
- (6) 精神障害者の地域での生活の支援
 - ① 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を行う相談支援事業所の設置を促進するとともに、地域自立支援協議会との連携を強化し、精神科病院から地域生活へ移行できるよう、地域生活移行へ向けての相談支援体制の充実を図ります。
 - ② 精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けた事業の支援や地域住民への啓発活動などを実施し、精神障害者の地域移行及び地域定着を推進します。
 - ③ 障害者が、その個性やニーズに応じたサービスをできるだけ身近なところで選択できるよう、介護や訓練、就労等の支援を行う日中活動事業を行う事業所の量的・質的な充実を図り、利用者一人ひとりに効果的・効率的にサービスを提供できるよう努めます。
 - ④ 精神障害者の地域における生活の場として、グループホームの整備を促進します。
 - ⑤ 同じ体験を持つ者同士支え合うピアサポーターを養成し、地域移行・地域定着の促進、精神障害者に対する理解促進のため、ピアサポーター活動を活性化していきます。
- (7)精神障害者が安心して暮らせる地域づくり
 - ① 精神障害者が、地域で様々な活動に参加したり、安定した日常生活を送ることができるよう、当事者グループ、家族会、断酒会等の育成や、自助活動の支援に努めます。
 - ② 精神保健福祉センターや保健所において、関係機関と連携し、思春期における様々な問題への対策や、アルコール依存症対策等を実施するとともに、こころの健康に関する普及啓発活動を行います。
 - ③ 地域で生活する精神障害者に対する相談対応や訪問による支援を推進し、精神障害者の地域での生活の安定や定着が図られるよう努めます。
 - ④ 歯科疾患を合併した精神疾患患者においては、自己の口腔ケアへの意識の欠落や、薬の副作用としての唾液の減少による口腔内乾燥症等により、多数歯に渡る急速なう蝕の発生や、広範囲に渡る歯周疾患の進行が出現することがあるため、歯科治療

- へと円滑につなげるよう、精神科医療機関と歯科医療機関との連携を推進します。 <うつ病関連>
 - ⑤ 自殺の背景に深く関係しているうつ病について、早期発見・早期治療による適切な診療ができるよう、一般かかりつけ医と精神科医との連携強化を図るための研修を実施します。
 - ⑥ 精神保健福祉センター、保健所、市町等の関係機関において、うつ病等のこころの 健康に関する問題を、気軽に相談できる体制の整備に努めます。
 - ⑦ 「こころの健康展」や「精神保健福祉大会」等の行事や精神保健福祉センター、保健所、各市町等による普及啓発活動を通じて、うつ病等の精神疾患に対する正しい理解を推進します。
- (8) 医療機関の名称等の公表 精神疾患に関する各医療機能(専門外来等)を担う具体的な医療機関の名称等を、 インターネット等を通じて公表します。

【数値目標】

(1) 精神障害者の地域での生活の支援

| 項目 | 現 状 | 目標 | 目標年次 |
|---------------------------------|----------------------|----------|-----------------|
| 精神病床における急性期(3か月未満)入院需要(患者数) | (平成 30 年) 427 人 | 462 人 | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床における回復期(3か月以上1年未満)入院需要(患者数) | (平成 30 年) 647 人 | 392 人 | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床における慢性期(1年以上)入院需要 (患者数) | (平成 30 年) 1,880 人 | 1, 351 人 | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床における慢性期入院需要 (65 歳以上 患者数) | (平成 30 年) 1,134 人 | 831 人 | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床における慢性期入院需要 (65 歳未満 患者数) | (平成 30 年) 746 人 | 520 人 | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床における入院需要(患者数) | (平成 30 年) 2,954 人 | 2, 205 人 | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床における入院後3か月時点の退院率 | (平成 29 年) 62% | 69% | 令和 5 年度(2023 年) |
| 精神病床における入院後6か月時点の退院率 | (平成 29 年) 79% | 86% | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床における入院後1年時点の退院率 | (平成 29 年) 84% | 92% | 令和5年度(2023年) |
| 精神病床から退院後1年以内の地域における 平均生活日数 | (平成 28 年) 307 | 316 | 令和5年度 (2023年) |

| 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数) | _ | 616人 | 令和5年度 (2023年) |
|------------------------------|---------------------|-----------|----------------|
| 地域移行に伴う基盤整備量 (65 歳以上利用者数) | _ | 347 人 | 令和5年度(2023年) |
| 地域移行に伴う基盤整備量 (65 歳未満利用者数) | _ | 269 人 | 令和5年度(2023年) |
| 指定一般相談支援事業利用人員(※) | (令和元年) 10 人/月 | 43 人/月 | |
| 指定特定相談支援事業利用人員(※) | (令和元年) 6,422 人/月 | 7,066 人/月 | 令和5年度 (2023年度) |
| 生活介護利用量(※) | (令和元年) 41,045 人日 | 43,800 人日 | 【障害者プランによる】 |
| 自立訓練(生活訓練)利用量(※) | (令和元年) 605 人日 | 842 人日 | |

(※) 精神障害を含むすべての障害

(2) 精神障害者が安心して暮らせる地域づくり

| 項目 | 現 状 | 目標 | 目標年次 |
|------------------------|------------------------------|----|-------------|
| 自殺死亡率 (人口 10 万人当たり) | (令和元年) 香川 14.9 全国 15.7 | | 令和4年(2022年) |

5-2 認知症疾患

【現状】

- (1) 本県の 65 歳以上推計人口*1に、認知症施策推進大綱(概要)に示されている認知症有病率*2を乗じて本県の認知症高齢者の数を試算すると、令和 7 (2025)年には約 5 万 4 千人、令和 22 (2040)年には約 6 万 3 千人になると見込まれます。
 - ※1 国社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」
 - ※2 日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究(研究代表者二宮教授)」

【課題】

(1) 認知症は誰でもなりうるものであり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい理解の普及・啓発や見守り、医療・ケア体制を充実させる必要があります。

【対策】

- (1) 認知症への正しい理解や予防の普及啓発・本人発信支援
 - ① 認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを推進するため、認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を市町と協力して小・中・高校生や事業所従業員等に対して重点的に進めるとともに、その養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成に取り組みます。
 - ② 認知症に対する社会一般のイメージ改善や、認知症の人の不安軽減を図るため、認知症に関する相談先などの情報提供や認知症の人本人からの発信支援に取り組みます。
 - ③ 通いの場に専門職を派遣するなど、認知症予防に効果があるとされる運動・栄養・社会交流の三位一体による認知症予防を推進するとともに、認知症や認知症ケアに対する正しい理解の促進を図ります。
- (2) 適時・適切な医療・介護等の提供
 - ① 各市町に配置され、医療機関や介護サービス事業所など地域の支援機関間の連携支援や認知症の人やその家族への相談等の業務を行う認知症地域支援推進員の質の向上や関係機関との連携の強化を推進します。
 - ② 地域の認知症医療の中核機関である認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する鑑別診断や専門医療相談、高齢者が日頃から受診しているかかりつけ医等の認知症医療従事者に専門研修を行うことなどにより、認知症への対応力の向上を図るとともに、認知症高齢者の早期発見や適切なケアを行うため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、専門医療機関等の医療関係者、地域包括支援センター等の介護関係者の連携体制の構築を推進します。

- ③ かかりつけ医やかかりつけ歯科医等との連携のもと、認知症の人やその家族に早期に関わり適切な支援を行う認知症初期集中支援チームを市町が円滑に運営できるよう、チーム員の養成やフォローアップ研修の実施など、市町に対し必要な支援や助言を行います。
- ④ 認知症の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、認知症専門 医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる「認知症サポート医」 を養成します。
- ⑤ かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習熟するための研修を行い、その受講者を「もの忘れ相談医」として、また、精神科や心療内科等を標榜する医療機関で、専門的な認知症の診断や治療が可能な医療機関を「認知症専門医療機関」として位置付け、県のホームページで公表し、認知症の早期発見・早期治療につながる連携体制の整備を推進します。
- ⑥ 医療機関での認知症の人への処置等が適切に実施されるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識を習得するための研修を実施します。
- ⑦ 認知症の早期発見・早期対応を行うため、香川県運転免許センターに認知症の相談 等に応じる看護師を配置し、地域包括支援センターによる支援につなげます。
- ⑧ 若年性認知症は、その特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等が求められることから、若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症に関する普及啓発や相談窓口の設置、支援に向けたネットワークづくりなど、総合的な支援を推進します。

【数値目標】

| 項目 | 現 状 (令和元年度) | 目標 | 目標年次 |
|--------------------------|-------------|-----------|-------------------|
| 認知症サポート医数(累計) | 69 人 | 90人 | 令和5年度 (2023年度) |
| もの忘れ相談医研修の新規受講者数 (累計) | 443 人 | 500 人 | 令和5年度 (2023年度) |
| 認知症サポーター養成数(累計) | 105,662 人 | 120,000 人 | 令和5年度 (2023年度) |

6 結核 感染症

6-1 結核対策

かつて「国民病」といわれた結核は、各種予防対策の推進や医療技術の進歩により、 年々患者数が減少しているものの、今でも年間1万4千人以上の新規患者が発生するわ が国最大の慢性感染症です。県民一人ひとりが結核の正しい知識を身につけ、適切な予 防対策・医療を推進する必要があります。

【現状・課題】

- (1) 令和元年の香川県における新規患者数は99人で、人口10万人当たりの新規患者発生数は10.4人となり、全国平均の11.5人より低い水準です。
- (2) 昭和 20 年代のピーク時に比べると大幅に改善されたものの、近年は、結核患者の減少が鈍化してきています。この要因は、人口の高齢化、地域格差、集団感染の増加、外国人患者の増加、多剤耐性菌の出現などです。
- (3) 年齢別に見ると、70 歳以上の高齢者が発病する割合が増え、新規患者全体の74.7% を占めている現状を踏まえ、高齢者対策を推進する必要があります。 また、患者総数は減少しているものの、患者の高齢化などに伴い、高度な合併症を有する結核患者が増加しており、医療体制の整備が必要です。
- (4) さらに、患者自身の人権への配慮と周囲の者の「感染から守られる」権利を両立しながら、接触者健診(注1)などの感染拡大防止策を実施していく必要があります。

結核病床を有する医療機関

(令和2年12月末現在)

| 医療機関名 | 許可病床数 | 稼働病床数 |
|----------|-------|-------|
| 高松医療センター | 2 0 | 2 0 |
| 高松赤十字病院 | 2 | 2 |
| 県立中央病院 | 5 | 5 |
| 小豆島中央病院 | 5 | 5 |

一般病床・精神病床における結核モデル病床を有する医療機関

(令和2年12月末現在)

| 医療機関名 | 一般病床数 | 精神病床数 |
|------------------|-------|-------|
| 県立丸亀病院 | | 4 |
| 四国こどもとおとなの医療センター | 3 | |

【対策】

- (1) 普及啓発活動の充実強化
 - ① 早期発見・早期受診が図れるよう、高齢者施設や外国人等に対し啓発活動を行います。
 - ② 予防接種法による定期のBCG接種が、乳児期における唯一の接種機会であり、小児結核は重症化しやすいため、標準的接種期間内に必ず受けるよう周知します。

- (2)「結核の接触者健康診断の手引き」に基づき、感染の拡大防止に努めます。
- (3) 定期健診等による早期発見、早期治療を促進し、学校、事業所、病院、福祉施設等での集団感染の拡大防止に努めます。
- (4) 医療従事者等に対する研修等を実施し、結核対策の推進に必要な医療関係者の資質 向上を図ります。また、検診精度の向上及び結核医療の基準に沿った薬剤の適正な使 用など、適正医療の普及に努めます。
- (5) 結核予防体制及び患者管理の充実強化
 - ① 感染症発生動向調査システムを有効活用し、結核患者の発生状況を迅速かつ的確に把握し、結核予防体制の充実に努めます。
 - ② 管理検診(注2)、保健指導等による患者管理の充実強化を図ります。
- (6) 直接服薬確認療法による患者支援

潜在性結核感染症の者も含めた結核患者に対して、患者の生活環境に合わせながら、 直接服薬確認療法(DOTS)を軸とした患者支援を行います。また、地域の医療機 関、薬局等との連携を強化することによって、DOTS実施体制の構築に努めます。

- (注1)接触者検診とは ⇒ 結核を発症し感染させる可能性のある期間、結核発症者と同じ時間と空間を共有した人に対して、結核を発症しているか、発症はしていなくとも感染しているかを確認するため実施する、医学的検査を主体とした健康診断のこと。
- (注2)管理検診とは ⇒ 管轄保健所において結核患者として登録されている者の病状を把握するために、胸部エックス線検査等による精密検査を実施すること。

6-2 感染症対策

近年、感染症を取り巻く状況は、エボラ出血熱、MERS(中東呼吸器症候群)、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の新興感染症、マラリア等の再興感染症の出現、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化しています。新型インフルエンザなどの未知の感染症の発生に備えた体制を整備するとともに、感染症発生時に良質で適切な医療の提供が図れるよう、感染症対策を積極的に推進する必要があります。また、B型肝炎、C型肝炎や肝がん対策を充実させる必要があります。

【現状・課題】

- (1) 感染症対策においては、基本的には感染症が発生してから防疫措置を講ずるのみならず、感染症発生動向調査体制(注1)の整備、発生予防の啓発など、普段から感染症の流行状況を把握し、感染症の発生・拡大を防止していく事前対応型の取組みを進める必要があります。
- (2) 一類感染症の発生に備え、香川県立中央病院を第一種感染症指定医療機関として指定し、2 床の病床を整備しています。また、二類感染症の発生に備え、さぬき市民病院、小豆島中央病院、高松市立みんなの病院、坂出市立病院、三豊総合病院の5 医療機関を第二種感染症指定医療機関として指定し、22 床の病床を整備しています。
- (3) 予防接種率の向上を図り、麻しん等感染症罹患を防止するため、県内において、居住地外でも定期予防接種(注2) が受けられる広域予防接種体制を整備しています。また、新たなワクチンの定期接種化に対応していく必要があります。
- (4) 新規のHIV感染者・エイズ患者数は、世界的には減少傾向にあり、国内でも平成29年より減少している状況です。一方、近年梅毒患者が増加しており、性感染症に関する正しい知識の普及啓発、相談・検査体制の充実、診療体制の整備及び感染者・患者に対するカウンセリング体制の整備等を推進していく必要があります。
- (5) インフルエンザは、特に高齢者や子どもを中心とした人々の健康と生命にかかわり、その防止は社会的に重要な課題です。
- (6) 新型インフルエンザは、人に免疫がないこと、その感染力の強さから完全な封じ込めは困難と考えられ、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑えることが課題です。そのため、新型インフルエンザに対して、適切な医療を提供できる体制を整備していく必要があります。
- (7) 肝炎ウイルス検査は、保健所及び指定医療機関において無料で実施していますが、 ウイルス性慢性肝炎は自覚症状に乏しく、治療、経過観察の必要性について理解が得 られにくい場合があります。このため、検査を受けて、早期に感染を発見し、適切な 医療に結びつけることが重要です。

第一種感染症指定医療機関

(令和2年12月末現在)

| 医療機関名 | 指定病床数 |
|----------|-------|
| 香川県立中央病院 | 2 |

第二種感染症指定医療機関

(令和2年12月末現在)

| 医療機関名 | 指定病床数 |
|------------|-------|
| さぬき市民病院 | 4 |
| 小豆島中央病院 | 4 |
| 高松市立みんなの病院 | 6 |
| 坂出市立病院 | 4 |
| 三豊総合病院 | 4 |

【対策】

- (1) 感染症患者発生時に備えた十分な病床数の確保及び体制の充実
 - ① 一類感染症 (注3) 患者発生時の第一種感染症指定医療機関 (注4) における適切な医療を提供するとともに、感染拡大防止に努めます。
 - ② 二類感染症の発生時に適切な医療を提供できる体制を整備し、感染拡大防止に努めます。
 - ③ 新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、患者が安心して医療を受けることができるよう、SARS対応病床(県立白鳥病院の4病床)等、感染症指定医療機関以外の、飛沫感染や空気感染を防ぐことができる陰圧病床等の確保や、外来での診療・検査などの医療提供体制の確保に努めます。
- (2) 予防接種体制の充実

広域予防接種体制の充実を図り、予防接種率の向上に努めるとともに、新たなワクチンの定期接種化に円滑に対応していけるよう市町を支援していきます。

- (3) エイズ等予防対策の充実
 - ① 感染者等の人権に配慮しながら、保健所等におけるエイズに関する相談・検査体制の強化及びエイズの診療体制の充実に努めます。
 - ② エイズを含めた性感染症に対する正しい知識の普及・啓発を通じ、感染予防に努めます。
- (4) インフルエンザ予防体制の強化

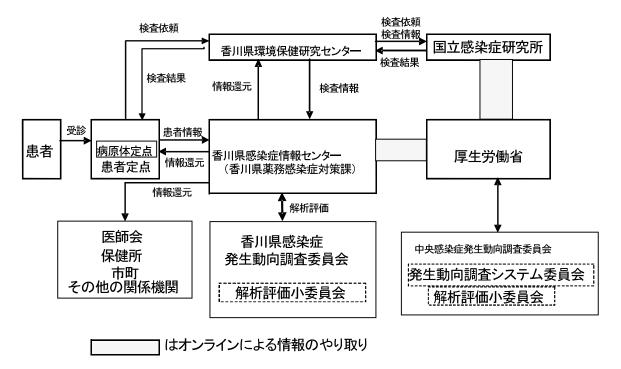
患者数を迅速に把握し、流行期のまん延拡大防止対策として報道機関・ホームページを通じた情報提供に努めます。

- (5) 新型インフルエンザ対策
 - ① 感染症発生動向調査によるサーベイランスの強化及び発生時における積極的疫学調査に努めます。
 - ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、適時「香川県新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「香川県新型インフルエンザ等対応マニュアル」を見直し、発生段階に応じた対策の実施に努めます。
 - ③ 発生時における入院、死亡等重症化を防ぐとともに感染拡大の防止のために抗インフルエンザ薬の備蓄に努めます。
 - ④ 新型インフルエンザ等の感染症に対応可能な医師の確保・養成に努めます。

(6) ウイルス性慢性肝炎等対策

- ① 肝炎検診において要診療とされた者に対して保健所等の医師、保健師が肝疾患に対する基本的事項の説明や医療機関受診の必要性等について保健指導に努めます。
- ② 肝疾患における診療体制の構築に努めます。
- ③ 肝疾患診療に関わる人材の育成に努めます。

(注1) 感染症発生動向調查体制



- (注2) 定期予防接種とは ⇒ 予防接種法に基づいて市町村が公費負担で実施する予防接種。
- (注3) 一類感染症とは ⇒ 「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以後、感染症法という。) で感染症が一~五類及び指定感染症、新感染症に分類されており、一類感染症とは感染力、 罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から見た危険性が極めて高い感染症(エボラ出血熱等)のこと。
- (注4)第一種感染症指定医療機関とは ⇒ 感染症法により、一類感染症及び二類感染症の患者を入院させる医療機関 のことで、都道府県知事が指定する。(第二種感染症指定医療機関は二類感 染症患者のみ)

6-3 ハンセン病対策

ハンセン病は、らい菌によって発病する感染症で極めて感染力は弱く、かつては、遺伝する病気と誤って考えられたことがあります。また、昭和21年に特効薬が登場し、その後、治療法が確立されてもハンセン病患者を隔離することを定めた「らい予防法」は平成8年3月まで継続されました。このため、患者・回復者やその家族は、長い間、このような誤った政策や誤解、偏見により苦痛を強いられており、ハンセン病についての正しい知識の普及啓発と患者等に対する支援が必要です。

【現状・課題】

平成8年4月に「らい予防法」が廃止された後、平成13年の熊本地裁判決を受けて、補償金の支給に関する法律が制定されました。しかし、ハンセン病療養所の入所者等に対する偏見や差別が完全に払拭された状況にはありません。また、施設入所者が社会復帰しやすい条件は整ってきているものの、入所者の高齢化が進んでいるため、社会復帰が難しい状況となっていることなど、様々な課題が存在しています。こうした課題の解決を図るため、平成21年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。

【対策】

- (1) 正しく知り、理解してもらうための普及啓発活動の充実強化
 - ① 副読本やリーフレットを各学校に配布し、人権学習等で活用してもらい、児童、 生徒に正しい知識の周知を行います。
 - ② 入所者作品展や啓発パネル展を実施します。
 - ③ 各種広報媒体を活用して正しい知識の周知を行います。
- (2) ハンセン病療養所入所者の福祉の増進を図るための施策の充実
 - ① 郷里に帰れない入所者のために里帰り事業や郷土名産品の送付、讃岐うどん交流会、 療養所の訪問などを行います。
 - ② ハンセン病の専用電話で、相談を受けます。
 - ③ 社会復帰支援のため、療養所退所者に対する医療・介護費の助成を行いま

7 新型コロナウイルス感染症

令和元年 12 月に中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスに関連した多数の肺炎の発生が報告されて以降、世界各国から感染拡大が報告され、世界保健機関(WHO)は、同年1月31日、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」と発表しました。

日本では新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月28日、感染症法に基づく「指定感染症」に指定され、相談体制や検査体制、医療提供体制の整備など体制整備が進められるとともに感染状況に応じて緊急事態宣言など対策が取られてきましたが、新しい感染症としての知見が集積されてきた令和3年2月3日には、新型コロナウイルス感染症として感染症法に規定されました。

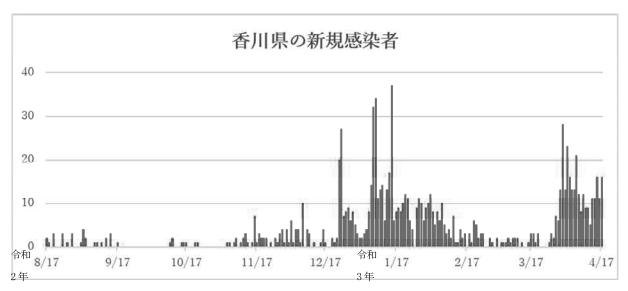
新型コロナウイルス感染症は、人に免疫がないこと、その感染力の強さや変異株の発生から完全な封じ込めは困難と考えられ、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑えることが重要です。

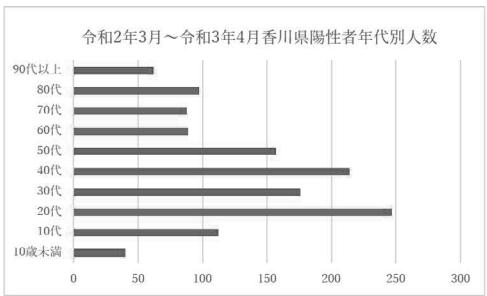
【現状・課題】

- (1) 日本での感染状況は、令和3年3月31日現在で47万人を超える方が新型コロナウイルス感染症と診断されています。新型コロナウイルス感染症の感染経路は主に飛沫感染、接触感染のため、一人一人が正しい知識を身につけ、感染を予防する行動をとることが求められています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症は、人に免疫がなく、感染力が強く変異株の発生も報告されていることから、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑えることが課題です。そのため、新型コロナウイルス感染症に対して、適切に相談・検査や医療を提供できる体制を整備する必要があります。また、感染の急拡大に備えて、軽症者が療養できる体制を整備する必要があります。
- (3) 香川県内では、令和2年3月17日に初めて患者が発生して以降、令和3年4月末 現在では1,281名の患者が報告されています。年齢別に見ると、20歳~50歳代の陽 性者が多く、社会的に活発な世代が多く罹患していますが、60歳以上の高齢者も一 定数以上罹患しており、各年代に応じた感染予防を行う必要があります。

また、当初は、高齢者が重症化しやすいといわれていましたが、変異株の感染拡大 に伴い、より若い世代も重症化するリスクが高まっています。

- (4) ワクチンについては、感染拡大を抑える有力な手段であり、優先順位の高いものから速やかに接種を進めていく必要があります。
- (5) 患者自身の人権への配慮と周囲の者の「感染から守られる」権利を両立しながら、接触者の調査や検査などの感染拡大防止策を実施していく必要があります。





【対策】

- (1) 普及啓発活動の充実強化
 - 感染症の発生の状況等について、個人情報の保護に配慮した上で、県民に対し報道機関やホームページを通じて正確で速やかな情報提供に努めます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策
 - ① 新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の相談や受診がスムーズにつながるよう、相談体制の確保に努めます。
 - ② 身近な医療機関等で必要時に検査を行えるよう、検査体制の整備・拡充に努めます。
 - ③ 患者発生時における入院病床の確保、搬送体制の確保、療養環境の整備に努めるとともに、重症化予防に努めます。
 - ④ 香川大学医学部付属病院に設置された「感染症教育センター」に感染症対応専門医師の育成や県内医療従事者の研修を委託し、感染症対応医療従事者の確保・養成に

努めます。

- (3) 必要に応じて医療従事者の派遣や研修を行うなど、医療提供体制の支援に努めます。
- (4) 感染拡大局面においては、移動自粛や飲食店等の時短要請、イベントの自粛要請など感染拡大防止に集中的に取り組みます。
- (5) ワクチンについては、優先順位の高いものから速やかに接種を進めます。
- (6) 人権への配慮

感染者や接触者に対する誹謗・中傷は決して許されるものではなく、関係機関等と 連携して、広報啓発努めます。

8 臓器等移植

心臓、肺、肝臓、腎臓など臓器の重い病気で苦しむ患者にとって、臓器移植は唯一の有効な根治療法です。平成9年10月に「臓器の移植に関する法律」(臓器移植法)が施行され、脳死下での臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球)の移植が可能となりました。さらに、平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、本人の意思が不明でも家族の書面による承諾での臓器提供や、15歳未満の者からの脳死後の臓器提供が可能になり、脳死下での臓器提供件数が大幅に増加しています。このような中、臓器移植が円滑に行われるためには、県民に対する臓器移植に関する正しい知識の普及啓発に加え、医療機関における体制の整備などが重要です。

また、白血病や再生不良性貧血などの血液の病気に侵された患者の造血幹細胞を健康なものに置きかえるための造血幹細胞(骨髄、末梢血、臍帯血)移植の円滑かつ適正な実施に資するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図ることが重要です。

【現状・課題】

(1) 臟器移植

- ① 他の臓器に比べて一番移植希望者の多い腎臓の移植希望者は、県内では令和元年 12 月末現在で 150 人となっていますが、臓器提供による腎臓移植件数は年間数件程 度で推移しています。
- ② 平成14年1月に、レシピエント(移植希望者)選択基準が見直され、同じ県内の移植希望者が優先されることとなり、本県における腎臓移植を取り巻く状況はより厳しくなりました。そこで、臓器移植の環境整備の取組みが一層強く求められています。
- ③ 本県では、臓器移植コーディネーター (注1) を配置し、香川いのちのリレー財団 (注2) と連携・協力して、県民や医療従事者への臓器移植についての普及啓発を進めるとともに、関係機関との連絡調整や臓器移植ワーキンググループ (注3) の設置、院内コーディネーター (注4) の委嘱等、臓器移植体制の整備充実を図っています。
- ④ 平成19年3月から、インターネットによる臓器提供意思登録制度が開始され、臓器提供意思表示カードに加え、携帯電話やパソコンからの意思登録が可能になりました。また、平成22年7月から運転免許証や健康保険証に、平成28年1月からマイナンバーカードにも意思表示欄が設けられるようになりました。
- ⑤ 眼球については、香川アイバンク (注5) において眼球の提供登録やあっせんが行われていますが、さらに眼球提供についての普及啓発活動の積極的な推進を図る必要があります。

(2) 造血幹細胞移植

① 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症などの血液難病に対する治療法です。しかし、患者と提供者(ドナー)の白血球の型

(HLA型)が一致しなければ行えません。非血縁者(他人)間では、数百人から数万人に1人しか白血球の型が一致しないため、一人でも多くの方にドナー登録をしてもらうために、日本骨髄バンク (注6) が主体となり、県と日本赤十字社等が協力して骨髄バンク事業を行っています。

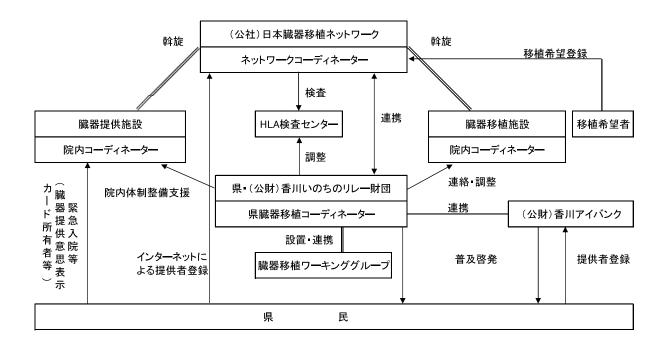
- ② 本県においても、県の保健所にドナー登録の窓口を設置し、ドナー登録を受付ける など、ドナー登録者の増加に努めています。
- ③ 令和2年3月末現在で、本県におけるドナー登録者は3,847人(移植希望者16人)、 全国では529,965人(移植希望者1,307人)となっており、今後、一層の登録者数 の増加に向けて普及啓発活動を展開する必要があります。
- ④ 令和2年4月現在、県内全ての市町において骨髄等移植ドナー等に対する助成金 交付事業が実施されています。骨髄バンクで骨髄・末梢血幹細胞移植を希望する患 者の9割以上に少なくとも1名以上のドナーが見つかるようになりましたが、その うち6割程度の患者しか移植を受けることができないと言われており、骨髄等提供 者の確保が課題です。
- ⑤ 出産後のへその緒や胎盤に含まれている臍帯血の移植をする臍帯血移植については、骨髄移植を補完するものとして行われています。各さい帯血バンク(注7)が臍帯血を管理しており、臍帯血移植は、香川大学医学部附属病院と高松赤十字病院において行われています。

【対策】

- (1) 臓器移植体制の整備
 - ① 県民に対し、「臓器提供意思表示カード」や「インターネットによる臓器提供意思登録制度」の普及啓発を行うとともに、各種広報活動や臓器移植コーディネーターによる出張講座などを通して知識の普及に努め、脳死又は心停止後の臓器提供について、本人や家族の意思に基づいた、円滑な臓器提供が行われる環境を整備します。また、移植可能な医療機関の情報を広く県民に提供します。
 - ② 医療従事者に対し、病院内における勉強会の開催や「意思確認パンフレット(注8)」を活用した意思確認作業を働きかけるなど、院内コーディネーターを中心として臓器移植にさらに高い意識を持つような病院の体制づくりに努めます。
 - ③ 臓器移植ワーキンググループ会議で、移植に関する事例報告等を通して問題点を共有するなど、香川いのちのリレー財団や関係医療機関、さらには香川アイバンクと連携体制の強化を図ります。
- (2) 造血幹細胞移植体制の整備
 - ① 日本骨髄バンクや県赤十字血液センターと連携し、パンフレットの配布や広報の実施などにより、骨髄移植等に関する知識の普及啓発を行うとともに、骨髄ドナー登録会(献血並行型骨髄ドナー登録会(注9)を含む)を開催するなど登録者の確保を図ります。

- ② 骨髄等移植ドナーに対する助成金交付事業を実施する市町への助成や企業等におけるドナー休暇制度の普及促進に取り組み、関係機関と連携・協力して、骨髄等の提供を希望する者が骨髄を提供しやすい環境の整備に努めます。
- ③ 各さい帯血バンクなどの関係機関との連携を図り、臍帯血移植が促進されるよう情報の提供を行います。
- ④ 平成24年9月に公布された「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき、国において策定される基本方針を踏まえ、関係機関と十分な連携を図りながら、造血幹細胞の適切な提供のための施策を行います。また、関係団体等で構成する造血幹細胞移植推進連絡協議会を設置し、情報交換や対策を検討します。
 - (注1)臓器移植コーディネーターとは ⇒ 県民や医療従事者に対して臓器移植に関する普及啓発活動を行い、 臓器提供発生時には臓器移植のあっせん業務を行う人物。
- (注2) 公益財団法人香川いのちのリレー財団とは ⇒ 腎臓移植に関する助成を行うとともに、臓器移植にする関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行う団体。連絡先: 087-832-3315
- (注3) 臓器移植ワーキンググループとは ⇒ 関係医療機関(臓器提供・移植施設、二次・三次救急医療機関等)の移植医・救急部門の医師・看護師、いのちのリレー財団等で構成し、臓器移植に関わる医療従事者の臓器移植に対する認識を強めるため、臓器移植をめぐる問題について相互に情報提供・検討を行う組織。
- (注 4) 院内コーディネーターとは ⇒ 関係医療機関において臓器移植に関する普及啓発や連絡調整の中心となる医療従事者を知事から委嘱し、医療従事者の臓器移植に対する認識を深め、臓器提供発生時の適切な対応を促す人物。
- (注 5) 公益財団法人香川アイバンクとは ⇒ 角膜移植による視力障害者の視力の回復に資するために協力、援助を行う団体。連絡先: 087-861-4618
- (注6) 公益財団法人日本骨髄バンクとは ⇒ 骨髄・末梢血幹細胞移植が必要な患者のために、血縁関係のない健康な人(非血縁者)から提供される骨髄・末梢血幹細胞を患者に斡旋する仕組みやその業務を担う団体。連絡先:03-5280-1789
- する仕組みやその業務を担う団体。連絡先:03-5280-1789 ⇒ 白血病などの治療のための移植に用いられる臍帯血を供給する事業者。臍帯血の採取、調整、保存を行うとともに、患者が移植を希望した場合には、その患者が移植を受ける医療機関へ臍帯血を引き渡す業務を行っている。令和2年4月現在、臍帯血供給事業者として厚生労働大臣の許可を受けた業者は全国6カ所ある。
- (注8) 意思確認パンフレットとは ⇒ 回復不可能な状態にある患者の家族に対し、臓器提供も選択肢の −つとして提示し、少しでも本人や家族の意思を尊重できるように することを目的とするパンフレット。
- (注9) 献血並行型骨髄ドナー登録会とは ⇒ 骨髄ドナー登録を献血会場で同時に行うこと。登録者への針刺しが余分にかからないため負担が少ないなどのメリットがある。

臓器移植推進体制



9 難病

難病は、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であり、長期にわたる療養を要することから、患者やその家族に対するきめ細やかな支援が求められています。

難病のうち客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が定まっている等の要件を満たす特定の疾病を対象に、医療費の自己負担分の助成を行うとともに、保健・医療・福祉の連携により難病患者等に対する支援を図っています。

【現状・課題】

(1) 平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、難病の患者に対する新たな医療費助成制度が整備されるとともに、対象疾病が大幅に拡大しました。従来は特定疾患治療研究事業として61疾患(国指定56、県指定5)を対象としてきましたが、この法律に基づき、令和2年4月現在で333疾病が「指定難病」に指定されています。

なお、指定難病に移行しなかったスモン等の国指定疾病については、引き続き特定 疾患治療研究事業として、同じく指定難病に移行しなかった県指定の3疾病は「香川 県指定難病」として医療費助成を行っています。

(2) 小児慢性特定疾病対策として、18 歳未満の児童を対象に16 疾患群(令和2年4月現在)について、医療費助成を行っています。なお、この事業の対象者については、継続手続きを行えば、20 歳未満まで延長することができます。

平成28年8月から、慢性疾患を抱える児童やその家族が、子どもの療育や日常生活、学校、就労等の困りごとについて、小児慢性自立支援員が関係機関と連携して相談に応じる相談窓口を設置しています。

(3) 平成16年から香川県難病相談支援ネットワーク事業として、関係医療機関(難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院、協力病院)と県医師会等の関係団体の委員で構成する「香川県難病対策連絡協議会」を設置し、難病患者に対する医療確保のための連絡調整を行っています。

県(健康福祉総務課)、各保健所、拠点病院等に相談窓口を設置し、関係機関と連携して相談支援を行っています。また、保健所では、訪問相談事業、医療相談事業、事例検討会等を実施し、サービスの質の向上とネットワークの充実・強化を図っています。

(4) 難病は患者数が少なく多様であることから、早期に正しい診断ができる医療提供体制の構築、身近な医療機関での適切な疾病管理の継続、難病の患者が安心して学業・ 就労と治療を両立できる環境の整備、難病に関する啓発の必要性など様々な課題が指摘されています。

【対策】

(1) 難病医療提供体制の整備

平成 31 年4月に指定した難病診療連携拠点病院(香川大学医学部附属病院)を中心に、早期に正しい診断ができる医療提供体制の構築に努めます。

また、香川県難病対策連絡協議会において、難病患者に対する医療確保のための連絡調整を行うとともに、県内における難病の医療提供体制のあり方等について検討を進めます。

(2) 難病患者等の相談支援体制の充実

難病患者・家族の療養上・生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、医療相談、 就労相談など、難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援が行え るよう、「香川県難病相談支援ネットワーク」の充実・強化に努めます。

(3) 小児慢性特定疾病対策の充実

小児慢性特定疾病児童等について、患児家族の医療費の負担軽減を図るとともに、 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の 自立支援や成長支援について、関係機関と連携した支援の充実に努めます。

(参考)

各医療費助成制度における受給者数 (令和元年度末)

| 名称 | 受給者数(人) |
|------------------|---------|
| 国指定難病 | 8, 883 |
| 県指定難病 | 495 |
| 特定疾患治療研究事業 | 14 |
| 小児慢性特定疾病(高松市を除く) | 438 |

(香川県健康福祉総務課、子ども家庭課調)

10 アスベスト

アスベスト(石綿)は、肉眼では見ることができない極めて細い線維で、建材など様々な用途に広く使用されてきましたが、飛散すると空気中に浮遊しやすく、ヒトが吸い込むと非常に長い期間を経て、肺がん、中皮腫などの健康被害を引き起こすおそれがあります。

また、アスベストにさらされる作業に従事していた方だけでなく、アスベスト取扱事業場などの周辺住民の健康被害が明らかとなっています。

このため、アスベストによる健康被害に対する県民の不安や疑問を解消するとともに、 健康被害を迅速に救済するための対策が必要です。

【現状・課題】

- (1) 平成 18 年 3 月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、アスベストによる健康被害を受けた方やその遺族で、労災補償の対象とならない方に対する医療費などの救済給付が行われています。救済給付の申請受付は、独立行政法人環境再生保全機構や環境省地方環境事務所のほか、保健所や県(健康福祉総務課)でも行っています。
- (2) 県のホームページなどを活用し、アスベストによる健康被害やその救済制度について周知するとともに、保健所や県(健康福祉総務課)において健康相談を行っています。
- (3) アスベスト疾患センターが設置されている香川労災病院のほか、呼吸器内科などがある県内の医療機関に呼びかけ、平成18年9月からアスベストによる健康被害の救済に対応可能な医療機関による「アスベスト疾患診療ネットワーク」を構築しています。
- (4) アスベスト関連疾患の潜伏期間 (15年~50年) とアスベストが大量に輸入使用されていた時代 (1970年~1990年) を考慮すると、今後更にアスベストによる健康被害の増加が見込まれることから、アスベスト関連疾患を早期に発見し、アスベストによる健康被害を迅速に救済できる体制の充実が必要です。

【対策】

- (1)環境省、厚生労働省、独立行政法人環境再生保全機構などと連携して、アスベストによる健康被害やその救済制度の普及啓発に努めます。
- (2) 保健所や県(健康福祉総務課)において、引き続き、アスベストによる健康被害に 関する健康相談や「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申 請受付を行います。
- (3) アスベスト関連疾患の診断技術やアスベストによる健康被害に関する相談能力の向上を目的に、医師などを対象とした研修会を開催するとともに、「アスベスト疾患診療ネットワーク」への新たな登録を推進し、アスベストによる健康被害に対応可能な医療機関によるネットワークの充実に努めます。

11 アレルギー疾患

【現状と課題】

- (1)「アレルギー疾患対策基本法」(平成 26 年度法律第 98 号) 第 11 条第 1 項に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 76 号)において、「地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める」こととされています。
- (2) アレルギー疾患は、国民の約5割が罹患する国民病であり、全国的には喘息による 死亡率は減少しているものの、花粉症などのアレルギー疾患は増加しています。一方、 香川県においては喘息による死亡率が全国上位で推移しているほか、アレルギー性鼻 炎やアトピー性皮膚炎により医療機関を受診する患者数は増加傾向です。また、香川 県における日本アレルギー学会専門医は27名(22 医療機関)ですが、地域偏在があります。
- (3) 県内どこでも等しく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、かかりつけ医と専門医療機関の円滑な連携体制を確保するとともに、アレルギー疾患に関する正しい情報の提供体制も確保する必要があります。

【対策】

(1) 香川県アレルギー疾患医療拠点病院による情報提供等

居住する地域に関わらず等しくアレルギー疾患医療を受けることができるよう、人口分布や交通の利便性等地域の実情やアレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域の医師の状況等をふまえ、アレルギー疾患医療拠点病院を選定し、患者や家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報提供、医療従事者の知識や技能の向上に資するための研修を実施します。

(2) アレルギー疾患医療連絡協議会の設置

地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図るため、アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした、診療所や一般病院との診療連携体制のあり方の検討や情報提供等を行います。

12 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

超高齢社会において、健康寿命を延ばし、要介護状態となる時期を遅らせるためには、 ロコモティブシンドローム (注1) やフレイル (注2)、大腿骨頚部骨折、誤嚥性肺炎な ど高齢化に伴い増加する病気などについての知識を普及し、予防に向けた実践を促すこ とが重要です。

【現状・課題】

高齢化に伴い増加する疾患を発症することにより、健康寿命や高齢者の生活の質(QOL)は著しく低下することから、ロコモティブシンドロームやフレイル、大腿骨頚部骨折、誤嚥性肺炎などの予防対策は喫緊の課題ですが、認知度は低い状態です。

【対策】

(1) 予防対策の充実

ロコモティブシンドロームやフレイル、大腿骨頚部骨折、誤嚥性肺炎など高齢化に伴い増加する病気などについて、高齢者の低栄養の予防や生活習慣の改善、運動機能・摂食嚥下機能の維持、口腔ケアなど、各市町とも協力し、保健・医療・介護の連携による総合的な予防対策に取り組みます。

- (2) ロコモティブシンドロームやフレイルなどに関する普及啓発 医療機関や介護事業者、市町など関係機関と連携して、ロコモティブシンドローム やフレイルなどの認知度向上を図るため、様々な機会を通じて県民に広く周知します。
- (注1) ロコモティブシンドロームとは⇒骨や関節、筋肉、神経などの「運動器」が、加齢や運動不足、骨や関節の病気などのために衰え、将来、要介護となる危険性の高い状態をいいます。
- (注 2) フレイルとは⇒加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態をいいます。

第3節 事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策

1 救急医療

1 救急医療

令和元年中の本県における救急隊の出動件数は47,659件、搬送人員は43,650人で、平成22年に比べると、出動件数、搬送人員とも1割程度増加しています。また、搬送人員の事故種別内訳は、急病が60.2%、交通事故が8.4%で、急病が占める割合が増加しており、今後の高齢化の進展に伴い、救急医療に対するさらなる需要増加が見込まれます。

さらに、救急病院の時間外患者の約8割が入院を要しない軽症患者であることから、 救急医の負担を軽減し、真に救急対応が必要な患者に対して迅速な医療を提供できる体 制を整備していく必要があります。

本県の救急医療体制については、病院前救護体制(医療機関に搬送されるまでの間の 救護体制)から、初期救急医療機関、二次救急医療機関、三次救急医療機関等の体系的 な整備と役割分担に努めてきましたが、救急医療を担う人材や設備は限られており、こ れらを効率的・効果的に運用して、県民が安心できる救急医療体制を整備・充実してい く必要があります。

【現状】

(1)病院前救護体制

メディカルコントロール体制を整備するため、香川県メディカルコントロール協議 会を設置し、救急救命士が行う救急救命処置について、その質の確保に努めています。

また、救急搬送の迅速化と救急医療の円滑化を図るため、救急隊が患者情報を登録し、医療機関と共有する救急システムを平成24年4月から運用しているほか、当システムにより、県民に対して医療機関検索サービスや休日当番医等の情報提供を行っています。

このシステムを改善した新しい救急システムを平成30年(2018年)4月から運用開始しています。

(2) 初期救急医療体制

休日昼間の初期救急患者については、「在宅当番医制」により対応しているほか、夜間については、高松圏域で高松市が夜間急病診療所を設置しています。

(3) 二次救急医療体制

二次救急医療は、入院治療を必要とする救急医療を担う医療であり、救急告示医療機関や、各圏域の「病院群輪番制」により、患者の受入れ体制を整備しています。

(4) 三次救急医療体制

三次救急医療は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、24 時間体制で高度な救急医療を提供するものであり、県内では、香川大学医学部附属病院、県立中央病院、三豊総合病院の3箇所に救命救急センターが設置され、三次救急医療に対応しています。

(5) 救急電話相談

救急医療機関への時間外の軽症患者の来院抑制や患者の不安解消を図るため、夜間 の急病などについての応急処置や救急搬送の要否等について相談を行う救急電話相談 事業を実施しています。

【課題】

救急医療を担う人材や設備が限られている中で、これら医療資源を効率的かつ効果的 に活用した初期から三次までの体系的な救急医療体制の構築が必要です。

このため、今後も高齢化の進展に伴い救急需要の増大が予想されるなか、地域の実情に応じた初期救急医療体制の構築が必要です。

また、救急告示医療機関や病院群輪番制病院の役割分担を明確にし、三次救急医療機関の後方支援としての二次救急医療体制のあり方を検討する必要があります。

さらには、脳卒中や急性心筋梗塞等の専門的な医療や重症外傷や複数診療科にまたがる重篤な患者への医療提供が、救命救急センターを有する病院以外の病院においても行われていることから、三次救急医療体制のあり方についても検討する必要があります。

こうした検討に当たっては、令和7年(2025年)に向けた平成30年(2018年)の診療報酬・介護報酬の同時改定や地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携の推進、在宅医療の推進を含めた地域包括ケアシステム構築の進捗状況、人生の最終段階における医療のあり方の議論の進展など、将来の医療需要や医療供給の大きな変動要因の状況を見極める必要があります。

【対策】

- (1) 病院前救護体制の強化
 - ① 香川県メディカルコントロール協議会の指導のもと、救急救命士の資質の向上を図るため、引き続き、事後検証の実施や病院研修等の充実に努めます。
 - ② 救急自動車の適切な利用について、関係機関と連携を図りながら普及啓発に努めます。
 - ③ ドクターへリについては、令和4年度の運航開始を予定しており、救急医療のより 一層の充実・高度化に努めます。
 - ④ 平成30年(2018年)4月から運用開始した救急システムに、効率的な事後検証が行える機能を追加しており、これを活用し、より一層の救急搬送の迅速化、救急医療の円滑化を図り、病院前救護体制の質の向上に努めます。
- (2) 医療機関の役割分担と連携体制の構築
 - ① 関係市町や郡市地区医師会と連携しながら、在宅当番医制の実施や夜間急病診療所の運営などについて、各圏域の状況を踏まえた対応を協議します。
 - ② 救急病院が行う救急医療機能の強化のための施設・設備整備や医師確保対策に係る 支援を行います。

- ③ 各圏域の救急医療に関する現状分析や情報の共有化を図り、二次救急医療体制のあり方について、各圏域すべての二次救急医療機関の代表者が参加する地域医療構想調整会議を活用しながら、議論・検討を進めます。
- ④ 二次救急医療体制の検討に合わせて、新たな救命救急センターの設置の是非を含めた県全体の救急医療体制のあり方について、病床の機能分化・連携の推進など、将来の医療需要・医療供給の変動要因も見極めつつ、地元市町や医療審議会、地域医療構想調整会議など、関係機関の意見を聴きながら、計画期間中に結論を得ることができるよう、検討を行います。
- ⑤ 初期救急医療機関、二次救急医療機関及び三次救急医療機関相互の連携強化を図り、 各傷病に対応した適切な救急医療が行われるよう努めます。

(3) 救急医確保対策

修学資金を貸与した医師に対して、専門診療科として救急科の選択を推奨するとともに、医師育成キャリア支援プログラムに救急科専門コースを設けるなどにより、救急医の確保に努めます。

(4) 救急医療に関する普及啓発

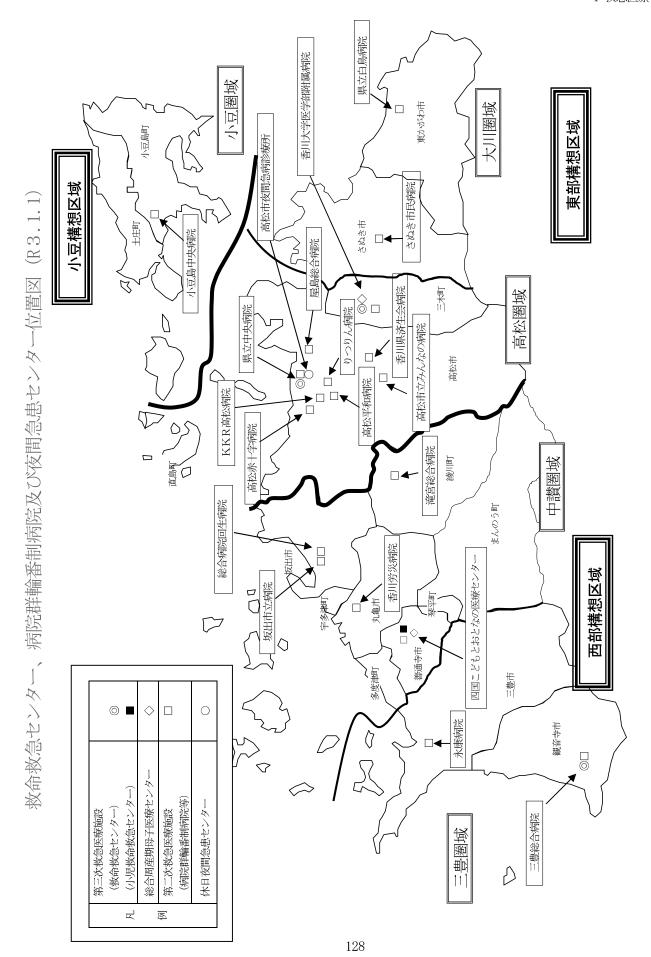
夜間救急電話相談事業の利用促進や、医療機関を受診する際のルールやマナーについて、関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。

香川県救急医療体制

| | /N 4X | · | 初期 | | 第二次救急医療機関 | | | |
|---------------------------------------|-------|----------|------|--------------|-----------|----------|--------|---------|
| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | 圏域 | 休日夜 | | | | 第三次救急 | 7 0 11 |
| 圏域名 | 市町名 | 人口 | 間急患 | 在宅当番医制 | 制度名 | 施設名 | 医療機関 | その他 |
| | | | センター | | | | | |
| 大川 | さぬき市 | 76, 351 | | 大川地区医師会 | 病院群 | さぬき市民病院 | 県立中央病 | 香川県広域 |
| | 東かがわ市 | | | | 輪番制 | 県立白鳥病院 | 院救命救急 | 災害・救急・ |
| | | | | | 共同利用型 | さぬき市民病院内 | センター | 周産期医療 |
| | | | | | (小児救急) | | | 情報システ |
| 小 豆 | 小豆島町 | 26, 966 | | 小豆郡医師会 | | 小豆島中央病院 | 香川大学医 | ム「医療ネッ |
| | 土庄町 | | | | | | 学部附属病 | トさぬき」を |
| 高 松 | 高松市 | 449, 067 | 高松市 | 高松市医師会 | 病院群 | 県立中央病院 | 院救命救急 | 運用。 |
| | 三木町 | | 夜間急 | | 輪番制 | 高松市立みんなの | センター | |
| | 直島町 | | 病診療 | 木田地区医師会 | | 病院 | | 10 病院を災 |
| | | | 所 | | | 高松赤十字病院 | 三豊総合病 | 害拠点病院 |
| | | | | (他に、綾歌地区 | | 香川県済生会病院 | 院地域救命 | に指定。 |
| | | | | 医師会のうち旧 | | 屋島総合病院 | 救急センタ | |
| | | | | 国分寺町の施設 | | りつりん病院 | _ | 災害拠点病 |
| | | | | を含む) | | KKR高松病院 | | 院を含む 31 |
| | | | | | | 高松平和病院 | 四国こども | 病院を広域 |
| | | | | | | 香川大学医学部 | とおとなの | 救護病院等 |
| | | | | | | 附属病院 | 医療センタ | に指定。 |
| 中讃 | 丸亀市 | 283, 689 | | 丸亀市医師会 | 病院群 | 坂出市立病院 | 一(総合周産 | |
| | 坂出市 | | | | 輪番制 | 香川労災病院 | 期母子医療 | |
| | 善通寺市 | | | 坂出市医師会 | | 四国こどもとおと | センター・小 | |
| | 宇多津町 | | | | | なの医療センター | 児救命救急 | |
| | 綾川町 | | | 綾歌地区医師会 | | 滝宮総合病院 | センター) | |
| | 琴平町 | | | | | 総合病院回生病院 | | |
| | 多度津町 | | | 仲多度郡・善通寺市医師会 | | | | |
| | まんのう町 | | | | | | | |
| 三豊 | 観音寺市 | 119, 996 | | 三豊·観音寺市医師会 | 病院群 | 三豊総合病院 | | |
| | 三豊市 | | | | 輪番制 | 永康病院 | | |
| | | | | | 共同利用型 | 三豊総合病院内 | | |
| | | | | | (小児救急) | | | |

[※]令和2年9月1日現在(人口:令和元年10月1日現在)

⁽注) 共同利用型とは→各圏域ごとに、病院の一部を開放し、郡市地区医師会等の協力のもと夜間の救急患者の受入を行うもの。



2 災害医療

災害や大規模事故等から、地域住民の生命・健康を守るため、災害時の医療救護体制を確立することが必要です。

災害医療体制については、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、災害拠点病院の整備や広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の構築、DMAT(災害派遣医療チーム)の養成等が行われてきました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、これまでの経験を踏まえ整備された災害医療体制のもと、被災地内外で関係機関が連携した対応が行われましたが、新たな課題も認識されました。

このため、国の「災害医療等のあり方に関する検討会」において、東日本大震災で認識された災害医療等のあり方に係る課題についての検討が行われ、厚生労働省から、「災害時における医療体制の充実強化について(平成24年3月21日)」が通知され、本県における災害時の医療救護体制の充実強化が図られました。

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震における対応に関して、検証チームにより「初動対応検証レポート」が取りまとめられ、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、厚生労働省から「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日)が通知されました。

今後は、これらを踏まえた本県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の確保を進める必要があります。

【現状】

(1) 香川県医療救護計画

大規模な地震等に備えるため、「香川県地域防災計画」に基づき、「香川県医療救護 計画」を策定し、災害時における医療救護体制を整備しています。

(2) 南海トラフ地震における香川県広域受援マニュアル

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和2年5月29日中央防災会議幹事会)に基づき、南海トラフ地震発生時に、国や他県が実施する応援について、本県が迅速かつ効果的に受け入れられる体制を確保するために必要な対応について定めています。

(3) 香川県災害医療救護活動連絡会等

災害医療に関係する機関の連携を図るため、関係機関で構成する「香川県災害医療 救護活動連絡会」等を設置し、災害時における医療救護活動に関する協議や意見交換 などを行っています。

- (4) 医療救護体制
 - ① 香川県災害対策本部等

香川県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部内にその災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うための保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、管理栄養士チーム、DPA

T等)の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行います。

各保健所においては、市町や医療関係団体で構成する「地域災害医療対策会議」 を設置し、管内の医療体制に関する情報収集と医療救護に関する総合調整を行いま す。

また、災害対策本部などにおけるコーディネート機能を強化するため、医療の専門的見地から、関係機関との調整を行う災害医療コーディネーターとして、災害拠点病院の医師など23名(令和2年9月1日現在)を選任しています。

さらに、災害時の小児・周産期支援体制を強化するため、小児周産期リエゾンを 養成し、9名(令和2年9月1日現在)の医師を選任しています。

② 災害拠点病院等

被災患者の受入れ・治療、救護班等の派遣を行う災害医療の中核を担う災害拠点病院として、県内で10病院を指定しています。(基幹災害拠点病院を県で1か所、地域災害拠点病院を5圏域(大川・小豆・高松・中讃・三豊)ごとに1~3か所)

また、災害拠点病院や市町と連携して、被災患者の受入れ・治療、被災地への救護班の派遣などを担う広域救護病院(30病院)を県独自に指定しています。

③ DMAT

災害急性期(概ね発災後48時間)に、災害現場に出向いて救急医療を行うDMA Tが、県内の10病院に47チーム(令和2年9月1日現在)配置されています。また、 災害現場で活動するDMATの指揮を行う統括DMATを20名(令和3年4月 1日現在)配置しています。

④ 日本赤十字社香川県支部

日本赤十字社香川県支部と災害時の救助に係る委託契約を締結しており、必要に応じて、日赤救護班の派遣を要請します。

⑤ 関係団体との協定

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会等の関係団体と、「災害時の医療救護に関する協定書」等を締結しており、必要に応じて、JMAT香川、医療救護班等の派遣を要請します。

(5) 医療搬送

県内で治療、収容できない重症患者の搬送については、国等に要請し、受入れ可能な県外の病院へ広域医療搬送を実施します。

広域医療搬送を実施する場合は、高松空港内にSCU(航空搬送拠点臨時医療施設)を設置し、航空機等での搬送が可能となるよう患者の安定化処置を行います。

(6) 医薬品等の確保

災害発生初期の救護活動に必要とされる医薬品及び医療機器を、公的医療機関等28箇所(令和2年4月1日現在)に分散し、備蓄しています。また、災害救護に必要な薬品等の確保について、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合及び日本産業・医療ガス協会香川県支部並びに香川県医療機器販売業協会と協定を締結しています。

(7) 被災者の健康管理

災害発生後の、被災者の健康管理については、救護班等による活動のほか、保健師による感染症の発生や蔓延防止、健康調査、生活環境の改善、メンタルヘルスケアを 実施することとしています。

【課題】

(1) 災害医療体制の機能強化

災害拠点病院は、災害発生時にその機能を十分発揮することができるよう、施設の耐震化やライフラインの維持・確保、情報通信機器や医療資器材等の確保・備蓄などの機能強化を図る必要があります。

また、広域医療搬送を円滑に実施することができるよう、普段からSCUの設置に 必要な医療資機材等を維持・メンテナンスするとともに、実際にDMAT及び関係機 関と訓練が求められています。

なお、都道府県DMAT、日本DMAT及びDMATインストラクターや、災害時にDMATを指揮・調整する統括DMATのほか、災害医療コーディネーターなど、 災害医療を熟知する人材を引き続き養成することが必要です。

(2) 関係機関の連携強化

あらかじめ、県や市町、消防、警察等の行政機関、災害拠点病院等の医療機関、医師会、歯科医師会等の医療関係団体における、相互の連絡体制の整備を図り、災害時の速やかな連携体制を構築する必要があります。

(3) 医薬品等の確保・供給体制の整備

災害発生時には、情報、通信及び交通の混乱が想定されます。このような中、被災地の医療機関等からの供給要請に応じ、医薬品等を迅速かつ円滑に供給するためには、関係機関や団体の役割分担を明確化するとともに、情報伝達体制の整備が必要です。

(4) 要配慮者への対応

災害時において、障害者、難病患者、透析患者等の要配慮者の多様なニーズに配慮 する必要があります。

【対策】

(1) 災害拠点病院の機能強化

災害拠点病院が実施する耐震化や、ライフラインの維持・確保などの整備事業を支援します。

加えて、災害発生時に高松空港内に設置・運営するSCUに必要な医療資機材等を 維持・メンテナンスするとともに、実際にDMAT及び関係機関と訓練を行います。

(2) DMAT等の養成

都道府県DMAT、日本DMAT、DMATインストラクター及び統括DMAT、 災害医療コーディネーターを、計画的に養成するとともに、既存のDMATの技能維持・向上を図るため、訓練・研修を実施します。

(3) 関係機関の連携強化

香川県災害医療救護活動連絡会、DMAT連絡会及び県災害医療コーディネーター

連絡会などを継続的に開催するとともに、災害医療に関する研修や訓練を実施するなど、関係機関の連携強化を図ります。

また、各圏域において、地域災害医療対策会議を迅速に設置できるような体制を整備し、初動期の円滑な対応を図ります。

大規模災害時においては、広域的なネットワークが整備されている国立病院機構、 自治体病院及び日本赤十字社等と連携も行い、対応します。

(4) 医薬品の確保・供給体制の整備

災害時の医薬品等供給体制検討会において、平成25年3月に作成した「災害時における医薬品等の供給マニュアル(令和元年5月改正)」の見直しを必要に応じ行い、関係者との連絡調整及び地域における医薬品の確保・供給体制の強化を図ります。

(5) 災害後の健康管理活動

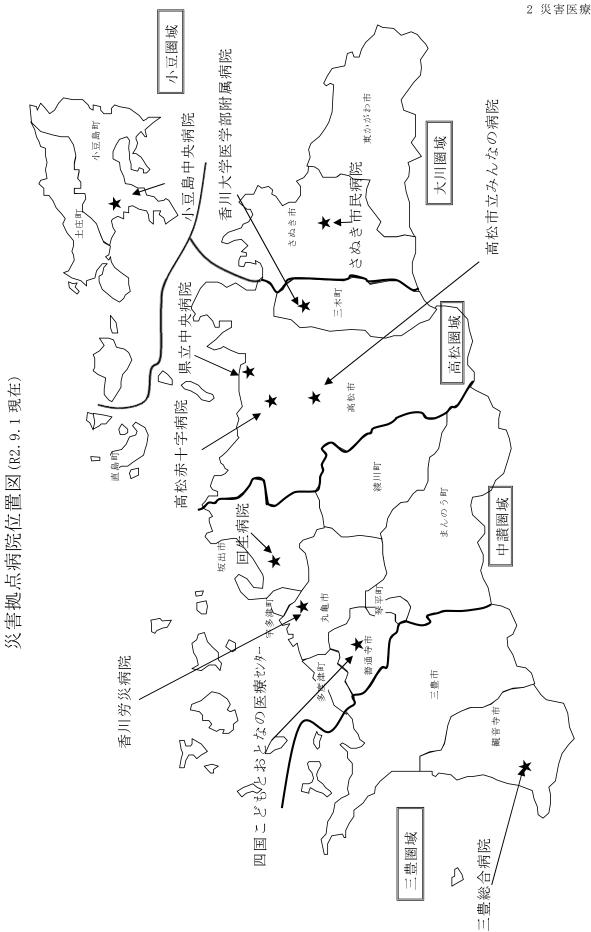
被災者や救護活動従事者の健康管理について、適切な対応ができるよう研修や香川 県災害時保健活動マニュアルの修正などを行い、災害後の健康管理活動の体制強化を 図ります。

(6) 要配慮者への対応

県は、平時から関係機関と連携し、災害時において要配慮者の多様なニーズに対応 できるよう支援体制の整備に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 現 状 (令和2年9月) | 目標 | 目標年次 |
|----------------------------------|-----------------|--------------|----------------------|
| 耐震化が完了した災害拠点病院及び 第二次救急医療機関の割合 | 94.7% | 100% | 令和 5 年度 (2023 年度) |
| DMATチーム数 | 47 チーム | 52 チーム | 令和 5 年度 (2023 年度) |



DMAT 指定病院·災害拠点病院·広域救護病院一覧(令和 2 年 9 月 1 日現在)

| | ,,,, | ~ / | PIPO X II JEJIK PIPO | 100 - 200 J. | (设外忧一見(ヤルと牛 | U / 1 · II · II | , <u>-</u> |
|--------|----------|-----|----------------------|--------------|---|------------------------------|------------|
| | 地区 | 番号 | 施設名 | 病床数 | 所在地 | 電話 | 備考 |
| | 大川 | Ť | さぬき市民病院 | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 | |
| | 小豆 | 2 | 小豆島中央病院 | 234 | 小豆郡小豆島町池田2060番地1 | 0879-75-1121 | |
| | 高松 | 3 | 県立中央病院 | 533 | 高松市朝日町1丁目2-1 | 087-811-3333 | |
| D M | | 4 | 高松市立みんなの病院 | 305 | 高松市仏生山町甲847番地1 | 087-813-7171 | |
| A | | 5 | 高松赤十字病院 | 576 | 高松市番町4丁目1-3 | 087-831-7101 | |
| T 指 | | 6 | 香川大学医学部附属病院 | 613 | 木田郡三木町池戸1750-1 | 087-898-5111 | |
| 定病 | | 7 | 四国こどもとおとなの 医療センター | 689 | 善通寺市仙遊町2丁目1-1 | 0877-62-1000 | |
| 院 | 中讚 | 8 | 回生病院 | 397 | 坂出市室町3丁目5-28 | 0877-46-1011 | |
| | | 9 | 香川労災病院 | 404 | 丸亀市城東町3丁目3-1 | 0877-23-3111 | |
| | 三豊 | 10 | 三豊総合病院 | 482 | 観音寺市豊浜町姫浜708 | 0875-52-3366 | |
| | 大川 | 1 | さぬき市民病院 | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 | * |
| | 小豆 | 2 | 小豆島中央病院 | 234 | 小豆郡小豆島町池田2060番地1 | 0879-75-1121 | * |
| | | 3 | 県立中央病院 | 533 | 高松市朝日町1丁目2-1 | 087-811-3333 | * |
| 災 | ofic 445 | 4 | 高松市立みんなの病院 | 305 | 高松市仏生山町甲847番地1 | 087-813-7171 | * |
| 害 | 高松 | 5 | 高松赤十字病院 | 576 | 高松市番町4丁目1-3 | 087-831-7101 | * |
| 拠点 | | 6 | 香川大学医学部附属病院 | 613 | 木田郡三木町池戸1750-1 | 087-898-5111 | * |
| 病院 | | 7 | 四国こどもとおとなの 医療センター | 689 | 善通寺市仙遊町2丁目1-1 | 0877-62-1000 | * |
| | 中讚 | 8 | 回生病院 | 397 | 坂出市室町3丁目5-28 | 0877-46-1011 | * |
| | | 9 | 香川労災病院 | 404 | 丸亀市城東町3丁目3-1 | 0877-23-3111 | * |
| | 三豊 | 10 | 三豊総合病院 | 482 | 観音寺市豊浜町姫浜708 | 0875-52-3366 | * |
| | 大川 | 1 | 県立白鳥病院 | 148 | 東かがわ市松原963 | 0879-25-4154 | |
| | | 2 | さぬき市民病院 | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 | * |
| | | 3 | 小豆島中央病院 | 234 | 小豆郡小豆島町池田2060番地1 | 0879-75-1121 | * |
| | 小豆 | 4 | 小豆島病院 | 184 | 小豆郡小豆島町池田2519-4 | 0879-75-0570 | |
| | | 5 | 牟礼病院 | 47 | 小豆郡小豆島町安田33 | 0879-82-1111 | |
| | | 6 | 高松医療センター | 240 | 高松市新田町乙8 | 087-841-2146 | |
| | | 7 | 国立療養所大島青松園 | 100 | 高松市庵治町6034-1 | 087-871-3131 | |
| | | 8 | 香川大学医学部附属病院 | 613 | 木田郡三木町池戸1750-1 | 087-898-5111 | * |
| | 高 | 9 | 県立中央病院 | 533 | 高松市朝日町1丁目2-1 | 087-811-3333 | * |
| | | 10 | かがわ総合リハビリテーション病院 | | 高松市田村町1114 | 087-867-6008 | |
| | | 11 | 高松市立みんなの病院 | 305 | 高松市仏生山町甲847番地1 | 087-813-7171 | * |
| 広 | | | 高松市民病院塩江分院 | | 高松市塩江町安原上東99-1 | 087-893-0031 | |
| 1-4 | 40 | | 高松赤十字病院 | | 高松市番町4丁目1-3 | 087-831-7101 | * |
| 域 | 松 | 14 | 香川県済生会病院 | 198 | 高松市多肥上町1331-1 | 087-868-1551 | |
| 救 | | | 屋島総合病院 | | 高松市屋島西町2105-17 | 087-841-9141 | |
| 護 | | | りつりん病院 | 199 | 高松市栗林町3丁目5-9 | 087-862-3171 | |
| | \vdash | 17 | 高松病院 | 179 | 高松市天神前4-18 | 087-861-3261 | |
| 病院 | | 18 | 四国こどもとおとなの 医療センター | 689 | 善通寺市仙遊町2丁目1−1 | 0877-62-1000 | |
| | 中 | | 香川労災病院 | | 丸亀市城東町3丁目3-1 | 0877-23-3111 | * |
| | | | 県立丸亀病院 | 215 | 丸亀市土器町東9丁目291 | 0877-22-2131 | |
| | 9## | | 坂出市立病院 | 194 | 坂出市寿町三丁目1番2号 | 0877-46-5131 | |
| | 讃 | | 滝宮総合病院 | | 綾歌郡綾川町滝宮486 | 087-876-1145 | |
| | | | 坂出聖マルチン病院 | 196 | 坂出市谷町1丁目4-13 | 0877-46-5195 | |
| | | | 回生病院 シ事病院 | 397 | 坂出市室町3丁目5-28 | 0877-46-1011 | ** |
| | | | 永康病院 | 157 | 三豊市詫間町詫間1298-2 | 0875-83-3001 | * |
| | Ξ | | 三豊総合病院 松井病院 | 482 253 | 観音寺市豊浜町姫浜708 観音寺市村黒町739 | 0875-52-3366 0875-23-2111 | , si |
| | | | 岩崎病院 | 253 108 | 配音寸印刊無明739三豊市詫間町松崎2780-426 | 0875-23-2111 | |
| | 豊 | | 福本病院 | 156 | 三豊市託间可松崎2780-426 三豊市山本町財田西902-1 | 0875-63-3311 | |
| | | | 香川井下病院 | 243 | 観音寺市大野原町花稲818-1 | 0875-52-2215 | |
| | | 55 | HANDE I WADE | 210 | ※ 印什上部に既に場 | | <u></u> |

※印は上部に既に掲載されている病院

3 へき地医療

県内には、交通条件や地理的条件に恵まれない山間地域や離島など、いわゆるへき地があります。これまで、へき地診療所やへき地医療拠点病院などを中心に、へき地医療の推進に努めてきましたが、近年、へき地の過疎化や高齢化が進行する一方、へき地医療に携わる医師の確保が課題となるなど、へき地医療を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、引き続き、へき地医療対策を推進することが重要です。

なお、本県を含め、へき地を有する都道府県は、国が示した指針を基に「へき地医療支援計画(直近計画の実施期間:平成23年~29年度)」を策定するとともに、医療計画においても「へき地の医療」を定めてきましたが、両者の整合性を確保するとともに、へき地医療の対策が地域医療の取組みとも連動していることから、平成30年度以降は、医療計画において、へき地医療対策を定めています。

【現状】

(1) 無医地区等の現状

県内には、令和元年 10 月現在で、無医地区が 5 地区、無医地区に準じる地区が 11 地区あります。また、無歯科医地区が 9 地区、無歯科医地区に準じる地区が 7 地区あります。

将来人口推計によると、本県の人口は、今後減少を続けるとともに、65歳以上の高齢者の割合が増加することが予想されており、へき地では、より一層の過疎化や高齢化が見込まれています。

(2) へき地の医療提供施設

① へき地診療所

県内では、18 のへき地診療所が無医地区等における地域住民への医療提供を行っています。

② へき地医療拠点病院

県内の18病院をへき地医療拠点病院に指定し、へき地医療支援機構の指導・調整のもと、無医地区等における巡回診療や、へき地診療所への代診医の派遣のほか、へき地医療に関する支援事業を実施しています。

本県のへき地医療拠点病院による支援は、全国的にみても多くなっています。

| 項目 | 回数 | | 人口 10 万人当たり | |
|---------------------------------------|-------|----------|-------------|--------|
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 県 | 全国 | 県 | 全国 |
| へき地医療拠点病院からへき地への 巡回診療実施回数 | 402 回 | 5, 236 回 | 40.3 回 | 4. 1 回 |
| へき地医療拠点病院からへき地への 代診医派派遣回数 | 870 旦 | 4, 222 回 | 87.2 回 | 3.3 回 |

厚生労働省「へき地医療現況調査(平成29年)」

③ 離島巡回診療

瀬戸内海沿岸の4県(香川県、愛媛県、岡山県、広島県)が共同で瀬戸内海巡回診療船済生丸の活動を支援して、離島の巡回診療(検診)を実施しています。

また、豊島地区への歯科巡回診療班事業として、歯科医師等による離島歯科診療を実施しています。

(3) へき地医療を支援する機関等

① へき地医療支援機構

へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として都道府県に設置されるへき地医療支援機構について、本県では、県立中央病院に設置したへき地医療支援センターが当該業務を担っています。

② へき地医療対策に関する協議会

へき地医療対策にかかる総合的な意見交換・調整等を実施するため、へき地医療対策に関する協議会を設置しています。

(4) 患者の搬送体制

県防災航空隊の防災へリコプターが活用されているほか、離島においては、定期船、 海上タクシー、高松市の救急艇「せとのあかり」等による搬送も行われています。

(5) 医師の確保

へき地の公的医療機関に勤務する医師を確保するため、自治医科大学で医師を養成しているほか、香川県地域医療支援センターにおいて、県外の勤務医が島嶼部の医療機関等を見学するために要する経費等を支援する島嶼部医師UJIターン事業をはじめ、へき地で勤務する医師を含めた医師確保対策を実施しています。

【課題】

(1) へき地の医療提供体制の維持・強化

へき地の一層の過疎化や高齢化が見込まれる中、県内のどこの地域においても必要な医療が受けられるよう、へき地医療支援機構を中心に、現在実施されている巡回診療や代診医を派遣する体制の維持・強化を図ることが必要です。

そのためにも、現在へき地医療拠点病院に指定されている 18 病院すべてが確実にへき地医療を行う体制づくりが必要です。

(2) 遠隔診療体制の充実

本県の医療情報ネットワークである、「かがわ医療情報ネットワーク」(K-MIX+)等を活用した遠隔診療体制の拡充を図り、へき地診療所とへき地医療拠点病院との連携強化が必要です。

(3) へき地医療に従事する医師等の確保

へき地の公的医療機関で勤務する医師等の医療従事者を継続的に確保する対策が 必要です。

【対策】

- (1) へき地の医療提供体制への支援
 - ① へき地医療支援機構の充実

県立中央病院のへき地医療支援センターは、市町、へき地医療拠点病院との意見交換などを通じて、お互いの意思疎通を図り、連携しながらへき地医療対策を円滑かつ効率的に推進します。また、へき地医療拠点病院の活動の評価やへき地診療所の現地視察等を通じて、総合的診療支援事業の企画・調整等を行います。

② へき地医療拠点病院・へき地診療所への支援

へき地医療拠点病院やへき地診療所が行うへき地医療対策等を実施するための施設・設備の整備や、へき地医療拠点病院が行う巡回診療やへき地診療所への代診医等の派遣に対して、国庫補助を活用した支援を行います。

③ 遠隔診療体制の整備・充実

かがわ医療情報ネットワーク (K-MIX+) などの ICT を活用した医療提供体制の整備を推進し、へき地や離島に暮らす患者がどこでも適切な医療を受けられるよう努めます。

- (2) へき地における医師の確保
 - ① へき地医療に従事する医師の確保

自治医科大学卒業医師をへき地診療所等に適切に配置するとともに、香川県地域医療支援センターや医師会・基幹病院などの関係機関と一層の連携を図りながら、第2章第4節に記載している各般の取組みを通じて、引き続き、へき地医療を支える医師確保を図ります。

② へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築

医学生修学資金貸与学生を含め、香川大学医学部の学生に対し、地域医療教育・地域医療実習を実施するなど、地域医療を担う医療人の教育・研修、医師に対するキャリア支援等の実施に努めます。

また、自治医科大学卒業医師の義務年限修了後の県内定着を図るため、へき地医療支援センターと連携・協力しながら、義務年限内の自治医科大学卒業医師のキャリア支援に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 現 状 (令和元年度) | 目標 | 目標年次 |
|--|-------------|-------|-------------------|
| へき地医療拠点病院からへき地への 巡回診療実施回数 | 697 回 | 現状維持 | 令和5年度 (2023年度) |
| へき地医療拠点病院からへき地への 代診医派遣回数 | 1,363 回 | 現状維持 | 令和5年度 (2023年度) |
| へき地医療拠点病院の中で巡回診療、 代診医派遣の年間実績が合計で 12 回 以上の医療機関の割合 | 61.1% | 70.0% | 令和5年度 (2023年度) |

会福田·吉田地区 〇当浜地区 東かがわ市 蒲野、神浦地区 小豆島町 ●▲ 五名地区 さぬき市 上午甲 多和診療所 ○ 多粒地区 「へき地診療所」及び「無医地区」等の状況(令和元年10月現在) 川木甲 小豐島地区 下所、東山、西山地区 ● ▲ 女木診療所入事女木、男木地区 戸石、奥野、下切地区 ● ▲ 男木診療所 高松市 美合診療所◎ ●▲ 拾所地区 ◎ 羽床上診療所 ◎ 造田診療所 綾川町 綾上診療所◎ 坂出市 まんのう町 福田、尻浜、生ノ浜地区 丸亀市 △ 牛島地区 善通寺市 財田診療所◎ 8度洋町 三輩出 高見診療所 \triangleleft 観音寺市 0 0 田野々地区 (大学) 在柳診療所 上記に準ずる地区 上記に準ずる地区 無歯科医地区 へき地診療所 無医地区 (中收診療所 壑 껕

135

療

へき地医療体制図

へき地医療対策に関する協議会

構成:支援機構、拠点病院、県医師会、県歯科医師会、関係市町等

総合的な意見 交換 · 調整等

へき地医療支援機構(県立中央病院へき地医療支援センター)

総合的な支援事業の企画・調整、へき地従事者研修計画等作成、拠点 病院への医師派遣の要請、拠点病院の活動評価などの実施

連 支援要請 携 へき地医療拠点病院(18病院) 医 済 歯 大川:県立白鳥病院、さぬき市民病院 生 小豆:小豆島中央病院 丸 科 高松:県立中央病院、高松市立みんなの病院、高松赤十字病院、 (離 師 香川県済生会病院、屋島総合病院、りつりん病院、 医 島 高松市民病院塩江分院 診 師 中讚:坂出市立病院、陶病院、滝宮総合病院、香川労災 療 会 船 病院 会 三豊:三豊市立永康病院、三豊総合病院、香川井下病院、松井病院 巡 医 支 援 師等 口 (医師派遣・ 確保 診 巡回診療等)

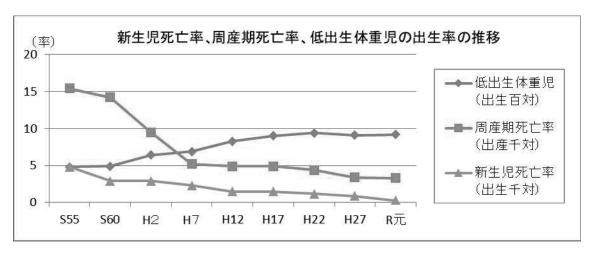
無医地区 無歯科医地区 へき地診療所

4 周産期医療

周産期とは妊娠 22 週から生後満 1 週未満までの期間を指し、この期間は、母子ともに異常を生じやすいことから、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要です。

本県では、ハイリスクの母体や新生児を受け入れ、高度な周産期医療を提供する総合 周産期母子医療センターと地域の医療機関等が連携して周産期医療体制の整備に取り 組んでいます。

周産期医療の状況を示す主な指標である新生児死亡率(注1)や周産期死亡率(注2)は、全国と同様に本県も減少しており、全国平均値と比べても良好な状態にあります。一方、出産年齢の高齢化等による低出生体重児(2,500g未満)の増加など、リスクの高い妊娠や出産の割合は増えており、周産期医療の重要性はますます増加しています。このため引き続き、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効率的に提供する総合的な周産期医療体制の整備に努めます。



【現状:課題】

出典:厚生労働省「人口動態統計」

(1) 周產期医療施設

① 分娩取扱医療機関の状況

令和元年中に分娩を取り扱った県内の医療機関数は、東部保健医療圏が11施設(病院6、診療所5)、小豆保健医療圏が1施設(病院1)、西部保健医療圏が7施設(病院7)の合計19施設で、平成28年中の23施設から4施設(診療所4)減少しています。また、令和2年10月現在の分娩取扱施設における常勤の産科医数は、東部保健医療圏が34人、小豆保健医療圏が1人、西部保健医療圏が22人の合計57人で、平成29年4月の71人から14人減少しています。

② 周産期母子医療センターの状況

県内では、新生児集中治療管理室 (NICU)、母体・胎児集中治療管理室 (MFICU)を備え24時間体制でハイリスクの母体や新生児を受け入れて高度な周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターに、四国こどもとおとなの医療センターと香川大学医学部附属病院の2病院を指定しています。さらに、NICUを備え

比較的高度な周産期医療を提供する地域周産期母子医療センターに、高松赤十字病 院を認定しています。

③ 周産期医療施設の課題

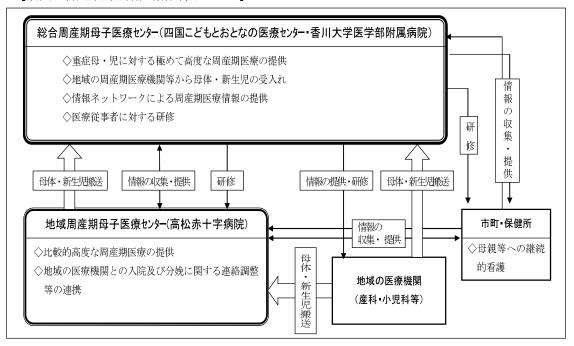
今後の出生数の減少や医師の高齢化等によって、地域での分娩等に支障を来すこと や、周産期母子医療センターに過大な負担がかかることがないよう、引き続き施策 を推進する必要があります。

また、ハイリスクの母体や新生児の増加により周産期母子医療センターのNICU、MFICU等の病床稼働率が高くなっており、特にNICUは、満床に近い状態にあることから、救急搬送の受入に支障を来さないよう改善を図る必要があります。

(2) 周產期医療体制

県内においては、県内全域を一つの医療圏域として、別図(周産期医療体制イメージ)のとおり、周産期母子医療センターと地域医療機関等が連携して母体及び新生児の搬送受入体制や高度な医療の提供体制の構築を図っています。

【別図 香川県周産期医療体制イメージ】



周産期母子医療センター等での母体及び新生児の受入体制については、関係医療機関等が情報共有し、迅速な母体・新生児搬送が行われるよう周産期医療情報システムを運用しています。また、母体、新生児の救急搬送については、適切に行われるよう定めた母体・新生児救急搬送マニュアルに基づき実施することとしています。

【対策】

(1) 新生児集中治療管理室 (NICU) の稼働率の緩和等

周産期母子医療センターのNICUは、近年、ほぼ満床に近い状況にあるため、救 急搬送の受入に支障を来さないよう関係医療機関相互の一層の連携に努めます。

また、NICU等に入院する新生児の状態が改善した際に、搬送元または地域の医

療機関に搬送する「戻り搬送」や、NICU等退院後の在宅療養児向けのレスパイト 病床の確保、在宅療養に必要な小児を対象とした訪問看護、訪問診療体制の整備など に努めます。

(2) 周産期医療関係者の人材確保と育成

香川県医師育成キャリア支援プログラム等により医療従事者の確保・養成(詳細は第2章4節参照)に努めるとともに、県内2か所の総合周産期母子医療センターにおいて、周産期医療に従事する地域の医師、助産師、看護師等を対象に、周産期医療に必要な知識や技術の習得のための研修を行います。

また、超低出生体重児に対する蘇生などの特殊な医療については、県内の関係医療機関が連携して研修を行うことにより専門医の早期養成を図ります。

(3) 災害時の周産期医療体制の整備

近年の大規模災害等の経験から、災害発生時における周産期の医療支援等は一般の 災害医療とは異なる対応が求められことから、平成28年度から国が開始した周産期の 医療支援を調整する「災害時小児周産期リエゾン」養成研修に、周産期母子医療セン ターの医師等を派遣し、研修修了者を「災害時小児周産期リエゾン」に任命します。

また、災害時小児周産期リエゾンによる支援調整等が円滑に行われるよう、災害医療コーディネーターやDMAT(災害派遣医療チーム)と連携した救護体制を整備します。

(4) 周産期メンタルヘルス対策の推進

精神疾患を合併した妊産婦の受入や早期の産後うつ対策の充実が求められていることから、これら周産期メンタルヘルスに対応できる精神科医療機関などのリストを整備するとともに、精神科、産科、小児科の関係医師等を対象とした周産期メンタルヘルスに関する研修会を開催するなど、精神科医と連携した支援体制の構築に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 現状 (H29~R 元) | 目標 | 目標年次 |
|---------------|-----------------|------|-------------------|
| 周産期死亡率(出産千人対) | 3. 1 | 現状維持 | 令和5年度 (2023年度) |
| 乳児死亡率 (出生千人対) | 1.8 | 現状維持 | 令和5年度 (2023年度) |

⁽注1) 新生児死亡率とは ⇒ 生後4 週末満の乳児死亡の出生千人当たりの割合である。

⁽注2) 周産期死亡率とは ⇒ 妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週末満の早期新生児死亡を加えた周産期死亡の出産(出生+死産) 千人当たりの割合である。

5 小児救急を含む小児医療

少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する不安感、負担感が増大しており、子育て支援を推進し、これらの軽減を図るためにも、小児医療の提供体制の充実を図ることが重要です。

本県の小児医療の状況を示す指標のうち乳幼児死亡については、全国と同様に減少しており、近年は全国平均を下回っており良好な状態にあります。

本県の人口 10 万人当たりの小児科医数は、全国平均を上回るものの、地域偏在が存在していることから、小児医療機能の集約化や連携を進め、限られた医療資源を効果的に活用し、小児患者の症状に応じた対応が可能な体制を整備していく必要があります。

また、小児の救急医療機関を訪れる患者数のうち、9 割以上は入院の必要がない軽症者であるとの指摘もあることから、急病時の対応等にアドバイスを行う小児救急電話相談事業の活用や医療機関の適正受診についての普及啓発に努める必要があります。

【現状】

(1) 小児科医の状況

県内で小児科を標榜する病院及び小児科を主たる診療科目とする診療所は、平成28年4月1日現在で97医療機関あり、平成25年4月1日現在の96医療機関から横ばいで推移しています。また、県内における小児科又は小児外科を主たる診療科目とする医師数は、平成30年12月31日現在で163人と、平成26年12月31日現在の156人から増加しています。

(2) 相談支援体制

平成17年1月から小児救急電話相談を開始し、午後7時から翌朝8時まで毎日、看護師が電話による相談にあたっています。令和元年度においては、13,268件の相談があり、そのうち、すぐに最寄りの医療機関を受診するか、救急車を呼ぶよう勧めたものは全体の約31%であり、残りの69%はホームケアアドバイスによる経過観察等で解決しており、患者の不安解消と救急医療機関の負担軽減に寄与しています。

(3) 小児救急医療体制

休日・夜間の救急医療体制については、5 つの圏域(大川・小豆・高松・中讃・三豊)ごとに実施している「在宅当番医制」によるほか、高松市が開設している「夜間急病診療所」や、さぬき市民病院、三豊総合病院における「共同利用型病院制」などにより受入れ体制を整備しています。

(4) 小児の三次救急医療体制

平成25年5月から四国こどもとおとなの医療センターを、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受入れる「小児救命救急センター」に指定し、圏域ごとに整備している他の二次救急医療機関と連携した体制を構築しています。

また、県内に3箇所ある救命救急センター(香川大学医学部附属病院、香川県立中央病院、三豊総合病院)においても小児の三次救急医療に対応することとしています。

【課題】

小児医療を担う人材や設備が限られている中で、これら医療資源を効率的かつ効果的に活用し、その症状に応じた対応が可能となる小児救急医療体制を構築することが必要です。

また、小児救急患者の家族の不安を解消するため、救急電話相談事業などによる相談体制の充実が重要です。

近年、医療的技術の進歩等を背景として、新生児集中治療管理室(NICU)等に長期入院の後、引き続き在宅等で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアを必要とする患児(医療的ケア児)が増加しています。

【対策】

(1) 体系的な小児救急医療体制の整備

引き続き、圏域ごとに「在宅当番医制」など初期救急医療体制や、「共同利用型病院」や「病院群輪番制」など二次救急医療体制の確保・充実を図るとともに、重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受入れる小児救命救急センターなど三次救急医療体制の確保に努め、小児救急医療提供体制を確保します。

(2) 小児科医確保対策

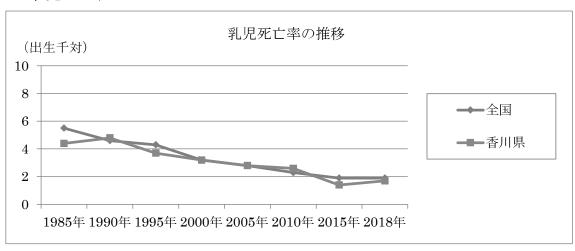
医師のキャリアステージに応じた確保対策を実施する中で、引き続き、小児科医確保に努めます。

(3) 情報提供、相談体制などの整備充実 引き続き、小児救急電話相談事業の活用のほか、医療機関の適正受診などについて の普及啓発に努めます。

(4) 小児在宅医療

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、訪問 診療や訪問看護等を受けながら生活できる小児在宅医療体制の整備に努めます。

乳児死亡率



出典:厚生労働省「人口動態統計」

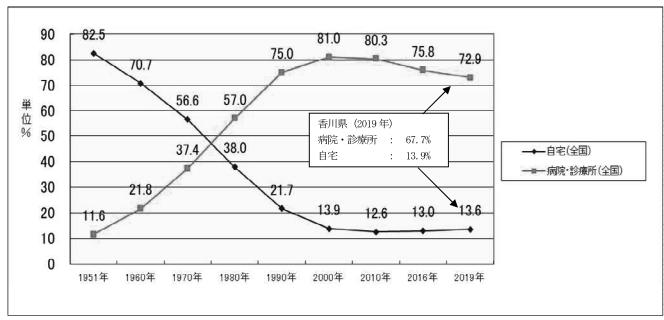
第4節 在宅医療連携体制の現状・課題と対策

平成 27 年度県政世論調査によると、自分の最期を迎えたい場所について、約 6 割の方が「自宅」と回答しており、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、満足度の高い生活を送ることは多くの県民の願いです。

しかしながら、現状では、県民の死亡場所の約7割が病院等の施設となっており、「自宅」は13.6%に過ぎません。

こうしたことから、要介護状態や病を抱えながらも住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、受け皿となる在宅医療の推進が喫緊の課題となっています。

亡くなる場所の推移



出典:厚生労働省「人口動態調査」

【現状】

(1) 在宅医療の提供体制

① 退院調整支援

平成29年医療施設調査(静態・動態)によると、本県における退院調整支援担当者を配置している病院・一般診療所は44施設であり、65歳以上の人口10万人当たり14.9となっており、全国平均(12.2)を上回っています。

② 訪問診療・往診

平成29年医療施設調査(静態・動態)によると、県内の65歳以上の人口10万人当たりの往診件数(病院・一般診療所)は713.5件と全国平均(858.2件)を下回っています。

また、65 歳以上の人口 10 万人当たりの在宅患者訪問診療の件数(病院・一般診療所) は 4,173.2 件と全国平均(3,583.1 件)を上回っています。

高齢化の進行や地域のつながりが希薄になる中、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅療養支援診療所等において実施される定期的な訪問診療が一層求められています。

③ 訪問看護

令和元年介護サービス施設・事業所調査によると、県内の65歳以上の人口に占める介護保険による訪問看護ステーション(介護予防サービスを含む。)の利用者の割合は1.4%と全国平均(2.4%)を下回っており、訪問看護の指示をする医療機関と訪問看護を実施する訪問看護ステーションとの連携強化が求められています。

④ 訪問歯科診療

平成29年医療施設調査(静態・動態)によると、県内で在宅医療サービスを実施している歯科診療所は、全歯科診療所474か所のうち、150か所(31.6%、全国平均21.8%)となっています。また、令和2年9月1日現在、在宅療養支援歯科診療所は81か所と、全歯科診療所の17.2%にとどまっています。

超高齢社会を迎え、要介護高齢者への歯科治療や口腔機能管理を含む専門的口腔ケアの必要性は高まっており、口腔と全身との関連性を踏まえて、医療機関等との連携をさらに推進していくことが必要です。

⑤ 訪問薬剤管理指導

平成29年9月1日現在、県内の在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数は489か 所ですが、薬剤師の少ない小規模薬局においては、訪問指導を実施する際の負担が非 常に大きいため、実際に在宅患者訪問管理指導業務が可能な薬局数は、県内で297対 策に取組む必要があります。

(2) 在宅医療・介護連携体制の整備

① 連携体制の構築に向けた取組み

県では、関係機関と連携・協働し、県内における在宅医療の基盤強化や多職種間のネットワークづくり等に努めています。

また、地域の中核的医療機関と診療所や介護事業所等との間で、患者情報を共有化する医療介護地域連携クリティカルパスを導入し、医療と介護の連携体制の構築に取り組んでいます。

② 在宅医療・介護を担う人材育成

在宅医療には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員などの多くの職種が関わることから、在宅医療従事者等の資質向上や多職種連携に向けて、地域の人材育成に取り組んでいます。

【課題】

(1) 在宅医療の基盤整備

今後の高齢化の進展に伴い、「第3章 香川県地域医療構想」のとおり、令和7年(2025年)には、居宅のほか、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等、入院外において継続的な療養を必要とする患者数は、1日当たり13,305人と推計されており、入院医療ではなく、在宅医療や介護サービス等で対応することが求められています。

このうち、在宅医療等に対する需要に対応するために、在宅医療の基盤整備などの対策に取組む必要があります。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、在宅医療及び介護の連携の核となる人材の確保・養成等を図りつつ、地域の関係団体等と協働して在宅医療・介護連携を推進する必要があります。

(3) 退院調整支援の体制整備

地域において、円滑な在宅療養へ移行ができるよう退院調整支援を行うための連携 体制づくりが求められています。

(4) 急変時の入院受け入れ体制

急変時の入院受入等について在宅療養者やその家族が不安にならないよう、在宅療養者の病状急変時や重症例等の場合の連携体制の整備が必要となっています。

(5) 多職種間のネットワーク構築等

在宅医療においては、地域の医療従事者・介護支援専門員などの多職種が連携し、 専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族を支える体制づくりが重要と なっています。

【対策】

- (1) 在宅医療の基盤整備
 - ① 在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所

小規模の在宅療養支援診療所が多いことから、在宅療養者の24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うため、複数の在宅医の連携による24時間対応、地域で入院機能を有する医療機関との円滑な連携による診療体制の確保や、地域で対応困難な重症例等の受入に係る地域医療支援病院等との連携支援に努めます。

② 訪問看護等

在宅医療を推進するため、市町と連携し、サービスの需給バランスも勘案しながら、 訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護(複 合型サービス)の事業所の整備を促進します。

③ 訪問歯科診療

高齢者をはじめとする在宅療養者の歯科治療や専門的口腔ケアの必要性を周知するとともに、口腔機能の維持改善や管理、誤嚥性肺炎の予防、口から食べることへの支援等に向けて、在宅療養者の歯科受療率の向上に努めます。

④ 訪問薬剤管理指導

薬局薬剤師が在宅医療に参画し、個々の居宅療養者のニーズに応じた丁寧な服薬指導や、飲み忘れ防止策、副作用の早期発見等を行い、安全、安心な服薬環境を提供できるよう、人材育成や多職種連携を支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が、介護が必要な状態になったとしても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

② 在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施

在宅医療を提供する病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所等の在宅医療関係機関と、在宅介護を提供する介護サービス事業所等の介護関係機関の連携の推進や広域的な調整を行うとともに、情報提供や普及啓発を行うなど、地域支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業を市町が円滑に実施できるよう支援します。

③ 疾患別の連携体制整備

がん、難病、認知症など、それぞれの疾患の特徴に応じた体制の整備が必要なもの については、疾患別の連携体制の構築に努めます。

④ 在宅医療・介護を担う人材の育成と多職種連携 在宅医療・介護連携を推進するため、地域の医療機関等において在宅医療に携わる コーディネーターを養成するほか、市町職員等を対象に多職種連携を図るための研 修を実施するなど、在宅医療・介護を担う人材の育成に努めます。

⑤ 情報通信技術を活用した連携の推進

在宅医療を効率的、効果的に進めるため、かがわ医療情報ネットワーク(K-MIX+)の運用、ネットワークを活用した地域連携クリティカルパスなど、情報通信技術を生かした基盤を構築し、関係者の情報共有等を推進します。

【数值目標】

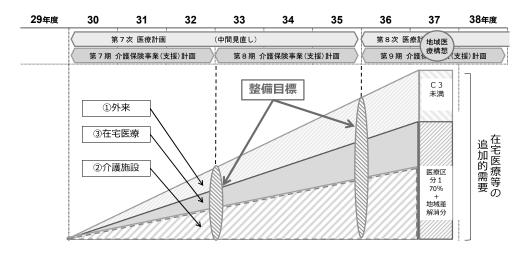
| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-----------------|----------------|-----|-------------------|
| 訪問診療を実施している診療所・ | 252 | 327 | 令和2年度 (2020年度) |
| 病院数※ | (平成 29 年度) | 346 | 令和5年度 (2023年度) |
| 訪問看護ステーション数 | 105 (令和元年度) | 124 | 令和5年度 (2023年度) |

※ 訪問診療を実施している診療所・病院数

香川県地域医療構想では、病床の機能分化・連携の推進による慢性期機能から介護施設や在宅医療等への 転換に伴う新たな追加的需要(注1)を見込んでいますが、この新たな追加的需要について、在宅医療や外 来診療などの医療分野での対応とするのか、平成29年改正介護保険法により新たに創設される、医療機能と 生活施設の機能を兼ね備えた「介護医療院」をはじめとする介護分野での対応とするのか、それぞれの必要 量を踏まえ、第七次香川県保健医療計画の在宅医療の整備目標と第7期香川県高齢者保健福祉計画(介護保 険事業支援計画を含む)のサービスの見込み量を整合的に設定することとされています。

(注1) 追加的需要の範囲

- ・【医療区分Ⅰ 70%】 療養病床の入院患者うち、医療区分Ⅰの 70%の医療需要
- ・【地域差解消分】療養病床の医療需要のうち、入院受療率の地域差を解消することにより在宅医療等で対応が必要となる医療需要
- ・【C3 基準未満】一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が 175 点未満の医療需要
- ※これらの推計値は、厚生労働省から提供されたデータを用いて算出することとされている。
- ※令和2年度(2020年度)及び令和5年度(2023年度)の推計値は、平成30年度(2018年度)から令和7年度(2025年度)までの8年間で、比例的に逆算して推計することとされている。



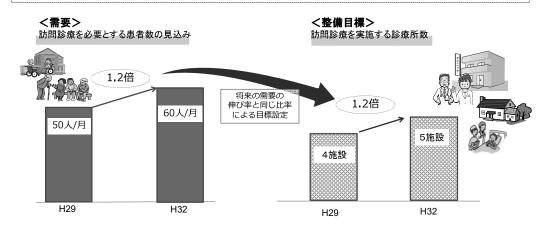
第七次香川県保健医療計画及び第7期香川県高齢者保健福祉計画における追加的需要への対応については、次のとおりとします。

- ① 【C3 基準未満】の患者については、外来診療で対応することとします。
- ② 転換意向調査(平成29年)により把握した指定介護療養型医療施設及び医療療養病床からの介護保険施設等への移行の見込み量等を下限として見込む介護保険施設等の追加的需要は、第7期香川県高齢者保健福祉計画におけるサービス見込み量で対応することとします。
- ③ ①と②を除いた需要については、在宅医療で対応することとします。

第七次香川県保健医療計画における在宅医療の需要は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年7月31日付け医政地発0731第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)に基づき、追加的需要のうち③の在宅医療で対応する需要に高齢化の進展による訪問診療患者の需要を合算した値とし、「訪問診療を実施する診療所・病院数」を在宅医療の整備目標として設定したものです。

訪問診療を実施する医療機関数に関する整備目標のイメージ①

• 算出された将来の需要の伸び率と同じ比率で、在宅医療を実施する施設数を増やした値を目標とする。 H32年の在宅医療の実施施設数 = H29年の実績施設数 × (H32の需要 ÷ H29の需要)



出典:厚生労働省「平成29年度医療計画策定研修会資料」

第5節 歯科医療連携体制の現状・課題と対策

- 1 歯科口腔保健の推進
- (1) ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進
 - ① 乳幼児期

【現状・課題】

- (1)3歳児および5歳児のむし歯のない幼児の割合は増加傾向にありますが、3歳児では81.4%と全国平均よりも低い傾向にあり、5歳児では68.0%と就学前にむし歯のある幼児が増加しています。
- (2) 定期的にフッ化物歯面塗布をしている幼児の割合は 38.0%で、目標値 50%に達成していない状況です。
- (3)「香川県親と子のよい歯のコンクール」や「歯と口の健康週間行事」などにより、乳幼児の歯科口腔保健について普及啓発を行っています。

【対策】

(1) 乳幼児の歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

各市町及び関係機関で取り組む1歳6か月児、3歳児歯科健診等において、特に保護者に対して、乳幼児期の正しい生活習慣や食行動、歯と口の健康と全身疾患の関係、フッ化物の正しい応用方法及び健全な口腔の発育発達のための歯科口腔保健に関する知識を普及啓発します。

(2) 歯科健診等の受診勧奨

継続的な歯科健診や歯科保健指導等の受診を勧奨するとともに、市町及び関係機関による歯科健診等の充実を図ることで、乳幼児から就学前までの一貫した歯科健康管理の充実を図ります。

② 学齢期

【現状・課題】

- (1)12歳児の一人当たりの平均むし歯数は0.8本と改善状況ですが、中学生から高校生まで学齢期の後半にむし歯罹患の増加がみられます。
- (2) 中学生及び高校生における歯肉に炎症所見がみられる割合は、それぞれ 7.6%、5.6% で、全国値(中学生 4.2%、高校生 4.4%) より多くなっています。
- (3)「香川県よい歯の児童生徒審査会」や「歯と口の健康週間行事」などにより、学齢期の歯科口腔保健について普及啓発を行っています。

【対策】

(1) 学齢期の歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

歯や口腔の健康や健全な育成のために、むし歯や歯周病予防、さらに歯並び、歯の外傷などの学校保健医療上注意を要する歯科疾患及びその予防に関する知識を普及啓発します。

(2) 歯科健康管理の充実

継続的な歯科健診及び健診結果を踏まえた事後処置、歯科保健指導などにより、口腔諸機能の健全な育成、フッ化物応用などの科学的知見に基づくむし歯及び生活習慣病としての歯周病予防、適切な歯科保健習慣の定着をめざした歯科健康管理の充実を図ります。

③ 成人期(妊産婦を含む)

【現状・課題】

- (1) 成人になると、仕事や家庭等の関係で、定期的な歯科健診や歯科保健指導を受けられる機会が少なくなります。
- (2) 進行した歯周炎を有する者の割合は50歳代で57.1%となっており、50歳代においては増加傾向にあることから、歯周病検診の受診者を増やすための取組みが必要です。
- (3) 妊産婦期はホルモンバランスの変化やつわりなどによる口腔清掃不良などから、歯 肉炎やむし歯になりやすいため、歯科健診や歯科保健指導等による歯と口腔の健康管 理が必要です。

【対策】

(1) 歯の喪失防止に関する知識の普及啓発

歯の喪失防止のためのむし歯や歯周病予防、さらに喫煙などの生活習慣による影響や全身疾患との関連性などに関する知識を普及啓発します。

(2) 歯科健診の受診率の向上

歯科健診及び歯科保健指導の受診率の向上を、各市町及び関係機関・団体等と連携 して促進します。

(3) かかりつけ歯科医の定着

学校を卒業すると、歯科健診等を受ける機会が少なくなるため、定期的な歯科健診や歯石除去、必要時の歯科医療が困難なく受診できるよう、かかりつけ歯科医を持つことの意義について啓発します。

(4) 妊産婦期の口腔管理に関する知識の普及啓発

妊産婦に対して、妊産婦期の適切な栄養、食生活等の歯科口腔保健に関する知識を 普及啓発します。

各市町等と連携しながら、妊産婦が歯科健診及び歯科保健指導を受ける機会を確保できるよう努めます。

④ 高齢期

【現状・課題】

(1) 高齢期では、食べる、飲み込むなどの機能が低下すると、摂食機能障害から低栄養や脱水、また誤嚥性肺炎につながることから、歯科疾患の予防とともに、口腔機能の維持・向上に関する知識の啓発等が望まれています。

- (2) 80歳における一人平均現在歯数は17.4本です。
- (3)何でもかんで食べることができる人の割合は、60歳で71.2%、70歳以上では57.8%で、どちらも前回の調査より増加傾向にありますが、80歳以上では52.4%となっており、咀嚼機能が良好でない者が半分近くいます。
- (4) 身体の衰え(フレイル)の一つとして、加齢に伴う口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどの状態をあらわす「オーラルフレイル」という考え方が提唱されていることから、今後の高齢化の急速な進展を踏まえ、その対応について県民へ啓発していく必要があります。

【対策】

(1) 食べる機能を維持するための知識の普及啓発

歯科疾患の予防とあわせて、咀嚼・摂食・嚥下機能に関わる舌や顔面周囲の筋力の保持・増進を中心とした口腔機能の維持・向上の必要性を啓発します。

要介護状態にならないよう、健康で自立した暮らしを長く保つためには、オーラルフレイルの予防や改善に努めることが重要であることから、その予防等の必要性について県民に広く普及啓発します。

(2) 8020達成者の増加

自分の歯が20本以上残っている人の咀嚼状況は良好であることから、さらなる8020達成者の増加を図ります。

(2) 障害児・者、介護を必要とする者等に対する歯科口腔保健の推進

【現状・課題】

障害児・者、介護を必要とする者等は、各種の基礎疾患や障害により、様々な歯科疾患や口腔機能障害の問題を抱え、専門的また全身管理を伴う歯科治療や訪問による治療を必要とすることがあります。

【対策】

(1) 口腔ケア・歯科診療の支援

障害児・者及び要介護者等に対して、歯科健診や歯科保健指導及び適切な歯科医療を受ける機会を確保し、関係機関・団体等と連携して歯科保健医療体制の整備を図ります。

(2) 口腔ケアの知識、技術の啓発

施設関係者および介護者に対して歯科口腔保健の正しい知識・技術を啓発し、障害者及び要介護者の日常における歯科口腔保健の向上を図ります。

2 歯科保健医療体制の整備

(1) 歯科救急医療体制の整備

【現状・課題】

- (1) 歯科疾患が急性に発症した場合、緊急処置を要するケースが多くあり、地域ごとに 歯科救急医療を担う歯科医療機関の確保が必要です。
- (2) 各地域において、休日における歯科救急医療体制の確保を図っています。

【対策】

県民が安心して暮らせるよう、地域ごとの歯科救急医療体制について検討を行い、事故や歯科疾患の急性発症等に対応できる歯科救急医療体制の整備に努めます。

(2) 災害対策

【現状・課題】

- (1) 大規模災害で、避難所等での生活が中長期にわたると、入れ歯の紛失による摂食嚥下や低栄養状態の問題、歯みがきができないことによる、むし歯や歯周疾患の罹患などの問題が出てきます。そのため、災害時には、歯科医師会や歯科衛生士会等の関係団体との連携が望まれます。
- (2) 避難所等での生活では、高齢者の肺炎のリスクが高まるといわれているため、災害時における口腔ケアを提供できるようにする必要があります。

【対策】

- (1) 平成23年度に、県歯科医師会と災害時の歯科医療活動について、「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しています。
- (2) 肺炎等の呼吸器感染症の予防及び口腔機能低下予防のための口腔ケア支援体制の整備に努めます。

(3) 離島又はへき地における歯科保健医療体制の整備

【現状・課題】

- (1) 本県は、多くの有人離島があり、他の地域と同様の歯科保健医療を提供することが難しい状況です。
- (2) 離島及びへき地では、歯科保健知識を得る機会が乏しいことから、歯科疾患の発見や治療の遅れによる重症化、歯の喪失に至る可能性があります。

【対策】

- (1) 歯と口腔に関する地域間の健康格差の縮小を目指し、離島又はへき地における歯科保健医療体制の整備に努めます。
- (2) 離島及びへき地の住民に対して、歯科口腔保健に関する知識についての普及啓発に 努めます。

(4) 歯科保健医療従事者及び保健、医療、福祉、教育等に携わる者の資質の向上 【現状・課題】

歯と口腔の健康づくりが関係する分野は、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野に 広がっており、各分野の関係者の資質の向上に努めることが求められています。

【対策】

歯科保健医療従事者や保健、医療、福祉、教育従事者等に対して、研修会等を実施することにより、最新の知識、技術の習得を図り、資質の向上を図ります。

3 連携体制の構築

(1) 歯科保健医療に関する実態の把握

【現状・課題】

県の特性に応じた歯科口腔保健対策を展開するためには、県民の状況を的確に把握することが必要です。

【対策】

関係機関における歯科健診、歯科保健指導等の歯科保健の取組みや対策に関する効果の検証及び新たな課題を把握するため、県民や関係機関・団体の協力を得て、必要な調査を実施します。

(2) 市町、関係団体・機関への情報提供の充実

【現状・課題】

歯科口腔保健が保健、医療、福祉、教育等の分野において果たす役割は大きくなって おり、関係者への適切な歯科口腔保健の推進に関する情報を提供することが求められて います。

【対策】

歯科口腔保健の推進に関する情報を収集し、市町、関係団体・機関への情報提供を推進します。

(3) 生活習慣病予防の推進

【現状・課題】

栄養の偏りや喫煙等を原因とする生活習慣病は、依然として増加傾向であり、医療・ 介護の社会負担の増大が問題となっています。

【対策】

関係機関と連携し、ライフステージに応じた食育の支援、及び歯科領域(歯周病や口腔がん、歯・歯肉の着色の予防等の観点)からの喫煙予防対策、禁煙支援等、生活習慣病の予防についての取組みを推進します。

(4) 市町、関係団体・機関との連携の構築・強化

【現状・課題】

歯と口腔の健康づくりに携わる分野は、保健、医療、福祉や教育等、様々な分野に広がっており、市町や関係団体・機関等の地域における関係者の連携が求められています。

【対策】

歯科口腔保健の推進にあたって、県、市町、関係団体・機関はお互いに幅広く協力して取り組むことが必要であることから、連携体制の構築・強化を図ります。

4 数値目標

| | 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 | | |
|------------|---|----------------------------|------------------|------------|----------|--|
| | むし歯のない幼児の割合 3歳! 5歳! | | 81. 4% 68. 0% | 90% 70% | | |
| 乳幼児期 | 定期的にフッ化物歯面塗布を幼児の割合 | 定期的にフッ化物歯面塗布をしている 切児の割合 | | 50%以上 | | |
| | 12歳児でのむし歯のない者の | 64.2% | 70% | 平成 34 年度 | | |
| 学齢期 | 歯肉に炎症があり、専門医(歯 よる診断が必要とされた高校生 | 5.6% | 5% | | | |
| | 何でもかんで食べることが できる者の割合 60 歳代 | | 71.2% | 80% | (2022年度) | |
| N. i Him | 60 歳で 24 歯以上の自分の の割合 | 78.3% | 85% | | | |
| 成人期 高齢期 | 80 歳で 20 歯以上の自分の (8020 達成者)の割合 | 52.0% | 60% | | | |
| | 進行した歯周炎を有する者 | 40 歳代 | 36.5% | 25% | | |
| | 週17 U C 図 周 次 を 有 す る 有 50 歳 作 の 割 合 60 歳 作 | | 57. 1% 58. 4% | 32% 45% | | |

第6節 医薬等に係る現状・課題と対策

1 医薬関係

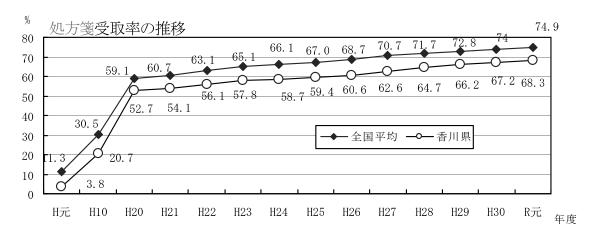
医療において、薬物治療は重要な位置を占めており、薬局は、医療機関と連携して適切な調剤及び服薬指導を行い、質の高い医療サービスを提供するとともに、地域の医薬品等の提供拠点として重要な機能を有しています。

【現状】

(1) 医薬分業の推進

医薬分業は、医師、歯科医師が外来患者を診察して、薬が必要な場合、処方箋を発行し、患者は、その処方箋を調剤薬局に持っていき、そこで薬剤師が処方箋に基づき調剤するというように、それぞれの専門分野を明確にし、責任をもって遂行することにより、よりよい医療の提供を行おうとする制度です。

本県の医薬分業進捗状況は、処方箋受取率で平成元年度に3.8%だったものが、令和元年度には68.3%と急速に進展してきましたが、全国平均に比べると低い状況にあります。(令和元年度全国平均74.9%)また、全国的にその伸びが鈍化する傾向にあります。

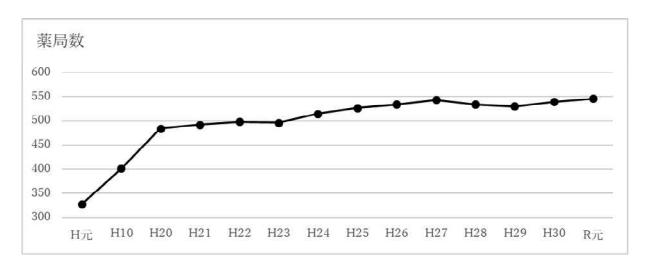


出典:公益社団法人日本薬剤師会「基金統計月報及び国保連合会審査支払業務統計」から算出

(2) 医薬品提供体制

本県の薬局数は、医薬分業の進展に合わせて増加し、令和元度末現在で546薬局と 平成元年に比べて1.6倍になっています。なお、平成30年度末現在、人口10万人当 たりでは56.0薬局で、全国平均の47.1薬局を上回っています。

薬局数の推移(各年度末現在)



出典:厚生労働省「衛生行政報告例」

圈域別薬局数 (令和元年度末現在)

| | 国 城 東 | | 京部 小豆 | | 西 | 計 | |
|----|--------------|------|-------|------|------|----|-----|
| 圏域 | (大川) | (高松) | (小豆) | (中讃) | (三豊) | 口 | |
| | 薬局数 | 55 | 243 | 12 | 174 | 62 | 546 |

(3)薬局の役割

薬物療法の安全性・有効性の向上やそれに伴う医療保険財政の効率化といった医薬分業の意義は大きく、処方箋受取率は一貫して上昇してきましたが、その一方で、医療機関の周りにいわゆる門前薬局が乱立し、患者の服薬情報の一元的な把握などの機能が必ずしも発揮できていないなど、患者本位の医薬分業になっていないといった指摘等を背景に、平成27年に「患者のための薬局ビジョン」が策定されました。

「患者のための薬局ビジョン」では、団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指すとされています。また、団塊の世代が要介護状態の方が多い 85 歳以上に到達する 2035 年までに、薬局についても、患者に身近な日常生活圏域単位で地域包括ケアの一翼を担える体制が構築されることが期待されています。

(4) 薬局機能情報

薬局から薬局機能情報 (医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うための必要な情報) の報告を受け、県のホームページ「医療Netさぬき」で公表しています。 各機能を有している薬局数

| 圏域 | 東部 | | 小豆 | 西 | ≓ [. | |
|-------------|------|------|------|------|-------------|-----|
| 薬局機能 | (大川) | (高松) | (小豆) | (中讃) | (三豊) | 計 |
| 夜間休日緊急対応 | 34 | 197 | 9 | 135 | 49 | 424 |
| 介護に関する相談応需 | 34 | 180 | 10 | 133 | 42 | 399 |
| 禁煙相談応需 | 37 | 218 | 10 | 146 | 51 | 462 |
| 無菌製剤の実施 | 3 | 13 | 0 | 17 | 2 | 35 |
| 一包化調剤の実施 | 40 | 250 | 11 | 167 | 58 | 526 |
| 麻薬調剤の実施 | 35 | 219 | 10 | 157 | 51 | 472 |
| 浸煎薬、湯薬調剤の実施 | 5 | 36 | 5 | 16 | 6 | 68 |
| 在宅調剤の実施 | 35 | 197 | 11 | 140 | 44 | 427 |
| 健康サポート薬局 | 5 | 10 | 0 | 8 | 3 | 26 |

香川県薬局機能情報項目から抜粋(令和2年9月末現在)

(5)後発医薬品(ジェネリック医薬品)

後発医薬品(ジェネリック医薬品)については、薬価が低く設定されるので、医療費を低く抑えることができ、患者の負担額も少なくなることから、国においては、その使用推進を図るための環境整備が行われています。

これを受けて、県では、「ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」を設置し、医療 関係者及び県民が安心してジェネリック医薬品を使用できる環境整備のための取組み を行っています。

【課題】

- (1) 患者本位の医薬分業の推進
 - ① 医薬分業の一番のメリットは、薬局の薬剤師が患者の状態や服用薬を一元的・継続的に把握し、処方内容をチェックすることにより、複数の医療機関受診による薬の重複投薬や相互作用の有無の確認、副作用や期待される効果の継続的な確認ができ、薬物療法の安全性・有効性が向上することです。そのためには、「かかりつけ薬剤師・薬局」が普及し、また、薬のみならず健康全般について気軽に相談できる健康サポート体制の整備が望まれます。
 - ② かかりつけ薬局以外の薬局で調剤を受ける場合もあり得ることから、服薬情報の一元的把握のために、一冊化・集約化した紙のお薬手帳を持つことも有効です。また、「電子版お薬手帳」については、携帯電話やスマートフォンを活用するため、携帯性が高いことに加え、データの保存容量が大きいため、長期にわたる服用歴の継続的な管理が可能だったり、服用歴以外にもシステム独自にさまざまな健康に関する情報も管理できることから、患者の属性や希望に応じて、紙のお薬手帳とともに、

その普及を図る必要があります。

- ③ 患者等のニーズに応じて、専門医療機関と連携し抗がん剤の副作用対応を行うなど、 高度な薬学管理機能を充実・強化した薬局が求められる場合も考えられます。
- (2) セルフメディケーションの推進

自分に合った一般用医薬品を安心して購入し、使用するために、リスクを最小限に抑え、効き目が最大限に発揮できるよう、薬剤師などの専門家が適切なアドバイスをすることが必要です。

(3) ジェネリック医薬品の安心使用の促進

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を安心して使用するためには、薬の専門家である薬剤師を含め、医療関係者が理解を深める必要があります。また、薬局、薬剤師会に対して、後発医薬品備蓄の推進及び患者に対する適正な説明を要請するとともに、 県民に対して、正しい知識の普及啓発を図る必要があります。

【対策】

(1) かかりつけ薬剤師・薬局等の推進

患者がメリットを実感できる医薬分業を実現するため、関係団体と協力して、薬剤師・薬局のかかりつけ機能や健康サポート機能の強化を図るとともに、お薬手帳(電子版を含む)の普及を促進します。

(2) 地域の実情にあった医薬分業の推進

医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携を図り、休日・夜間の対応を含めて地域の実情にあった医薬分業の推進に努めます。

(3)機能別の薬局の認定制度の導入

患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局**の認定制度を導入 します。

- ※ (1) 地域連携薬局: 入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局
 - ② 専門医療機関連携薬局:がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連 ・ 携して対応できる薬局
- (4) 薬局機能情報の提供

薬局機能情報をわかりやすい形で提供することにより、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援します。

(5) セルフメディケーションの推進

一般用医薬品を販売している薬局等に対して、薬剤師等の専門家が医薬品のリスク 区分に応じた適切な情報提供を行うことにより、セルフメディケーションの推進に寄 与するよう普及啓発を図ります。

(6) ジェネリック医薬品の普及啓発

薬剤師会や関係機関と連携し、医療関係者や県民に、ジェネリック医薬品の正しい 知識の普及啓発を図り、安心して使用できる環境整備に努めます。

2 血液確保対策

少子高齢化が進展する中で、血液製剤を安定的に医療機関に供給できるよう、香川県 赤十字血液センターと連携し、献血者確保のための啓発事業を推進しています。

また、輸血用血液製剤 (注1) は、県民の善意による献血で概ね賄うことができていますが、血漿分画製剤 (注2) にあっては、多くを外国からの輸入に依存している状況であり、国内自給体制の確立が求められています。

【現状】

- (1) 県内献血者数は、平成4年度をピークに減少し、平成19年度からは微減の傾向にあります。令和元年度の県内献血者数は、微増し、35,886人で前年度比104.2%となっており、県内で、必要とされる輸血用血液製剤は不足することなく医療機関に供給することができています。
- (2) 今後、血液製剤の需要は、医療技術の進歩や血液製剤の適正使用の推進等により、 横ばいから微減の傾向と見込まれていますが、少子高齢化の進展及び若年層の献血者 数が減少傾向にあることから、献血者、特に若年層の確保が重要となっています。令 和元年度の県内の10代、20代献血者数の献血者全体に占める割合は、それぞれ、5.3% (全国5.4%)、12.3%(同14.8%)となっています。
- (3) 血漿分画製剤については、依然として、その多くを輸入に頼っており、倫理性、国際的公平性等の観点から国内自給の確保が必要となっています。

【課題】

- (1) 血液製剤は、長期保存ができないことから、継続的かつ安定的に献血者を確保することが必要です。また、人口構造の変化に対応し、将来的な安定確保に向けた取組みが求められています。
- (2) 血液製剤は、人の血液に由来する有限で貴重なものであることから、医療機関においても適正な使用が求められています。

【対策】

- (1) 献血目標の設定及び献血推進事業
 - ① 毎年度、県内で必要とされる輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の製造に必要な原料血漿の需要見込量を算出し、これに見合う献血目標値を設定して、達成できるよう 努めます。
 - ② 献血思想の普及啓発
 - ア 夏季及び冬季の血液不足傾向を解消するため、各種団体、報道機関等の協力を得て、献血普及運動を実施します。
 - イ 広く県民の方々に献血の重要性を周知し、特に、400mL 献血と成分献血の必要性 を理解していただくため、各種広報活動を実施します。
 - ウ 次代を担う若年層を対象とした対策
 - ・小・中学生を対象とした血液センター見学会等を実施し、幼い時期からの献血

思想の普及啓発に努めます。

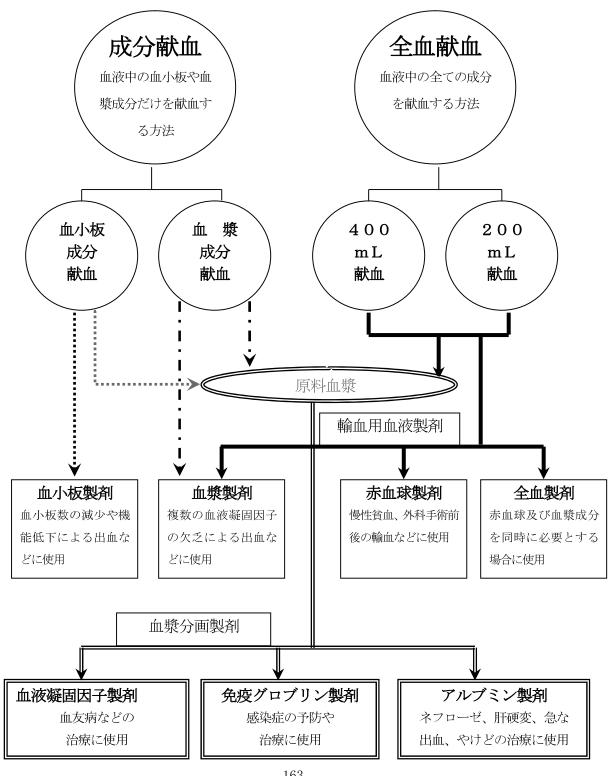
- ・若年層を主な対象とした献血啓発イベント、大学生・高校生ボランティアによる街頭キャンペーンや高校生献血セミナーを実施し、献血の現状についての理解を深めてもらうことにより、次代の献血者の拡大を図ります。
- ③ 献血協力者の安定確保
 - ア 高松市丸亀町の献血ルーム「オリーブ」の広報に努め、より一層の利用促進を図ります。
 - イ 血液不足時に対処するため、献血者登録制度の推進を図ります。
- ④ 献血組織の育成
 - ア 香川県血液対策推進協議会を開催し、血液事業の適正な運営を図るため、献血目標及び献血推進計画について協議します。
 - イ 地域ごとの血液対策推進協議会を開催し、献血推進組織の育成拡充に努めるとと もに、血液事業の円滑な推進を図ります。
 - ウ 保健所等の献血担当者会を開催し、血液事業について理解を深めるとともに、献 血推進方策について協議します。
- (2) 血液製剤の適正使用

有限で貴重な血液製剤をより有効に使用するため、医療関係者を対象にした講習会等を開催し、その趣旨の普及を図ります。

- (注1) 輸血用血液製剤とは ⇒ 採血した血液を分離したり、保存液を加えて製造した医薬品です。 全血製剤、成分を分離した赤血球製剤、血漿製剤及び血小板製剤があります。
- (注2) 血漿分画製剤とは ⇒ 血液中の血漿部分に含まれる血液凝固因子、免疫グロブリン、アルブミンなどのタンパク質を抽出・精製して製造した医薬品です。病気の治療や予防のために使用されます。(後記「献血された血液の流れ」参照)

献血された血液の流れ

献血された血液は、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤として有効に利用されます。



献血に関する相談等の連絡先

香川県赤十字血液センター 高松市郷東町587-1 フリーダイヤル 0120-81-1582 https://www.bs.jrc.or.jp/csk/kagawa/

丸亀町献血ルーム「オリーブ」 高松市丸亀町商店街 高松丸亀町参番街東館3階 フリーダイヤル 0120-34-2307

第7節 医療安全対策・情報化に係る現状・課題と対策

1 医療安全対策

(1) 医療事故・院内感染対策等の強化

最近の医学・医療技術の進歩発展が、医療の細分化・機械化、さらには医療行為の 複雑化をもたらし、その結果、医療従事者には高度な知識・技術が求められるように なっています。

こうした状況の中で、全国的に医療事故や院内感染の発生が多数報じられており、 医療の安全性に対する関心が高まってきています。

医療事故や院内感染の対策は、医療従事者個人の努力だけに依存するのではなく、 医療システム全体の問題として捉え、組織的・系統的な対策(リスクマネージメント) が必要になっています。

【現状・課題】

平成19年4月に施行された改正医療法に基づき、全ての病院・一般診療所・歯科診療所及び助産所に対し、①安全管理体制の整備、②院内感染防止体制の整備、③医薬品・医療機器の安全使用・管理体制の整備が義務付けられました。

また、薬事法(現「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律」)の改正も行われ、薬局に対しては医療安全管理体制を整備することが義務付け られました。

加えて、平成27年10月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、 その調査報告等を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析する ことで再発防止につなげる、医療事故調査支援制度が施行されました。

このため、各医療機関等においては、医療安全に関する法令上の義務を遵守していく ことのほか、さらなる医療安全対策を講じることが望まれています。

県においては、医療提供施設が講じている医療安全を確保するための取組み状況を把握し、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等に関して必要な措置を講ずるよう努めることが重要であり、今後とも、対策委員会の定期的な開催、医療機関内の各部門を対象としたマニュアルづくり、「事故報告書」や「ヒヤリ・ハット報告書」の作成・活用などの各医療機関における対策を、より一層促す必要があります。

【対策】

- (1) 医療機関における医療事故・院内感染防止対策等の推進 医療事故・院内感染防止対策等は、各医療機関における取組みが重要であることから、医療監視の際の重点事項と位置付け、医療機関の主体的な取組みを促進します。
- (2) 医療事故・院内感染防止等に関する情報提供の充実

医療事故の分析やインシデント (医療現場でヒヤリとしたり、ハッとした体験) 事例、医療事故防止等に関するガイドラインなどの国等から提供される情報や医療事故調査・支援センターが公表する医療事故の再発防止に向けた提言、全国における先導的な取組み事例などの医療安全に関する各種情報について、医療機関や医療関係団体

への周知を図ります。

(3) 医療事故・院内感染等の防止徹底の喚起

個々の医療従事者、医療機関、医療機器・医薬品メーカーなどに対して、様々なレベルで医療機器や医薬品等の誤使用、誤認を防止するための取組みを行うよう意識啓発を図ります。

(2) 医療安全相談体制の確保

医療相談は、医療安全を推進するための環境整備の一つとして重要な意義を有しています。医療安全相談体制を充実させ、医療の安全性と信頼性を高めていくために、 行政をはじめ、全ての医療関係者の積極的な取組みが求められています。

【現状・課題】

医療相談体制については、特定機能病院・臨床研修病院に患者相談窓口の設置が義務付けられています。また、一般病院・診療所においても患者相談窓口の設置が進められています。香川県医療機能情報調査による令和2年9月現在の医療機関における患者相談窓口等の設置・相談員の配置状況は、県内88病院のうち77病院(うち72病院が専任相談員(医療ソーシャルワーカー等)を配置)、823診療所のうち316診療所が相談員を配置、471歯科診療所のうち117歯科診療所が相談員を配置となっており、設置率は病院で87.5%、診療所で38.4%、歯科診療所で24.8%となっています。

県内医療機関における患者相談窓口等の設置状況

| | 総数 | 患者相談窓口設置数 | 設置率 (%) |
|----|----|-----------|---------|
| 病院 | 88 | 77 | 87. 5 |

| | 総数 | 相談員配置件数 (院長等の兼任を含む) | 設置率 (%) |
|-------|-----|---------------------|---------|
| 一般診療所 | 823 | 316 | 38. 4 |
| 歯科診療所 | 471 | 117 | 24. 8 |

出典:香川県「医療機能情報調査」(令和2年)

また、平成 15 年 6 月に県(医務国保課)及び各保健所等に「医療相談窓口」を開設し、患者やその家族からの医療に関する相談や苦情に対応しています。さらに、医療相談窓口の運営方針の検討や相談業務の実施に係る関係機関・団体との連絡調整などを行うために、平成 15 年度に「医療安全推進協議会」を設置しました。

なお、医療法の改正により、平成 19 年 4 月から各県に「医療安全支援センター」を 設ける旨の努力義務規定が設けられたことを踏まえ、苦情・相談への対応、医療安全の 確保に関する必要な情報の提供、医療機関の管理者・従業員に対する医療安全に関する 研修の実施等の施策を推進するため、県(医務国保課)及び各保健所に医療安全支援セ ンターを設置しています。

県内の医療安全支援センター設置状況

| 名 称 | 住 所 |
|---|---------------------------------------|
| 香川県医療安全支援センター (香川県健康福祉部医務国保課) T _{EL} 087-832-3333 (医療相談専用電話) | 香川県高松市番町 4-1-10 |
| 香川県小豆地域医療安全支援センター (香川県小豆保健所) T _{EL} 0879-62-1373 | 香川県小豆郡土庄町渕崎甲 2079-5 (香川県小豆総合事務所内) |
| 香川県東讃地域医療安全支援センター (香川県東讃保健所) Tm 0879-29-8260 | 香川県さぬき市津田町津田 930-2 (香川県東讃保健福祉事務所内) |
| 香川県中讃地域医療安全支援センター (香川県中讃保健所) Tel 0877-24-9962 | 香川県丸亀市土器町東8丁目526 (香川県中讃保健福祉事務所内) |
| 香川県西讃地域医療安全支援センター (香川県西讃保健所) TEL 0875-25-2052 | 香川県観音寺市坂本町 7-3-18 (香川県西讃保健福祉事務所内) |
| 高松市医療安全支援センター (高松市保健所) T _{EL} 087-839-2860 | 香川県高松市桜町 1-10-27 (高松市保健所保健予防課内) |

県内の医療安全支援センター (医療相談窓口) での相談件数

| 年度 | 医務国保課 | 県保健所 | 高松市保健所 | 合計 | | | |
|----------|-------|-------|--------|-------|--|--|--|
| 平成 27 年度 | 378 件 | 66 件 | 117 件 | 561 件 | | | |
| 平成 28 年度 | 390 件 | 63 件 | 86 件 | 539 件 | | | |
| 平成 29 年度 | 380 件 | 89 件 | 273 件 | 742 件 | | | |
| 平成 30 年度 | 438 件 | 117 件 | 281 件 | 836 件 | | | |
| 令和元年度 | 521 件 | 95 件 | 236 件 | 852 件 | | | |

【対策】

(1) 病院等の患者相談窓口の設置の推進及び相談体制の充実

患者相談窓口の設置が義務付けられている特定機能病院・臨床研修病院のみならず、 それ以外の全ての病院・診療所においても患者相談窓口の設置に努めます。

また、設置済みの医療機関については、医療機関自らが相談体制の充実を図り、寄せられた相談内容を医療現場へフィードバックするなど、組織として医療安全対策に取り組む体制づくりが行われるよう、相談担当職員向けの研修会を開催します。

- (2) 医療相談窓口の相談機能の充実
 - ① 県医務国保課と各保健所の医療相談窓口間の連携を図る一方、相談業務に関する研修を通して相談員の資質向上を図るなど窓口相談業務の充実を図ります。また、患者等からの相談や苦情に関する情報を医療機関に提供し、医療機関における医療サービスの向上を図ります。
 - ② 医師会・歯科医師会・薬剤師会などの関係団体や、医療機関に設けられた患者相談窓口との連携を図り、県民からの医療相談に迅速かつ効果的に対応し、医療の安全性や信頼性の向上を図ります。

【数値目標】

| 項目 | 現 状 (令和2年9月) | 目標 | 目標年次 |
|------------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|
| 病院における医療安全についての相談窓口の設置 | 77 箇所 | 全ての病院における窓口設置 | 令和5年度 (2023年度) |
| 一般診療所における医療安 全についての相談員の配置 | 316 箇所 | 全ての一般診療所における相談員配置 | 令和5年度 (2023年度) |
| 歯科診療所における医療安 全についての相談員の配置 | 117 箇所 | 全ての歯科診療所にお ける相談員配置 | 令和5年度 (2023年度) |

2 医療における情報化

情報通信技術は、著しいスピードで進化・発展を続けており、光ファイバーなどの高速通信基盤の整備・利用の拡大、スマートフォンなどの高性能携帯電話の普及など、日々の生活において利便性や生活様式に大きな変化をもたらしています。

医療分野においても、こうした情報通信技術を活用し、よりよい医療の提供や、医療機関の間の連携を効率的に行うことが求められています。

また、インターネット等を活用し、県民や患者に対し、医療機関の機能に関する情報を、できる限り分かりやすく提供し、県民の利便性向上を図る取組みも進められています。

【現状・課題】

(1) かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)及びかがわ医療情報ネットワーク (K-MIX+)

遠隔地での画像診断を主要機能として、かかりつけ医と中核的医療機関との連携を図ることを目的として、平成15年に県・香川大学・県医師会などが連携して整備した K-MIXについては、平成20年度には脳卒中に関する「地域連携クリティカルパス」の機能を付加しました。また、平成25年度には、県内の16の中核病院の電子カルテ情報や画像情報等の診療情報を共有化する「かがわ中核病院医療情報ネットワーク」を整備し、K-MIXと連携させた「かがわ医療情報ネットワーク」(K-MIX+)を構築、平成26年度から運用を開始しており、参加医療機関数は毎年増加しています。今後、K-MIX+を活用して県内医療機関のより一層の連携や機能分担を促進するためには、K-MIX+のメリットの周知などにより参加医療機関数の拡大を図り、活用を促進していく必要があります。

また、国において、「未来投資戦略2017」が閣議決定され、医療のみならず、健康や介護のデータを個人個人が生涯にわたって一元的に把握できる仕組みを構築し、令和2年度(2020年度)から稼働させることや対面診療と組み合わせた効果的・効率的な遠隔診療の促進、AI開発・実用化の促進など、ICTを活用した健康寿命の延伸の取組みが挙げられており、今後の動きに注視していく必要があります。

本県の病院における情報化の基盤整備の状況

| | 人旧 | 医療圏 | | | | |
|-------------------------------------|-----|-----|----|----|--|--|
| | 全県 | 東部 | 小豆 | 西部 | | |
| 電子カルテの導入 | 38 | 20 | 1 | 17 | | |
| K-MIX参加 医療機関(県外を除く) (診療所・薬局含) | 163 | 88 | 0 | 75 | | |

出典:電子カルテ:香川県医療機能調査(平成29年9月)、

K-MIX:医務国保課調(令和2年3月)

(2) 各医療機関における情報化

電子カルテやオーダリングシステムの導入、レセプトの電子化など、各医療機関に おいては、医療情報等の電子化により、諸業務の効率化や患者情報の共有化などが進 められており、今後もその流れは継続していくものと考えられます。

【対策】

- (1) K-MIXについては、参加医療機関の増加により、その機能がより効果的に発揮されることから、医療機関への周知に努めるとともに、国庫補助制度を活用して医療機関の遠隔設備整備を支援し、K-MIXへの参加を促進します。
- (2) 国が実施する、健康・医療・介護データ利活用基盤の構築に係る情報収集に努め、 速やかに対応できるよう検討を進めます。
- (3) 県内外に一定の評価とネームバリューを有するK-MIXや、その関連事業による成果等を十分に生かした施策を産業政策とも連携しながら進めます。
- (4) 県内の各医療機関においては、電子カルテなどの導入により、患者の待ち時間短縮や、各診療部門での情報共有化が進み、診療の質の向上が図れることから、その有用性や国の安全性に関する指針等の周知に努め、早期の導入に向けた取組みを促進します。

さらに、広域災害救急医療情報システムや、医師のデータベース構築など、連携以外の分野においても情報通信技術を生かした施策に、引き続き取り組みます。

(5) K-MIX+については、県内の16の中核病院の電子カルテ情報や画像情報等の診療情報を共有できる仕組みであり、円滑な病診連携の促進や検査、薬剤の重複抑制等が図れることから、K-MIX+の周知など、より一層の利用拡大に向けた取組みを進めます。

【数値目標】

(1) K-MIX参加医療機関数(県内)

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 | | |
|--------------|-----|-----|---------------|--|--|
| K-MIX参加医療機関数 | 163 | 200 | 令和5年度(2023年度) | | |

(2) K-MIX+カルテ参照件数

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|---------------|---------|---------|---------------|
| K-MIX+カルテ参照件数 | 14, 452 | 20, 000 | 令和5年度(2023年度) |

第8章 保健医療計画による事業の推進と数値目標の達成状況 の評価

第1節 保健医療計画の周知と情報公開

1 第六次香川県保健医療計画の数値目標と達成状況

前回の計画で定めた数値目標について、その達成状況は、「第六次香川県保健医療計画 (医療提供体制)数値目標と達成状況」のとおりとなっています。

なお、目標年次の途中であることなどから、現時点では達成されていない項目があります。

今回の計画の目標設定に当たっては、できるだけ評価可能で具体的な数値目標を定め、 その実現に向けてそれぞれが取り組むこととしています。

2 計画の周知

県民が安心して医療を受けられる環境を整備するために、患者や県民に医療に関する情報を積極的に提供することとしており、本計画も県のホームページに掲載するなどして、県民をはじめ関係者への周知と情報公開に努めます。

第2節 数値目標の設定

1 数値目標

各分野において、良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、本県の実状に応じた数値目標を設定しました。整理すると第七次香川県保健医療計画数値目標一覧のとおりとなります。

2 数値目標の意味

目標達成に当たっては、県とともに、市町、医療提供施設、介護施設等のほか患者を含めた県民の相互理解と協力が不可欠であることから、お互いに連携を密にし、各目標の達成に向けて取り組むことが必要です。県民が主体的に役割を果たしていくことが、患者本位の医療を実現していくことに繋がります。

第3節 保健医療計画の推進体制と役割

1 県

- (1) 保健医療計画に掲げた各種の取組みについて、県民への周知・啓発に努めます。
- (2) 必要に応じ香川県医療審議会や地域医療構想調整会議等で審議し、その結果を踏まえるとともに、予算の範囲内で具体的な施策を定めて、計画を適切かつ効果的に推進します。
- (3) 5疾病5事業及び在宅医療について、計画推進のための協議の場を順次設けるなど、 関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるよう努めます。

2 市町

医療法においては、市町は、県ともども、医療提供の理念に基づき、住民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならないとされています。したがって、県と連携し、計画の達成を推進するため、必要な措置を講ずるように努めることが求められます。

3 医療提供施設の開設者等

計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築に必要な協力、居宅等における 医療の提供に関し必要な支援、研究又は研修のための施設・設備等の利用開放などに努め ることとされています。

4 県民・患者

医療に参加することによって医療提供者との共同作業を行うことが大切です。特に、 生活習慣や食生活の改善、検診の受診等では、自覚と責任をもった行動が求められてい ます。

第4節 数値目標の進行管理

計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが大切です。そのために、各数値目標の達成状況を定期的に把握するとともに、いわゆるPDCAサイクルによって、進行管理を行います。

また、各数値目標の達成状況については、インターネット等を通じて、定期的に公表することとします。

第七次香川県保健医療計画 数値目標と達成状況

目標を達成しているもの ・・・・・・・・・○ 目標値に対し改善しているもの (50.0%以上) ・・・○ 目標値に対し改善しているもの (50.0%未満) ・・・△ 良くなっていないもの ・・・・・・・・・・×

1 がん

| 項目 | | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | 達成 状況 | 出典 |
|-------------------------|-------|-----------|-------|-------|-----------|--------------|----------|-------------------|
| がんの年齢調整死亡率(75歳未 | 男 性 | 101.9 | 88.2 | 令和5年度 | 83.6 | 平成30年 | 0 | 国立がん研究センターがん対策情報 |
| 満)(人口10万人当たり) | 女 性 | 53.1 | 47.4 | 令和5年度 | 51.4 | 平成30年 | Δ | センター |
| 成人の喫煙率 | | 16.0% | 8.0% | 令和5年度 | 16.0% | 平成28年 | _ | 県民健康·栄養調 査 |
| | 胃がん | 45.6% | | | 45.6% | R元年 | × | 国民生活基礎調査 |
| | 大腸がん | 46.3% | 55%以上 | | 46.6% | R元年 | Δ | 国民生活基礎調査 |
| がん検診の受診率 | 肺がん | 54.9% | | 令和5年度 | 55.4% | R元年 | 0 | 国民生活基礎調査 |
| | 乳がん | 49.3% | | | | 51.2% | R元年 | Δ |
| | 子宮頸がん | 49.0% | | | 48.4% | R元年 | × | 国民生活基礎調査 |
| 精密検査の受診率 | | 77.1% | 90%以上 | 令和5年度 | 81.7% | 平成29年度 | Δ | 地域保健•健康増 進事業報告 |
| が人登録の特色ウト | DCN | 9.6% | 10%以下 | 令和5年度 | 3.6% | 平成29年 | 0 | 全国がん登録罹患 数・率報告 |
| がん登録の精度向上 | DCO | 5.4% | 5%以下 | 令和5年度 | 2.4% | 平成29年 | 0 | 全国がん登録罹患 数 率報告 |
| 緩和ケアチームを有するがん診療を行う医療機関数 | | 12病院 | 15病院 | 令和5年度 | 12病院 | 平成29年 | × | 医療施設調査 |
| 緩和ケア病棟(病床)を有する病院 | 数 | 4病院 | 5病院 | 令和5年度 | 4病院 | 平成30年度 | × | 診療報酬施設基準 等 |

2 脳卒中

| 項目 | | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | 達成 状況 | 出典 |
|---------------------|-----|-----------|------|-------|-----------|--------------|----------|----------|
| 脳血管疾患の年齢調整死亡率 | 男 性 | 37.6 | 26.4 | 令和5年度 | 37.6 | H27年度 | 1 | 人口動態特殊報告 |
| (人口10万人当たり) | 女 性 | 18.1 | 16.6 | 令和5年度 | 18.1 | H27年度 | _ | 人口動態特殊報告 |
| 脳卒中 地域連携クリティカルパスの運用 | | 運用中 | 運用継続 | 令和5年度 | 運用中 | H30年度 | 0 | 医務国保課 |
| 在宅等生活の場に復帰した患者の | の割合 | 62.6 | 65.0 | 令和5年度 | 55.8 | H29年度 | × | 患者調査 |

3 心筋梗塞等の心血管疾患

| 項目 | | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | 達成 状況 | 出典 |
|-------------------|--------|-----------|------|-------|-----------|--------------|----------|----------|
| 虚血性心疾患塞の年齢調整死 | 男 性 | 21.0 | 14.8 | 令和5年度 | 21 | H27年度 | - | 人口動態特殊報告 |
| 亡率(人口10万人当たり) | 女 性 | 8.9 | 5.5 | 令和5年度 | 8.9 | H27年度 | _ | 人口動態特殊報告 |
| 急性心筋梗塞 地域連携クリティカル | レパスの運用 | 運用中 | 運用継続 | 令和5年度 | 運用中 | H30年度 | 0 | 医務国保課 |
| 在宅等生活の場に復帰した患者の | の割合 | 92.0 | 95.0 | 令和5年度 | 96.2 | H29年度 | 0 | 患者調査 |

4 糖尿病

| 項目 | | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | 達成 状況 | 出典 |
|-------------------------------|------|-----------|------|-------|-----------|--------------|----------|----------------|
| 糖尿病性腎症による新規透析導 (人口10万人当たり) | 入患者数 | 14.2 | 12.6 | 令和5年度 | 14.6 | 平成30年 | × | 日本透析医学会 |
| 糖尿病の年齢調整死亡率 | 男 性 | 7.1 | 5.5 | 令和5年度 | 7.1 | 平成27年 | _ | 人口動態統計特殊 報告 |
| (人口10万人当たり) | 女 性 | 3.4 | 2.5 | 令和5年度 | 3.4 | 平成27年 | 1 | 人口動態統計特殊 報告 |

5 精神疾患

| 項目 | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | 達成状況 | 出典 |
|---|-----------|-----------|----------------|-----------|--------------|------|-------------------|
| 精神病床における急性期(3か月未満)入院需要 (患者数) | 478人 | 467人 | 令和2年度 | 427人 | 平成30年度 | 0 | 精神保健福祉資料 |
| | | 457人 | 令和6年度 | | | © | |
| 精神病床における回復期(3か月以上1年未満)入院需要(患者数) | 452人 | 390人 | 令和2年度 令和6年度 | 647人 | 平成30年度 | × | 精神保健福祉資料 |
| | | 1,616人 | 令和2年度 | | | Δ | |
| 者数) | 2,029人 | 1.098人 | 令和6年度 | 1,880人 | 平成30年度 | Δ | 精神保健福祉資料 |
| 精神病床における慢性期入院需要 | 1 100 1 | 978人 | 令和2年度 | 1104 | 平成30年度 | × | 精神保健福祉資料 |
| (65歳以上患者数) | 1,133人 | 688人 | 令和6年度 | 1,134人 | 干队30年及 | × | 相們体涯憧恤貝科 |
| 精神病床における慢性期入院需要 | 896人 | 638人 | 令和2年度 | 746人 | 平成30年度 | 0 | 精神保健福祉資料 |
| (65歳未満患者数) | 0307 | 410人 | 令和6年度 | 7407 | 十八30千尺 | Δ | 作 计 |
| 精神病床における入院需要(患者数) | 2.959人 | 2,473人 | 令和2年度 | 2,954人 | 平成30年度 | Δ | 精神保健福祉資料 |
| 相 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [| 2,0007 | 1,947人 | 令和6年度 | 2,0017 | 1 /2000 1 /2 | Δ | THIT INCEIDING |
| 精神病床における入院後3か月時点の退院率 | 66% | 69% | 令和2年度 | 62% | 平成29年度 | × | 精神保健福祉資料 |
| 精神病床における入院後6か月時点の退院率 | 81% | 84% | 令和2年度 | 79% | 平成30年度 | × | 精神保健福祉資料 |
| 精神病床における入院後1年時点の退院率 | 88% | 90% | 令和2年度 | 84% | 平成31年度 | × | 精神保健福祉資料 |
| 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数) | | 386人 | 令和2年度 | _ | _ | _ | |
| 地域や1月5件7季盛金舗重く利用有数/ | _ | 846人 | 令和6年度 | | _ | I | |
| 地域移行に伴う基盤整備量 | _ | 218人 | 令和2年度 | <u> </u> | _ | _ | |
| (65歳以上利用者数) | | 479人 | 令和6年度 | | | _ | |
| 地域移行に伴う基盤整備量 | _ | 168人 | 令和2年度 | _ | _ | - | |
| (65歳未満利用者数) | | 367人 | 令和6年度 | | | - | |
| 指定一般相談支援事業利用人員 | 3人/月 | 33人/月 | 令和2年度 | 10人/月 | 平成30年度 | Δ | かがわ障害者プラン進捗状 況 |
| 指定特定相談支援事業利用人員 | 6,149人/月 | 6,737人/月 | 令和2年度 | 6,422人/月 | 平成30年度 | Δ | かがわ障害者プラン進捗状 況 |
| 生活介護利用量 | 39,884人/月 | 45,057人/月 | 令和2年度 | 40,201人/月 | 平成30年度 | Δ | かがわ障害者プラン進捗状 況 |
| 自立訓練(生活訓練)利用量 | 750人日 | 974人日 | 令和2年度 | 631人日 | 平成30年度 | × | かがわ障害者プラン進捗状 況 |
| 精神障害に対応した保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置 | _ | 6か所 | 令和2年度 | 6か所 | 平成31年度 | 0 | かがわ障害者プラン進捗状 況 |
| 自殺死亡率(人口10万人当たり) | 16.2 | 14.3以下 | 令和4年 | 14.9 | 平成30年 | 0 | 人口動態統計 |

| 項目 | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | 達成 状況 | 出典 |
|-----------------|-----------|----------|-------|-----------|--------------|----------|---------|
| 認知症サポート医数 | 34人 | 82人 | 令和2年度 | 69人 | R元年度末 | 0 | 長寿社会対策課 |
| もの忘れ相談医研修受講者数 | 420人 | 500人 | 令和2年度 | 443人 | R元年度末 | 0 | 長寿社会対策課 |
| 認知症キャラバン・メイト養成数 | 986人 | 1,300人 | 令和2年度 | 1,301人 | R元年度末 | 0 | 長寿社会対策課 |
| 認知症サポーター養成数(累計) | 74,207人 | 120,000人 | 令和2年度 | 105,662人 | 令和元年12月31日 | 0 | 長寿社会対策課 |

6 在宅医療

| 項目 | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | | 出典 |
|--------------------|-----------|-----|-------|-----------|--------------|---|---------------|
| | 288 | 327 | 令和2年度 | | | × | 医病状乳虫素 |
| 訪問診療を実施している診療所・病院数 | | 346 | 令和5年度 | | H29年度 | × | 医療施設調査 |
| 訪問看護ステーション数 | 85 | 100 | 令和2年度 | 106 | R2.3.31 | 0 | 介護保険事業所台 帳 |

7 歯科医療

| | 項目 | | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実 績の時点 | 達成 状況 | 出典 |
|------|------------------------------|---------|-----------|-------|-----------------|-----------|--------------|----------|-------------------|
| | むし歯のない幼児の | 3歳児 | 77.2% | 90% | | 80.5% | 平成29年度 | 0 | 地域保健•健康増 進事業報告 |
| 乳幼児期 | 割合 | 5歳児 | 61.6% | 70% | | 68.0% | 令和元年度 | Δ | 香川県学校保健統 計調査 |
| | 定期的にフッ化物歯面 る幼児の割合 | i塗布をしてい | 38.0% | 50%以上 | | 38.0% | 平成28年 | _ | 健康福祉総務課調べ |
| | 12歳児でむし歯のない | *者の割合 | 62.3% | 65% | | 64.2% | 令和元年度 | Δ | 香川県学校保健統 計調査 |
| 学齢期 | 歯肉に炎症があり、専門による診断が必要とされ 割合 | | 5.4% | 5% | ∧104 € € | 5.6% | 令和元年度 | × | 香川県学校保健統 計調査 |
| | 何でもかんで食べることができる者の割合 | 60歳代 | 71.2% | 80% | 令和4年度 | 71.2% | 平成28年 | _ | 香川県民健康•栄 養調査 |
| | 60歳で24歯以上の自分 者の割合 | ↑の歯を有する | 78.3% | 85% | | 78.3% | 平成28年 | _ | 香川県民健康•栄 養調査 |
| 成人期 | 80歳で20歯以上の自分者(8020達成者)の割合 | | 52.0% | 50% | | 52.0% | 平成28年 | _ | 香川県民健康•栄 養調査 |
| 高齢期 | | 40歳代 | 36.5% | 25% | | 36.5% | 平成28年 | _ | 香川県民健康 · 栄養調査 |
| | 進行した歯周炎を有 する者の割合 | 50歳代 | 57.1% | 30% | | 57.1% | 平成28年 | _ | 香川県民健康 · 栄養調査 |
| | | 60歳代 | 58.4% | 45% | | 58.4% | 平成28年 | _ | 香川県民健康•栄 養調査 |

8 上記以外の事業

| 項目 | 策定時 現状 | 目標 | 目標年次 | 直近の 実績 | 左記の実績の時点 | 達成 状況 | 出典 |
|------------------------------|--------------------|----------|--------|-----------|----------|----------|------------------|
| 香川県医学生修学資金貸付制度による県内従事医師数 | 12人 | 60人 | 令和5年度 | 50人 | R元年度末 | 0 | 医務国保課 |
| 看護師の特定行為に係る指定研修機関数 | 1施設 | 3施設 | 令和5年度 | 3施設 | R2.2.26 | 0 | 厚労省ホームページ |
| 地域医療支援病院数の維持 | 6病院 | 6病院 | 令和5年度 | 6施設 | R元年度末 | 0 | 医務国保課 |
| 人口10万人当たりの結核新規患者発生数 | 14.2人 | 10.0人以下 | 令和2年 | 10.0人 | 令和2年 | 0 | 香川県感染症発生動 向調査 |
| 第二種感染症指定病床 | 18床 | 22床 | 平成30年度 | 24床 | R元年度末 | 0 | 薬務感染症対策課 |
| 耐震化が完了した災害拠点病院及び第二次教急医療機関の割合 | 89.5% | 100% | 令和5年度 | 94.7% | R2年 | 0 | 医務国保課 |
| DMATチーム数 | 34 7- 4 | 40ታ–ム | 令和5年度 | 42チーム | R2年 | 0 | 医務国保課 |
| へき地医療拠点病院からへき地へ医師を派遣した回数 | 402回 | 現状維持 | 令和5年度 | 722回 | R元年度末 | 0 | 医務国保課 |
| へき地医療拠点病院からへき地への代診医派派遣回数 | 870回 | 現状維持 | 令和5年度 | 1606回 | R元年度末 | 0 | 医務国保課 |
| 周産期死亡率(出産千人当たり) | 2.7% | 現状維持 | 令和5年度 | 3.1% | H29~R元 | × | 人口動態統計 |
| 乳児死亡率(出生千人当たり) | 1.3% | 現状維持 | 令和5年度 | 1.8% | H29~R元 | × | 人口動態統計 |
| 病院における医療安全についての相談窓口の設置 | 79箇所 | 全ての病院 | 令和5年度 | 77箇所 | R2.9 | × | 医療機能情報提供システム |
| 一般診療所における医療安全についての相談員の配置 | 343箇所 | 全ての診療所 | 令和5年度 | 316 | R2.9 | × | 医療機能情報提供シス テム |
| 歯科診療所における医療安全についての相談員の配置 | 111箇所 | 全ての歯科診療所 | 令和5年度 | 117箇所 | R2.9 | × | 医療機能情報提供シス テム |
| K-MIX参加医療機関数 | 137 | 200 | 令和5年度 | 163 | 令和元年度 | Δ | 医務国保課 |
| K-MIX+カルテ参照件数 | 13,227 | 20,000 | 令和5年度 | 14,452 | 令和元年度 | Δ | 医務国保課 |

達成状況の集計

| 項目 | 達成状況 | 項目数 | 割合 |
|------------------------|------|-----|--------|
| 目標を達成しているもの | © | 19 | 22.4% |
| 目標に対し改善しているもの(50.0%以上) | 0 | 8 | 9.4% |
| 目標に対し改善しているもの(50.0%未満) | Δ | 16 | 18.9% |
| 良くなっていないもの | × | 22 | 25.9% |
| 集計中 | - | 20 | 23.5% |
| 計 | | 85 | 100.0% |

第七次香川県保健医療計画 数値目標一覧

1 がん

| 項 目 | | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-------------------------|-------|-------|-------|---------------|
| がんの年齢調整死亡率(75歳未 | 男 性 | 83.6 | 88.2 | 令和5年度(2023年度) |
| 満)(人口10万人当たり) | 女 性 | 51.4 | 47.4 | 令和5年度(2023年度) |
| 成人の喫煙率 | | 16.0% | 8.0% | 令和5年度(2023年度) |
| | 胃がん | 45.6% | | |
| | 大腸がん | 46.6% | | |
| がん検診の受診率 | 肺がん | 55.4% | 55%以上 | 令和5年度(2023年度) |
| | 乳がん | 51.2% | | |
| | 子宮頸がん | 48.4% | | |
| 精密検査の受診率 | | 81.7% | 90%以上 | 令和5年度(2023年度) |
| が/ ※紹の集座点 L | DCN | 3.6% | 10%以下 | 令和5年度(2023年度) |
| がん登録の精度向上 | DCO | 2.4% | 5%以下 | 令和5年度(2023年度) |
| 緩和ケアチームを有するがん診療を行う医療機関数 | | 12病院 | 15病院 | 令和5年度(2023年度) |
| 緩和ケア病棟(病床)を有する病院 | 数 | 4病院 | 5病院 | 令和5年度(2023年度) |

2 脳卒中

| 項目 | | 現状 | 目標 | 目標年次 | |
|---------------------|-----|------|------|---------------|--|
| 脳血管疾患の年齢調整死亡率 | 男 性 | 37.6 | 26.4 | 令和5年度(2023年度) | |
| (人口10万人当たり) | 女 性 | 18.1 | 16.6 | 令和5年度(2023年度) | |
| 脳卒中 地域連携クリティカルパスの運用 | | 運用中 | 運用継続 | 令和5年度(2023年度) | |
| 在宅等生活の場に復帰した患者の割合 | | 55.8 | 65.0 | 令和5年度(2023年度) | |

3 心筋梗塞等の心血管疾患

| 項目 | | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|------------------------|-----|------|------|---------------|
| 虚血性心疾患塞の年齢調整死 | 男 性 | 21.0 | 14.8 | 令和5年度(2023年度) |
| 亡率(人口10万人当たり) | 女 性 | 8.9 | 5.5 | 令和5年度(2023年度) |
| 急性心筋梗塞 地域連携クリティカルパスの運用 | | 運用中 | 運用継続 | 令和5年度(2023年度) |
| 在宅等生活の場に復帰した患者の | の割合 | 96.2 | 95.0 | 令和5年度(2023年度) |

4 糖尿病

| 項目 | | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|-----------------------------------|-----|------|------|---------------|
| 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数 (人口10万人当たり) | | 14.6 | 12.8 | 令和5年度(2023年度) |
| 糖尿病の年齢調整死亡率 | 男 性 | 7.1 | 5.5 | 令和5年度(2023年度) |
| (人口10万人当たり) | 女 性 | 3.4 | 2.5 | 令和5年度(2023年度) |

5 精神疾患

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------------------|
| 精神病床における急性期(3か月未満)入院需要 (患者数) | 427人 | 462人 | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における回復期(3か月以上1年未満)入院需要(患者数) | 647人 | 392人 | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における慢性期(1年以上)入院需要(患者数) | 1,880人 | 1,351人 | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における慢性期入院需要 (65歳以上患者数) | 1,134人 | 831人 | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における慢性期入院需要 (65歳未満患者数) | 746人 | 520人 | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における入院需要(患者数) | 2,954人 | 2,205人 | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における入院後3か月時点の退院率 | 62% | 69% | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における入院後6か月時点の退院率 | 79% | 86% | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床における入院後1年時点の退院率 | 84% | 92% | 令和5年度(2023年度) |
| 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | 307日 | 316日 | 令和5年度(2023年度) |
| 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数) | _ | 616人 | 令和5年度(2023年度) |
| 地域移行に伴う基盤整備量 (65歳以上利用者数) | _ | 347人 | 令和5年度(2023年度) |
| 地域移行に伴う基盤整備量 (65歳未満利用者数) | | 269人 | 令和5年度(2023年度) |
| 指定一般相談支援事業利用人員(※1) | 10人/月 | 43人/月 | |
| 指定特定相談支援事業利用人員(※1) | 6,422人/月 | 7,066人/月 | 今和5年 (2002年度) |
| 生活介護利用量(※1) | 41,045人/月 | 43,800人/月 | 令和5年度(2023年度) |
| 自立訓練(生活訓練)利用量(※1) | 605人日 | 842人日 | |
| 自殺死亡率(人口10万人当たり) | 14.9 | 14.3以下 | 令和4年(2022年) |
| 認知症サポート医数(累計) | 69人 | 90人 | 令和5年度(2023年度) |
| もの忘れ相談医研修受講者数(累計) | 443人 | 500人 | 令和5年度(2023年度) |
| 認知症サポーター養成数(累計) | 105,662人 | 120,000人 | 令和5年度(2023年度) |
| | | | |

^(※1) 精神障害を含む全ての障害

※ 県の他の計画において、別途目標年次が定められている項目については、他の計画と併せて進行 管理を行います。

6 在宅医療

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|----------------------|-----|-----|---------------|
| 訪問診療を実施している診療所・病院数 | 252 | 327 | 令和2年度(2020年度) |
| 前回砂原で美胞している砂原的 - 病院致 | | 346 | 令和5年度(2023年度) |
| 訪問看護ステーション数 | 105 | 124 | 令和5年度(2023年度) |

7 歯科医療

| 項目 | | 現状 | 目標 | 目標年次 | |
|---|---|---------|-------|-------|---------------|
| | むし歯のない幼児の割 | 3歳児 | 81.4% | 90% | |
| 乳幼児期 | 合 | 5歳児 | 68.0% | 70% | |
| 孔列元期 | 定期的にフッ化物歯面 幼児の割合 | 塗布をしている | 38.0% | 50%以上 | |
| | 12歳児でむし歯のない: | 者の割合 | 64.2% | 70% | |
| 学齢期 歯肉に炎症があり、専門医(歯科医師)による 診断が必要とされた高校生の割合 | | 5.6% | 5% | | |
| | 何でもかんで食べることが できる者の割合 60歳代 | | 71.2% | 80% | 令和4年度(2022年度) |
| _£ 1 45 | 60歳で24歯以上の自分の歯を有する 者の割合 | | 78.3% | 85% | |
| 成人期 高齢期 名(8020達成者)の割合 | | | 52.0% | 60% | |
| | 76 (T. J. J. T. T. J. E. T. J. E. T. J. | | 36.5% | 25% | |
| | 進行した歯周炎を有する者の割合 | 50歳代 | 57.1% | 32% | |
| | る名の引占 | | 58.4% | 45% | |

8 上記以外の事業

| 項目 | 現状 | 目標 | 目標年次 |
|--|--------|----------|---------------|
| 看護師の特定行為研修修了者数 | 23人 | 44人 | 令和5年度(2023年度) |
| 地域医療支援病院数の維持 | 6病院 | 6病院 | 令和5年度(2023年度) |
| 耐震化が完了した災害拠点病院及び第二次救急医療機関の割合 | 94.7% | 100% | 令和5年度(2023年度) |
| DMATチーム数 | 47 | 52 | 令和5年度(2023年度) |
| へき地医療拠点病院からへき地へ医師を派遣した回数 | 697回 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| へき地医療拠点病院からへき地への代診医派派遣回数 | 1,363回 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| へき地医療拠点病院の中で巡回診療、代診医派遣 の年間実績が合計で12回以上の医療機関の割合 | 61.1% | 70.0% | 令和5年度(2023年度) |
| 周産期死亡率(出産千人対) | 3.1 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| 乳児死亡率(出生千人対) | 1.8 | 現状維持 | 令和5年度(2023年度) |
| 病院における医療安全についての相談窓口の設置 | 77箇所 | 全ての病院 | 令和5年度(2023年度) |
| 一般診療所における医療安全についての相談員の配置 | 316箇所 | 全ての診療所 | 令和5年度(2023年度) |
| 歯科診療所における医療安全についての相談員の配置 | 117箇所 | 全ての歯科診療所 | 令和5年度(2023年度) |
| K-MIX参加医療機関数 | 163 | 200 | 令和5年度(2023年度) |
| K-MIX+カルテ参照件数 | 14,452 | 20,000 | 令和5年度(2023年度) |

[※] 県の他の計画において、別途目標年次が定められている項目については、他の計画と併せて進行 管理を行います。

第9章 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組み

第1節 保健・医療・介護(福祉)の連携

1 患者・利用者の立場に立った保健・医療・介護(福祉)の切れ目のない 連携体制の構築

少子高齢化の急速な進行に伴い、保健・医療・福祉サービスに対する県民のニーズは 多様化、高度化しており、地域の医療提供体制の確保に当たっても、疾病予防から治療、 介護(福祉)までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して 提供されることが求められます。

また、今後これまで経験したことのない超高齢社会を迎える中で、県民だれもが、地域で自立した生活を営むことができるよう、各人の身体状況や家庭状況に応じて、医療、介護等が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。

【現状・課題】

- (1) 県民の保健・医療・介護(福祉)に対するニーズは多様化、高度化しており、高齢者や障害者はもとより県民すべてが、地域において、質の高い総合的なサービスが受けられる体制が求められます。
- (2) 特に、高齢化の進展を踏まえ、急性期や回復期の治療を終えた患者の在宅復帰などに際しては保健・医療・介護(福祉)の各分野の事業者が情報を共有するなどにより連携に努め、切れ目のないサービスの提供が求められます。
- (3) 保健事業や介護予防などのサービスは、市町が主体となって実施しており、地域において、市町保健センターや地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の充実が求められます。

【対策】

- (1) 県、市町など行政相互間の連携に努めます。
- (2) 保健・医療・介護(福祉)の各事業者相互間における情報共有を促進するとともに、 各地域で拠点となる施設等を中心に、関係団体や市町との連携体制を強化して、医療・ 介護等が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を支援します。
- (3) 質の高い総合的サービスが提供できるよう、専門職員の確保や資質の向上に努めます。
- (4) 地域連携クリティカルパスの地域における運用拡大を目的とした取組みを促進します。

2 他の計画との整合性の確保

計画の作成に際しては、他の法律等の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするととともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図ることが求められます。

具体的には、主に以下の計画と整合を図ります。

| 国の計画名① | ①に対応する県の計画名 | 計画期間等 |
|------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 健康日本21(第2次) | 健やか香川21ヘルスプラン | 平成 25 年度— 令和 4 年度(2022 年度) |
| 食育推進基本計画 | かがわ食育アクションプラン | 平成 28 年度— 令和 2 年度 (2020 年度) |
| がん対策推進基本計画 | 香川県がん対策推進計画 | 平成 30 年度— 令和 5 年度(2023 年度) |
| 歯科口腔保健の推進に関す る基本的事項 | 香川県歯と口腔の健康づくり基本 計画 | 平成 25 年度— 令和 4 年度(2022 年度) |
| 介護保険法に定める基本指 針 | 香川県高齢者保健福祉計画 | 平成 30 年度— 令和 2 年度(2020 年度) |
| 健やか親子21(第2次) | 香川県健やか子ども支援計画 | 平成 27 年度— 令和元年度(2019 年度) |
| 障害者基本法等に定める障 害者基本計画 | かがわ障害者プラン | 令和3年度— 令和5年度(2023年度) |
| 自殺総合対策大綱 | いのち支える香川県自殺対策計画 | 平成 30 年度— 令和 4 年度(2022 年度) |
| 肝炎対策基本指針 | 香川県肝炎対策推進計画 | 平成 29 年度— 令和 3 年度(2021 年度) |

第2節 健康づくり運動の推進

だれもが生涯を通じて健康で明るく生きがいを持って暮らすことができる「健康長寿かがわの実現」を目指して、平成25年3月に策定した「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」に基づき、市町や関係団体等と連携して、各種健康増進施策を推進しています。

【現状・課題】

(1) 栄養・食生活

県民1人1日当たりの野菜の摂取量は271gで、成人1人1日当たりに必要とされている350gより約80g不足しています。また、30~40歳代男性、20歳代女性の朝食の欠食率が2割を超えるなど、若い世代、働き盛り世代に朝食を欠食する割合が高いほか、20~60歳代男性の肥満者の割合も約3割と、依然として高い状況にあります。

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上及び社会機能の維持・ 向上の観点から重要です。県民一人ひとりが、健康に関心を持ち適切な食生活を実践 することが必要です。さらに、健康の増進に加え、豊かな人間形成、食に関する感謝 の念の醸成など、家庭、地域、学校等における食育の充実が望まれます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす時間が増え間食が増えるなど、食生活の乱れが懸念されるため、こうした生活環境の変化を踏まえた対策が必要です。

(2) 身体活動・運動

県民の1日の平均歩数は、男性はわずかに増加しているものの、女性は減少しています。男性は $20\sim64$ 歳が目標とする1人1日当たり9,000 歩より約1,000 歩、女性は目標とする1人1日当たり8,500 歩より約2,000 歩少なく、日常生活での歩く機会(歩数)が少ない状況です。

運動を習慣として行っている人の割合は、65歳以上の女性では増加しており4割を 超えていますが、その他では減少しています。

身体活動・運動は生活習慣病の予防に効果があり、10分程度の散歩を1日に数回行う程度の簡単な運動でも、健康上の効果が期待できます。歩行やスポーツなど体を動かすことを日常生活の中に組み込むことが必要です。

特に、身体活動・運動が不足している働き盛りの世代に対して、地域や職域を通じた啓発・支援・普及が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控えるなど生活が不活発化することで、身体活動・運動の不足が懸念されるため、こうした生活環境の変化を踏まえた対策が必要です。

(3) 休養

「ストレスを感じる人」や「睡眠で充分疲れが取れていない人」が増加傾向にあります。

県民一人ひとりが、健康や環境に応じた休養が日常生活の中に適切に取り入れられた生活習慣を確立することが重要です。

(4) 喫煙·飲酒

「喫煙率」は減少傾向にあるものの、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人」は男性がやや増加しています。

喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響についての正しい知識の普及や、受動喫煙防止対策 のさらなる強化が必要です。

(5) 生活習慣病

糖尿病の受療率や死亡率が全国で上位に位置しているなか、「特定健康診査・特定保健指導の実施率」や「メタボリックシンドローム該当者及び予備群」については、現状値と目標値には大きな開きがある状況にあります。

引き続き、発症予防、重症化予防に重点を置いた対策を推進する必要があります。

【対策】

健康寿命の延伸は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって実現される最終的な目標です。健康寿命の延伸に向け、生活習慣病対策を総合的に推進するほか、医療や介護など様々な分野における支援等に取り組みます。

また、県民の健康づくりに関係する団体等で構成された「健やか香川21県民会議」 と連携し、家庭、地域、学校、職域等において、県民の自主的な健康づくり運動を実践 する気運の醸成を図り、県民総ぐるみによる健康づくり運動を推進します。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が変化する中でも、食生活の乱れや、 身体活動・運動の不足が生じないよう、健康づくりを行える環境整備に取り組みます。

第3節 食育の推進

生涯にわたって心身ともに健やかな県民生活の実現に向け、子どもから高齢者までの県民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるとともに、香川県の地場産物や食文化についても理解を深め、健全な食生活を実践するため「第4次かがわ食育アクションプラン」に基づき、市町や関係団体等と連携して、「食育」を推進します。

【現状・課題】

(1) 家庭

朝食を毎日食べている児童生徒の割合が低く、また、20~30歳代男性の朝食をほとんど食べない人の割合が高い状況にあります。

核家族化の進行や一人暮らしの増加、生活様式の多様化などにより、1日に1回以上、家族と一緒に食事をする人の割合が減少しています。

子どもが朝食を毎日食べるためには、早寝早起きなどの生活習慣を身に付けることが重要ですが、子どもだけでなく、その家族が一緒になり、望ましい生活習慣が定着するよう働きかける必要があります。

「新しい生活様式」に対応しながら、家庭や地域で共食が推進できるよう、家庭、 学校・保育所等、職場、地域の連携・協働を図る必要があります。

(2) 子ども

小学校4年生を対象に行った小児生活習慣病予防健診の結果では、「肥満傾向」「脂質異常」「糖尿病リスクの指標である HbA1c5.6%以上」がそれぞれ1割程度みられます。

幼稚園や高校における食育教室の実施数、また、栄養教諭・学校栄養職員による教 科や学級活動における食に関する指導を行っているが項の割合が伸び悩んでいる状況 です。

食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心として教職員が連携・協働し食育を推進していく必要があります。

(3) 健康・食生活

主食・主菜・副菜を揃えて食べるようにする人の割合が低く、栄養バランスに偏りがみられます。

県民の野菜摂取量は、平成28年で男性が285g、女性が261gと減少傾向にあり、成人1人1日当たりに必要とされている350gより80g程度少ない状況です。

30歳以上の男性の肥満者の割合は30%以上であり、20歳代から30歳代にかけて約3倍の増加がみられます。

特に、若い世代や働き盛り世代が食に関する理解や関心を深めることができるよう、 ライフスタイルに応じ、栄養バランスに配慮した食生活の実践等について情報提供することが必要です。

(4) 食品ロス・地産地消

県全体では毎日100トンを超える食品ロスが発生しているものと推計されています。 地域と連携した体験活動を行う小学校の割合が伸び悩んでおり、また、学校給食に おける地場産物を活用する割合が減少しています。

食べ物が食卓にのぼるまでの過程への理解や食に対する感謝の念が子どもの頃から 身に付けられるよう、環境を意識した食の理解の浸透や、地産地消・体験活動の実践 を図る必要があります。

【対策】

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育

生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むために、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健康管理と健康に配慮した食生活を自ら行うことができるように、家庭や地域、学校、関係団体等と連携して、子どもの発育・発達段階に応じた食育など、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたるライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。

(2) 持続可能なかがわの食を支える食育

都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することにより、 それらの信頼関係を構築し、県民の食に関する理解と関心の増進に努めるとともに、 食品ロス削減に取り組むことにより、環境と調和のとれた持続可能なかがわの食を支 える食育の推進に努めます。

また、地域において、食育ボランティアや関係団体と連携し、郷土食の保存活動や 地産地消の取組み等を通して、かがわの食文化の継承や食の理解の促進を図り、食文 化を活かした地域づくりを推進します。

(3) かがわの食を育む環境づくり

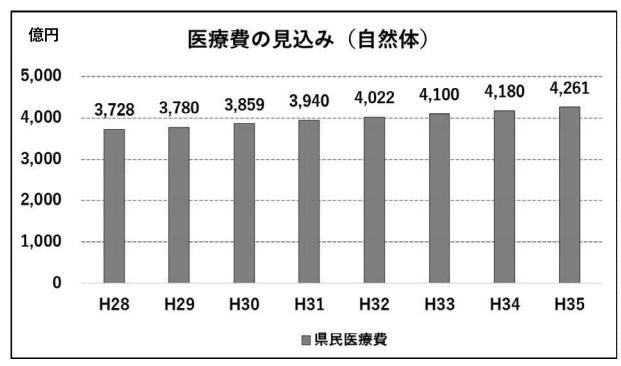
家庭、地域、学校・保育所等、関係団体や生産者、企業等が、それぞれの役割分担のもと、相互に緊密な連携協力を図りながら、県内全域で食育活動が展開されるよう推進体制の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式」による、食に関わる意識や行動の変化に対応しながら、関係団体等と連携・協働し、様々な機会を活用した食育の普及啓発や、食品の安全性、栄養、その他の新たな知見に基づく最新の情報も踏まえた食生活に関する情報の提供等に努め、食育をより効果的に推進するとともに、望ましい食習慣の定着を目指した県民運動の推進を図ります。

第4節 医療費適正化

【現状・課題】

- (1) 急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等、医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。
- (2) このための仕組みとして、平成 18 年の医療制度改革において、医療費適正化計画 に関する制度が創設され、本県においても、平成 20 年4月に香川県医療費適正化計画、平成 25 年7月には、第2期香川県医療費適正化計画を策定し、医療費の適正化 に取り組んできました。
- (3) 平成 27 年には、医療費適正化の取組みを国、都道府県並びに保険者及び後期高齢者医療広域連合がそれぞれの立場から進める体制を強化するため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第31 号)により、医療費適正化計画に関する見直しが行われ、病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費の見込みを医療費適正化計画に盛り込むこととされました。



※ この見込みにおいて、入院医療については、香川県地域医療構想を踏まえて推計しています。

「都道府県医療費の将来推計ツール」(厚生労働省提供)による推計

【対策】

- (1) この保健医療計画では、平成30年度(2018年度)からの6年間を計画期間とする第3期香川県医療費適正化計画を包含したものとすることにより、医療費適正化計画の基本理念である「①住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること、②超高齢社会の到来に対応するものであること、③目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること」に沿って、良質かつ適切な医療を持続可能な形で提供できる体制の構築に向けて、医療費の適正化に資する施策に取り組みます。
- (2) 住民の健康の保持を推進する観点から、生活習慣病の発症予防と重症化予防、食育の推進、歯科口腔保健の推進などに取り組みます。
- (3) 医療の効率的な提供を推進する観点から、医療機関の機能分化と連携の推進、地域包括ケアシステムの構築・充実、後発医薬品の使用促進などに取り組みます。

住民の健康の保持の推進

| 1 | 生活習慣病の発症予防 と重症化予防 | 第7章第2節「疾病ごとの医療連携体制の現状・課題と 対策」参照 |
|---|----------------------|--|
| 2 | 生活習慣及び社会環境 の改善 | 第9章第2節「健康づくり運動の推進」参照 |
| 3 | 喫煙による健康被害の 予防 | 第9章第2節「健康づくり運動の推進」参照 |
| 4 | 食育の推進 | 第9章第3節「食育の推進」参照 |
| 5 | 歯科口腔保健の推進 | 第7章第5節「歯科医療連携体制の現状・課題と対策」 参照 |
| 6 | 保険者による特定健康診査等の推進支援 | ・先進的な事例の収集・情報提供・特定健診・保健指導事業に関する研修の実施・香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラムの活用・特定健診等受診に係る県民への普及啓発 |
| 7 | 高齢者の健康の維持・ 向上 | ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ・高齢者の社会参加・生きがいづくり (第9章第5節「高齢者保健福祉対策」参照) |

医療の効率的な提供の推進

| 1) | 医療機関の機能分化と 連携の推進 | 第3章 「地域医療構想」参照 |
|----|----------------------|--|
| 2 | 在宅医療の充実 | 第7章第4節「在宅医療連携体制の現状・課題と対策」 |
| 3 | 地域包括ケアシステム の構築・充実 | 参照 |
| 4 | 後発医薬品の使用促進 | ・後発医薬品利用差額通知の活用促進 ・後発医薬品希望カード・希望シールの活用促進 ・その他、後発医薬品の使用促進に係る県民への普及啓 |
| 5 | 医薬品の適正使用の推 進 | 発 (第7章第6節「医薬等に係る現状・課題と対策」、第1 0章第2節「医薬品等の安全対策」参照) |
| 6 | 適正受診の促進 | ・かかりつけ医等を持つことの重要性の啓発 ・医療費通知の活用促進 ・救急電話相談の活用促進 ・その他、適正受診の促進に係る県民への普及啓発 (第7章第1節「県民本位の医療連携体制の構築」参照) |

【数値目標】

(1) 住民の健康の保持の推進

| 項目 | 現 状 (平成 30 年度) | 目標 | 目標年次 |
|---|-------------------|-------|-------------------|
| ① 特定健康診査の実施率の向上 | 53. 2% | 70%以上 | 令和5年度 (2023年度) |
| ② 特定保健指導の実施率の向上 | 34.9% | 45%以上 | 令和5年度 (2023年度) |
| ③ メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少率 (特定保健指導対象者の減少率 をいう。)(※) | 13.6%減 | 25%減 | 令和5年度 (2023年度) |

[※] 平成20年度の人数と比べた減少率をいう。

(2) 医療の効率的な提供の推進

| 項目 | 現 状 (令和元年度) | 目標 | 目標年次 |
|-----------------------|----------------|-------|-------------------|
| 後発医薬品の使用促進 (数量ベース) | 76.6% | 80%以上 | 令和5年度 (2023年度) |

【令和5年度(2023年度)の医療費の見込み】

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(平成28年3月31日厚生労働省告示第128号。以下「医療費適正化基本方針」という。)により、都道府県は、各都道府県の医療費の現状に基づき、令和5年度(2023年度)の医療費の見込みを算出することとされており、「都道府県医療費の将来推計ツール」(厚生労働省提供)を用いた医療費の見込みは、次のとおりです。

なお、病床機能の分化及び連携に伴う在宅医療等の増加分については、現時点では 移行する患者の状態等は明らかでなく、医療費の推計式が医療費適正化基本方針で示さ れていないことから、含まれていません。

| 医療費の見込み(自然体) | | 4,261億円 |
|--------------|-----------------------|---------|
| 通出 | 後発医薬品の普及による効果 | ▲ 33億円 |
| 化効 | 特定健診等の実施率の達成による 効果 | ▲ 1億円 |
| 果 額 | 地域差縮減を目指す取組みの効果 | ▲ 33億円 |
| 医療費の見込み(※) | | 4,194億円 |

※ 医療費の見込みの推計式

① 入院医療費

地域医療構想において設定した、令和5年度(2023年度)の病床機能区分別患者数の見込みに、各一人当たり推計額を乗じた推計額とします。

② 入院外· 歯科医療費等

平成26年度を基準年度として自然増を加味した医療費見込みから、下記取組みによる適正化効果額を差し引いた額とします。

- 後発医薬品の普及(使用割合80%)による効果
- 特定健康診査・特定保健指導の実施率の達成(70%・45%)による効果
- 地域差縮減を目指す取組みの効果

生活習慣病 (糖尿病) に関する重症化予防の取組効果 重複投薬の適正化効果

複数種類医薬品の適正化効果

第5節 高齢者保健福祉対策

1 高齢者の保健福祉対策

【現状・課題】

- (1) 高齢化が進行する中、平均寿命の延伸とともに、「自立して健康に暮らす」ことのできる期間である健康寿命を延伸することが重要です。健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病対策を総合的に推進するほか、生涯を通じた健康づくりや生きがいづくり、心身の衰えを予防・回復するための介護予防を進める必要があります。また、生活習慣病対策と介護予防の連携の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する必要があります。
- (2) 要介護者等やその世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策等との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要があります。
- (3) 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護需要の受け皿となっている状況を踏まえつつ、令和22(2040)年を見据え、居宅サービスと施設・居住系サービスの役割分担や需給バランスを勘案しながら基盤整備を進める必要があります。
- (4) 現状の介護人材不足に加え、今後、介護人材の担い手となる現役世代の減少が見込まれており、ますます増加・多様化する介護サービス需要に対応するため、利用者のニーズに的確に対応できる質の高い介護人材の安定的な確保が重要です。また、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化に係る取組みを強化する必要があります。

【対策】

(1) 要介護状態等になることの予防、軽減・悪化防止

市町が介護予防ケアマネジメントを適切に実施できるよう、地域包括支援センターの保健師等に対する効果的な研修や助言等を実施します。

また、市町が地域の実情に応じた介護予防事業を実施できるよう、市町と連携して効果的な介護予防事業の在り方を検討するとともに、研修の実施や適切な助言、先進的取組みの紹介などの必要な情報提供により、市町を支援します。

さらに、市町が高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するに当たり、 先進的な取組みの紹介など必要な情報提供等により、市町を支援します。

(2) 地域共生社会の実現のための仕組みづくり

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを促進するため、市町と連携して住民への普及啓発等による気運の醸成に努めます。

(3) 介護サービス提供体制の整備

高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で必要な介護サービスを受けながら生活できるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、自宅での生活が困難となった要介護者に対しても、住み慣れた地域の中で施設に入所できるように、必要な施設・居住系サービスを整備するなど、居宅サービスと施設・居住系サービスの役割分担や需給バランスを勘案しながら、計画的な基盤整備を進めます。

(4) 介護・福祉人材の安定的確保及び介護業務の効率化

介護福祉士を目指す学生に対する修学資金の貸付や、新人介護職員を対象とした合同入職式の開催をはじめ、関係団体とも連携しながら、介護職員や介護支援専門員向けの各種研修事業等を実施するとともに、介護職員の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボットやICT導入を支援します。

第6節 障害者保健福祉対策

1 障害者の保健福祉対策

【現状と課題】

(1) 障害者(児)の現状

令和元年度末で県内の身体障害のある人(身体障害者手帳所持者)は、43,143人、知的障害のある人(療育手帳所持者)は7,837人、精神に障害のある人のうち、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は6,548人であり、障害者福祉サービスの事業量の確保が求められています。

(2) 障害福祉サービス提供体制の充実

平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行され、難病患者が障害福祉サービスの対象となり、利用者のニーズに対応した障害福祉サービスの提供が求められています。また、平成28年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応することが求められております。

(3) 障害者の地域生活の支援

障害者の地域生活支援にあたっては、住み慣れた地域で、障害者が自分らしく暮らせる社会を目指し、障害者が意思決定を行えるよう相談支援体制を整備するとともに、生活の場や活動の場の確保のための支援や、医療や保健など様々な分野と連携したサービスの充実を図り、障害者の地域での生活を支援することが重要です。

このため、市町と連携し、相談支援事業者の活動促進を図り、障害者がいつでも安心して相談できる仕組みづくりが求められています。

(4) 障害者の就労の促進

障害者を雇用する義務のある民間企業で働いている障害者の数は、令和2年6月で3,329.0人となっており、雇用率は2.08%であり、全国平均の2.15%や法定雇用率である2.3%を下回っており、障害者の雇用促進に向けての取組みが必要です。

(5) 障害者の社会参加の促進

障害のある人も社会活動に参加できるよう、生活上の各場面で十分な情報保障等を 図るため、手話通訳者や要約筆記者、音訳等のボランティアの育成に努めているとと もに、障害者スポーツや文化・芸術活動などの機会の拡充に努めています。

障害者の虐待防止を図るため、平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づき、県障 害者権利擁護センターを設置し、市町や関係機関等と連携し、障害者の虐待防止及び 養護者に対する支援等に努めています。

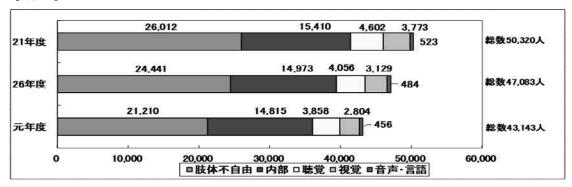
(6) 多様な障害への対応

アスペルガーや自閉症などの発達障害や頭部外傷等による高次脳機能障害のある人に対し、発達障害者支援センターや高次脳機能障害者相談支援窓口を開設し、支援に努めています。また、発達障害については、保育所、幼稚園、学校等が連携し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が求められています。

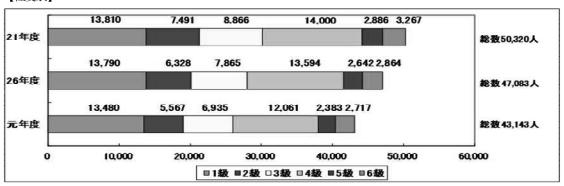
身体障害者数(身体障害者手帳交付者数)の推移

身体障害者数(身体障害者手帳交付者数)の推移

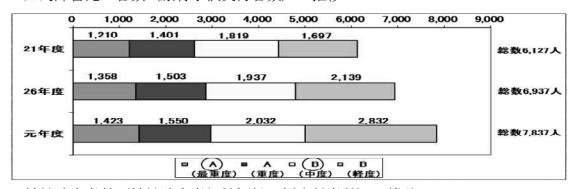
【障害別】



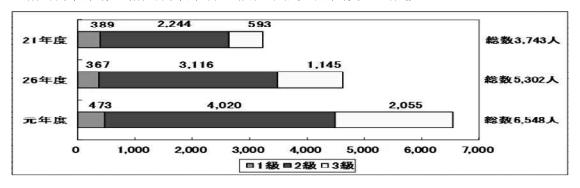
【程度別】



知的障害児・者数(療育手帳交付者数)の推移



精神障害者数(精神障害者保健福祉手帳交付者数)の推移



出典:障害福祉課

【対策】

- (1) 障害福祉サービス提供体制の充実
 - ① 障害福祉サービスの事業量の確保

障害者が地域においてライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、かがわ障害者プランに基づき、市町と連携して、利用者のニーズに対応した 障害福祉サービスの事業量を確保します。

② 障害福祉サービスの質の確保

適切な指導監査の実施、障害者施設・サービス事業者における苦情解決窓口や第 三者委員の設置、運営適正化委員会における苦情解決、福祉サービス第三者評価制 度の導入等を通じ、サービスの質の確保・向上を図ります。

③ 福祉人材の養成・確保

市町の相談窓口や指定相談支援事業所において相談支援を行う相談支援従事者、 障害者施設・サービス事業者においてサービス提供を管理するサービス管理責任者 など、福祉サービスを担う人材の養成・資質向上に努めます。

④ 様々な分野との連携体制の整備

日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)や発達障害等を含む精神障害者に対する支援体制の整備を図るため、関係する様々な分野が連携を図るため協議の場を設置し、総合的な支援体制の整備に努めます。

(2) 障害者の就労の促進

障害者の働く場を確保するため、障害者就業・生活支援センターの活動を充実させるとともに、障害者施設の工賃向上の取組みを支援するなど、福祉施設で働く障害者の所得向上を促進します。

(3) 障害者の社会参加の促進

まちのバリアフリー、情報のバリアフリー、心のバリアフリー、スポーツ、文化・芸術活動の振興などを通じて、障害者の自立と社会参加を促進します。

(4) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な障害者が地域で自立した生活を送れるよう、かがわ後見ネットワーク等と連携し、成年後見制度の普及啓発を行い、その利用促進を図るとともに、市町や関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応、その後の適切な支援が図られるよう努めます。

- (5) 多様な障害のある人への対応
 - ① 発達障害児・者への対応

発達障害者支援センター「アルプスかがわ」において、発達障害児・者やその家族に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、保育所、幼稚園、学校等に対し専門的な助言、支援を行うほか、各種研修を実施し、発達障害に関する理解促進に努めます。

② 高次脳機能障害者への対応

かがわ総合リハビリテーションセンターに、高次脳機能障害者への支援を行うための拠点施設をおき、専門的な相談支援、支援手法等に関する研修等を実施します。

2 障害者の医療の確保等

【現状・課題】

障害による影響を軽減するためには、障害の早期発見や傷病治療の継続のほか、リハビリテーションにより心身機能の維持・回復に努めることが肝要です。しかし、障害のある人が心身の状態が不安定のまま放置されると、さらに二次障害を引き起こすことなどにより障害が重複・重度化する場合が見られます。

このため、医療だけでなく、保健、福祉と連携を密にして、障害児・者への援助などの取組みが重要となります。

【対策】

(1) リハビリテーションの推進

脳卒中や事故等による傷病治療後の障害状態の軽減や機能回復、障害児・者の心身機能の低下や障害状態の悪化防止(二次障害の予防)等を目指し、専門的なリハビリテーションから身近なものまで地域において適切なリハビリテーションが提供されるよう、地域リハビリテーション体制の構築を推進します。

(2) 育成医療、更生医療、精神通院医療、特定疾患治療研究事業等の継続

心身に障害のある児・者や慢性疾患児・者に対する育成医療、更生医療、精神に障害のある者に対する精神通院医療、特定疾患医療治療研究事業等の公費負担制度を継続するとともに、障害者の医療費負担の軽減を図るため、重度の心身障害児・者に対し医療費自己負担分の一部を給付します。

(3) 在宅障害児・者の医療確保

在宅の障害児・者の疾病の予防及び治療のため、地域の医療機関などでの受診しや すい体制について検討を進めるとともに、地域における歯科診療体制の整備を推進し ます。

(4) 在宅障害児・者の歯科医療確保

県においては、障害児・者に対する歯科医療や相談が円滑に実施できるよう体制整備を行っています。また、県歯科医師会における訪問歯科診療対応窓口の設置等の取組もなされています。今後は、各地域における障害児・者の歯科医療の拠点の整備について検討を進めます。

第7節 母子保健福祉対策

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを推進するため、保健・医療・福祉の連携による総合的な母子保健福祉対策の充実強化が求められており、国の「健やか親子21 (第2次)」(注1) や本県の「第2期香川県健やか子ども支援計画」(注2)において具体的な目標を設定して取り組んでいます。

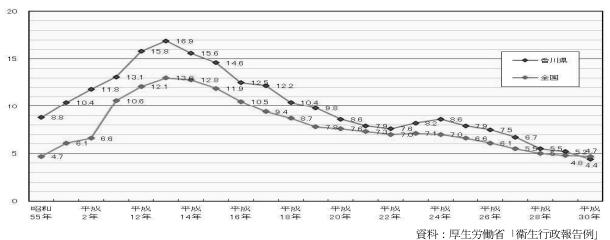
【現状・課題】

- (1) 20 歳未満の人工妊娠中絶率 (注3) は、本県は全国平均よりもやや低い状況にあります。
- (2) 出産年齢の高年齢化に伴い、周産期医療の重要性は増大し、安心できる母子保健医療体制の充実や総合的な周産期医療体制の整備を図る必要があることから、「総合周産期母子医療センター」を2ヶ所(四国こどもとおとなの医療センター・香川大学医学部附属病院)指定し、「地域周産期母子医療センター」を1ヶ所(高松赤十字病院)認定しています。

(*周産期医療体制の項を参照)

- (3)子どもを持ちたいと望むカップルの不妊や不育に関する不安や悩みに対応するため、不妊・不育症相談センターを開設し、専門的な相談に応じています。
- (4) 乳幼児期からの生活リズムの乱れ、学齢期における朝食の欠食や肥満など食習慣・生活習慣の問題が深刻化する中、家庭や地域、学校、関係機関が連携し、食育の推進に取り組んでいく必要があり、子どもの肥満防止対策や幼児肥満に対するハイリスクアプローチの必要性についての啓発に取り組んでいます。
- (5) 育児経験の乏しさや核家族化の進行などにより、子育てについての不安や悩みを持つ親が増加する中、子ども女性相談センターと西部子ども相談センターでの児童虐待対応件数は依然として深刻な状況にあり(平成28年度対応件数959件)、警察、学校、地域、関係機関が連携して虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことが求められています。
- (6) 自閉症、注意欠陥/多動性障害(ADHD)など気になる子どもを早期に発見し、 早期に適切な発達支援につなげるため、乳幼児健康診査の充実や相談体制づくり、さ らには、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携した継続的な支援が求められ ています。

10 代の人工妊娠中絶率の年次推移 (女子人口千人当たり)



【対策】

- (1) 思春期保健対策の強化と健康教育の推進
 - ① 思春期における性や心の問題に対応するため、家庭、学校、市町、保健所、医療機関等が連携を図りながら、相談活動や保健指導の充実に努めるとともに、情報や意見交換を行うためのネットワークづくりを推進し、正しい知識の普及啓発や情報提供の充実に努めます。
 - ② 思春期特有の心身に関する不安や悩みなどについて、保健、教育関係者を対象とした研修の充実を図ります。また、思春期の子ども同士が話し合ったり、相談したりするピア(仲間)カウンセリングの取組みなどを促進します。
- (2) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊等への支援
 - ① 周産期医療体制の充実(*周産期医療体制の項を参照)
 - ② 安全で快適な出産環境により、妊娠出産に満足し、その後の子育てが楽しいと感じられるような「いいお産」の普及啓発を図ります。
 - ③ 不妊・不育症相談センターにおいて、不妊・不育症等に悩む夫婦等を対象として、専門的知識を有する医師、看護師、保健師等による相談に加えて、心理カウンセラーによる妊娠・出産をとりまく精神的な悩み相談等、こころのケアの充実を図ります
 - ④ 特定不妊治療費の一部を助成することにより、子どもを持とうとする夫婦の経済的 負担の軽減を図ります。
- (3) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
 - ① 母子保健医療に関する知識等の普及啓発
 - ア 各種相談指導の場等を活用して、母子保健に関する正しい知識の普及啓発と、母子保健施策についての情報提供に努めます。
 - イ 特定の慢性疾病などについて医療費の助成を行い、早期治療や障害の軽減に努めます。

- ② 妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの充実
 - ア 乳幼児や妊婦の健康診査の精度管理や家庭訪問などにより、育児支援の必要な養育者の把握とその後の支援が図られるよう市町に対する母子保健情報の収集・提供や、分析・評価に努めます。
 - イ 乳幼児期からの生活リズムの確立や望ましい食習慣の普及啓発に努めるととも に、保育所等や地域子育で支援拠点など関係団体が連携・協働した食育活動の取 組みを促進します。
 - ウ 幼児肥満に対してハイリスクアプローチの必要性を啓発します。
- ③ 子どもの心の健やかな発達の促進と育児不安の軽減
 - ア 妊娠の届出時や乳幼児健康診査、家庭訪問等を通して、育児に対して不安感や 負担感を抱える家庭を早期発見し、切れ目ない支援を行うなど、専門的・重点的 子育て支援施策を実施し、親の養育支援や虐待の未然防止に努めます。
 - イ ハイリスク妊産婦等に対する心のケアが重要であることから、周産期医療機関と 連携して、市町等の訪問指導による未熟児等への早期支援と母親への心のケアに 努めるなど継続的な看護体制の充実を図ります。
 - ウ 発達障害やストレス関連障害など様々な子どもの心の問題に対し、適切な対応が できる支援体制を構築します。
 - エ 発達障害等の障害及びその疑いのある子どもを対象に、心身の健全な発育や運動機能の発達を促すための親子の運動教室(かるがも教室)を開催します。
 - オ 地域で孤立しがちな親子に対し、声かけ・見守りなどを行う子育てボランティアやNPOなどの相談支援におけるマンパワーの充実を図るとともに、地域子育て支援センターやつどいの広場など、身近な場所での地域での子育て支援の拠点づくりを促進し、育児不安の軽減に努めます。
- 注1:「健やか親子21(第2次)」とは⇒
 - 21世紀における母子保健の国民運動計画(平成27年度~令和6年度(2024年度))。
 - ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 ③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり ④育てにくさを感じる親に寄り添う支援 ⑤妊娠期からの児童虐待防止対策を課題とする。
- 注2:「第2期香川県健やか子ども支援計画」(令和2年度~令和6年度)とは⇒

次世代を担う子どもたちを安心して産み、健やかに育てることができるかがわづくりを目指し、①結婚・妊娠期からの支援、②地域における子ども・子育て支援の充実、③子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備、④子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上等を基本施策としている。

注3:20歳未満の人工妊娠中絶実施率とは ⇒ 15歳以上20歳未満の女子人口千人当たりの数値

第8節 保健福祉施設の機能強化

疾病予防から治療、介護(福祉)までのニーズに応じた多様なサービスが、地域において切れ目なく一貫して提供される、患者本位の医療の確立に向けては、医療提供施設の機能の強化に加え、保健・福祉関係施設の機能も強化され、その上で相互の連携を高めていくことが重要です。

1 保健所

【現状・課題】

保健所は、地域における疾病の予防や感染症等の対応、医事、薬事、食品衛生、環境衛生などの公衆衛生行政の中心的な機関として、住民の健康の保持及び増進に寄与しています。

近年、少子高齢化の急速な進行や住民の健康意識の高まり、生活習慣病の増加など疾病構造の変化、感染症、毒物及び災害等に起因する健康危機事案や精神保健事案への対応など、保健・医療・福祉に係るニーズは高度化・多様化してきており、これらに迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

また、直近では新型コロナウイルス感染症患者への対応の中核を担っているため、感染拡大時には、保健所に大きな業務負荷が発生しており、限られた人員の中で、積極的疫学調査や情報管理などの感染防止に係る対策を適切に行っていく必要があります。

【対策】

- (1) 保健・医療・福祉の連携体制の強化を図り、住民のニーズに的確に対応するとともに、地域における情報の収集、管理及び分析を進めながら、専門的、技術的な機能を強化しつつ、ソーシャルキャピタルを活用した支援を推進し、住民の健康の保持・増進に努めます。
- (2) 地域における健康危機管理の拠点として、平常時には監視業務等を通じて健康危機 の発生を未然に防止するとともに、発生時に円滑な対応ができる体制整備や所管区域 ごとに関係機関との連携強化を図ります。また、健康危機管理マニュアル等に従い、 迅速かつ適切な対応を図ります
- (3) 新型コロナウイルス感染症対応については、発生監視と積極的疫学調査により、感染拡大の防止に取り組むとともに、相談業務をコールセンターに集約することにより、保健所への負担軽減を図ります。また、感染拡大により保健所の人員が不足する場合には、保健師や看護師を保健所へ短期集中的に派遣できる体制を整備します。

2 精神保健福祉センター

【現状・課題】

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する中核機関として、 地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、社会復帰 の促進、自立と社会経済活動への参加促進のための援助等、広範囲にわたって精神障害 者の保健福祉活動に大きな役割を担っています。

近年、社会情勢や家庭環境が大きく変化する中で、ひきこもりや自殺、依存症などの問題が注目を集めています。このようなこころの健康問題は、年齢や属性を問わず深刻化しており、県民の身近な問題として一層の対応が求められています。

【対策】

地域住民の精神的健康の保持・増進を目指し、地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所や市町などの関係機関に対して、専門的な立場から積極的な技術指導及び技術援助を行います。

広く県民の身近な問題にも対応できるよう、相談体制を充実強化し、こころの健康相談、アルコール、薬物、思春期などの相談活動を積極的に行います。

当センター内に設置するひきこもり地域支援センターの取組みを通じて、ひきこもり本人や家族などへの支援の一層の強化を図ります。周囲で身近な支援者を増やすなどの自殺対策にも取り組んでいきます。

3 障害福祉相談所

【現状・課題】

障害福祉相談所は、身体障害者、知的障害者、障害児の福祉に関する中核機関として、補装具、自立支援医療、障害者手帳、発達等の相談、判定、指導を行っています。さらに、障害者権利擁護センターとして、市町、障害福祉課、労働局等の関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止、早期発見などへの対応をしていますが、特に、市町の機能強化を目指した専門的助言が求められています。

また、障害者差別に関する相談に的確に応じながら、障害を理由とする差別の解消を 図り、障害者の暮らしやすい地域づくりの推進に努めています。

【対策】

障害者(児)等に関する相談支援が効果的に展開されるよう、市町や関係機関と連携し、積極的に対応するとともに、専門的な立場から、市町や関係機関に対し、技術的な指導や援助を行います。

障害者権利擁護センターでは、障害福祉課及び市町と連携し、障害者虐待の早期発見、迅速な対応を行うとともに、障害者虐待を未然に防ぐための体制を確立していきます。 障害者差別に関しては、相談内容に関する関係者等への啓発に努め、障害者の暮らしやすい地域づくりを図ります。

【対策】

障害者(児)等に関する相談支援が効果的に展開されるよう、市町や関係機関と連携し、積極的に対応するとともに、専門的な立場から、市町や関係機関に対し、技術的な指導や援助を行います。

障害者権利擁護センターでは、障害福祉課及び市町と連携し、障害者虐待の早期発見、 迅速な対応を行うとともに、障害者虐待を未然に防ぐための体制を確立していきます。 障害者差別に関しては、相談内容に関する関係者等への啓発に努め、障害者の暮らしやすい地域づくりを図ります。

4 児童相談所(子ども女性相談センター)

【現状・課題】

児童相談所は、市町との適切な連携の下で、子どもに関する家庭その他からの相談に 応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行うことにより、子どもの福祉を図る とともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置された機関です。

近年、児童虐待や不登校など子どもの心身を取り巻く問題が深刻化しており、市町との適切な役割分担に基づく対応や、警察、保健・医療機関、教育機関等との連携の強化が求められています。

【対策】

児童家庭相談に応じる市町に対し支援を行うとともに、効果的なソーシャルワークの 技法開発や確立はもとより、医療、保健その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、 司法関与の仕組みの有効活用等により迅速かつ的確な対応を図ります。

また、児童虐待を受けた子ども等が良好な家庭環境の下で生活できるよう、子どものみならず保護者も含めた家庭支援に一層積極的に取り組みます。

5 環境保健研究センター

【現状・課題】

環境保健研究センターは、本県における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供の業務を通じ、公衆衛生の向上及び増進に重要な役割を果たしています。

食中毒や微生物による感染症の疫学調査をはじめ、医薬品、食品及び家庭用品等の安全性に関する調査研究や試験検査を行っています。また、地域保健・衛生関係機関に対する検査技術の支援を行うとともに公衆衛生情報の収集・解析・提供を行っています。近年、新興・再興感染症対策、食品中の残留農薬等による健康被害の原因の特定など、様々な健康危機に対応するため、環境保健研究センターが果たすべき役割の重要性は増しています。

高度化かつ多様化する公衆衛生及び健康危機管理上の要請に応えるため、環境保健研究センターの体制と機能が維持強化されるよう、技術系職員の検査技術の向上や検査機器類の整備を図る必要があります。

【対策】

(1) 検査機器の整備拡充

国際化に伴う新興・再興感染症対策、食品中の残留農薬等による健康被害の原因の特定など、様々な健康危機に対応するため、検査機器の整備拡充を図ります。

(2)調査研究事業の推進

県民ニーズに対応するため、食中毒や感染症の疫学調査、医薬品・食品等の安全性などに関する調査研究事業の一層の充実を図ります。

(3) 公衆衛生情報の収集・提供

調査研究成果の効率的な運用を図るため、広く県民及び関係機関に対し、必要な情報の提供に努めます。

(4) 試験検査の信頼性確保

試験検査の信頼性を確保するため、定期的に外部・内部精度管理を実施するとともに、業務の実施に必要な検査技術の向上を図ります。

(5) 技術の支援

公衆衛生及び健康危機管理の向上のため、関係検査機関の検査技術の支援を積極的に推進します。

第10章 健康危機管理体制の構築

第1節 健康危機管理体制

東日本大震災、O157食中毒、高病原性鳥インフルエンザ、豪雨災害、世界各地に極めて深刻な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症(COVID-19)など、全国で地域住民の生命、健康を脅かす事態が相次いで発生し、今後も南海トラフ地震や新たな感染症の発生が予想されています。

健康危機管理とは、感染症、医薬品、食中毒、飲料水汚染その他何らかの原因により生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務のことを指しており、不特定多数の人々に健康被害が発生又は拡大する可能性がある場合には、公衆衛生の確保という観点から積極的に対応を図っていくことが重要です。

【現状・課題】

- (1) 特定の事象への対応
 - ① 健康危機の具体的な事象としては、感染症、毒物・劇物、集団急性中毒、大規模食中毒などによる健康危機のほか、大地震や風水害などによるものがありますが、個別事象ごとの健康危機管理については、事象別のマニュアルにより対応することとしています。

また、健康危機への対応については、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所が、 それぞれの地域において中核的役割を担っており、各保健福祉事務所等に安全・安 心対策班を設置して所内の体制を強化し、健康危機管理マニュアル、発災時業務リ スト等を整備し、健康危機の発生時を想定した組織・体制の確保に努めています。

- ② 新型コロナウイルス感染症等の感染症、化学物質による災害あるいは生物テロ等の健康危機に直面した場合に、県民の不安を解消し、鎮静化することは健康危機管理業務の最も重要な課題です。特に、原因不明の事例については、急性に発症する疾患だけではなく、環境汚染や薬害等の慢性的な経過をたどる疾患についても把握することが重要です。
- ③ 感染症の大規模発生時の対応として、感染症法に基づき策定した「香川県感染症予防計画」により健康危機に対する情報・適切な医療の提供、知識の普及、予防のための対応方針が整備されています。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、「香川県新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「香川県新型インフルエンザ等対応マニュアル」を見直すなど、今回の知見を活かした対策の強化が必要です。

その他の感染症に対する医療提供体制等の一層の整備・充実も必要です。

④ 大規模な食中毒の発生時の対応として、迅速かつ的確な調査を行い、事故の拡大

防止や再発防止を図るための「香川県食中毒対策要綱」を策定しています。

また、毒物混入による中毒事件など、県民に重大な健康危機が発生した場合、その拡大を防止するとともに、迅速かつ的確な医療の確保、関係部局の情報の共有化と連携強化を図ることを目的に、「集団急性中毒発生対応連絡会」を設置し、危機管理体制の強化を図ることとしています。

- ⑤ 南海トラフ地震の発生に備え、想定される負傷者の医療救護を迅速かつ的確に行うため、市町、郡市地区医師会、医療機関、消防などの関係機関による医療救護体制を整備する必要があります。
- (2) 医療機関等との連携体制

健康危機が発生した場合には、地域保健の第一線機関である各保健福祉事務所等が 初動対応を担うことから、それらを中心とした健康危機管理体制の構築が必要です。 特に、早急な原因の究明や適切な医療の確保が求められるため、医療機関、警察、消 防等との連携の強化が必要です。

- (3) 平時対応、有事対応、事後対応
 - ① 平時対応

健康危機管理において最も重要なことは、健康危機の発生を未然に防止することです。平常時における監視等の事前管理を徹底し、健康危機の発生を未然に防止するとともに、常に健康危機管理の意識を高めておく必要があります。

② 有事対応

健康危機が発生した場合には、各保健福祉事務所等においては対応体制の確定、 正確な情報の把握、原因の究明、医療の確保等を迅速に行い、住民の健康被害の拡 大防止に努めることが必要です。また、風評被害や精神的な不安による被害の拡大 の防止が必要です。

③ 事後対応

健康危機発生による被害の回復に当たっては、PTSD対策も含めた精神保健医療活動を充実させる必要があります。

【対策】

- (1) 特定の事象への対応
 - ① 健康危機の発生時に迅速かつ適切な対応を行うために、県及び各保健福祉事務所等の組織及び体制の確保、関係機関との連携の確保、人材の確保、訓練等による人材の資質の向上、施設、設備及び物資の確保、知見の集積等を図ります。
 - ② 新興感染症などの新たな健康危機、原因不明の健康危機についても、県民の不安解消やまん延防止のため、正確な情報提供に努めるとともに、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切な対応により被害の拡大防止に努めます。
 - ③ 感染症発生動向調査による情報の収集・分析等により、感染症の発生状況等、流行の実態を迅速に把握し、感染症の発生及び拡大防止に努めます。

- ④ 感染症指定医療機関等の整備及び感染症発生時の検査体制、患者搬送体制の整備に 努めるとともに、大学等と連携した感染症対応医療従事者の確保・養成を通じて医療提供体制の充実を図ります。
- ⑤ 「集団急性中毒発生対応連絡会」を必要に応じて開催し、情報交換等に努めるとともに、保健福祉事務所等の担当者を対象に、現場における対処・検査等の研修を実施し、緊急時における対応の強化を図ります。
- ⑥ 毒物又は劇物の流出・漏洩事故などの未然防止対策の充実に努めます。また、健康被害が発生した場合は、できる限りその拡大を防止するとともに、迅速かつ的確な医療の確保等を図るため、関係部局が横断的かつ総合的に取り組めるよう情報を共有化し、迅速な対応ができるよう関係機関の連携強化を図ります。
- ⑦ 南海トラフ地震の発生に備え、香川県医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を 実施できるよう、各保健福祉事務所が中心となり、情報の収集・提供体制の確立や医 療救護に関する調整機能の向上に努めます。

(2) 医療機関等との連携体制

各保健福祉事務所等ごとに医療機関、警察、消防等の関係機関で構成する健康危機 管理連絡会を開催し、健康危機の未然防止や発生時の円滑な対応のため、連携の強化 を図ります。

- (3) 平時対応、有事対応、事後対応
 - 平時対応
 - ア 各種法令に基づく監視業務の多くは、健康危機の発生の防止を目的として設けられたものであり、各保健福祉事務所等における平常時の監視業務について、日頃から万全の対応を図ります。
 - イ 健康危機に対する適切な管理能力を身につけるためには、様々な健康危機事例 の原因とその対応策について熟知すること、健康危機に際しても落ち着いて適切 に対応する力量を身につけることが必要です。そのため、様々な研修を通して専門的知識の習得を図るとともに、模擬訓練や図上演習を実施して職員の意識を高め、その訓練を通して把握された課題への対策検討、マニュアルの修正などを行い健康危機への対応能力の向上を図ります。

② 有事対応

- ア 健康危機発生時には、保健福祉事務所等を中心に健康危機管理マニュアル等に 従い、迅速かつ適切な対応を図ります。健康危機の規模が大きい場合や社会的な 影響が大きい場合などその内容が重大な場合には、必要に応じて県対策本部を設 置し、他の保健福祉事務所等や市町からの応援を要請する、また、健康危機の原 因究明が困難である場合には、国立感染症研究所等の専門機関の協力を要請する など、健康被害の拡大防止を図ります。
- イ 被害の状況及び原因、健康危機に対する基本的な対処方法や注意事項、今後の 見通し等について早期に説明を行い住民の不安の除去に努めます。

ウ 健康被害を受けた被害者の情報は個人情報として保護し、プライバシーへの配 慮に努めます。

③ 事後対応

- ア 被害者の心理的な変化を幅広く捉え、心のケア等を行うため、受診・相談体制の確保を図ります。
- イ 健康危機の経過、対応等について分析、事後評価を行います。再発が危惧される健康危機事象については、課題の整理、検討を行い、再発防止に向けた必要な対策を実施します。

第2節 医薬品等の安全対策

1 医薬品等の安全確保

人の生命、健康を守るために不可欠な医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保を図るためには、その開発、治験から承認審査、製造、販売、使用、市販後の調査に至る総合的な施策の充実を図ることが重要です。

【現状・課題】

- (1) 医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のためには、製造販売業者における品質 管理及び製造販売後の安全管理の徹底と製造業者における製造管理及び品質管理の徹 底が重要であることから、県が立入検査等により監視指導を行っています。
- (2) 薬局・医薬品販売業においては、薬剤師等による医薬品の適正な管理と消費者への情報提供が求められています。これらの実現を図るために、保健所の薬事監視員が監視指導を実施しています。また、平成25年の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)改正により、一般用医薬品のインターネット販売が認められるとともに、「要指導医薬品」という区分の新設、リスクの程度に応じた情報提供と適切な相談応需等のルールの整備が行われましたが、その定着状況を継続して確認する必要があります。
- (3) 医薬品は、適正に使用されなければその効果が期待できないばかりか、思わぬ副作用が起きることもあります。さらには、近年、医薬品等を安易に個人輸入するような実態も存在します。そこで、様々な機会をとらえて、医薬品の正しい使い方について普及啓発を行う必要があります。また、医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用による健康被害が発生した場合に、その救済を図るため、医薬品副作用被害救済制度が設けられており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が業務を行っています。
- (4) ダイエット用健康食品に含まれていた医薬品成分による健康被害が全国的に問題となったことから、県においても、健康食品の買い上げ検査を行うとともに、県ホームページやリーフレット等を活用して県民に注意を呼びかけています。
- (5) 覚醒剤、大麻等の薬物乱用は、依然として後を絶たず、しかも青少年層にまで浸透するなど深刻な様相を呈しており、その社会的弊害は、計り知れないものがあります。また、危険ドラッグ(注)に関しては、検挙者数が減少し、全国でも街頭店舗が消滅する等、一定の成果は挙げているものの、入手方法がインターネットを利用するなど、潜在化が潜在化が継続しています。

【対策】

(1) 監視指導の充実強化

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者及び製造業者に対する監視指導の充実強化に努めます。

また、薬局・医薬品販売業者に対して、消費者へ医薬品のリスクに応じた適正な情報提供が行われるよう、監視指導を強化します。

(2) 医薬品情報の収集と提供

県のホームページや関係機関の発行する医薬品情報などを活用し、医薬品等の副作用や適正使用などに関する情報を、医療機関等へ正確かつ迅速に提供するよう努めます。

(3) 医薬品の適正使用についての普及啓発

「薬と健康の週間」(10 月 17 日~23 日)を中心に、県薬剤師会等の関係機関と連携して、市町の健康まつり等におけるパネル展示やお薬相談コーナーの設置、その他各種広報媒体を利用して医薬品の正しい知識の普及啓発に努めます。

(4)薬物乱用防止の推進

薬物乱用防止教室の開催など青少年を対象とした薬物乱用防止啓発活動を一層充実し、薬物乱用を許さない社会環境の醸成に努めます。

また、危険ドラッグ(注)については、その有害性のみならず、麻薬等の乱用の契機となることも危惧されることから取締りの強化に努めます。

(注) 危険ドラッグとは ⇒ 大麻の成分であるTHC (テトラヒドロカンナビノール) に類似した構造を持つ合成化学物質を、乾燥させた植物片に浸透させたり、混ぜたもの。「脱法ドラッグ」等の名称で呼ばれていたが、危険性が伝わらないとして、平成26年7月、厚生労働省は新たな名称を公募により「危険ドラッグ」とした。

2 緊急医薬品の備蓄

抗毒素やワクチン等の緊急医薬品及び災害時用医薬品等の備蓄・供給体制を一層整備することが重要です。

【現状・課題】

- (1) 県は、大規模な地震災害に対応するため、災害発生初期の救護活動に必要とされる医薬品及び医療機器を公的医療機関等28箇所(令和2年4月1日現在)に分散し、備蓄しています。また、災害救助に必要な医薬品等の確保について、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合及び日本産業・医療ガス協会香川県支部並びに香川県医療機器販売業協会と協定を締結しています。
- (2)シアン・ヒ素等の薬物中毒の発生に対応するための解毒剤を県内の5病院で備蓄しており、今後も継続実施する必要があります。
- (3) 抗毒素やワクチン等の緊急医薬品は、国有ワクチンとして、県内では(一財)阪大 微生物病研究会観音寺研究所に備蓄されており、必要な時に円滑に医療機関に供給が 行われる必要があります。
- (4) 新型インフルエンザ対策として、抗インフルエンザウイルス薬【タミフル (カプセル) 36,900 人分、タミフル (ドライシロップ) 19,100 人分、リレンザ 31,100 人分及ラピアクタ 7,500 人分、イナビル 42,600 人分 (令和 2 年 8 月末)】を備蓄しています。

【対策】

(1) 災害時用医薬品等の備蓄

備蓄医薬品等の期限切れがないよう管理し、また、必要に応じて備蓄品目の見直し を行うとともに、関係機関・団体と連携を図って効率的かつ確実な備蓄に努めます。

(2) ワクチン等緊急医薬品の供給

関係機関・団体及び国有ワクチン備蓄場所との連携のもと、緊急医薬品の供給体制の整備を推進し、円滑な供給が行われるよう努めます。

第3節 食品の安全性確保対策

食品の安全性確保は、健康な生活の基礎となるものです。しかし、都道府県等を超える 広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり等、食品による健康被害への対応が喫 緊の課題となっています。また、調理食品、外食・中食への需要の増加等の食へのニーズ の変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった食や食品を取り巻く環境が 変化しています。

このような状況に対し、県民の食の安全・安心を確保する体制をさらに充実させる必要があります。

【現状:課題】

(1) 食品等の安全性確保

計画的に食品営業施設等への立入調査及び食品の収去検査を実施し、各種基準への適合性を確認しています。さらに、食品営業者を中心に、食品の衛生的な表示事項を確認するとともに、遺伝子組み換え食品の表示やアレルギー物質の表示等、注意を要する食品の表示方法を再確認しています。

(2) 食品等による危害発生防止

平成30年6月には、食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、全ての食品営業者はHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理を行わなければならなくなりました(令和2年6月1日施行)。そのため、食品営業者はもちろんですが、消費者に対しても食品衛生に対する正しい知識を普及するため、各種講習会で情報提供等を行うとともに、ホームページ・広報媒体を通じ啓発活動を行っています。

(3) 輸入食品対策

計画的に食品輸入事業者、小売店舗等への立入調査を行い、食品の保管状況、表示事項等の確認を行うとともに、計画的に収去検査を行っています。

(4) 乳肉衛生対策の推進

畜水産食品(食肉、鶏卵、魚介類等)を取扱う営業者に対して、定期的に立入調査及び収去検査を行い、食中毒の発生防止と衛生水準の向上を図っています。また、野生鳥獣肉の利用が普及しつつあることを踏まえ、野生鳥獣肉の衛生管理について周知啓発し、事業者及び消費者の安全の確保を図っています。

【対策】

(1) 各種計画の策定

「香川県食の安全・安心基本指針」に基づき、「食品衛生監視指導計画」、「農林水産物の安全・安心確保計画」及び「消費者の食の安全安心推進計画」を策定し、適正に実行することにより、食品の安全性確保を図ります。

- (2) 監視指導体制の充実、食品衛生知識の普及啓発
 - (1)の計画を実行するに当たり、食品衛生専門監視指導班、食品衛生監視機動班 を有効に活用し、広域的な監視を行います。また、営業者、消費者に対し、最新の情

報を様々な媒体を通じて提供します。

(3) 食中毒防止対策

大量に調理を行う、仕出し・弁当調製施設、各種給食施設等に対して、適正な食品の取扱いを徹底するよう、重点的に監視指導し、食中毒の発生防止と食品衛生の向上を図ります。また、食中毒が発生しやすい気象条件等になった場合、「食中毒警報」を発令し、営業者のみならず、一般家庭へも注意喚起します。

(4) 輸入食品の衛生対策

計画的に取扱営業施設等へ立入し、保管状況、表示事項の確認等を行うとともに、収去検査を行い、各種基準の適合性を確認します。

第4節 生活衛生対策

理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業、興行場などの生活衛生関係施設は県民の日常生活に密接不可分な施設であり、衛生水準の確保や向上を図ることが常に求められています。 また、不特定多数の人々が利用する特定建築物(3,000 m²以上の店舗・百貨店・ホテルなど)においては、衛生的に維持管理することが求められています。

さらには、生活衛生関係業界の近代化や合理化に対する支援も必要となっています。

【現状・課題】

(1) 生活衛生関係施設

県民が日常的に利用する生活衛生関係施設においては、健康被害が生じないよう常に一定の 衛生水準を保つ必要があります。

特に、公衆浴場業及び旅館業においては、入浴施設に対するレジオネラ症防止対策を十分に 講ずることが求められています。

また、理容業及び美容業においては、毛染めによる皮膚障害を防止するため、安全性の確保 をより充実していく必要があります。

(2) 特定建築物衛生

近年、大型ショッピングセンターの増加等により、県民が密閉された特定建築物内で過ごす時間が増えており、特定建築物内の空気環境や給排水設備の衛生管理が重要となっています。

(3) 生活衛生関係業界

生活衛生関係営業者は、中小零細事業者が多く、経営が不安定になりやすい傾向があります。 さらに、生活衛生諸営業を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進展や消費者ニーズの変化に伴 う多様なサービスの提供が求められるなど、年々厳しくなっており、これらに的確に対応する ため、経営の安定化、創意工夫と個性を生かしたサービスの提供、従業者の技術力向上、後継 者の確保などの対策を図っていく必要があります。

【対策】

(1) 生活衛生関係施設の監視、指導の強化

生活衛生関係施設の監視、指導を計画的、効率的に実施し、県民が安心してこれらの施設を 利用できるよう、今後も継続して法令遵守、衛生管理の徹底を図っていきます。

(2) 特定建築物衛生の監視、指導強化

特定建築物の監視及び特定建築物の衛生管理責任者に対する指導をさらに強化し、県民が安心して特定建築物内で過ごせるよう、衛生管理の徹底を図っていきます。

(3) 生活衛生関係業界の指導、育成

業種ごとに組織化された生活衛生同業組合の指導、育成を図るとともに、生活衛生関係営業者の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図り、県民の安全・安心な生活環境づくりを推進するため、関係団体等と連携を図りながら各営業者及び関係団体の指導育成に努めていきます。